

農業災害補償法関係法令集 平成二十九年七月二十六日 改訂

○農業災害補償法

第一章 総則	二
第二章 農業共済団体の組織	
第一節 組合員	十
第二節 設立	十五
第三節 管理	十八
第四節 解散及び清算	二十五
第五節 登記	三十一
第三章 組合等の共済事業	
第一節 通則	三十六
第二節 農作物共済	六十五
第三節 家畜共済	七十五
第四節 果樹共済	九十二
第五節 畑作物共済	百二
第六節 園芸施設共済	百九
第七節 任意共済	百十四
第四章 農業共済組合連合会の保険事業	百十五
第五章 政府の再保険事業及び保険事業	
第一節 再保険事業	百二十四
第二節 保険事業	百三十三
第五章の二 監督	百四十
第五章の三 独立行政法人農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務	百四十二
第六章 補則	百四十四
第七章 罰則	百四十九
附則 (抄)	百五十一

○農業災害補償法施行規則

第一章 農業共済団体	二
第二章 共済、保険及び再保険	三十六
第三章 交付金	三
第四章 農漁業保険審査会の審査の申立て	百三十二
第五章 雑則	百四十
附則	百五十一

○農業災害補償法第十四条の規定による事務費国庫負担金交付規則

○農業災害補償法による農作物共済の共済目的たる食糧農作物を指定する政令

○農業災害補償法による果樹共済の共済目的たる果樹を指定する政令

○農業災害補償法による畑作物共済の共済目的たる農作物を指定する政令

○都道府県農業共済保険審査会規程

○都道府県農業共済保険審査会規程施行規則

○農漁業保険審査会令

○農業災害補償法

(昭和二十二年法律第百八十五号)

〔最終改正施行日 平成二十九年七月二十六日〕

目次

第一章	総則(第一条―第十四条)
第二章	農業共済団体の組織
第一節	組合員(第十五条―第十九条)
第二節	設立(第二十条―第三十条)
第三節	管理(第三十一条―第四十五条)
第四節	解散及び清算(第四十六条―第五十八条の五)
第五節	登記(第五十九条―第八十二条)
第三章	組合等の共済事業
第一節	通則(第八十三条―第一百三条)
第二節	農作物共済(第一百四条―第一百条の二)
第三節	家畜共済(第一百一十一条―第一百二十条)
第四節	果樹共済(第一百二十条の二―第一百二十条の十一)
第五節	畑作物共済(第一百二十条の十二―第一百二十条の十八)
第六節	園芸施設共済(第一百二十条の十九―第一百二十条の二十五)
第七節	任意共済(第一百二十条の二十六―第一百二十条の二十八)
第四章	農業共済組合連合会の保険事業(第二百一条―第三百三十二条の二)
第五章	政府の再保険事業及び保険事業
第一節	再保険事業(第三百三十三条―第四百一条の二)
第二節	保険事業(第四百一条の三―第四百十二条)
第五章の二	監督(第四百十二条の二―第四百十二条の七)
第五章の三	独立行政法人農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務(第四百十二条の八―第四百十二条の十四)
第六章	補則(第四百十三條―第四百十五條の三)
第七章	罰則(第四百十六條―第四百十八條)
附則	

○農業災害補償法施行令

(昭和二十二年政令二百九十九号)

〔最終改正施行日 平成二十九年七月二十六日〕

○農業災害補償法施行規則

(昭和二十二年農林省令第九十五号)

〔最終改正施行日 平成二十七年四月一日〕

目次

第一章	農業共済団体(第一条―第十四条)
第二章	共済、保険及び再保険(第十五条―第四十条の十)
第三章	交付金(第四十一条―第四十五条)
第四章	農漁業保険審査会の審査の申立て(第四十五条の二・第四十五条の三)
第五章	雑則(第四十六条)
附則	

第一章 総則

〔目的〕

第一条 農業災害補償は、農業者が不慮の事故に因つて受けることのある損失を補填して農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的とする。

〔構成〕

第二条 農業災害補償は、農業共済組合又は市町村（特別区のある地にあつては、特別区。以下同じ。）の行う共済事業、農業共済組合連合会の行う保険事業及び政府の行う再保険事業又は保険事業とする。

〔農業共済団体の法人性〕

第三条 農業共済組合及び農業共済組合連合会（以下農業共済団体という。）は、法人とする。

〔農業共済団体の名称〕

第四条 農業共済組合又は農業共済組合連合会の名称中には、農業共済組合又は農業共済組合連合会なる文字を用いなければならない。

② 農業共済団体でない者は、その名称中に農業共済組合又は農業共済組合連合会なる文字を用いてはならない。

〔農業共済団体の区域〕

第五条 農業共済組合の区域は、第五十三条の二第四項の特定組合以外の農業共済組合にあつては一又は二以上の市町村の区域、同項の特定組合にあつては都道府県の区域による。ただし、特別の事由があるときは、この区域によらないことができる。

② 農業共済組合連合会の区域は、都道府県の区域による。

〔農業共済団体の住所〕

第六条 農業共済団体の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

〔登記の効力〕

第七条 この法律の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければこれを以て第三者に対抗することができない。

第一章 農業共済団体

〔定義〕

第一条 この省令において使用する用語は、農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号。以下「法」という。）及び農業災害補償法施行令（昭和二十二年政令第百九十九号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

〔農業共済団体の事業年度〕

第八条 農業共済団体の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

第九条及び第十条 削除

〔印紙税の免除〕

第十一条 農業災害補償に関する書類には、印紙税を課さない。

〔農作物共済に係る共済掛金の国庫負担〕

第十二条 国庫は、農作物共済につき、水稻及び第八十四条第一項第一号の政令で指定する食糧農作物に係るものにあつては、第六百六条第一項第一号の農作物共済の共済目的の種類等ごと及び第七百七条第一項の農作物共済の共済事故等による種別ごとに、農業共済組合の組合員又は第八十五条の六第一項の共済事業を行う市町村との間に当該共済事業に係る共済関係の存する者（以下組合員等と総称する。）の支払うべき共済掛金のうち、当該組合員等に係る共済金額に、その者が組合員となつていて農業共済組合又はその者と当該共済関係の存する市町村に係る第七百七条第一項の農作物基準共済掛金率（その農業共済組合又は市町村が同条第四項の規定により危険段階別の共済掛金率を定めている場合にあつては、その者に係る危険段階別の農作物危険段階基準共済掛金率。次項において同じ。）を乗じて得た金額（第八十五条第四項（第八十五条の七において準用する場合を含む。）の規定により水稻につき病虫害を共済事故としない農作物共済に係る当該農作物共済の共済目的の種類等については、その金額から、その金額に第八十六条第二項の規定により農林水産大臣が定める割合を乗じて得た金額を控除して得た金額）の二分の一に相当する金額を負担する。

② 国庫は、農作物共済につき、麦に係るものにあつては、第六百六条第一項第一号の農作物共済の共済目的の種類等ごと及び第七百七条第一項の農作物共済の共済事故等による種別ごとに、組合員等の支払うべき共済掛金のうち、当該組合員等に係る共済金額に、その者が組合員となつていて農業共済組合又はその者と当該共済関係の存する市町村に係る同項の農作物基準共済掛金率及びその農業共済組合又は市町村に係る農作物共済掛金国庫負担割合を乗じて得た金額に相当する金額を負担する。

③ 前項の農作物共済掛金国庫負担割合は、第六百六条第一項第一号の

〔農作物共済に係る共済掛金国庫負担金の交付方法〕

第一条 農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号。以下「法」という。）第十二条第一項及び第二項の規定による負担金（特定組合（法第五十三条の二第四項の特定組合をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）は、組合等（法第十二条第三項の組合等をいう。以下同じ。）ごと、共済目的の種類ごと及び農作物共済の共済事故等による種別（法第七百七条第一項の農作物共済の共済事故等による種別をいう。以下同じ。）ごとに合計し、その合計して得た金額（以下「農作物交付対象負担金額」という。）のうち第一号に掲げる金額については、農林水産省令で定めるところにより、当該組合等の当該共済目的の種類及び農作物共済の共済事故等による種別に係る共済掛金の合計金額中その組合員等（法第十二条第一項の組合員等をいう。以下同じ。）の負担に係る部分の当該組合等による徴収の状況により、農作物交付対象負担金額のうち第二号に掲げる金額については、農林水産省令で定めるところにより、当該組合等の属する農業共済組合連合会の組合員たるすべての組合等（その農作物交付対象負担金額が、当該組合等に係る再保険料相当金額（当該組合等の属する農業共済組合連

第三章 交付金

〔農作物共済に係る交付金の金額〕

第四十一条 農作物交付対象負担金額のうち令第一条第一項第一号に掲げる金額又は収穫交付対象負担金額若しくは樹体交付対象負担金額のうち令第一条の二第一項第一号若しくは同条第三項において準用する同号に掲げる金額については、当該金額の交付を受ける組合等（特定組合を除く。以下第四十五条までにおいて同じ。）の当該農作物区分又は果樹共済再保険区分に係る共済掛金の合計金額中その組合員等の負担に係る部分の金額に対する当該組合等が徴収した当該負担に係る部分の金額の割合が次の表の上欄に掲げる割合に該当する場合に、当該令第一条第一項第一号に掲げる金額又は令第一条の二第一項第一号若しくは同条第三項において準用する同号に掲げる金額にそれぞれ当該下欄に掲げる率を乗じて得た金額（当該同号に交付を受けた金額を差し引いて得た金額）を超えない金額を交付するものとする。【準用…③】

割 合	
割	率
三割以上五割未満	百分の五十
五割以上七割未満	百分の七十
七割以上九割未満	百分の九十
九割以上	百分の百

② 農作物交付対象負担金額のうち令第一条第一項第二号に掲げる金額、収穫交付対象負担金額若しくは樹体交付対象負担金額のうち令第一条の二第一項第二号若しくは同条第三項において準用する同号に掲げる金額又は畑作物交付対象負担金額のうち令第一条の三第一項第一号に掲げる金額については、当該金額の交付を受ける組合等の属する農業共済組合連合会の組合員たるすべての組合等（令第一条第一項第二号又は令第一条の二第一項第二号若しくは同条第三項

農作物共済の共済目的の種類等ごと及び第七百七条第一項の農作物共済の共済事故等による種別ごとに、農業共済組合又は第八十五条の六第一項の共済事業を行う市町村（以下組合等と総称する。）に係る第七百七条第一項の農作物基準共済掛金率をそれぞれ次表の上欄に掲げる各級に区分して通次に当該下欄に掲げる割合を乗じて得た率を合計して得た率を同項の農作物基準共済掛金率で除して得た商に相当する数とする。

区 分	割 合
○・〇三以下の部分	百分の五十
○・〇三を超える部分	百分の五十五

④ 第一項又は第二項の規定による負担金に相当する金額は、毎会計年度予算で定めるところにより、一般会計から食料安定供給特別会計に繰り入れる。【準用…一三の六】

【負担金の処理】

第十三条 前条第一項又は第二項の規定による負担金は、組合員等が組合等に支払うべき共済掛金の一部に充てるため、政令で定めるところにより当該組合等にこれを交付する。

② 前項の規定により組合等（第五十三条の二第四項の特定組合を除く。以下この項において同じ。）に交付すべき交付金は、組合等に交付するのに代えて、当該組合等がその属する農業共済組合連合会に支払うべき保険料の全部若しくは一部に充てるため、当該農業共済組合連合会にこれを交付し、又は当該農業共済組合連合会が支払うべき再保険料の全部若しくは一部に充てて、食料安定供給特別会計の再保険料収入にこれを計上することができる。

③ 第一項の規定により第五十三条の二第四項の特定組合に交付すべき交付金は、当該特定組合に交付するのに代えて、当該特定組合が支払うべき保険料の全部又は一部に充てて、食料安定供給特別会計の保険料収入にこれを計上することができる。

【準用…一三の六】

【家畜共済に係る共済掛金の国庫負担】

第十三条の二 国庫は、家畜共済につき、組合員等の支払うべき共済掛金のうち、牛若しくは牛の胎児又は馬に係るものにあつてはその二分の一、豚に係るものにあつてはその五分の二に相当する金額（その金額が農林水産大臣の定める金額を超える場合にあつては、その農林水産大臣の定める金額）を負担する。¹¹

合会が政府に支払うべき当該共済目的の種類及び農作物共済の共済事故等による種別に係る再保険料に相当する金額に、当該組合等の当該共済目的の種類及び農作物共済の共済事故等による種別に係る再保険料に相当する金額（以下この項において「農作物異常部分保険料」という。）の当該組合等の属する農業共済組合連合会の組合員たるすべての組合等の当該共済目的の種類及び農作物共済の共済事故等による種別に係る農作物異常部分保険料の合計金額に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額をいう。以下この項において同じ。）を超える組合等に限る。）の当該共済目的の種類及び農作物共済の共済事故等による種別に係る共済掛金の合計金額の総計中これらの組合等の組合員等の負担に係る部分のこれらの組合等による徴収の状況により、農作物交付対象負担金額のうち第三号に掲げる金額については、毎年度農林水産大臣の定める方法により、交付するものとする。

一 農作物交付対象負担金額が、当該組合等がその属する農業共済組合連合会に支払うべき当該共済目的の種類及び農作物共済の共済事故等による種別に係る保険料に相当する金額を超える場合におけるその超える部分の金額

二 農作物交付対象負担金額が、当該組合等に係る再保険料相当金額を超える場合におけるその超える部分の金額（その超える部分の金額が、当該組合等が当該農業共済組合連合会に支払うべき当該共済目的の種類及び農作物共済の共済事故等による種別に係る保険料に相当する金額から当該組合等に係る再保険料相当金額を差し引いて得た金額を超えるときは、その差し引いて得た金額に相当する金額

において準用する同号に掲げる金額にあつては、当該農作物交付対象負担金額又は収穫交付対象負担金額若しくは樹体交付対象負担金額が、当該農業共済組合連合会が政府に支払うべきその組合等に係る再保険料相当金額（令第一条第一項の再保険料相当金額をいう。以下同じ。）又は再保険料に相当する金額を超える組合等に限る。）の当該農作物区分、果樹共済再保険区分又は農作物共済再保険区分に係る共済掛金の合計金額の総計中これらの組合等の組合員等の負担に係る部分の金額に対するこれらの組合等が徴収した当該負担に係る部分の金額の割合が前項の表の上欄に掲げる割合に該当する場合に、当該令第一条第一項第二号に掲げる金額、令第一条の二第二項第二号若しくは同条第三項において準用する同号に掲げる金額又は令第一条の三第三項において準用する同号に掲げる金額にそれぞれ当該下欄に掲げる率を乗じて得た金額（当該令第一条第一項第二号に掲げる金額、令第一条の二第二項第二号若しくは同条第三項において準用する同号に掲げる金額又は令第一条の三第三項において準用する同号に掲げる金額につき既に交付を受けた金額があるときは、その既に交付を受けた金額を差し引いて得た金額）を超えない金額を交付するものとする。

③ 第一項の規定は、特定組合農作物交付対象負担金額のうち令第一条第二項第一号に掲げる金額又は特定組合収穫交付対象負担金額、特定組合樹体交付対象負担金額若しくは特定組合畑作物交付対象負担金額のうち令第一条の二第二項若しくは第四項若しくは令第一条の三第二項において準用する同号に掲げる金額について準用する。この場合において、第一項中「組合等」とあるのは「特定組合」と、「又は果樹共済再保険区分」とあるのは「果樹共済再保険区分又は畑作物共済再保険区分」と、「組合員等」とあるのは「組合員」と読み替えるものとする。

【交付金の連合会へ交付】

第四十二条 政府は、法第十三条第二項（法第十三条の六において準用する場合を含む。）の規定により、農作物交付対象負担金額のうち令第一条第一項第二号に掲げる金額、収穫交付対象負担金額若しくは樹体交付対象負担金額のうち令第一条の二第二項第二号若しくは同条第三項において準用する同号に掲げる金額又は畑作物交付対象負担金額のうち令第一条の三第三項第一号に掲げる金額を、組合等に交付するのに代えて、当該組合等がその属する農業共済組合連合会に支払うべき当該農作物区分、果樹共済再保険区分又は畑作物共済再保険区分に係る保険料の一部に充てるため、当該農業共済組合連合会に交付するものとする。

〔収獲共済及び樹体共済の共済掛金の国庫負担〕

第一条の二 法第十三条の三第一項の規定に

〔果樹共済掛金の国庫負担金の交付〕

三 当該組合等の属する農業共済組合連合会が政府に支払うべき当該組合等に係る再保険料相当金額（その金額が農作物交付対象負担金額を超えるときは、その農作物交付対象負担金額に相当する金額）
② 特定組合に係る法第十二条第一項及び第二項の規定による負担金は、特定組合ごと、共済目的の種類ごと及び農作物共済の共済事故等による種別ごとに合計し、その合計して得た金額（以下この項において「特定組合農作物交付対象負担金額」という。）のうち第一号に掲げる金額については、農林水産省令で定めるところにより、当該特定組合の当該共済目的の種類及び農作物共済の共済事故等による種別に係る共済掛金の合計金額中その組合員の負担に係る部分の当該特定組合による徴収の状況により、特定組合農作物交付対象負担金額のうち第二号に掲げる金額については、毎年度農林水産大臣の定める方法により、交付するものとする。
一 特定組合農作物交付対象負担金額が、当該特定組合が政府に支払うべき当該共済目的の種類及び農作物共済の共済事故等による種別に係る保険料に相当する金額を超える場合におけるその超える部分の金額
二 当該特定組合が政府に支払うべき当該共済目的の種類及び農作物共済の共済事故等による種別に係る保険料に相当する金額（その金額が特定組合農作物交付対象負担金額を超えるときは、その特定組合農作物交付対象負担金額に相当する金額）

② 政府は、法第十三条の六において準用する法第十三条第二項の規定により、農業共済組合連合会ごとに、当該農業共済組合連合会の組合員たるすべての組合等に係る法第十三条の二の規定による負担金の合計額（以下「家畜交付対象負担金合計額」という。）又は法第十三条の五の規定による負担金の合計額（以下「園芸施設交付対象負担金合計額」という。）が、当該農業共済組合連合会が政府に支払うべき家畜共済に係る再保険料の合計額（以下「家畜再保険料合計額」という。）又は園芸施設共済に係る再保険料（当該再保険料のうち、法第三十六条第七項第二号に掲げる金額にあつては、保険金額に園芸施設再保険料基礎率乙を乗じて得た金額の百分の九十五に相当する金額（法第二百二十条の二十一ただし書の規定により共済規程等で別段の定めをした共済責任期間に係るものにあつては、その金額に法第二百二十四条第五項の農林水産大臣の定める係数を乗じて得た金額））の合計額（以下「園芸施設再保険料合計額」という。）を超えるときは、その超える部分の金額（法第十三条の二の規定による負担金にあつては、その超える部分の金額が、当該農業共済組合連合会の組合員たるすべての組合等が当該農業共済組合連合会に支払うべき家畜共済に係る保険料に相当する金額を合計して得た金額から家畜再保険料合計額を差し引いて得た金額を超えるときは、当該差し引いて得た金額に相当する金額）を、組合等に交付するのに代えて、当該組合等が当該農業共済組合連合会に支払うべき家畜共済又は園芸施設共済に係る保険料の一部に充てらるため、当該農業共済組合連合会に交付するものとする。
② 政府は、法第十三条の六において準用する法第十三条第二項の規定により、家畜交付対象負担金合計額（その額が家畜再保険料合計額を超えるときは、当該家畜再保険料合計額に相当する金額）を、組合等に交付するのに代えて、当該組合等の属する農業共済組合連合会が政府に支払うべき家畜共済に係る再保険料の全部又は一部に充てて、農業共済再保険特別会計の再保険料収入に計上するものとする。〔準用…⑤〕
第四十三条 政府は、法第十三条第二項の規定により、農作物交付対象負担金額のうち令第一条第一項第三号に掲げる金額を、組合等に交付するのに代えて、当該組合等の属する農業共済組合連合会が政府に支払うべき当該組合等の当該農作物区分に係る再保険料相当金額の全部又は一部に充てて、農業共済再保険特別会計の再保険料収入に計上するものとする。〔準用…③、④〕

第十三条の三

国庫は、収獲共済につき、第二百二十条の六第一項第一号の収獲共済の共済目的の種類等ごと及び第二百二十条の七第一項の収獲共済の共済事故等による種別ごとに、組合員等の支払うべき共済掛金のうち、当該組合員等に係る共済金額に、次の各号の区分により当該各号に掲げる率を乗じて得た金額の二分の一に相当する金額を負担する。

一 その者が組合員等である組合等が第二百二十条の七第一項の規定により共済掛金率を定めている場合にあつては、その者に係る収獲基準共済掛金率（その者の当該収獲共済の共済目的の種類等に係る共済掛金率について同条第二項の規定の適用があるときは、当該収獲基準共済掛金率を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される率）

二 その者が組合員等である組合等が第二百二十条の七第五項の規定により危険段階別の共済掛金率を定めている場合にあつては、その者に係る危険段階の収獲危険段階基準共済掛金率（その者の当該収獲共済の共済目的の種類等に係る共済掛金率について同条第二項の規定の適用があるときは、当該収獲危険段階基準共済掛金率を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される率）

② 国庫は、樹体共済につき、第二百二十条の六第六項の樹体共済の共済目的の種類等ごとに、組合員等の支払うべき共済掛金のうち、当該組合員等に係る共済金額に、その者に係る樹体基準共済掛金率（その者が組合員等である組合等が第二百二十条の七第九項の規定により危険段階別の共済掛金率を定めている場合にあつては、その者に係る危険段階の樹体危険段階基準共済掛金率）を乗じて得た金額の二分の一に相当する金額を負担する。

よる負担金（特定組合に係るものを除く。）は、組合等ごと、共済目的の種類及び収獲共済区分（法第二百二十二条第三項の収獲共済区分をいう。以下この条において同じ。）ごとに合計し、その合計して得た金額（以下この項において「収獲交付対象負担金額」という。）のうち第一号に掲げる金額については、農林水産省令で定めるところにより、当該組合等の当該共済目的の種類及び収獲共済区分に係る共済掛金の合計金額中その組合員等の負担に係る部分の当該組合等による徴収の状況により、収獲交付対象負担金額のうち第二号に掲げる金額については、農林水産省令で定めるところにより、当該組合等の属する農業共済組合連合会の組合員たるすべての組合等（その収獲交付対象負担金額が、当該農業共済組合連合会が政府に支払うべきその組合等に係る再保険料に相当する金額を超える組合等に限る。）の当該共済目的の種類及び収獲共済区分に係る共済掛金の合計金額の総計中これらの組合等の組合員等の負担に係る部分のこれらの組合等による徴収の状況により、収獲交付対象負担金額のうち第三号に掲げる金額については、毎年度農林水産大臣の定める方法により、交付するものとする。

一 収獲交付対象負担金額が、当該組合等がその属する農業共済組合連合会に支払うべき当該共済目的の種類及び収獲共済区分に係る保険料に相当する金額を超える場合におけるその超える部分の金額

二 収獲交付対象負担金額が、当該組合等の属する農業共済組合連合会が政府に支払うべき当該組合等の当該共済目的の種類及び収獲共済区分に係る再保険料に相当する金額を超える場合におけるその超える部分の金額（その超える部分の金額

③ 第一項の規定は、収獲交付対象負担金額又は樹体交付対象負担金額のうち令第一条の二第二項第三号又は同条第三項において準用する同号に掲げる金額について準用する。この場合において、「法第十三条第二項」とあるのは「法第十三条の六において準用する法第十三条第二項」と、「当該組合等の当該農作物区分に係る再保険料相当金額」とあるのは「当該果樹共済再保険区分に係る再保険料」と読み替えるものとする。

④ 第一項の規定は、畑作物交付対象負担金額のうち令第一条の三第一項第一号に掲げる金額について準用する。この場合において、「法第十三条第二項」とあるのは「法第十三条の六において準用する法第十三条第二項」と、「当該組合等の当該農作物区分に係る再保険料相当金額」とあるのは「当該畑作物共済再保険区分に係る再保険料」と読み替えるものとする。

⑤ 第二項の規定は、園芸施設交付対象負担金合計額について準用する。この場合において、「その額が家畜再保険料合計額」とあるのは「その額が園芸施設再保険料合計額」と、「当該家畜再保険料合計額」とあるのは「当該園芸施設再保険料合計額」と、「家畜共済」とあるのは「園芸施設共済」と読み替えるものとする。

⑥ 政府は、法第十三条第三項（法第十三条の六において準用する場合を含む。）の規定により、特定組合農作物交付対象負担金額のうち令第一条第二項第二号に掲げる金額又は特定組合収獲交付対象負担金額、特定組合樹体交付対象負担金額若しくは特定組合畑作物交付対象負担金額のうち令第一条の二第二項若しくは第四項若しくは令第一条の三第二項において準用する同号に掲げる金額を、特定組合に交付するのに代えて、当該特定組合が政府に支払うべき当該農作物区分、果樹共済保険区分又は当該畑作物共済保険区分に係る保険料の全部又は一部に充てて、農業共済再保険特別会計の保険料収入に計上するものとする。

⑦ 政府は、法第十三条の六において準用する法第十三条第三項の規定により、特定組合ごとに、当該特定組合の組合員に係る法第十三条の二の規定による負担金の合計額又は法第十三条の五の規定による負担金の合計額（その額が当該特定組合が政府に支払うべき家畜共済に係る保険料の合計額（以下「家畜保険料合計額」という。）又は園芸施設共済に係る保険料（当該保険料のうち、第四百四十一条の六第六項第二号に掲げる金額にあつては、共済金額に園芸施設保険料基礎率乙を乗じて得た金額の千分の八百五十五に相当する金額（法第二百二十条の二十一ただし書の規定により共済規程等で別段の定めをした共済責任期間に係るものにあつては、その金額に法第百

が、当該組合等が当該農業共済組合連合会に支払うべき当該共済目的の種類及び収獲共済区分に係る保険料に相当する金額から当該農業共済組合連合会が政府に支払うべき当該組合等の当該共済目的の種類及び収獲共済区分に係る再保険料に相当する金額を差し引いて得た金額を超えるときは、その差し引いて得た金額に相当する金額)

三 当該組合等の属する農業共済組合連合会が政府に支払うべき当該組合等の当該共済目的の種類及び収獲共済区分に係る再保険料に相当する金額(その金額が収獲交付対象負担金額を超えるときは、その収獲交付対象負担金額に相当する金額)

② 特定組合に係る法第十三条の三第一項の規定による負担金には、前条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「農作物共済の共済事故等による種別」とあるのは「収獲共済区分」と、「特定組合農作物交付対象負担金額」とあるのは「特定組合収獲交付対象負担金額」と読み替えるものとする。

③ 法第十三条の三第二項の規定による負担金(特定組合に係るものを除く。)には、第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「共済目的の種類」と及び「収獲共済区分(法第二百二十二条第三項の収獲共済区分をいう。以下この条において同じ。)」とあるのは「及び共済目的の種類」と、「収獲交付対象負担金額」とあるのは「樹体交付対象負担金額」と、「当該共済目的の種類及び収獲共済区分」とあるのは「当該共済目的の種類」と読み替えるものとする。

④ 特定組合に係る法第十三条の三第二項の規定による負担金には、前条第二項の規定

二十四条第五項の農林水産大臣の定める係数乗じて得た金額)の合計額(以下「園芸施設保険料合計額」という。)を超える、当該家畜保険料合計額又は園芸施設保険料合計額に相当する金額)を、特定組合に交付するのに代えて、当該特定組合に係る家畜保険料合計額若しくは園芸施設保険料合計額の全部又は一部に充てて、農業共済再保険特別会計の保険料収入に計上するものとする。

〔組合等の保険料の納付〕

第四十四条 組合等は、農作物共済、家畜共済及び果樹共済について、農作物区分別の農作物共済、家畜共済及び果樹共済再保険区分別の果樹共済の区分ごとに、当該組合等がその属する農業共済組合連合会に支払うべき当該農作物区分別の農作物共済、家畜共済又は果樹共済再保険区分別の果樹共済に係る保険料に相当する金額(家畜共済については、その合計額)が当該組合等の当該農作物区分別の農作物共済、家畜共済又は果樹共済再保険区分別の果樹共済に係る農作物交付対象負担金額、家畜交付対象負担金額又は収獲交付対象負担金額若しくは樹体交付対象負担金額を超えるときは、当該保険料の一部に充てるため、その超える部分の金額を当該農業共済組合連合会に支払うものとする。

② 組合等は、畑作物共済及び園芸施設共済について、畑作物共済再保険区分別の畑作物共済及び園芸施設共済の区分ごとに、当該組合等がその属する農業共済組合連合会に支払うべき当該畑作物共済再保険区分別の畑作物共済又は園芸施設共済に係る保険料の合計額から当該組合等の当該畑作物共済再保険区分別の畑作物共済又は園芸施設共済に係る畑作物交付対象負担金額又は法第十三条の五の規定による負担金の合計額を差し引いて得た金額を、当該保険料の一部に充てるため、当該農業共済組合連合会に支払うものとする。

〔連合会の再保険料の納付〕

第四十五条 農業共済組合連合会は、農作物共済について、当該農業共済組合連合会の組合員たる組合等ごと及び農作物区分ごとに、当該農業共済組合連合会が政府に支払うべき当該組合等の当該農作物区分に係る再保険料相当金額に相当する金額が当該組合等の当該農作物区分に係る農作物交付対象負担金額を超えるときは、当該再保険料相当金額の一部に充てるため、その超える部分の金額を政府に支払うものとする。

② 農業共済組合連合会は、家畜共済について、当該農業共済組合連合会に係る家畜再保険料合計額が当該農業共済組合連合会に係る家

〔畑作物共済に係る共済掛金の国庫負担〕

第十三条の四 国庫は、畑作物共済につき、第二百二十条の十二第一項第一号の畑作物共済の共済目的の種類等ごと（蚕繭に係るものにあつては、同項の畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び第二百二十条の十五第一項の畑作物共済の共済責任期間による種別ごと）に、組合員等の支払うべき共済掛金のうち、当該組合員等に係る共済金額に、その者の住所（第十五条第一項第五号に規定する栽培又は養蚕を行うことを目的とする同項第八号の農業共済資格団体及び第二百二十条の十三第一項に規定する団体にあつては、その代表者の住所）の存する第二百二十条の十五第一項の区域又は地域の属する危険階級の畑作物基準共済掛金率（その者が組合員等である組合等が同条第六項の規定により危険段階別の共済掛金率を定めている場合にあつては、その者に係る危険段階の畑作物危険段階基準共済掛金率）を乗じて得た金額の百分の五十五（蚕繭に係るものにあつては、二分の一）に相当する金額を負担する。

〔園芸施設共済に係る共済掛金の国庫負担〕

第十三条の五 国庫は、園芸施設共済につき、組合員等の支払うべき共済掛金の二分の一に相当する金額（その金額が農林水産大臣の定める金額を超える場合にあつては、その農林水産大臣の定める金額）を負担する。²

〔準用規定〕

第十三条の六 第十三条の二から前条までの負担金には、第十二条第四項及び第十三条の規定を準用する。この場合において、当該負担金が第十三条の二及び前条の負担金であるときは、第十三条第一項中「政令で定めるところにより当該組合等」とあるのは、「当該

を準用する。この場合において、同項中「共済目的の種類ごと及び農作物共済の共済事故等による種別」とあるのは「及び共済目的の種類」と、「特定組合農作物交付対象負担金額」とあるのは「特定組合樹体交付対象負担金額」と、「当該共済目的の種類及び農作物共済の共済事故等による種別」とあるのは「当該共済目的の種類」と読み替えるものとする。

〔畑作物共済に係る共済掛金国庫負担金の交付方法〕

第一条の三 法第十三条の四の規定による負担金（特定組合に係るものを除く。）は、組合等ごと及び畑作物共済再保険区分（法第三百三十四条第三項の畑作物共済再保険区分をいう。以下同じ。）ごとに合計し、その合計して得た金額（以下「畑作物交付対象負担金額」という。）のうち第一号に掲げる金額については、農林水産省令で定めるところにより、当該組合等の属する農業共済組合連合会の組合員たるすべての組合等の当該畑作物共済再保険区分に係る共済掛金の合計金額の総計中これらの組合等の組合員等の負担に係る部分のこれらの組合等による徴収の状況によ、畑作物交付対象負担金額のうち第二号に掲げる金額については、毎年度農林水産大臣の定める方法により、交付するものとする。

一 当該組合等の属する農業共済組合連合会の組合員たるすべての組合等の当該畑作物共済再保険区分に係る畑作物交付対象負担金額の合計金額（以下「畑作物交付対象負担金合計額」という。）が、当該農業共済組合連合会が政府に支払うべき当該畑作物共済再保険区分に係る再保険料に相当する金額を超える場合におけるその超える部分の金額に、当該組合等

畜交付対象負担金合計額を超えるときは、当該再保険料の一部に充てるため、その超える部分の金額を政府に支払うものとする。

③ 農業共済組合連合会は、果樹共済について、当該農業共済組合連合会の組合員たる組合等ごと及び果樹共済再保険区分ごとに、当該農業共済組合連合会が政府に支払うべき当該組合等の当該果樹共済再保険区分に係る再保険料に相当する金額が当該組合等の当該果樹共済再保険区分に係る收穫交付対象負担金額又は樹体交付対象負担金額を超えるときは、当該再保険料の一部に充てるため、その超える部分の金額を政府に支払うものとする。

④ 農業共済組合連合会は、畑作物共済について、畑作物共済再保険区分ごとに、当該農業共済組合連合会が政府に支払うべき当該畑作物共済再保険区分に係る再保険料に相当する金額が当該農業共済組合連合会の当該畑作物共済再保険区分に係る畑作物交付対象負担金合計額を超えるときは、当該再保険料の一部に充てるため、その超える部分の金額を政府に支払うものとする。

⑤ 農業共済組合連合会は、園芸施設共済について、当該農業共済組合連合会に係る園芸施設再保険料合計額が当該農業共済組合連合会に係る園芸施設交付対象負担金合計額を超えるときは、当該再保険料の一部に充てるため、その超える部分の金額を政府に支払うものとする。

⑥ 特定組合は、農作物共済、果樹共済及び畑作物共済について、農作物区分別の農作物共済、果樹共済保険区分別の果樹共済及び畑作物共済保険区分別の畑作物共済の区分ごとに、当該特定組合が政府に支払うべき当該農作物区分別の農作物共済、果樹共済保険区分別の果樹共済又は畑作物共済保険区分別の畑作物共済に係る保険料に相当する金額が当該特定組合に係る特定組合農作物交付対象負担金額、特定組合收穫交付対象負担金額若しくは特定組合樹体交付対象負担金額又は特定組合畑作物交付対象負担金額を超えるときは、当該再保険料に相当する金額の一部に充てるため、その超える部分の金額を政府に支払うものとする。

⑦ 特定組合は、家畜共済及び園芸施設共済について、当該特定組合に係る家畜保険料合計額又は園芸施設保険料合計額が当該特定組合の組合員に係る法第十三条の二の規定による負担金の合計額又は法第十三条の五の規定による負担金の合計額を超えるときは、当該再保険料の一部に充てるため、その超える部分の金額を政府に支払うものとする。

〔防災施設割引に係る共済掛金国庫負担の基礎となる料率の算定方

組合等に」と読み替えるものとする。

【事務費の国庫負担】

第十四条 国庫は、政令の定めるところにより、毎会計年度予算の範囲内において、組合等及び農業共済組合連合会の事務費を負担する

の当該畑作物共済再保険区分に係る畑作物交付対象負担金額の当該農業共済組合連合会の当該畑作物共済再保険区分に係る畑作物交付対象負担金合計額に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額

二 当該組合等の属する農業共済組合連合会が政府に支払うべき当該畑作物共済再保険区分に係る再保険料に相当する金額に、当該組合等の当該畑作物共済再保険区分に係る畑作物交付対象負担金額の当該農業共済組合連合会の当該畑作物共済再保険区分に係る畑作物交付対象負担金合計額に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額（その再保険料に相当する金額が、当該農業共済組合連合会の当該畑作物共済再保険区分に係る畑作物交付対象負担金合計額を超えるときは、当該組合等の当該畑作物共済再保険区分に係る畑作物交付対象負担金額に相当する金額）

② 特定組合に係る法第十三条の四の規定による負担金には、第一条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「、共済目的の種類ごと及び農作物共済の共済事故等による種別」とあるのは「及び畑作物共済保険区分（法第四十一条の四第四項の畑作物共済保険区分をいう。以下この項において同じ。）」と、「特定組合農作物交付対象負担金額」とあるのは「特定組合畑作物交付対象負担金額」と、「当該共済目的の種類及び農作物共済の共済事故等による種別」とあるのは「当該畑作物共済保険区分」と読み替えるものとする。

【事務費国庫負担金の範囲】

第一条の四 法第十四条の規定により国庫が負担する事務費は、役職員（共済事業を行なう市町村（法第八十五条の六第一項の共

法】

第一条の二 法第十三条の三第一項第一号の規定により収穫基準共済掛金率を基礎として算定される率の算出は、当該収穫基準共済掛金率から、その率に当該組合員等に係る第三十三条の六の五第一項の防災施設割引率を乗じて得た率を差し引いてするものとする。

② 法第十三条の三第一項第二号の規定により収穫危険段階基準共済掛金率を基礎として算定される率の算出は、当該収穫危険段階基準共済掛金率から、その率に当該組合員等に係る第三十三条の六の五第一項の防災施設割引率を乗じて得た率を差し引いてするものとする。

○ 農業災害補償法第十四条の規定による事務費国庫負担金交付規則

第一条 農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号。以下「

第二章 農業共済団体の組織

第一節 組合員

〔組合員の資格〕

第十五条 農業共済組合の組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者で、第一号及び第三号から第七号までに掲げる者にあつては当該農業共済組合の区域内に住所を有するもの、第八号に掲げる者にあつてはその構成員のすべてが当該農業共済組合の区域内に住所を有するもの（農林水産省令で定めるところにより定款で定める者を除く。）とする。

- 一 水稻、麦その他第八十四条第一項第一号に規定する食糧農作物の耕作の業務を営む者
- 二 削除
- 三 牛、馬又は豚につき養畜の業務を営む者

。 済事業を行なう市町村をいう。以下同じ。
（にあつては、共済事業に関する事務に従事する吏員その他の職員）の給料、手当及び旅費、事務所費、会議費その他組合等及び農業共済組合連合会の行なう共済事業及び保険事業に関する事務の執行に必要な費用とする。

法」という。）第十四条の規定により国庫が負担する事務費（以下「事務費国庫負担金」という。）は、この規則の定めるところにより、これを交付する。

第二条 組合等（法第十二条第三項の組合等をいう。以下同じ。）の事務費国庫負担金は、当該組合等に、当該組合等の行ふ共済事業の規模に応じて、農業共済組合連合会の事務費国庫負担金は、当該農業共済組合連合会に、その行ふ保険事業の規模に応じて、これを交付する。

第三条 事務費国庫負担金の交付を受けようとする組合等又は農業共済組合連合会は、それぞれ事務費の費目及び交付を受けようとする事務費国庫負担金の額を記載した申請書正副二部を農林水産大臣に提出しなければならない。

第四条 事務費国庫負担金の交付を受けた組合等又は農業共済組合連合会が次の各号のいずれかに該当する場合には、農林水産大臣は、事務費国庫負担金の全部又は一部の還付を命ずることがある。

- 一 不当に事務費国庫負担金の交付を受けたとき
- 二 事務費国庫負担金を交付した農業共済団体が解散したとき（農業共済組合が法第五十三条に規定する合併により解散した場合及び農業共済組合連合会が法第五十三条の二第二項により解散した場合を除く。）
- 三 事務費国庫負担金を交付した法第八十五条の六第一項の共済事業を行う市町村が当該共済事業の全部を廃止したとき
- 四 事務費国庫負担金交付の条件に違反したとき

〔組合員資格から除外できる者〕

第一条の二 農業共済組合が、法第十五条第一項の規定により、定款で定めることができる者は、同項第一号又は第四号から第六号までに掲げる者で当該農業共済組合の区域内に住所を有するものうち同項第三号及び第七号並びに次の各号のいずれにも該当しない者並びに同項第八号に掲げる者でその構成員のすべてが当該農業共済組合の区域内に住所を有するものうち次の第一号から第四号までのいずれにも該当しない者とする。

- 一 水稻、陸稲及び麦の耕作面積の合計が十アール（北海道にあつては、三十アール）を下らず令第一条の五第一項の規定により都道府県知事が定める農作物ごとの耕作面積のうち最も小さい面積

- 四 第八十三条第一項第四号の果樹共済事業を行う農業共済組合にあつては、その行う収穫共済又は樹体共済においてその共済目的の種類とされている果樹につき栽培の業務を営む者
- 五 第八十三条第一項第五号の畑作物共済事業を行う農業共済組合にあつては、その行う畑作物共済においてその共済目的の種類とされている農作物又は蚕繭につき栽培又は養蚕の業務を営む者
- 六 第八十三条第一項第六号の園芸施設共済事業を行う農業共済組合にあつては、第八十四条第一項第七号の特定園芸施設を所有し又は管理する者で農業を営むもの
- 七 第八十三条第一項第七号の任意共済事業を行う農業共済組合にあつては、当該共済事業の共済目的である農作物の耕作の業務を営む者又は当該共済事業の共済目的である農産物、建物若しくは農機具等を所有する者で農業を営むもの
- 八 第一号、第四号又は第五号に掲げる者のみが構成員となつてゐる団体（法人を除く。）で、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法、代表者その他の農林水産省令で定める事項について農林水産省令で定める基準に従つた規約を定め、かつ、農林水産省令で定めるところにより、第一号に規定する耕作、第四号に規定する栽培又は第五号に規定する栽培若しくは養蚕を行うことを目的とするもの（以下農業共済資格団体という。）
- ② 前項第八号の農業共済資格団体で同項の規定により組合員たる資格を有するものについてのこの法律の規定の適用については、当該農業共済資格団体のうち、同項第一号に規定する耕作を行うことを目的とするもの、同項第四号に規定する栽培を行うことを目的とするもの又は同項第五号に規定する栽培若しくは養蚕を行うことを目的とするものを、それぞれ同項第一号、第四号又は第五号に規定する業務を営む者とみなし、当該農業共済資格団体が行う同項第一号に規定する耕作、同項第四号に規定する栽培又は同項第五号に規定する栽培若しくは養蚕を、それぞれ同項第一号に規定する耕作の業務、同項第四号に規定する栽培の業務又は同項第五号に規定する栽培若しくは養蚕の業務とみなす。
- ③ 農業共済組合連合会の組合員たる資格を有する者は、当該農業共済組合連合会の区域の一部をその区域とする組合等とする。

- を超えない範囲内で定款で定める面積以上である者
- 二 当該農業共済組合の行う収穫共済においてその共済目的の種類とされている果樹の収穫共済の共済目的の種類等ごとの栽培面積（主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用されている特定園芸施設の内部で栽培されるうんしゅうみかん及びぶどうの栽培面積にあつては、当該栽培面積に二を乗じて得た面積。次号、第三十三条の三及び第三十三条の五において同じ。）のいずれかがその収穫共済の共済目的の種類等ごとに五アールを下らず三十アールを超えない範囲内で定款で定める面積以上である者
- 三 当該農業共済組合の行う樹体共済においてその共済目的の種類とされている果樹の樹体共済の共済目的の種類等ごとの栽培面積のいずれかがその樹体共済の共済目的の種類等ごとに五アールを下らず三十アールを超えない範囲内で定款で定める面積以上である者
- 四 当該農業共済組合の行う畑作物共済においてその共済目的の種類とされている農作物の畑作物共済の共済目的の種類等ごとの栽培面積のいずれかがその畑作物共済の共済目的の種類等ごとに五アールを下らず三十アールを超えない範囲内（北海道にあつては、三十アールを下らず一ヘクタールを超えない範囲内）で定款で定める面積以上である者又は当該農業共済組合の行う畑作物共済においてその共済目的の種類とされている蚕繭の畑作物共済の共済目的の種類等ごとの蚕繭の掃立量のいずれかがその畑作物共済の共済目的の種類等ごとに〇・二五箱を下らず二箱を超えない範囲内で定款で定める箱数以上である者
- 五 その所有し又は管理する特定園芸施設の設置面積（屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られている特定園芸施設にあつては、その設置面積に二を乗じて得た面積。以下同じ。）の合計が二アールを下らず五アールを超えない範囲内で定款で定める面積以上である者
- ② 前項第四号の蚕種の掃立量は、蚕種二万粒を納める容器に収納される蚕種の量を一箱として計算するものとする。【運用：三三の二②】
- 〔法人格を有しない団体が組合員となるための要件〕**
- 第一条の三** 法第十五条第一項第八号の農林水産省令で定める事項は、目的、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法、代表者、代表権の範囲、団体の意思の決定機関並びにその決定の方法とする。
- ② 法第十五条第一項第八号の農林水産省令で定める基準は、次に掲げる要件を備えていることとする。

【加入】

第十六条

農業共済組合が成立したとき（合併によつて設立した場合を除く。）は、前条第一項第一号に掲げる者で同項の規定により組合員たる資格を有するもの及び農業共済資格団体のうち同項第一号に規定する耕作を行うことを目的とするもの（以下農作物共済資格団体という。）で同項の規定により組合員たる資格を有するものは、その時に、すべて、その農業共済組合の組合員となる。ただし、その営む同項第一号の農作物ごとの耕作の業務の規模が、いずれもその農作物ごとに政令で定めるところにより都道府県知事が定める基準に達していない者については、この限りでない。

② 次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる者についても、また前項本文と同様とする。ただし、当該農業共済組合が第八十五条第二項前段又は第八項の規定によりその農作物共済において前条第一項第一号の農作物の一部をその共済目的の種類としない場合において、その現に行つてゐる農作物共済の共済目的の種類とされている農作物についてその営む当該農作物ごとの耕作の業務の規模がいずれも前項ただし書の規定により都道府県知事が定める基準に達しない第一号に規定する農作物共済加入資格者又はその者となるに至つた者及び当該農業共済組合が第八十五条第二項後段又は第八項の規定により農作物共済を行つていない場合において、その行つていない農作物共済についての同号に規定する農作物共済加入資格者又はその者となるに至つた者については、この限りでない。

【組合への当然加入の除外基準】

第一条の五

法第十六条第一項ただし書の規定により都道府県知事が定める同項ただし書の業務の規模の基準は、法第十五条第一項第一号の農作物ごとの耕作面積についての基準とし、次の各号に掲げる農作物の区分により、当該各号に定める面積の範囲内で定めるものとする。

- 一 水稻 十アールを下らず四十アールを超えない面積（北海道においては、三十アールを下らず一ヘクタールを超えない面積）
- 二 陸稲 十アールを下らず三十アールを超えない面積（北海道においては、三十アールを下らず一ヘクタールを超えない面積）
- 三 麦 十アールを下らず三十アールを超えない面積（北海道においては、四十アールを下らず一ヘクタールを超えない面積）

② 都道府県知事は、前項の基準を定めた場合には、遅滞なく、これを公示しなければならない。

【公示の方法】

第一条の四

令第一条の五第二項の規定による公示は、都道府県の条例の公布と同一の方法により行うものとする。

【準用…一七の七、一七の一】

- 一 構成員の農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することをその目的に含んでいること。
 - 二 共済掛金の分担及び共済金の配分の方法が衡平を欠くものでないこと。
 - 三 代表者の選任の手続を明らかにしていること。
 - 四 当該団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
- ③ 法第十五条第一項第八号の農林水産省令で定める要件は、次のとおりとする。
- 一 同項第一号に規定する耕作、同項第四号に規定する栽培又は同項第五号に規定する栽培若しくは養蚕に要する費用をすべての構成員が共同して負担していること。
 - 二 同項第一号に規定する耕作、同項第四号に規定する栽培又は同項第五号に規定する栽培若しくは養蚕に係る利益をすべての構成員に対し配分していること。

一 農業共済組合が合併によつて設立されたとき。前条第一項第一号に掲げる者及び農作物共済資格団体で同項の規定により当該農業共済組合の組合員たる資格を有するもののうち前項ただし書に規定する者以外のもの（以下農作物共済加入資格者という。）

二 農業共済組合が成立した後に、組合員でない者が農作物共済加入資格者となるに至つたとき、又は組合員でない農作物共済加入資格者について、当該農業共済組合が現に行つてゐる農作物共済の共済目的の種類とされてゐる農作物についてその営む当該農作物ごとの耕作の業務の規模のいずれかが前項ただし書の規定により都道府県知事が定める基準に達することとなるに至つたとき。その農作物共済加入資格者となるに至つた者又はその基準に達することとなるに至つた農作物共済加入資格者

③ 第八十五条第三項に規定する農業共済組合が同項の規定により、その共済目的の種類としない農作物をその農作物共済においてその共済目的の種類とすることとなつたとき、又は前条第一項第一号の農作物の全部若しくは一部をその共済目的の種類として農作物共済を行うこととなつたときは、組合員でない農作物共済加入資格者で、当該農作物共済においてその共済目的の種類とされることとなつた同号の農作物につき耕作の業務を営むもののうち、その営む当該農作物ごとの当該業務の規模のいずれかが第一項ただし書の規定により都道府県知事が定める基準に達してゐるものについても、また同項本文と同様とする。

④ 農業共済組合連合会が成立したときは、当該農業共済組合連合会の区域の一部をその区域とする組合等は、その時に、すべて、当該農業共済組合連合会の組合員となる。農業共済組合連合会が成立した後、当該農業共済組合連合会の区域の一部をその区域とする農業共済組合が成立したとき、及び当該農業共済組合連合会の区域の一部をその区域とする市町村が第八十五条の三第一項の規定により共済事業を行うこととなつたときは、当該組合等についても、また同様とする。

⑤ 農業共済組合は、組合員たる資格を有する者で当該農業共済組合の組合員にならうとするものから加入の申込を受けたときは、正当な理由がなければ、その加入を拒んではならない。

【議決権及び選挙権】

第十七条 農業共済団体の組合員は、各々一箇の議決権及び役員（農業共済組合の組合員にあつては、役員及び総代）の選挙権を有する。
【準用：二二三】

ならない。

【組合への当然加入の除外基準の特例】

第四条 水稻及び陸稲の耕作面積についての第一条の五第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「耕作面積」とあるのは、「耕作面積（都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第七条第一項の市街化区域内又は同項の規定による区分が定められていない同法第四条第二項の都市計画区域における同法第八条第一項第一号の用途地域内に水稻又は陸稲の耕作を行う耕地がある者については、当該耕地の面積に農林水産大臣が定める係数を乗じて得た面積と当該耕地以外の耕地でその者が水稻又は陸稲の耕作を行うものの面積とを合計して得た面積）」とする。³

【二個以上の議決権及び役員選挙権】

第一条の六 農業共済組合連合会が法第十七条条第二項の規定によりその組合員に対して

② 農業共済組合連合会は、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、定款の定めるところにより、その組合員に対して、当該組合員の組合員等の数に基づき、二個以上の議決権及び役員の選挙権を与えることができる。

【書面又は代理人による議決権の行使】

第十八条 農業共済団体の組合員は、定款の定めるところにより、第三十八条第三項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて議決権又は選挙権を行うことができる。

② 農業共済団体の組合員は、定款の定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。【準用…二三⑦】

③ 前二項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、これを出席者とみなす。【準用…二三⑦】

④ 代理人は、代理権を証する書面を農業共済団体に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。【準用…二三⑦】

【議決権のない場合】

第十八条の二 農業共済団体と特定の組合員との関係について議決する場合には、その組合員は、議決権を有しない。

【脱退】

第十九条 農業共済団体の組合員は、左の事由に因つて脱退する。

一 組合員たる資格の喪失
二 死亡又は解散（第八十五条の六第一項の共済事業を行う市町村にあつては、共済事業の全部の廃止）

② 農業共済組合の組合員は、前項の事由に因る外、共済関係の全部の消滅（第四十七条第一項の規定による場合を除く。）に因つて脱退する。但し、農林水産省令の定めるところにより定款で特別の定をしたときは、この限りでない。

③ 農業共済組合の組合員で、前項但書の規定により共済関係の全部の消滅があつても脱退をしないものその他当該農業共済組合との間に共済関係の存しないもの（農林水産省令で定めるものを除く。）

二個以上の議決権及び役員の選挙権を与えるときは、組合員の組合員等の数に応じて与える議決権及び役員の選挙権の総数は、組合員に平等に与える議決権及び役員の選挙権の総数を超えてはならない。

【電磁的方法】

第一条の五 法第十八条第二項（法第二十三条第七項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するもの

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

【脱退をしない組合員】

第一条の六 農業共済組合は、法第八十五条の四第二項の規定による家畜共済、園芸施設共済又は任意共済の共済関係の消滅により共済関係の全部が消滅することとなる組合員については、定款の定めるところにより、脱退をしないものとすることができる。

② 農業共済組合は、果樹共済、畑作物共済又は園芸施設共済の共済関係の消滅（法第八十五条の四第二項の規定による園芸施設共済の共済関係の消滅を除く。）により共済関係の全部が消滅することとなる組合員については、定款の定めるところにより、当該果樹共済、畑作物共済又は園芸施設共済の共済関係の成立の日から起算して一年を経過する日までは脱退をしないものとするすることができる。

は、定款の定めるところにより脱退することができる。

第二節 設立

〔発起人〕

第二十條 農業共済組合を設立するには、第十五条第一項に規定する者で農業共済組合を設立しようとするもの十五人以上が、農業共済組合連合会を設立するには、農業共済組合連合会を設立しようとする二以上の組合等が発起人とならなければならない。

〔設立準備会〕

第二十一條 農業共済組合を設立する場合には、発起人は、予め農業共済組合の区域及び組合員たる資格に関する目論見書を作り、一定の期間前までにこれを設立準備会の日時及び場所とともに公告して、設立準備会を開かなければならない。

② 農業共済組合連合会を設立する場合には、発起人は、一定の期間前までに設立準備会の日時及び場所を公告して、設立準備会を開かなければならない。

③ 前二項の一定の期間は、二週間を下つてはならない。

〔定款の作成等〕

第二十二條 設立準備会においては、出席した組合員たる資格を有する者（農業共済組合を設立する場合にあつては法人及び農業共済資格団体（以下「法人等」という。）を除き、出席した組合員たる資格を有する法人等の業務を執行する役員を含むものとし、農業共済組合連合会を設立する場合にあつては出席した組合員たる資格を有する農業共済組合の業務を執行する役員又は出席した組合員たる資格を有する市町村の職員とする。）の中から定款及び共済規程又は保険規程の作成に当たるべき者（以下「定款等作成委員」という。）を選任し、かつ、区域、組合員たる資格その他定款作成の基本となるべき事項及び共済掛金又は保険料その他共済規程又は保険規程作成の基本となるべき事項を定めなければならない。

② 前項の定款等作成委員は、十五人を下つてはならない。

③ 設立準備会の議事は、出席した組合員たる資格を有する者（農業共済組合を設立する場合にあつては、前条第一項の目論見書に定める組合員たる資格を有する者）の過半数の同意を以てこれを決する

〔脱退しないものとする組合員〕

第一条の七 法第十九条第三項の農林水産省令で定める組合員は、前条第一項の規定により脱退をしないものとされた組合員及び解散その清算の終了に至るまでの組合員とする。

【創立総会】

第二十三条 定款等作成委員が定款及び共済規程又は保険規程を作成したときは、発起人は、一定の期間前までにこれを創立総会の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。ただし、農業共済組合を設立する場合にあつては、その設立につき農作物共済加入資格者の総数の三分の二以上の同意がなければ、創立総会を開くことができない。

② 前項の一定の期間は、二週間を下つてはならない。

③ 定款等作成委員が作成した定款及び共済規程又は保険規程の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

④ 創立総会においては、前項の定款及び共済規程又は保険規程を修正することができる。ただし、区域及び組合員たる資格に関する定款の規定については、この限りでない。

⑤ 創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上でこれを決する。

⑥ 前項の者は、書面又は代理人をもつて議決権又は選挙権を行うことができる。

⑦ 創立総会については、第十七条第一項、第十八条第二項から第四項まで及び第十八条の二の規定を準用する。この場合において、第十八条第二項中「前項」とあるのは「第二十三条第六項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第二十三条第六項又は前項」と読み替えるものとする。

【設立認可の申請】

第二十四条 発起人は、創立総会終了の後遅滞なく、定款、共済規程又は保険規程及び事業計画書を行政庁に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

② 発起人は、行政庁の要求があるときは、農業共済団体の設立に関する報告書を提出しなければならない。

【認可権の拘束】

第二十五条 行政庁は、前条第一項の申請があつた場合において、設立の手続又は定款、共済規程若しくは保険規程若しくは事業計画の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反せず、かつ

【創立費】

第二条 農業共済団体の負担に帰すべき創立費及びその償却方法は、創立総会の承認を経なければならない。

【設立の認可申請及び創立総会の議事録】

第三条 農業共済団体の設立の認可の申請書には、定款、共済規程又は保険規程及び事業計画書のほか、創立総会の議事録の謄本並びに理事及び監事の氏名及び住所を記載した書面を添付しなければならない。

② 第九条の規定は、創立総会の議事録に、これを準用する。但し同条中「農業共済団体の総会又は総代会」とあるのは「創立総会」と、「組合員又は総代」とあるのは「設立の同意者」と読み替えるものとする。

【事業計画書】

第四条 農業共済組合の事業計画書には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 組合員たる資格を有する者の法第十五条第一項各号ごとの概数及び農作物共済加入資格者の概数
- 二 前号に掲げる者別の共済目的の種類（家畜共済に係るものにあつては、法第十五条第一項に規定する共済目的の種類。以下同じ。）別の概数（農作物共済にあつては農作物区分（共済目的の種類及び農作物共済の共済事故等による種別による区分をいう。以下同じ。）別の概数、果樹共済のうち収穫共済にあつては共済目的の種類及び収穫共済の共済事故等による種別別の概数、園芸

、その事業が健全に行われ、公益に反しないと認められるときには、設立の認可をしなければならない。

【準用…四三③、四八③、八五の三④、八五の一〇②】

〔認可又は不認可の通知及び認可の自然発効〕

第二十六条 第二十四条第一項の申請があつたときは、行政庁は、申請書を受理した日から二箇月以内に、発起人に対し、認可又は不認可の通知を発しなければならない。

② 行政庁が前項の期間内に同項の通知を発しなかつたときは、その期間満了の日に第二十四条第一項の認可があつたものとみなす。この場合には、発起人は、行政庁に対し、認可に関する証明をすべきことを請求することができる。【準用…⑤】

③ 行政庁が第二十四条第二項の規定により報告書提出の要求を発したときは、その日からその報告書が行政庁に到達するまでの期間は、これを第一項の期間に算入しない。

④ 行政庁は、不認可の通知をするときは、その理由を通知書に記載しなければならない。

⑤ 発起人が不認可の取消しを求める訴えを提起した場合において、裁判所がその取消しの判決をしたときは、その判決確定の日に第二十四条第一項の認可があつたものとみなす。この場合には、第二項後段の規定を準用する。

【準用…四三③、四六③、四八③、八五の三④（①除く）、八五の九③、八五の一〇②】

〔発起人の事務引渡し〕

第二十七条 第二十四条第一項の設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なくその事務を理事に引き渡さなければならない。

〔設立〕

第二十八条 農業共済団体は、主たる事務所の所在地において、設立の登記をすることに因つて成立する。

〔定款の記載事項等〕

第二十九条 農業共済団体の定款には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 区域

施設共済にあつては共済目的の概数）

三 設立後二年間の事業予定計画及び収入支出の概算

② 農業共済組合連合会の事業計画書には、次の事項を記載しなければならない。

一 組合員たる資格を有する者の数

二 共済目的の種類別の概数（農作物共済にあつては農作物区分別の概数、果樹共済のうち収穫共済にあつては共済目的の種類及び収穫共済の共済事故等による種別別の概数、園芸施設共済にあつては共済目的の概数）

三 設立後二年間の事業予定計画及び収入支出の概算

四	事務所の所在地
	五 組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に関する規定
	六 共済事業又は保険事業の種類
	七 役員の定数及び選挙又は選任に関する規定
	八 準備金の額及びその積立ての方法
	九 剰余金の処分及び不足金の処理に関する規定
	十 公告の方法
	② 農業共済組合の定款には、前項の事項の外、総代会を設ける場合には、総代の定数及び選挙に関する規定を記載しなければならない。
	③ 第一項第七号の役員の選挙に関する規定及び前項の総代の選挙に関する規定には、選挙期日、選挙に関する通知、候補者の推薦又は立候補、選挙管理者、選挙立会人、投票、開票及び当選に関する事項並びに役員又は総代会を総会外において選挙することとしたときはその旨、総代の選挙につき選挙区を設けることとしたときは選挙区に関する事項を定めなければならない。
	④ 行政庁は、模範定款例を定めることができる。
〔共済規程又は保険規程の記載事項等〕	
第三十条 農業共済組合は、共済規程をもつて、次の事項を規定しなければならない。	
一 共済事業の種類別の共済目的の種類に関する事項	
二 共済金額に関する事項	
三 共済掛金及び事務費に関する事項	
四 共済責任に関する事項	
五 損害評価会に関する事項	
六 全各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項	
② 農業共済組合連合会は、保険規程をもつて、次の事項を規定しなければならない。	
一 保険金額に関する事項	
二 保険料及び事務費に関する事項	
三 保険責任に関する事項	
四 損害評価会に関する事項	
五 全各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項	
③ 行政庁は、模範共済規程例又は模範保険規程例を定めることができる。	

第三節 管理

〔保険規程に記載する事項〕

第五条 法第三十条第二項第五号の農林水産省令で定める事項は、任意共済の共済目的の種類に関する事項、共済金額に関する事項、共済掛金に関する事項及び共済責任に関する事項とする。

〔役員の数及び選挙又は選任〕

第三十一条 農業共済団体に、役員として理事及び監事を置く。

- ② 理事の定数は、五人以上とし、監事の定数は、二人以上とする。
- ③ 役員は、定款の定めるところにより、組合員が総会（設立当時の役員は創立総会）においてこれを選挙する。但し、農業共済組合の役員（設立当時の役員を除く。）は、定款の定めるところにより、総会外においてこれを選挙することができる。
- ④ 役員選挙は、無記名投票によつてこれを行う。ただし、役員候補者が選挙すべき役員の数以内であるときは、定款の定めるところにより、投票を省略することができる。
- ⑤ 投票は、一人（第十七条第二項の規定によりその組合員に対して二個以上の選挙権を与える農業共済組合連合会にあつては、選挙権一個）につき一票とする。
- ⑥ 定款で定める投票方法による選挙の結果投票の多数を得た者（第四項ただし書の規定により投票を省略した場合は、当該候補者）を当選人とする。
- ⑦ 役員選挙においては、選挙ごとに選挙管理者、投票所ごとに投票管理者、開票所ごとに開票管理者を置かなければならない。
- ⑧ 役員選挙をしたときは、選挙管理者は選挙録、投票管理者は投票録、開票管理者は開票録を作り、それぞれこれに署名しなければならない。
- ⑨ 総会外において役員選挙を行うときは、投票所は、組合員の選挙権の適正な行使を妨げない場所に設けなければならない。
- ⑩ 役員は、第三項の規定にかかわらず、定款の定めるところにより、組合員が総会（創立当時の役員は、創立総会）において選任することができる。
- ⑪ 農業共済団体の理事の定数の少なくとも四分の三は、組合員（農業共済組合にあつては法人等たる組合員を除き、組合員たる法人等の業務を執行する役員を含むものとし、農業共済組合連合会にあつては組合員たる組合等の組合員等である法人等でないもの、組合員たる組合等の組合員等である法人等の業務を執行する役員又は組合員たる市町村の職員とする。）でなければならない。ただし、設立当時の理事は、設立の同意者（農業共済組合にあつては法人等たる同意者を除き、同意者たる法人等の業務を執行する役員を含むものとし、農業共済組合連合会にあつては同意者たる組合等の組合員等で法人等でないもの、同意者たる組合等の組合員等である法人等の業務を執行する役員又は同意者たる市町村の職員とする。）でなければならない。

⑪

法第三十条第二項第六号の農林水産省令 未定

【準用…四五④（③～⑨）】

〔**役員の任期**〕

第三十二条 役員の任期は、三年以内において定款で定める。

② 設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会（農業共済組合の合併による設立の場合は設立委員）において定める。但し、その期間は、一年を超えてはならない。

③ 定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員（第三十三条の六の仮理事を含む。）が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

【準用…四五④】

〔**役員の義務及び責任**〕

第三十二条の二 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、共済規程又は保険規程及び総会の議決を遵守し、農業共済団体のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

② 役員がその任務を怠つたときは、その役員は、農業共済団体に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

③ 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その役員は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。重要な事項につき、第四十条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、また同様とする。

〔**役員の兼職の禁止**〕

第三十三条 理事又は農業共済団体の使用人と、監事は、理事又は農業共済団体の使用人と相兼ねてはならない。

〔**団体の業務の決定**〕

第三十三条の二 農業共済団体の業務は、定款に特別の定めがないときは、理事の過半数で決する。

〔**団体の代表**〕

第三十三条の三 理事は、農業共済団体のすべての業務について、農業共済団体を代表する。ただし、定款の規定に反することはできず、また、総会又は総代会の議決に従わなければならない。

〔**理事の代表権の制限**〕

第三十三条の四 理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

〔理事の代理行為の委任〕

第三十三条の五 理事は、定款又は総会若しくは総代会の議決によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

〔仮理事〕

第三十三条の六 理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、行政庁は、利害関係人又は検察官の請求により、仮理事を選任しなければならない。

〔農業共済団体と理事との自己契約等〕

第三十四条 農業共済団体が理事と契約をするときは、監事が、農業共済団体を代表する。農業共済団体と理事との訴訟についても、また同様とする。

〔監事の職務〕

第三十四条の二 監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 農業共済団体の財産の状況を監査すること。
- 二 理事の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は行政庁に報告すること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

〔通常総会、臨時総会及び総代会の招集〕

第三十五条 理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

② 理事は、必要があると認めるときは、何時でも臨時総会又は総代会を招集することができる。

〔組合員による総会又は総代会の招集請求〕

第三十六条 組合員が総組合員の五分の一以上の同意をもって、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十

〔農林水産省令で定める電磁的方法〕

第六条 法第三十六条第三項の農林水産省令で定める方法は、第一条の五第二号に掲げる方法とする。

日以内に総会を招集しなければならない。総代が総代総数の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総代会の招集を請求したときも、また同様とする。

② 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、同項の規定による書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該書面を提出したものとみなす。

③ 前項前段の電磁的方法（農林水産省令で定める方法を除く。）により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事に到達したものとみなす。

〔監事による総会等の招集〕

第三十七条 理事の職務を行う者がなく、又は前条第一項の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会又は総代会の招集の手続をしないときは、監事は、総会又は総代会を招集しなければならない。

〔組合員に対する通知又は催告〕

第三十八条 農業共済団体の組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所（農業共済資格団体にあつてはその代表者の住所、市町村にあつてはその事務所の所在地）に、その者が別に催告を受ける場所を農業共済団体に通知したときは、その場所にあつてゐることをもつて足りる。

② 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

③ 総会又は総代会の招集の通知は、その会日から十日前までに、その会議の目的たる事項を示してこれをしなければならない。

〔定款その他の書類の備置き及び閲覧〕

第三十九条 理事は、定款、共済規程又は保険規程及び総会又は総代会の議事録を各事務所に備え置き、かつ、農林水産省令の定めるところにより、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

② 農業共済団体の組合員及び債権者は、前項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。

〔組合員名簿の記載事項〕

第七条 農業共済団体の組合員名簿には、左の事項を記載しなければならない。

一 組合員の氏名又は名称（農業共済組合にあつては組合員たる法人及び農業共済資格団体の代表権を有する者の氏名、農業共済組合連合会にあつては組合員たる農業共済組合の代表権を有する者の氏名を含む。）及び住所（農業共済組合の組合員たる農業共済資格団体にあつてはその代表権を有する者の住所、市町村にあつてはその事務所の所在地）並びに法第三十八条第一項の場所の通知があつたときはその場所

二 加入の年月日

三 共済目的の種類（園芸施設共済にあつては、共済目的）

〔決算関係書類の提出、備置き及び閲覧〕

第四十条 理事は、通常総会の会日から一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は不足金処理案を監事に提出し、且つ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

② 農業共済団体の組合員及び債権者は、前項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。

③ 第一項に掲げる書類を通常総会に提出するときは、監事の意見書を添附しなければならない。

④ 前項の監事の意見書については、これを記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして農林水産省令で定めるものをいう。）の添付をもつて、監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したものを見なす。

〔役員の改選請求〕

第四十一条 役員は、総組合員の五分の一以上の請求に因り、任期中でも総会においてこれを改選することができる。

② 前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にこれをしなければならない。ただし、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款又は共済規程若しくは保険規程の違反を理由とする改選の請求は、この限りでない。

③ 第一項の規定による請求は、改選の理由を記載した書面を農業共済団体に提出してこれをしなければならない。

④ 前項の規定による書面の提出があつたときは、農業共済団体は、総会の会日から七日前までに、役員に対し、その書面を送付し、且つ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

【準用…四五④】

〔一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用〕

第四十二条 役員については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第七十八条の規定を準用する。

〔参事の選任及び解任、業務〕**（電磁的記録）**

第八条 法第四十条第四項に規定する農林水産省令で定める電磁的記録は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディ・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調整するファイルに情報を記録したものである。

【準用条文】

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）

（代表者の行為についての損害賠償責任）

第七十八条 一般社団法人は、代表理事その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

第四十二条の二 農業共済団体は、参事を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所において、その業務を行なわせることができる。

② 参事の選任及び解任は、理事の過半数によつて決する。

③ 参事については、会社法（平成十七年法律第八十六号）第十一条第一項及び第三項、第十二条並びに第十三条の規定を準用する。

〔参事の解任請求〕

第四十二条の三 組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、理事に対し、参事の解任を請求することができる。

② 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

③ 前項の規定による書面の提出があつたときは、理事は、当該参事の解任の可否を決しなければならない。

④ 理事は、前項の可否を決する日の七日前までに当該参事に対して第二項の書面を送付し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

〔総会の議決事項等〕

第四十三条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
 - 二 共済規程又は保険規程の変更
 - 三 事務費を徴収する場合には、その額及び徴収方法
 - 四 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は不足金処理案
- ② 定款又は共済規程若しくは保険規程の変更（軽微な事項その他の

〔準用条文〕

○会社法（平成十七年法律第八十六号）

（支配人の代理権）

第十一条 支配人は、会社に代わつてその事業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2 支配人は、他の使用人を選任し、又は解任することができる。

3 支配人の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

（支配人の競業の禁止）

第十二条 支配人は、会社の許可を受けなければ、次に掲げる行為をしてはならない。

一 自ら営業を行うこと。

二 自己又は第三者のために会社の事業の部類に属する取引をすること。

三 他の会社又は商人（会社を除く。第二十四条において同じ。）の使用人になること。

四 他の会社の取締役、執行役又は業務を執行する社員となること。

2 支配人が前項の規定に違反して同項第2号に掲げる行為をしたときは、当該行為によつて支配人又は第三者が得た利益の額は、会社に生じた損害の額と推定する。

（表見支配人）

第十三条 会社の本店又は支店の事業の主任者であることを示す名称を付した使用人は、当該本店又は支店の事業に関し、一切の裁判外の行為をする権限を有するものとみなす。ただし、相手方が悪意であつたときは、この限りでない。

〔議事録の作成〕

第九条 農業共済団体の総会又は総代会の議長は、会議の議事録を作り、左の事項を記載し、これを議長及び出席した組合員又は総代二人以上が署名又は記名捺印しなければならない。

一 開会の日時及び場所

二 組合員又は総代及びその議決権の総数並びに出席者及びその議決権の総数

三 議事の要領

農林水産省令で定める事項に係るものを除く。）は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

③ 前項の認可については、第二十五条及び第二十六条の規定を準用する。

④ 農業共済団体は、第二項の農林水産省令で定める事項に係る定款又は共済規程若しくは保険規程の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

〔総会の議事及び議長〕

第四十四条 総会の議事は、この法律又は定款に特別の定のある場合を除いては、出席者の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

② 議長は、総会においてこれを選任する。

③ 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

④ 総会においては、第三十八条第三項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ、議決をすることができる。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

〔定款の変更・農業共済団体・組合解散の特別議決〕

第四十四条の二 次の事項は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更

二 農業共済団体の解散

三 農業共済組合の合併

【準用…五二③、八五⑦、八五の二③、一一一の二②】

〔総代会〕

第四十五条 農業共済組合は、定款の定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる。

② 総代の定数は、三十人以上でなければならない。

③ 総代は、農業共済組合の組合員でなければならない。

④ 総代会には、総会に関する規定を、総代には、第三十一条第三項から第九項まで、第三十二条及び第四十一条の規定を準用する。

⑤ 総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の選挙及び解散の議決をすることができない。

第四節 解散及び清算

〔解散事由〕

四 議決した事項及び賛否の数

【準用…三②】

〔定款変更等のうち軽微な事項として届出ですむもの〕

第十条 法第四十三条第二項の農林水産省令で定める事項は、次の事項とする。

一 主たる事務所又は従たる事務所の所在地の名称の変更
二 関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理

〔定款変更認可申請書の添付書類〕

第十一条 定款又は共済規程若しくは保険規程の変更の認可の申請書及び届出書には、変更の理由を記載した書面及び総会又は総代会の議事録の謄本を添付しなければならない。

〔解散の決議の認可申請書の添付書類〕

第四十六条 農業共済団体は、次の事由に因つて解散する。

- 一 総会の議決
 - 二 農業共済組合の合併
 - 三 破産手続開始の決定
 - 四 第四百四十二条の六第三項の規定による解散の命令
- ② 解散の議決は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- ③ 前項の場合には、第二十六条の規定を準用する。
- ④ 農業共済組合連合会は、第一項各号に掲げる事由によるほか、第五十三条の二第二項の規定による権利義務の承継があつたことによつて解散する。

〔解散の効果〕

第四十七条 農業共済団体が解散したときは、農業共済組合の合併及び前条第四項の規定による解散の場合を除いては、共済関係又は保険関係は、終了する。

- ② 前項の場合には、農業共済団体は、まだ経過しない期間に対する共済掛金又は保険料を払い戻さなければならない。

〔準用…八五の九④〕

〔合併の議決〕

第四十八条 農業共済組合が合併しようとするときは、総会において合併を議決しなければならない。

- ② 合併は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- ③ 前項の場合には、第二十五条及び第二十六条の規定を準用する。

〔合併の手続〕

第四十九条 農業共済組合が合併の議決をしたときは、その議決の日から二週間以内に財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

- ② 農業共済組合は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、且つ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。
- ③ 前項の一定の期間は、一箇月を下つてはならない。

〔合併の承認〕

第五十条 債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

第十二条 農業共済団体の解散の決議の認可の申請書には、解散の理由を記載した書面、総会の議事録の謄本、財産目録、貸借対照表及び事業報告書を添附しなければならない。

〔合併の認可申請及びその添付資料〕

第十三条 農業共済組合の合併の認可の申請は、法第五十一条第一項の設立委員又は合併後存続する農業共済組合の理事がしなければならない。

- ② 前項の認可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 合併によつて解散する農業共済組合の名称及び住所を記載した書面
 - 二 合併の理由を記載した書面
 - 三 合併によつて設立する農業共済組合又は合併後存続する農業共済組合の定款、共済規程及び事業計画書
 - 四 合併契約書の謄本
 - 五 合併を議決した総会又は総代会の議事録の謄本
 - 六 財産目録、貸借対照表及び事業報告書
 - 七 法第四十九条第二項の公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託をしたこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面
- ③ 合併により農業共済組合を設立しようとする場合にあつては、第

② 債権者が異議を述べたときは、農業共済組合は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

〔新設合併〕

第五十一条 合併によつて農業共済組合を設立するには、各農業共済組合の総会において組合員（法人等たる組合員を除き、組合員たる法人等の業務を執行する役員を含む。）の中から選任した設立委員が共同して、定款及び共済規程を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

② 前項の規定による役員の選任は、合併しようとする農業共済組合の組合員（法人等たる組合員を除き、組合員たる法人等の業務を執行する役員を含む。）の中から、これをしなければならない。

③ 第一項の規定による設立委員の選任には、第四十四条の二の規定を準用する。

〔合併の効力発生〕

第五十二条 農業共済組合の合併は、合併後存続する農業共済組合又は合併に因つて設立する農業共済組合が、その主たる事務所の所在地において、第六十四条に規定する登記をすることに因つてその効力を生ずる。

〔合併による権利義務の承継〕

第五十三条 合併後存続する農業共済組合又は合併に因つて設立した農業共済組合は、合併に因つて消滅した農業共済組合の権利義務（当該農業共済組合がその行う事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

〔連合会の権利義務のその組合員たる組合による承継〕

第五十三条の二 農業共済組合連合会の組合員たる一の農業共済組合の他に当該農業共済組合連合会の組合員がなくなつたとき又は農業共済組合連合会の組合員たる組合等の区域のすべてを合わせた区域をその区域とする農業共済組合が成立したときは、当該農業共済組合は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に、当該農業共済組合連合会の権利義務（当該農業共済組合連合会がその行う事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する

一項の認可の申請書には、前項の書類のほか、合併によつて設立する農業共済組合の役員の氏名及び住所を記載した書面並びにこれらの役員の選任及び前項第三号及び第四号に掲げる書類の作成が法第五十一条第一項の設立委員によつてなされたものであることを証する書面を添付しなければならない。

〔権利義務の承継の認可申請〕

第十三条の二 法第五十三条の二第一項の権利義務の承継の認可の申請は、農業共済組合連合会の組合員たる一の農業共済組合の他に当該農業共済組合連合会の組合員がなくなつたとき又は農業共済組合連合会の組合員たる組合等の区域のすべてを合わせた区域をその区域とする農業共済組合が成立したときから三週間以内に、しなければならない。

② 前項の認可の申請書には、当該農業共済組合の定款、共済規程及び事業計画書並びに同項に規定する事由が発生した時点における当

権利義務を含む。次項において同じ。）を承継することについて、認可を申請しなければならない。

② 前項の認可があつたときは、当該農業共済組合連合会の権利義務は、その時において当該認可の申請に係る農業共済組合に承継されるものとし、当該農業共済組合連合会は、その時において解散するものとする。

③ 第一項に規定する場合に存する農業共済組合は、第十五条第三項及び第十六条第四項の規定にかかわらず、前項の規定による権利義務の承継が行われるまでの間は、これを当該農業共済組合連合会の組合員とみなす。

④ 第二項の規定による権利義務の承継の際現に存する農業共済組合連合会と政府との間の再保険関係については、当該再保険関係に係る共済責任期間（家畜共済に係るものにあつては、共済掛金期間）が終了するまでの間は、同項の規定により農業共済組合連合会の権利義務を承継した農業共済組合（以下特定組合という。）を当該農業共済組合連合会とみなして、この法律の規定を適用する。

⑤ 前各項に規定するもののほか、第二項の規定により農業共済組合が農業共済組合連合会の権利義務を承継する場合の手續及び当該農業共済組合が当該農業共済組合連合会の権利義務を承継した場合の当該農業共済組合連合会と政府との間の再保険関係に係る経過措置に関し必要な事項は、政令で定める。

〔清算中の農業共済団体の能力〕

第五十三条の三 解散した農業共済団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

〔清算人〕

第五十四条 農業共済団体が解散したときは、合併及び破産並びに第四十六条第四項の規定による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

〔裁判所による清算人の選任〕

第五十四条の二 前条の規定により清算人となる者がなくとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

該農業共済組合連合会の財産目録、貸借対照表及び事業報告書を添付しなければならない。

〔清算人の解任〕

第五十四条の三 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

〔清算人の職務及び権限〕

第五十四条の四 清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
 - 二 債権の取立て及び債務の弁済
 - 三 残余財産の引渡し
- ② 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

〔清算人の職務〕

第五十五条 清算人は、就職の後遅滞なく、農業共済団体の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

〔債権の申出の催告等〕

第五十五条の二 清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は二箇月を下ることができない。

② 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

③ 清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

④ 第一項の公告は、官報に掲載してする。

〔期間経過後の債権の申出〕

第五十五条の三 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、農業共済団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

〔清算中の料率団体についての破算手続の開始〕

第五十五条の四 清算中に農業共済団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産

手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

② 清算人は、清算中の農業共済団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものである。

③ 前項に規定する場合において、清算中の農業共済団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものとあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

④ 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

〔財産分配の制限〕

第五十六条 清算人は、農業共済団体の債務を弁済した後でなければ、農業共済団体の財産を分配することができない。

〔裁判所による監督〕

第五十六条の二 農業共済団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

② 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

③ 農業共済団体の解散及び清算を監督する裁判所は、農業共済団体の業務を監督する行政庁に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

④ 前項に規定する行政庁は、農業共済団体の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。

〔決算報告書〕

第五十七条 清算事務が終了したときは、清算人は、遅滞なく決算報告書を作り、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

〔清算終了の届出〕

第五十八条 清算が終了したときは、清算人は、その旨を行政庁に届け出なければならない。

〔解散及び清算の監督等に関する事件の管轄〕

第五十八条の二 農業共済団体の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

〔不服申立ての制限〕

第五十八条の三 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

〔準用…五八の五②〕

〔裁判所の選任する清算人の報酬〕

第五十八条の四 裁判所は、第五十四条の二の規定により清算人を選任した場合には、農業共済団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

〔準用…五八の五②〕

〔検査役の選任〕

第五十八条の五 裁判所は、農業共済団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

② 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人及び監事」とあるのは、「農業共済団体及び検査役」と読み替えるものとする。

第五節 登記

〔設立の登記〕

第五十九条 設立の登記は、設立の認可があつた日（第二十六条第二項及び第五項の場合にあつては、設立の認可に関する証明のあつた日）から二週間以内に、主たる事務所の所在地においてこれをしなければならない。

② 設立の登記には、次の事項を掲げなければならない。

一 第二十九条第一項第一号から第三号まで及び第十号に掲げる事項

二 事務所

三 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

〔変更の登記〕

第六十条 農業共済団体において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

〔精算終了の届書の添付書類〕

第十四条 精算終了の届書には、決算報告書及び総会の承認を得たことを証する書面を添付しなければならない。

〔他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記〕

第六十一条 農業共済団体がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第五十九条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

〔理事の職務執行停止等の登記〕

第六十二条 代表権を有する者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときはたときは、主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

〔参事の登記〕

第六十三条 農業共済団体が参事を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、参事の氏名及び住所並びに参事を置いた事務所を登記しなければならない。その登記した事項の変更及び参事の代理権の消滅についても、同様とする。

〔合併に関する登記〕

第六十四条 農業共済組合が合併をするときは、第四十八条第二項の認可があつた日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併によつて消滅する農業共済組合については解散の登記をし、合併後存続する農業共済組合については変更の登記をし、合併によつて設立する農業共済組合については設立の登記をしなければならない。

〔解散の登記〕

第六十五条 第四十六条第一項の規定により農業共済団体が解散したとき（同項第二号又は第三号の事由によつて解散したときを除く。）は、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

〔清算終了の登記〕

第六十六条 農業共済団体の清算が終了したときは、第五十七条の承認の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算終了の登記をしなければならない。

〔従たる事務所の所在地における登記〕

第六十七条

次の各号に掲げる場合（当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一 農業共済団体の設立に際して従たる事務所を設けた場合（次号に規定する場合を除く。）主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内

二 合併によつて設立する農業共済組合が合併に際して従たる事務所を設けた場合 第四十八条第二項の認可があつた日から三週間以内

三 農業共済団体の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から三週間以内

② 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一 名称

二 主たる事務所の所在場所

三 従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

③ 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

〔他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記〕

第六十八条 農業共済団体がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

〔従たる事務所における変更の登記等〕

第六十九条 第六十四条及び第六十六条に規定する場合には、これら

の規定に規定する日から三週間以内に、従たる事務所の所在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければならない。ただし、合併後存続する農業共済組合についての変更の登記は、第六十七条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

〔登記簿〕

第七十条 各登記所に、農業共済組合登記簿及び農業共済組合連合会登記簿を備える。

〔設立の登記の申請〕

第七十一条 設立の登記は、農業共済団体を代表すべき者の申請によつてする。

② 設立の登記の申請書には、定款及び農業共済団体を代表すべき者の資格を証する書面を添付しなければならない。

〔変更の登記の申請〕

第七十二条 第五十九条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、当該事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

〔合併による変更の登記の申請〕

第七十三条 農業共済組合の合併による変更の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- 一 第四十九条第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくはその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当財産を信託したこと又は当該合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面
- 二 合併によつて消滅する農業共済組合（当該登記所の管轄区域内に主たる事務所があるものを除く。）の登記事項証明書

〔合併による設立の登記の申請〕

第七十三条の二 合併による農業共済組合の設立の登記の申請書には、定款及び当該農業共済組合を代表すべき者の資格を証する書面のほか、前条各号に掲げる書面を添付しなければならない。

〔解散の登記の申請〕

第七十三条の三 第六十五条の規定による農業共済団体の解散の登記

の申請書には、解散の事由の発生を証する書面を添付しなければならない。

② 行政庁が農業共済団体の解散を命じた場合における解散の登記は、当該行政庁の嘱託によつてこれをする。

〔精算結了登記の申請書〕

第七十四条 農業共済団体の清算結了の登記の申請書には、清算人が第五十七条の規定により決算報告書の承認を得たことを証する書面を添付しなければならない。

〔登記期間の起算点〕

第七十五条 登記すべき事項で行政庁の認可を要するものは、その認可書の到達した時から登記の期間を起算する。但し、第二十六条第二項及び第五項の場合には、認可に関する証明書の到達した時から登記の期間を起算する。

第七十六条 削除

〔登記についての商業登記法の準用〕

第七十七条 農業共済団体の登記には、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号及び第十六号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで、第四十五条、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三項、第七十九条、第八十二条、第八十三条並びに第三百三十二条から第三百四十八条までの規定を準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは、「行政庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは、「行政庁」と、同法四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「農業災害補償法第六十七条第二項各号」と、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により精算株式会社清算人となつたもの（同法第四百八十三条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により精算株式会社の代表清算人となつたもの）」とあるのは「農業災害補償法第五十四条本文の規定により清算人となつたもの」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第七十八条から第八十二条まで 削除

（参照） 商業登記法準用規定

（注） 法第七十七条の政令 未定

第三章 組合等の共済事業

第一節 通則

〔共済事業の種類〕

第八十三条 農業共済組合の行う共済事業は、次のとおりとする。

- 一 農作物共済
- 二 削除
- 三 家畜共済
- 四 果樹共済
- 五 畑作物共済
- 六 園芸施設共済
- 七 任意共済

② 果樹共済は、収穫共済及び樹体共済とする。

〔準用…八五の七〕

〔共済目的及び共済事故〕

第八十四条 農業共済組合は、農作物共済にあつては第一号、家畜共済にあつては第三号、果樹共済のうち収穫共済にあつては第四号、果樹共済のうち樹体共済にあつては第五号、畑作物共済にあつては第六号、園芸施設共済にあつては第七号に掲げる共済目的につき、当該各号に掲げる共済事故によつて生じた損害について、組合員に対し共済金を交付するものとする。

- 一 共済目的
 水稻、麦その他政令で指定する食糧農作物
 風水害、干害、冷害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害

- 二 削除
- 三 共済目的

出生後第五月の月の末日（農林水産大臣が特定の地域についてその日前の日を定めたときは、その地域については、その農林水産大臣の定めた日）を経過した牛、出生の年の末日（農林水産大臣が特定の地域についてその日前の日を定めたときは、その地域については、その農林水産大臣の定めた日）を経過した馬、出生後第五月の月の末日を経過した種豚及び出生後第二十日の日（その日に離乳していないときは、離乳した日。以下同じ。）から出生後第八月

第二章 共済、保険及び再保険

〔収穫共済の共済目的の除外〕

第十五条 法第八十四条第一項第四号（法第八十五条の七において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める品種は、なしにあつては支那なしの品種、かんきつ類の果樹（うんしゅうみかん及びなつみかんを除く。）にあつてははつさく、ぼんかん、いよかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぽうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみ、レモン、せとか、愛媛果試第二十八号及び甘平以外のものの品種とする。

〔収穫共済の共済目的から除外する栽培方法〕

第十五条の二 法第八十四条第一項第四号（法第八十五条の七において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める栽培方法は、屋根及び外壁の主要部分がガラス又はこれに類する採光性及び耐久性を有する物により造られている特定園芸施設を用いて栽培する方法とする。

〔樹体共済の共済目的の除外〕

第十五条の三 法第八十四条第一項第五号（法第八十五条の七において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める生育の程度は、

共済事故	の月の末日までの肉豚（種豚以外の豚をいう。以下同じ。）⁴ 牛、馬及び種豚にあつては死亡（と殺による死亡及び家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五十八条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定による手当金、同条第二項の規定による特別手当金又は同法第六十条の二第一項の規定による補償金の交付の原因となる死亡を除く。以下同じ。）⁵、廃用、疾病及び傷害、牛の胎児及び肉豚にあつては死亡
共済目的	共済事故
共済目的	うんしゅうみかん、なつみかん、りんご、ぶどう、なし、ももその他政令で指定する果樹（農林水産省令で定める品種に属するもの及び農林水産省令で定める栽培方法により栽培されているものを除く。）⁶ 風水害、干害、寒害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による果実の減収及び品質の低下（第二百二十条の六第一項第三号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済（以下、「特定収穫共済」という。）にあつては、果実の減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少）
共済事故	共済目的
共済事故	前号の果樹（農林水産省令で定めるその支持物を含むものとし、農林水産省令で定める生育の程度に達していない果樹及びその支持物を除く。）⁷ 風水害、干害、寒害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による枯死、流失、滅失、埋没及び損傷ばれいしよ、大豆、小豆、いんげん、てん菜及びさとうきび（農林水産省令で定める品種に属するもの及び農林水産省令で定める栽培方法により栽培されているものを除く。）並びに第一号の農作物、桑及び果樹以外の農作物で政令で指定するもの並びに蚕繭 農作物にあつては風水害、干害、冷害、ひよう害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による農作物の減収（てん菜その他政令で定める農作物にあつては、農作物の減収及び糖度の低下）、蚕繭にあつては蚕児

○ 農業災害補償法による果樹共済の共済目的たる果樹を指定する政令

（昭和五十年政令第三十七号）
農業災害補償法第八十四条第一項第四号（同法第八十五条の七において準用する場合を含む。）の共済目的たる果樹として、かんきつ類の果樹（うんしゅうみかん及びなつみかんを除く。）、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びパイナップルを指定する。

○ 農業災害補償法による畑作物共済の共済目的たる農作物を指定する政令

（昭和五十六年政令第二十七号）
農業災害補償法第八十四条第一項第六号（同法第八十五条の七において準用する場合を含む。）の共済目的たる農作物として茶（農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定する地域において栽培されているもので、冬芽の生長停止期から一番茶の収穫をするに至るまでのものに限る。）⁸、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ及びホップを指定する。⁹

毎年結実する状態にあることとする。

⑭ 法第八十四条一項五号の農林水産省令で定める支持物 未定

〔畑作物共済の共済目的から除外する品種〕

第十五条の四 法第八十四条第一項第六号（法第八十五条の七において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める品種は、いんげんにあつては手亡類、金時類、うずら類、大福類及びとら豆類のいんげん並びにべにばないんげん以外のものの品種、てん菜にあつては専ら製糖用に供するため栽培される品種以外の品種とする。

〔畑作物共済の共済目的から除外する栽培方法〕

第十五条の五 法第八十四条第一項第六号（法第八十五条の七において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める栽培方法は、特定園芸施設（気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設（当該施設に附属する設備を含む。）を除く。）を用いて栽培する方法とする。

〔特定園芸施設の共済目的の除外〕

第十五条の六 法第八十四条第一項第七号の農林水産省令で定める簡易な施設園芸用施設は、被覆物を移動し又は除去しなければその内部で通常の栽培作業を行うことができない施設園芸用施設、単位面積当たりの再建築価額（当該施設園芸用施設と同一の構造、材質、用途、規模、型及び能力を有するものを再築するのに要する費用に相当する金額をいう。）が農林水産大臣の定める金額に満たない施設園芸用施設及び気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設園芸用施設（その構造が温室その他のその内部で農作物を栽培するための施設の構造に類するものを除く。）とする。¹⁰

〔生育の程度〕

第十五条の七 法第八十四条第二項（法第八十五条の七において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める生育の程度は、その母牛に対する授精又は受精卵移植の日から起算して二百四十日以上であることとする。

〔廃用の範囲等〕

第十六条 法第八十四条第三項（法第八十五条の七において準用する

七 共済目的

の風水害、地震又は噴火による災害、火災、病虫害及び鳥獣害並びに桑葉の風水害、干害、凍害、ひょう害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び獣害による減収

施設園芸（農作物の生育条件を一定の施設により調節し及び管理して、これを栽培することをいう。以下同じ。）の用に供する施設（以下「施設園芸用施設」という。）のうち温室その他のその内部で農作物を栽培するための施設及び気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設（これらに附属する設備を含むものとし、農林水産省令で定める簡易なものを除く。以下「特定園芸施設」という。）

共済事故

風水害、ひょう害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、破裂、爆発、航空機の墜落及び接触、航空機からの物体の落下、車両及びその積載物の衝突及び接触、病虫害並びに鳥獣害

② 子牛等（前項第三号に掲げる牛以外の牛及び牛の胎児をいい、農林水産省令で定める生育の程度に達したものに限る。以下同じ。）は、共済規程の定めるところにより、家畜共済の共済目的とすることができる。

③ 第一項第三号の廃用並びに同項第五号の埋没及び損傷の範囲は、農林水産省令でこれを定める。

④ 次に掲げる物は、共済規程で定めるところにより、特定園芸施設に併せて園芸施設共済の共済目的とすることができる。

一 農林水産省令で定める施設園芸用施設（特定園芸施設を除く。）であつて、特定園芸施設とともに次号に掲げる農作物の栽培の用に供されるもの（以下「附帯施設」という。）

二 特定園芸施設を用いて栽培される農作物（農作物共済、果樹共済及び畑作物共済に係る農作物その他農林水産省令で定める農作物を除く。以下「施設内農作物」という。）

⑤ 農業共済組合は、任意共済にあつては、第一項第一号の農作物、同項第四号の果樹、同項第六号の農作物及び施設内農作物以外の農作物、農産物、特定園芸施設及び附帯施設以外の建物及び農機具その他農林水産省令で定める物について生じた損害又は家畜の輸送中に生じた損害について、組合員に対し共済金を交付するものとする

〔政令で定める農作物〕

第一条の七 法第八十四条第一項第六号（法第八十五条の七において準用する場合を含む。）の政令で定める農作物は、さとうきびとする。

場合を含む。）に規定する法第八十四条第一項第三号の廃用の範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合における廃用とする。

一 疾病又は不慮の傷害（第三号に掲げる疾病及び傷害を除く。）によつて死にひんしたとき。

二 不慮の災厄によつて救うことのできない状態に陥つたとき（家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五十八条第二項の規定による特別手当金又は同法第六十条の二第一項の規定による補償金の交付の原因となると殺又は殺処分が行われることが判明したときを除く。）。

三 骨折、は行、両眼失明又は農林水産大臣が指定する疾病若しくは不慮の傷害であつて、治癒の見込みのないものによつて使用価値を失つたとき。

四 盗難その他の理由によつて行方不明となつた場合において、その事実の明らかとなつた日から三十日を下らない範囲内において共済規程等で定める期間以上生死が分明でないとき。

五 乳牛の雌、種雄牛又は種雄馬が治癒の見込みのない生殖器官の疾病又は傷害であつて共済責任の始まつた時以後に生じたことが明らかなものによつて繁殖能力を失つたとき。

六 乳牛の雌が治癒の見込みのない泌乳器の疾病又は傷害であつて共済責任の始まつた時以後に生じたことが明らかなものによつて泌乳能力を失つたことが泌乳期において明らかとなつたとき。

七 牛が出生時において奇形又は不具であることにより、将来の使用価値がないことが明らかとなるとき。

② 包括共済関係の成立により法第一百一十一条の規定により消滅した個別共済関係に係る家畜共済に付されていた家畜についての前項第五号及び第六号の規定の適用については、当該包括共済関係に係る共済責任は、当該個別共済関係に係る共済責任の始まつた時に始まつたものとみなす。

③ 法第八十五条の三第三項又は第五項の公示の際その公示に係る農業共済組合の家畜共済に付されていた家畜であつて、その公示の日から二週間以内にその公示に係る市町村の家畜共済に付されたものについての第一項第五号及び第六号の規定の適用については、当該市町村の家畜共済に係る共済責任は、当該農業共済組合の家畜共済に係る共済責任の始まつた時に始まつたものとみなす。

④ 共済事業を行う市町村がその行う共済事業の全部を廃止した場合において、当該共済事業の全部を廃止した市町村（以下「事業廃止市町村」という。）の家畜共済に付されていた家畜であつて、法第八十五条の九第四項において準用する法第四十七条第一項の規定に

。【準用…八五の七（⑤除く）】

より家畜共済の共済関係が終了してから二週間以内にその廃止された事業の行われていた地域において共済事業を行う農業共済組合の家畜共済に付されたものについての第一項第五号及び第六号の規定の適用については、当該農業共済組合の家畜共済に係る共済責任は、当該市町村の家畜共済に係る共済責任が始まった時に始まったものと見なす。

⑤ 法第九十三条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権利義務の承継により同一の組合等の他の包括共済に新たに付された家畜についての第一項第五号及び第六号の規定の適用については、当該他の包括共済に係る共済責任は、当該承継の際現に当該組合等と当該権利義務の承継に係る譲渡人又は譲受人との間に存する包括共済に係る共済責任の始まったときに始まったものとみなす。

⑥ 法第八十四条第三項（法第八十五条の七において準用する場合を含む。）に規定する法第八十四条第一項第五号の埋没及び損傷の範囲は、埋没にあつてはその程度が、その埋没に係る果樹をその埋没前の状態に復するために必要な費用の金額が当該果樹の付された樹体共済に係る共済責任期間の開始する時における価額として法第二百二十条の六第七項の規定により組合等が定める金額を超える程度のもthingとし、損傷にあつてはその損傷が主枝に係るものであり、かつ、その程度がその損傷に係る果樹のその損傷を受ける直前における樹冠容積の二分の一以上の部分にわたる程度のもthingとする。

〔施設園芸用施設〕

第十六条の二 法第八十四条第四項第一号の農林水産省令で定める施設園芸用施設は、温湿度調節施設、かん水施設、排水施設、換気施設、炭酸ガス発生施設、照明施設、しや光施設、自動制御施設、発電施設、病害虫等防除施設、肥料調製散布施設、養液栽培施設、運搬施設、栽培棚及び支持物（園芸施設共済に付されるとすれば共済事故の発生することが相当の確実さをもつて見通される施設園芸用施設及び通常の管理が行われず又は行われないおそれがある施設園芸用施設を除く。）とする。

〔除外する施設内農作物〕

第十六条の三 法第八十四条第四項第二号の農林水産省令で定める農作物は、園芸施設共済に付されるとすれば共済事故の発生することが相当の確実さをもつて見通される農作物、通常の肥培管理が行われず又は行われないおそれがある農作物及び育苗中の農作物とする。

〔組合が行う共済事業の種類等〕

第八十五条 農業共済組合は、第八十三条第一項第一号及び第三号に掲げる共済事業を行わなければならない。

② 農業共済組合は、農作物共済の一の共済目的の種類につき、当該農業共済組合の組合員の営む当該種類についての耕作の業務の総体としての規模が農林水産大臣の定める基準に達しないことその他当該種類を共済目的の種類としないことについて政令で定める相当の事由があるときは、前条第一項の規定にかかわらず、その農作物共済において、当該種類を共済目的の種類としないことができる。この場合において、その農作物共済において同項第一号の農作物の全部を共済目的の種類としないこととなるときは、前項の規定にかかわらず、当該農業共済組合は、農作物共済を行わないものとする。

③ 前項前段若しくは第八項の規定によりその農作物共済において前条第一項第一号の農作物の一部を共済目的の種類としない農業共済組合又は前項後段若しくは第八項の規定により農作物共済を行わない農業共済組合は、必要があるときは、その共済目的の種類としない農作物をその農作物共済においてその共済目的の種類とすることができ、また、同号の農作物の全部又は一部を共済目的の種類として農作物共済を行うことができる。

④ その地域における水稻に係る病虫害の防止のため必要な施設が整備され、その他その防止が適正に行われる見込みがあるものとして農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定する地域の全部又は一部をその区域に含む農業共済組合と当該地域内に住所を有する組合員又はその構成員のすべてが当該地域内に住所を有する農作物共済資格団体との間に成立する農作物共済の共済関係に係る農作物共済においては、前条第一項の規定にかかわらず、水稻につき、同項第一号の共済事故のうち病虫害（政令で定めるものを除く。以下同じ。）を共済事故としないものとする。⁹

⑥ 農業共済組合は、前項の申請をするには、あらかじめ総会の議決

〔農作物共済の共済目的の種類としないことができる事由〕

第一条の八 法第八十五条第二項（法第八十五条の七において準用する場合を含む。）の政令で定める相当の事由は、農作物共済の共済目的の種類のうち、組合等がその農作物共済において共済目的の種類としないこととするものにつき、次に掲げる要件のすべてが備わっていることとする。

一 当該組合等の区域（農業共済組合にあつてはその区域、共済事業を行う市町村にあつてはその共済事業の実施区域をいう。以下この号において同じ。）内に住所を有する農業者及び法第十六条第一項の農作物共済資格団体でその構成員のすべてが当該組合等の区域内に住所を有するもの（以下この条において単に「農業者」という。）につき、総体的にみて、これらの農業者の農家経済の当該共済目的の種類についての耕作の業務に係る農業所得に依存する程度が相当低位であり、当該種類を当該組合等の農作物共済において共済目的の種類としないこととしても、これによる当該農業者の農家経済への影響が軽微であると認められること。

二 農業者の当該共済目的の種類についての耕作の業務の総体としての規模からみて、当該共済目的の種類をその農作物共済において共済目的の種類とするとしても、当該共済目的の種類に係る農作物共済を効率的に行うことができないか又は

〔任意共済の共済目的〕

第十七条 法第八十四条第五項の農林水産省令で定める物とは、畳、建具その他家具類とする。

第十七条の二 削除

を経なければならない。

⑦ 前項の総会の議決には、第四十四条の二の規定を準用する。

⑧ 農業共済組合が合併した場合において、その合併前の農業共済組合（以下本条において合併組合という。）の全部又は一部が第三項に規定する農業共済組合であつたときは、当該合併後存続する農業共済組合又は当該合併によつて設立した農業共済組合のその合併當時における農作物共済については、次の各号の区分により当該各号に掲げるところによる。【準用…八五の八②・③】

一 当該合併の際、合併組合のすべてにつき共通して農作物共済が行われていないときは、第一項の規定にかかわらず、その共通して行われていない農作物共済は、行わない。

二 当該合併の際、合併組合のすべてが行う農作物共済において、共通してその共済目的の種類とされていない前条第一項第一号の農作物があるときは、同項の規定にかかわらず、その共通して共済目的の種類とされていない農作物は、農作物共済においてその共済目的の種類としない。

三 当該合併の際、合併組合の一部につき（当該一部の組合が二個以上の組合であるときは、そのすべてに共通して）農作物共済が行われていない場合に、その他の合併組合の行う農作物共済において（当該その他の組合が二個以上の組合であるときは、当該農作物共済において共通して）共済目的の種類とされていない前条第一項第一号の農作物があるときは、同項の規定にかかわらず、その共済目的の種類とされていない農作物は、農作物共済においてその共済目的の種類としない。

四 前各号に掲げる場合を除き、前条第一項第一号の農作物のすべてを共済目的の種類とする農作物共済を行う。

⑨ この法律に規定するもののほか、第三項に規定する農業共済組合が合併する場合の手續及び当該農業共済組合が合併した場合の合併組合についての農作物共済の共済関係に係る経過措置に関し必要な事項は、政令で定める。

⑩ 第二項、第三項及び前二項の規定は、家畜共済について準用する。この場合において、第二項中「当該農業共済組合の組合員の営む当該種類についての耕作の業務の総体としての規模が農林水産大臣の定める基準に達しないことその他当該種類」とあるのは「当該種類」と、「同項第一号の農作物」とあるのは「同項第三号の家畜」と、第三項中「前項前段」とあるのは「第十項において準用する前項前段」と、「前条第一項第一号の農作物」とあるのは「前条第一項第三号の家畜」と、「前項後段」とあるのは「第十項において準

困難であると認められること。

〔共済事故から除外しない病虫害〕

第二条 法第八十五条第四項（法第八十五条の七において準用する場合を含む。）の政令で定める病虫害は、次のとおりとする。

- 一 いねしらはがれ病菌による病害
- 二 いねおうかいしゆく病菌による病害
- 三 その他その防止の方法が確立されていない水稻に係る病虫害で農林水産大臣が指定するもの¹⁰

⑪ 法第八十五条第九項の政令で定める事項

未定

〔家畜共済の共済目的の種類としないことができる事由〕

第二条の二 法第八十五条第十項において準用する同条第二項（法第八十五条の七において準用する場合を含む。）の政令で定める相当の事由は、家畜共済の共済目的の種類のうち、組合等がその家畜共済において共済目的の種類としないこととするものに

用する前項後段」と、「農作物を」とあるのは「家畜を」と、「同号の農作物」とあるのは「同号の家畜」と、第八項中「第三項」とあるのは「第十項において準用する第三項」と、同項第二号及び第三号中「前条第一項第一号の農作物」とあるのは「前条第一項第三号の家畜」と、「農作物は」とあるのは「家畜は」と、同項第四号中「前条第一項第一号の農作物」とあるのは「前条第一項第三号の家畜」と、前項中「第三項」とあるのは「次項において準用する第三項」と読み替えるものとする。

⑪ 農業共済組合（特定組合を除く。第十三項において同じ。）は、その所属する農業共済組合連合会が第二百二十一条第二項の規定によりその共済責任に係る保険事業を行う場合に限り、第八十三条第一項第四号から第六号までに掲げる共済事業を行う

⑫ 第二百二十条の八第二項に規定する収穫共済以外の収穫共済においては、前条第一項の規定にかかわらず、同項第四号の共済事故のうち果実の品質の低下を共済事故としないものとする。

⑬ 農業共済組合は、その所属する農業共済組合連合会が第二百二十一条第二項の規定によりその共済責任に係る保険事業を行う場合に限り、当該農業共済組合連合会の承認を経て、第八十三条第一項第七号に掲げる共済事業を行うことができる。

【準用…八五の七（⑦⑫除く）】

〔市町村への共済事業実施の申出〕

第八十五条の二 農業共済組合（一の市町村の区域の全部又は一部をその区域とする農業共済組合に限る。）は、その行う共済事業の規模が農林水産大臣の定める基準に達しない場合その他政令で定める特別の事由がある場合には、あらかじめその区域を管轄する市町村と協議し、総会の議決を経て、当該市町村に対し、当該市町村が本章の規定により共済事業を行うことにつき申出をすることができる。

② 農業共済組合は、前項の申出をしたときは、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。

③ 第一項の総会の議決には、第四十四条の二の規定を準用する。

〔市町村の共済事業の実施〕

第八十五条の三 市町村は、前条第一項の申出があつた場合（当該市町村の区域の一部をその区域とする農業共済組合で第八十五条第一項の規定により現に共済事業を行っているものが二個以上存するときは、そのすべての農業共済組合から前条第一項の申出があつた場

つき、家畜共済の共済関係が存しない状態が相当期間にわたり継続すると認められることとする。

〔市町村への共済事業実施の申し出ができる事由〕

第二条の二の二 法第八十五条の二第一項の政令で定める特別の事由は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 当該農業共済組合の事務の執行につき相当期間にわたり適正を欠くものがあると認められる場合において、当該農業共済組合の区域を管轄する市町村が共済事業を行うとすれば、その事務を適正に執行する見込みが十分であると認められること。

二 前号に規定する場合以外の場合において、当該農業共済組合の区域を管轄する市町村が共済事業を行うとすれば、共済事業に関する事務の執行に要する経費の額が減少し、その他当該農業共済組合が共済事業を行う場合よりも共済事業の運営を効率的に

〔共済事業移譲の申出書〕

第十七条の三 法第八十五条の二第二項の申出は、申出書を提出してしなければならない。

② 前項の申出書には、申出の事由を明らかにする書面を添附しなければならない。

〔市町村の共済事業実施計画〕

第十七条の四 市町村が法第八十五条の三第二項の規定により申請書に添えて都道府県知事に提出すべき共済事業の実施計画には、次の事項を記載しなければならない。

一 当該市町村の共済事業の実施区域となる地域内に住所を有する法第十五条第一項第一号に掲げる者及びその構成員のすべてが当該地域内に住所を有する農作物共済資格団体（法第一百四十五条第五項の共済事業の実施に関する条例で定める者を除く。）、家畜共済資格者、果樹共済資格者、畑作物共済資格者並びに園芸施設共済資格者のそれぞれの概数並びに農作物共済資格者の概数（共済事業を行う市町村にあつては、新たに共済事業の実施区域となる地

合）において、その申出に基き共済事業を行うことを必要且つ適当と認めるときは、都道府県知事の認可を受け、当該申出に係る農業共済組合の区域に相当する区域において、本章の規定により共済事業を行うことができる。

② 市町村は、前項の認可を受けようとするときは、共済事業の実施に関する条例及び共済事業の実施計画（第八十五条の六第一項の共済事業を行う市町村にあつては、共済事業の実施に関する条例の変更に関する条例及び新たに共済事業の実施区域となる地域に係る共済事業の実施計画）を定め、これを申請書に添え、都道府県知事に提出しなければならない。

③ 都道府県知事は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、これを受理した日から二箇月以内に、農林水産省令の定めるところにより、当該市町村に対し書面で認可又は不認可の通知を発するとともに、その旨を、当該申請の原因となつた前条第一項の申出をした農業共済組合に対し書面で通知し、且つ、認可処分に係る場合にあつては共済事業の実施区域を明らかにして公示しなければならない。

④ 第二項の規定による申請書の提出があつた場合には、第二十五条及び第二十六条第二項から第五項までの規定を準用する。この場合において、第二十五条中「定款、共済規程若しくは保険規程」とあるのは、「共済事業の実施に関する条例」と読み替えるものとする。

【準用：八五の六④】

⑤ 前項において準用する第二十六条第二項又は第五項の場合には、都道府県知事は、同条第二項の場合にあつては同項の期間満了後、同条第五項の場合にあつては同項の判決の確定後、遅滞なく、農林水産省令の定めるところにより、その旨を、共済事業の実施区域を明らかにして公示しなければならない。【準用：八五の六④】

〔共済事業の実施に関する条例の規定事項〕

第八十五条の三の二 市町村の共済事業の実施に関する条例には、第二十九条第一項第六号、第八号及び第九号並びに第三十条第一項各号に掲げる事項、共済事業の実施区域並びに共済関係の成立及び消滅に関する事項を規定しなければならない。

〔市町村の共済事業開始に伴う経過措置〕

第八十五条の四 第八十五条の第三項の公示（同条第五項の公示を含む。以下本条において同じ。）があつた日以後においては、当該公示に係る農業共済組合が行う共済事業は、第八十三条及び第八十

行の見込みが十分であると認められること。

〔都道府県知事のあつせん〕

第二条の三 都道府県知事は、法第八十五条の二第一項の申出に係る同項の規定による農業共済組合と市町村との協議がととのわない場合において、当該農業共済組合及び当該市町村又はそのどちらか一方からの申請があり、かつ、その申請を相当と認めるときは、協議をととのわせるために必要なあつせんを行うものとする。

域に係るこれらの者の概数）

二 前号に掲げる者別の共済目的の種類別の概数（農作物共済にあつては農作物区分別の概数、果樹共済のうち収穫共済にあつては共済目的の種類及び収穫共済の共済事故等による種別別の概数、園芸施設共済にあつては共済目的の概数。共済事業を行う市町村にあつては、新たに共済事業の実施区域となる地域に係るこれらの概数。）

三 共済事業の事業予定計画及び収入支出の概算

〔市町村の共済事業実施の認可申請書〕

第十七条の五 市町村が法第八十五条の三第二項の規定により都道府県知事に提出する申請書には、同項に規定する申請書の添付書類のほか、共済事業の実施に関する条例及び共済事業の実施計画（共済事業を行う市町村にあつては、共済事業の実施に関する条例の変更に係る条例及び新たに共済事業の実施区域となる地域に係る共済事業の実施計画）の議決に係る当該市町村の議会の会議録の写並びに第十七条の三第一項の申出書及び同条第二項の申出の事由を明らかにする書面の写を添附しなければならない。

〔組合に対する認可等の通知〕

第十七条の六 法第八十五条の三第三項の規定による農業共済組合に対する通知は、同項の規定による市町村に対する認可又は不認可の通知と同時にするものとする。

〔公示方法についての準用規定〕

第十七条の七 第一条の四の規定は、法第八十五条の三第三項又は第五項（法第八十五条の六第四項において準用する場合を含む。）の規定による公示について準用する。

- 五 条の規定にかかわらず、次に掲げるものに限るものとする。
 - 一 その共済責任期間が当該公示前に始まり当該公示の際まだ満了していない共済目的についての農作物共済
 - 二 当該公示以前にその共済責任期間が満了した共済目的についての農作物共済
 - 三 当該公示以前に共済事故が発生した家畜共済に係る共済目的についてその共済事故の発生の際存した当該共済関係に係る家畜共済
 - 四 果樹共済又は畑作物共済を行う農業共済組合にあつては、次に掲げる果樹共済又は畑作物共済
 - イ その共済責任期間が当該公示前に始まり当該公示の際まだ満了していない共済関係に係る果樹共済又は畑作物共済
 - ロ 当該公示以前にその共済責任期間が満了した共済関係に係る果樹共済又は畑作物共済
 - 五 園芸施設共済又は任意共済を行う農業共済組合にあつては、当該公示以前に共済事故が発生した園芸施設共済又は任意共済に係る共済目的についてその共済事故の発生の際存した当該共済関係に係る園芸施設共済又は任意共済
 - 六 前各号に掲げるものの外、当該公示の際現に行つて共済事業の残務
- ② 第八十五条の三第三項の公示があつたときは、その公示の際現に当該公示に係る農業共済組合とその組合員との間に存する家畜共済、園芸施設共済又は任意共済の共済関係は、消滅する。
- ③ 前項の規定により家畜共済、園芸施設共済又は任意共済の共済関係が消滅したときは、当該農業共済組合は、これらの共済関係についてのまだ経過しない期間に対する共済掛金を払い戻さなければならない。この場合には、農業共済組合連合会又は政府は、これらの共済関係に係る保険関係又はその保険関係に係る再保険関係についてのまだ経過しない期間に対する保険料又は再保険料をそれぞれ当該農業共済組合又は当該農業共済組合連合会に払い戻さなければならない。
- ④ 前項後段の規定により政府が払い戻すべき家畜共済又は園芸施設共済に係る再保険料は、農業共済組合連合会が払い込むべき家畜共済又は園芸施設共済に係る再保険料で農林水産省令で定めるものと相殺することができる。
- ⑤ 第一項の農業共済組合は、同項の規定により行う同項第一号の農作物共済に係る共済目的又は同項の規定により行う同項第四号イの果樹共済若しくは畑作物共済に係る共済関係のすべてについて共済

**〔家畜共済又は園芸施設共済に係る再保険料〕
第十七条の八**

法第八十五条の四第四項の農林水産省令で定める家畜共済又は園芸施設共済に係る再保険料は、法第八十五条の二第一項の規定による農業共済組合の申出に基づき法第八十五条の三第一項の規定により共済事業を行うこととなつた市町村の家畜共済又は園芸施設共済に付されたものに係る再保険料とする。

責任期間が満了した日として都道府県知事が認定する日（第八十五条の三第三項の公示の際共済責任期間の満了していない農作物共済又は果樹共済若しくは畑作物共済に係る共済目的又は共済関係の存しない農業共済組合にあつては、当該公示の日）から起算して二箇月を経過した時に解散する。

〔市町村の共済事業の開始時についての政令への委任〕

第八十五条の五 この法律に規定するものの外、第八十五条の二第一項の申出、その申出に係る市町村の共済事業の開始及びその申出に係る農業共済組合の共済事業の結了に関し必要な事項は、政令で定める。

〔市町村の共済事業実施区域の拡大〕

第八十五条の六 第八十五条の三第一項の認可を受けた市町村（以下共済事業を行う市町村という。）は、当該市町村の区域内の地域で農業共済組合の区域に属しないものがある場合において、当該地域を共済事業の実施区域に含めることを必要且つ適当と認めるときは、都道府県知事の認可を受け、当該地域においても、本章の規定により共済事業を行うことができる。

② 市町村は、前項の認可を受けようとするときは、共済事業の実施に関する条例の変更に関する条例及び当該地域に係る共済事業の実施計画を定め、これを申請書に添え、都道府県知事に提出しなければならない。

③ 都道府県知事は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、これを受理した日から二箇月以内に、農林水産省令の定めるところにより、当該市町村に対し書面で認可又は不認可の通知を発するとともに、認可処分に係る場合にあつては、その旨を、新たに共済事業の実施区域となる地域を明らかにして公示しなければならない。

④ 第二項の規定による申請書の提出があつた場合には、第八十五条の三第四項及び第五項の規定を準用する。

〔市町村の行う共済事業の種類等についての準用規定〕

第八十五条の七 共済事業を行う市町村については、第八十三条、第八十四条第一項から第四項まで並びに第八十五条第一項から第六項まで及び第八項から第十二項までの規定を準用する。この場合において、第八十三条第一項中「次のとおりとする。」とあるのは「第一号及び第三号から第六号までに掲げるものとする。」と、第八十

⑤ 法第八十五条の五の政令出定める事項
未定

〔市町村の共済事業実施区域拡張の事業実施計画に記載すべき事項〕

第十七条の九 共済事業を行う市町村が法第八十五条の六第二項の規定により申請書に添えて都道府県知事に提出すべき同条第一項の地域に係る共済事業の実施計画には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 当該地域内に住所を有する法第十五条第一項第一号に掲げる者及びその構成員のすべてが当該地域内に住所を有する農作物共済資格団体（法第十四条第五項の共済事業の実施に関する条例で定める者を除く。）、家畜共済資格者、果樹共済資格者、畑作物共済資格者並びに園芸施設共済資格者のそれぞれの概数並びに農作物共済資格者の概数
- 二 前号に掲げる者別の共済目的の種類別の概数（農作物共済にあつては農作物区分別の概数、果樹共済のうち収穫共済にあつては共済目的の種類及び収穫共済の共済事故等による種別別の概数、園芸施設共済にあつては共済目的の概数）
- 三 共済事業の事業予定計画及び収入支出の概算

〔市町村の共済事業実施区域拡張の認可申請書の添付書類〕

第十七条の十 共済事業を行う市町村が法第八十五条の六第二項の規定により都道府県知事に提出する申請書には、同項に規定する申請書の添付書類のほか、共済事業の実施に関する条例の変更に係る条例及び同条第一項の地域に係る共済事業の実施計画の議決に係る当該市町村の議会の会議録の写を添付しなければならない。

〔共済事業の実施区域となる地域の公示についての準用〕

四条第二項及び第四項中「共済規程」とあるのは「共済事業の実施に関する条例」と、第八十五条第二項中「当該農業共済組合の組合員」とあるのは「当該市町村との間に農作物共済の共済関係の存する者」と、「前条第一項」とあるのは「第八十五条七において準用する前条第一項」と、「前項」とあるのは「第八十五条七において準用する前項」と、同条第三項中「前項前段若しくは第八項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前項前段若しくは第八項、第八十五条の八第二項第二号若しくは第三項において準用する第八項若しくは同条第二項第一号」と、「前項後段若しくは第八項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前項後段若しくは第八項、第八十五条の八第二項第二号若しくは第三項において準用する第八項若しくは同条第二項第一号」と、「同号」とあるのは「前条第一項第一号」と、同条第四項中「その区域」とあるのは「その共済事業の実施区域」と、「前条第一項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前条第一項」と、同条第五項及び第六項中「前項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前項」と、同条第六項中「総会の議決」とあるのは「議会の議決」と、同条第八項中「第三項」とあるのは「第八十五条の七において準用する第三項」と、「第一項の規定」とあるのは「第八十五条の七において準用する第一項の規定」と、「同項」とあるのは「第八十五条の七において準用する同項」と、同条第九項中「第三項」とあるのは「第八十五条の七において準用する第三項」と、同条第十項中「第二項」とあるのは「第八十五条の七において準用する第二項」と、「第二項中「当該農業共済組合の組合員」とあるのは「同条において準用する第二項中「当該市町村との間に農作物共済の共済関係の存する者」と、「第三項中」とあるのは「同条において準用する第三項中」と、「前項前段」と、「とあるのは「前項前段」と、第八十五条の八第二項第二号」とあるのは「第八十五条の八第四項において準用する同条第二項第二号」と、「同条第二項第一号」とあるのは「同条第四項において準用する同条第二項第一号」と、「と」と、「「同号の農作物」とあるのは「同号の家畜」と、第八項」とあるのは「同条において準用する第八項」と、「前項中」とあるのは「同条において準用する前項中」と、同条第十一項中「第八十三条第一項第四号から第六号まで」とあるのは「第八十五条の七において準用する第八十三条第一項第四号から第六号まで」と、同条第十二項中「前条第一項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前条第一項」と読み替えるものとする。

第十七条の十一 第一条の四の規定は、法第八十五条の六第三項の規定による公示について準用する。

〔市町村の行う共済事業についての経過措置〕

第八十五条の八 共済事業を行う市町村は、前条において準用する第八十三条並びに第八十五条第一項及び第十一項の規定にかかわらず、その共済事業の実施区域の全部又は一部をその区域とする農業共済組合が第八十五条の四第一項の規定により行う同項第一号の共済事業の共済目的に係る農作物共済並びに当該農業共済組合が同項の規定により行う同項第四号イの共済事業の共済関係に係る果樹共済及び畑作物共済を行うことができない。

② 市町村が第八十五条第三項に規定する農業共済組合からの第八十五条の二第一項の申出により第八十五条の三第一項の認可を受けて新たに共済事業を行う場合のその共済事業の開始当時における当該市町村の農作物共済については、前条において準用する第八十四条第一項又は第八十五条第一項の規定にかかわらず、次に掲げるところによる。

一 一個の農業共済組合からの申出により共済事業を行う場合における当該市町村の農作物共済については、当該共済事業の実施に係る第八十五条の三第三項の公示（同条第五項の公示を含む。）があつた際、当該農業共済組合が農作物共済を行っていないときは、農作物共済は行わないものとし、当該農業共済組合がその行つている農作物共済において第八十四条第一項第一号の農作物の一部をその共済目的の種類としていないときは、その共済目的の種類としていない農作物は当該市町村の農作物共済においてその共済目的の種類としないものとする。

二 二個以上の農業共済組合からの申出により共済事業を行う場合における当該市町村の農作物共済については第八十五条第八項の規定を準用するものとする。この場合において、同項第一号から第三号までの規定中「当該合併の際」とあるは「当該市町村の共済事業の実施に係る第八十五条の三第三項の公示（同条第五項の公示を含む。）があつた際」と、「合併組合」とあるのは「当該市町村に第八十五条の二第一項の申出をした農業共済組合」と、同項第一号中「第一項」とあるのは「第八十五条の七において準用する第一項」と、同項第二号及び第三号中「同項」とあるのは「第八十五条の七において準用する同項」と読み替えるものとする。

③ 共済事業を行う市町村が、従前の実施区域のほか、農業共済組合からの第八十五条の二第一項の申出により第八十五条の三第一項の認可を受けて新たな実施区域につき共済事業を開始する場合の、その開始当時における当該市町村の農作物共済については、第八十五

条第八項の規定を準用する。この場合において、同項第一号から第三号までの規定中「当該合併の際」とあるのは「当該市町村のその新たな実施区域に係る第八十五条の第三項の公示（同条第五項の公示を含む。）があつた際」と、「合併組合」とあるのは「当該市町村に第八十五条の第二第一項の申出をした農業共済組合（当該市町村を含む。）」と、同項第一号中「第一項」とあるのは「第八十五条の七において準用する第一項」と、同項第二号中「同項」とあるのは「第八十五条の七において準用する同項」と、同項第三号中「組合が二個以上の組合」とあるのは「組合（当該市町村を含む。）が二個以上の組合（当該市町村を含む。）」と、「同項」とあるのは「第八十五条の七において準用する同項」と読み替えるものとする。

④ 前二項の規定は、家畜共済について準用する。この場合において、第二項中「第八十五条第三項」とあるのは「第八十五条第十項において準用する同条第三項」と、同項第一号中「第八十四条第一項第一号の農作物」とあるのは「第八十四条第一項第三号の家畜」と、「農作物は」とあるのは「家畜は」と、同項第二号及び前項中「第八十五条第八項」とあるのは「第八十五条第十項において準用する同条第八項」と読み替えるものとする。

〔市町村の共済事業の全部廃止〕

第八十五条の九 共済事業を行う市町村は、都道府県知事の認可を受けて当該共済事業の全部を廃止することができる。

② 市町村は、前項の認可を受けようとするときは、共済事業の実施に関する条例の廃止に関する条例を定め、これを申請書に添え、都道府県知事に提出しなければならない。

③ 前項の規定による申請書の提出があつた場合には、第二十六条の規定を準用する。

④ 市町村が共済事業の全部を廃止した場合には、第四十七条の規定を準用する。

〔共済事業の実施に関する条例の変更〕

第八十五条の十 共済事業を行う市町村は、共済事業の実施に関する条例の変更（共済事業の実施区域の拡張に係る変更を除く。）をしようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

② 前項の場合には、第二十五条及び第二十六条の規定を準用する。この場合において、第二十五条中「定款、共済規程若しくは保険規程」とあるのは、「共済事業の実施に関する条例の変更に関する条

〔市町村の共済事業全部廃止の認可申請書〕

第十七条の十二 共済事業を行う市町村が法第八十五条の九第二項の規定により都道府県知事に提出する申請書には、同項に規定する申請書の添附書類のほか、共済事業の全部の廃止の理由を記載した書面及び共済事業の実施に関する条例の廃止に関する条例の議決に係る当該市町村の議会の会議録の写を添附しなければならない。

〔条例変更の認可申請手続き〕

第十七条の十三 共済事業を行う市町村は、法第八十五条の十第一項の共済事業の実施に関する条例の変更の認可を受けようとするときは、申請書にその変更の理由を記載した書面及び当該条例の変更の議決に係る当該市町村の議会の会議録の写を添附して、これを都道府県知事に提出しなければならない。

例」と読み替えるものとする。

〔市町村の廃置分合の場合についての命令への委任〕

第八十五条の十一 この法律に規定するもののほか、共済事業を行う市町村につき廃置分合があつた場合における当該廃置分合に係る市町村の行つていた当該共済事業についての経過措置並びに当該廃置分合後の市町村の当該廃置分合に係る地域についての当該共済事業の開始当時におけるその事業の種類及び共済目的の種類その他当該共済事業の開始に関し必要な事項は、政令で定める。

〔農業協同組合等への事務委託〕

第八十五条の十二 組合等は、その行なう共済事業に係る事務のうち、共済掛金の徴収（第八十七条の二の規定による督促及び滞納処分を除く。）に係るもの、損害防止のため必要な施設に係るものその他農林水産省令で定めるものを農業協同組合又は農業協同組合連合会に委託することができる。

② 農業協同組合及び農業協同組合連合会は、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十条の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受けて同項に規定する事務を行なうことができる。

〔組合員等の共済掛金の支払義務〕

第八十六条 組合員等は、共済規程又は共済事業の実施に関する条例（以下「共済規程等」と総称する。）の定めるところにより、定額の共済掛金を組合等に支払わなければならない。

② 第八十五条第四項（第八十五条の七において準用する場合を含む。）の規定により水稻につき病虫害を共済事故としない農作物共済の共済関係が組合員等との間に成立する組合等においては、当該共済関係に係る共済掛金は、病虫害に対応する部分の割合として農林水産大臣が定める割合だけ減額して定めるものとする。

〔事務費の賦課〕

第八十七条 組合等は、共済規程等の定めるところにより、第十四条の規定により国庫が負担する事務費以外の事務費を組合員等に賦課することができる。

② 前項の規定による賦課金の賦課については、政令の定めるところによる。

③ 第三百三十二条第一項において準用する前二項の規定により賦課される賦課金の支払に充てる費用についても、また前二項と同様とす

④

法第八十五条の十一の政令で定める事項
未定

〔事務費賦課の承認又は報告〕

第二条の四 農業共済組合は、毎事業年度、法第八十七条第一項の規定により賦課金を賦課しようとするときは、農林水産省令で定める特別の場合を除き、その額及び賦課方法につき、都道府県知事の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

〔農業協同組合へ委託できる事務〕

第十七条の十三の二 法第八十五条の十二第二項の農林水産省令で定める事務は、法第八十七条第一項の賦課金の徴収（法第八十七条の二の規定による督促及び滞納処分を除く。）に係る事務、同条第七項の延滞金の徴収（同条の規定による督促及び滞納処分を除く。）に係る事務、法第一百五十一条の共済細目書又は家畜共済、果樹共済、畑作物共済若しくは園芸施設共済の申込書の受理に係る事務、農作物に係る收穫物若しくは蚕繭の生産数量、農作物に係る收穫物の品質（特定收穫共済の共済目的たる果樹に係る收穫物にあつては、品質若しくは価格）又は施設園芸用施設に係る資材の購買数量若しくは価格の調査に係る事務及び共済金の支払に係る事務（当該共済金に係る損害の額の認定に係るものを除く。）とする。

〔事務費賦課の承認申請手続き〕

第十七条の十四 農業共済組合は、令第二条の四第一項前段の都道府県知事の承認を受けようとするときは、賦課金の額及び賦課方法を記載した申請書に事業予定計画及び収入支出の概算を記載した書面を添附し、その正副二通を都道府県知事に提出しなければならない。

② 農業共済組合は、令第二条の四第一項後段の規定による都道府県知事の承認を受けようとするときは、変更に係る賦課金の額又は賦課方法を記載した申請書に変更の理由及び変更に係る事業予定計画

る。

【準用：一三二（①②）】

〔共済掛金等の督促、滞納処分及び延滞金〕

第八十七条の二 農業共済組合は、農作物共済に係る第八十六条の共

済掛金又は前条第一項若しくは第三項の規定による賦課金（以下本条において共済掛金等という。）を滞納する者がある場合には、督促状により、期限を指定して、これを督促しなければならない。【準用：一三二】

② 農業共済組合は、前項の規定による督促をした場合において、その督促を受けた者が督促状で指定する期限までに滞納に係る共済掛金等及びこれに係る第七項の延滞金を完納しないときは、市町村に対し、その徴収を請求することができる。

③ 市町村は、前項の規定による請求があつた場合には、地方税の滞納処分の例によりこれを処分する。この場合には、農業共済組合は、その徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

④ 市町村が第二項の規定による請求を受けた日から三十日以内にその処分に着手せず、又は九十日以内にこれを終了しないときは、農業共済組合は、都道府県知事の認可を受けて、地方税の滞納処分の例によりこれを処分することができる。

⑤ 前二項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

⑥ 第一項の規定による督促は、民法（明治二十九年法律第八十九条）第百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。【準用：一三二、一四一の二】

⑦ 農業共済組合は、共済規程の定めるところにより、共済掛金等を滞納する者から、滞納に係る共済掛金等の額につき年十・七五パーセントの割合を超えない範囲内において共済規程で定める割合で、納期限の翌日からその完納又は財産差押えの前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。【準用：一三二】

⑧ 共済事業を行う市町村が徴収する共済掛金等については、本法に特別の定があるものを除き、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三の規定を準用する。

〔共済掛金等に関する権利の消滅時効〕

第八十八条 共済掛金若しくは第八十七条第一項若しくは第三項の規定による賦課金又はこれらに係る延滞金を徴収する権利、共済掛金

② 共済事業を行なう市町村は、毎会計年度、法第八十七条第一項の規定により賦課する賦課金の額及び賦課方法を定めるときは、遅滞なく、その額及び賦課方法を都道府県知事に報告しなければならない。これを變更したときも、同様とする。

③ 農業共済組合連合会は、毎事業年度、法第百三十二条第一項において準用する法第八十七条第一項の規定により賦課金を賦課しようとするときは、その額及び賦課方法につき、農林水産大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

④ 組合等は、毎事業年度（共済事業を行なう市町村にあつては、毎会計年度）、法第八十七条第三項の規定により賦課する賦課金の額及び賦課方法を定めたときは、遅滞なく、その額及び賦課方法を都道府県知事に報告しなければならない。これを變更したときも、同様とする。

を記載した書面を添附し、その正副二通を都道府県知事に提出しなければならない。

【準用：一七の二六】

⑩ 令第二条の四の農林水産省令で定める特別の場合 未定

〔事務費賦課の報告手続〕

第十七条の十五 令第二条の四第二項の規定による報告は、賦課金の額及び賦課方法を記載した報告書に事業予定計画及び収入支出の概算を記載した書面を添附し、その正副二通を都道府県知事に提出しなければならない。【準用：一七の二六】

〔連合会の事務費賦課金についての準用規定〕

第十七条の十六 第十七条の十四の規定は農業共済組合連合会が令第二条の四第三項の農林水産大臣の承認を受けようとする場合について、前条の規定は令第二条の四第四項の報告についてそれぞれ準用する。この場合において、第十七条の十四中「都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、前条中「報告書に事業予定計画及び収入支出の概算を記載した書面を添附し、その正副二通を」とあるのは「報告書正副二通を」と読み替えるものとする。

【準用条文】

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

（督促、滞納処分等）

第二百三十一条の三 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納入しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

② 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

③ 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

の返還又は払戻を受ける権利及び共済金の支払を受け、又はその返還を受ける権利は、三年間これを行わないときは、時効に因つて消滅する。

【準用：一三三、一四一の二】

〔共済金請求権の譲渡し及び差押えの禁止〕

第八十九条 共済金の支払を受ける権利は、これを譲り渡し、又は差し押えることができない。

【準用：一三三、一四一の二】

〔共済掛金及び賦課金の相殺禁止〕

第九十条 組合員等は、組合等に支払うべき共済掛金及び第八十七条第一項又は第三項の規定による賦課金について相殺を以て当該組合等に対抗することができない。

【準用：一三三、一四一の二】

〔共済金の最低額〕

第九十一条 組合等が組合員等に対して支払う共済金の額は、当該組合等が政府又は農業共済組合連合会から支払を受けた保険金の額を下つてはならない。

【準用：一三三①】

〔共済金額の削減〕

第九十二条 共済金の支払に不足を生ずるときは、組合等は、政令の定めるところにより、共済金額を削減することができる。

【準用：一三三②】

〔共済金額又は保険金額の削減〕

第二条の五 組合等（特定組合を除く。）は、農林水産省令で定める区分ごとに、法第百一条の準備金（以下「不足金てん補準備金」という。）を共済金の支払に充てても

④ 第一条の歳入並びに第二条の手数料及び延滞金の還付並びにこれらの徴収金の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。

⑤ 普通地方公共団体の長以外の機関がした前四項の規定による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

⑥ 第一項から第四項までの規定による処分についての審査請求又は異議申立てに関する行政不服審査法第十四条第一項本文又は第四十五条の期間は、当該処分を受けた日の翌日から起算して三十日以内とする。

⑦ 普通地方公共団体の長は、第一項から第四項までの規定による処分についての審査請求又は異議申立てがあつたときは、議会に諮問してこれらを決定しなければならない。

⑧ 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

⑨ 第七項の審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を受けた後でなければ、第一項から第四項までの規定による処分については、裁判所に出訴することができない。

⑩ 第三項の規定による処分中差押物件の公売は、その処分が確定するまで執行を停止する。

⑪ 第三項の規定による処分は、当該普通地方公共団体の区域外においても、これを行うことができる。

〔共済金又は保険金の仮渡し〕

第十八条 農業共済団体は、共済規程若しくは保険規程の定めるところにより、共済金又は保険金の仮渡しをすることができる。

〔共済金額又は保険金額の削減〕

第十九条 令第二条の五第一項の農林水産省令で定める区分は次のとおりとする。

- 一 共済目的の種類別の農作物共済
- 二 家畜共済

〔共済目的の譲渡による権利義務の承継〕

第九十三条 農作物共済の共済目的の譲受人（農業共済資格団体の構成員が当該農業共済資格団体の行う耕作に係る共済目的を譲り受けた場合にあっては、当該農業共済資格団体。以下この項及び第四項において同じ。）は、共済関係に関し譲渡人（農業共済資格団体の構成員が当該農業共済資格団体の行う耕作に係る共済目的を譲り渡した場合にあっては、当該農業共済資格団体。以下この項及び第四項において同じ。）の有する権利義務を承継する。ただし、当該共済目的の譲受人が譲渡人と同一の組合等の組合員等でないときは、この限りでない。【準用…⑤】

② 家畜共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済又は任意共済の共済目的の譲受人（第十五条第一項第四号に規定する栽培若しくは同項第五号に規定する栽培若しくは養蚕を行うことを目的とする農業共済資格団体又は第二百二十条の三第一項若しくは第二百二十条の十三第一項に規定する団体（以下この項において「果樹共済資格団体等」という。）の構成員が当該果樹共済資格団体等の行う栽培又は養蚕に係る共済目的を譲り受けた場合にあっては、当該果樹共済資格団体等）は、組合等の承諾を受けて、共済関係に関し譲渡人（果樹共済資格団体等の構成員が当該果樹共済資格団体等の行う栽培又は養蚕に係る共済目的を譲り渡した場合にあっては、当該果樹共済資格団体等）の有する権利義務を承継することができる。【準用…④、⑤】

③ 組合等は、正当な理由がなければ、前項の承諾を拒むことができる。【準用…④、⑤、一〇四の六③、一一一の七③】

④ 農作物共済の共済目的の譲受人で譲渡人と同一の組合等の組合員等でないものについては、前二項の規定を準用する。【準用…⑤】

⑤ 共済目的について相続その他の包括承継があつた場合には、前四項の規定を準用する。

〔損害防止の義務等〕

第九十四条 組合員等は、共済目的について通常すべき管理その他損害防止を怠つてはならない。

② 組合等は、前項の管理その他損害防止について組合員等を指導することができる。

〔損害防止の処置の指示〕

第九十五条 組合等は、組合員等に、損害防止のため特に必要な処置をすべきことを指示することができる。この場合には、組合員等の

なお不足する場合であつて、農林水産省令で定める要件に該当するときに限り、共済規程等（法第八十六条第一項の共済規程等をいう。以下同じ。）で定めるところにより、法第九十二条の規定による共済金額の削減を行うことができる。

② 特定組合は、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済について、農林水産省令で定める区分ごとに、不足金てん補準備金を共済金の支払に充ててもなお不足する場合であつて、農林水産省令で定める要件に該当するときに限り、次の各号に掲げる共済事業の種類に応じ、削減される共済金の額が当該各号に定める金額を超えない範囲内において、共済規程で定めるところにより、法第九十二条の規定による共済金額の削減を行うことができる。

一 果樹共済 支払うべき共済金の総額から、収穫共済にあっては法第二百二十三条第一項第二号の二イの収穫通常責任共済金額に相当する金額を、樹体共済にあっては同項第二号の三イの樹体通常責任共済金額に相当する金額を、それぞれ差し引いて得た金額の百分の十に相当する金額

二 畑作物共済 支払うべき共済金の総額から、総共済金額に畑作物通常標準被害率（法第三百三十五条第五号の畑作物通常標準被害率をいう。以下同じ。）を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の千分の百四十五に相当する金額

三 園芸施設共済 事業年度ごとに、支払うべき共済金の総額から、法第四百四十一条の五第五号ロの経過総共済金額に園芸施設通常標準被害率（法第三百三十五条第六号ロの園芸施設通常標準被害率をいう。以下同じ。）を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の千分の百四十五に相当

三 果樹区分（果樹共済の種類及び共済目的の種類並びに収穫共済にあっては収穫共済の共済事故等による種別による区分をいう。以下同じ。）別の果樹共済

四 畑作物区分（一の畑作物共済再保険区分に属する畑作物共済の共済目的の種類等のうち同一の共済目的の種類に属する畑作物共済の共済目的の種類等を合わせた区分による区分をいう。以下同じ。）別の畑作物共済

五 園芸施設共済

六 第十九条の三第六号に規定する任意共済

七 第十九条の三第七号に規定する任意共済

② 令第二条の五第一項の農林水産省令で定める要件は、農作物共済にあっては当該共済目的の種類に係る不足金てん補準備金の金額と当該共済目的の種類に係る第二十三条第一項の特別積立金の金額を合計して得た金額、家畜共済にあっては不足金てん補準備金の金額と第十九条の三第二号（共済事業を行う市町村にあっては、令第二条の六第二号。以下同じ。）の勘定に係る第二十三条第二項の特別積立金の金額を合計して得た金額、果樹共済にあっては当該果樹区分に係る不足金てん補準備金の金額と当該果樹区分に係る同条第三項の特別積立金の金額を合計して得た金額、畑作物共済にあっては当該畑作物区分に係る不足金てん補準備金の金額と当該畑作物区分に係る同条第四項の特別積立金の金額を合計して得た金額、園芸施設共済にあっては不足金てん補準備金の金額と第十九条の三第五号（共済事業を行う市町村にあっては、令第二条の六第五号。以下同じ。）の勘定に係る第二十三条第二項の特別積立金の金額を合計して得た金額、第十九条の三第六号に規定する任意共済及び同条第七号に規定する任意共済にあっては不足金てん補準備金の金額を共済金の支払に充ててもなお不足する場合であることとする。

③ 令第二条の五第二項の農林水産省令で定める区分は、次のとおりとする。

一 果樹共済保険区分（果樹共済の種類及び共済目的の種類並びに収穫共済にあっては法第二百二十二条第三項の収穫共済区分による区分をいう。以下同じ。）別の果樹共済

二 畑作物共済保険区分別の畑作物共済

三 園芸施設共済

④ 令第二条の五第二項の農林水産省令で定める要件は、果樹共済にあっては当該果樹共済保険区分に係る不足金てん補準備金の金額と当該果樹共済保険区分に係る第二十三条第三項の特別積立金の金額

負担した費用は、当該組合等の負担とする。【準用…一三二①】

〔損害防止施設〕

第九十六条 組合等は、共済規程等の定めるところにより、損害防止のため必要な施設（次条第一項に規定する施設に該当するものを除く。）をすることができる。【準用…一三二①】

〔家畜診療の施設〕

第九十六条の二 組合等は、共済規程等の定めるところにより、家畜共済に付した家畜の診療のため必要な施設をすることができる。

② 組合等は、その事業に支障がない場合に限り、共済規程等の定めるところにより、家畜共済に付していない牛、馬又は豚につき前項の施設を利用させることができる。

【準用…一三二①】

〔立入調査権〕

第九十七条 組合等は、損害の防止又は認定のため必要があるときは、何時でも、共済目的のある土地又は工作物に立ち入り、必要な事項を調査することが出来る。

【準用…一三二①】

〔組合員等の通知義務〕

第九十八条 組合員等は、共済事故が発生したときは、遅滞なくその旨を組合等に通知しなければならない。

② 組合員等は、共済金の支払を受けるべき損害があると認めるときは、共済規程等の定めるところにより、遅滞なくその旨を組合等に通知しなければならない。

【準用…一三二①】

〔共済に係る損害の額の認定〕

第九十八条の二 組合等が支払うべき共済金に係る損害の額の認定は、農林水産大臣が定める準則に従つてこれをしなければならない。

【準用…一三二①】¹¹²

〔共済金支払の免責等〕

第九十九条 次の場合には、組合等は、共済金の全部又は一部につき、支払の責めを免れることができる。

一 組合員等が第九十四条第一項の規定による義務を怠つたとき。

する額

③

農業共済組合連合会は、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済に係る保険事業について、農林水産省令で定める区分ごとに、不足金てん補準備金を保険金の支払に充ててもなお不足する場合であつて、農林水産省令で定める要件に該当するときに限り、次の各号に掲げる保険事業の種類に應じ、削減される保険金の額が当該各号に定める金額を超えない範囲内において、保険規程で定めるところにより、法第百三十二条第二項において準用する法第九十二条の規定による保険金額の削減を行うことができる。

一 果樹共済に係る保険事業 支払うべき

保険金の総額から、收穫共済にあつては当該農業共済組合連合会の組合員たる組合等ごとに法第百二十三条第一項第二号の二ハに掲げる金額と政府の支払うべき再保険金とを合計して得た金額の合計額を、樹体共済にあつては当該農業共済組合連合会の組合員たる組合等ごとに同項第二号の三ハに掲げる金額と政府が支払うべき再保険金とを合計して得た金額の合計額を、それぞれ差し引いて得た金額

二 畑作物共済に係る保険事業 支払うべき

保険金の総額から、総保険金額に畑作物通常標準被害率を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の百分の五に相当する金額

三 園芸施設共済に係る保険事業 事業年

度ごとに、支払うべき保険金の総額から、法第百三十五条第六号ロの経過総保険金額に園芸施設通常標準被害率を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の百分の五に相当する金額

を合計して得た金額、畑作物共済にあつては当該畑作物共済保険区分に係る不足金てん補準備金の金額と当該畑作物共済保険区分に係る同条第四項の特別積立金の金額を合計して得た金額、園芸施設共済にあつては不足金てん補準備金の金額と第十九条の三第五号の勘定に係る第二十三条第二項の特別積立金の金額を合計して得た金額を共済金の支払に充ててもなお不足する場合であることとする。

⑤ 令第二条の五第三項の農林水産省令で定める区分は、次のとおりとする。

一 果樹共済再保険区分（果樹共済の種類及び共済目的の種類並びに收穫共済にあつては法第百二十二条第三項の收穫共済区分による区分をいう。以下同じ。）別の果樹共済に係る保険事業

二 畑作物共済再保険区分別の畑作物共済に係る保険事業

三 園芸施設共済に係る保険事業

⑥ 令第二条の五第三項の農林水産省令で定める要件は、果樹共済にあつては当該果樹共済再保険区分に係る不足金てん補準備金の金額と当該果樹共済再保険区分に係る第二十三条第六項において準用する同条第三項の特別積立金の金額を合計して得た金額、畑作物共済にあつては当該畑作物共済再保険区分に係る不足金てん補準備金の金額と当該畑作物共済再保険区分に係る同条第六項において準用する同条第四項の特別積立金の金額を合計して得た金額、園芸施設共済にあつては不足金てん補準備金の金額と第十九条の三第五号の勘定に係る第二十三条第六項において準用する同条第二項の特別積立金の金額を合計して得た金額を保険金の支払に充ててもなお不足する場合であることとする。

- 二 組合員等が第九十五条の規定による指示に従わなかったとき。
- 三 組合員等が第九十八条の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。
- 四 組合員等が第一百五十一条の規定による共済細目書の提出を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて共済細目書に不実の記載をしたとき。
- 五 組合員等が正当な理由がないのに共済掛金の払込みを遅滞したとき。
- 六 組合員等が第一百五十五条第五項、第一百三十条の二若しくは第二百二十条の五（第二百二十条の十八及び第二百二十条の二十五において準用する場合を含む。）の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。
- 七 第一百一十一条第一項の規定による申込みをした組合員等が、当該申込みの際、現に飼養していた家畜で当該申込みに係るものうちに疾病にかかり、若しくは傷害を受けていたもの又は疾病若しくは傷害の原因が生じていたものがあつた場合において、悪意又は重大な過失によつてこれを知り、又は不実の通知をしたとき（組合員等がこれを知つたとき及び過失によつてこれを知らなかつたときを除く。）。
- 八 第二百二十条の二第一項、第二百二十条の十二第一項又は第二百二十条の十九第一項の規定による申込みをした組合員等が、当該申込みの際、当該申込みに係る果樹、農作物、蚕繭又は特定園芸施設（第八十四条第四項の規定により共済目的とした附帯施設又は施設内農作物を含む。以下「特定園芸施設等」という。）に関する農林水産省令で定める重要な事実又は事項につき、悪意又は重大な過失によつてこれを知り、又は不実の通知をしたとき（組合員等がこれを知つたとき及び過失によつてこれを知らなかつたときを除く。）。
- ② 組合員等が、組合員等が正当な理由がないのに肉豚に係る第一百一十一条の五の包括共済関係につき共済掛金の払込みを遅滞した場合において、当該組合員等と当該組合員等との間に肉豚に係る他の同条の包括共済関係が存するときは、その包括共済関係に係る共済金の全部又は一部につき、支払の責めを免れることができる。
- ③ 組合等は、第六十六条第一項第一号、第二百二十条の六第一項第一号又は第二百二十条の十二第一項第一号の規定により栽培方法に応ずる区分が定められた共済目的の種類に係る農作物又は果樹につき、組合員等がその栽培方法をこれらの規定により定められた区分で当該農作物又は果樹に適用されるものに係る栽培方法以外のものに変更

【果樹共済の共済金支払の免責に係る通知事項】
第十九条の二 法第九十九条第一項第八号の農林水産省令で定める重要な事実又は事項のうち果樹共済に係るものは、次のとおりとする。

- 一 果樹区分
- 二 樹園地の所在地及び面積並びに当該樹園地に植栽されている果樹の品種、栽培方法及び樹齢別本数
- 三 既に法第八十四条第一項第五号の事故が発生している果樹があること又はその事故の原因が生じている果樹があること。
- 四 法第二百二十条の八第二項に規定する收穫共済又は特定收穫共済に付することを申し込む場合にあっては、その申込みに係る收穫共済の共済関係に係る果樹に係る果実の出荷計画
- ② 法第九十九条第一項第八号の農林水産省令で定める重要な事実又は事項のうち畑作物共済に係るものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。
- 一 農作物に係る畑作物共済 次に掲げる事実又は事項
- イ 共済目的の種類
- ロ 耕地の所在地及び面積並びに当該耕地において栽培される農作物の品種、栽培方法、用途及び收穫時期
- ハ 第三十三条の十九第二号の規定により共済規程等で定める作付基準に適合していることを明らかにする事項
- ニ 蚕繭に係る畑作物共済 次に掲げる事実又は事項
- イ 共済目的の種類等（蚕繭に係る畑作物共済の蚕期に応じた区分を定めた場合にあっては、その区分）
- ロ 掃立時期、掃立箱数及び見込収繭量
- ハ 蚕児に使用する桑葉を生産する桑園の所在地及びその面積（当該組合員等が桑葉の譲受けに関する契約を締結している場合にあっては、契約の締結の相手方、桑葉の譲受数量その他の当該契約の内容を明らかにする事項を含む。）
- ニ 蚕児の飼育場所
- ホ 組合員等が定める特殊な飼育方法により蚕児を飼育する場合にあつては、その旨
- ③ 法第九十九条第一項第八号の農林水産省令で定める重要な事実又は事項のうち園芸施設共済に係るものは、特定園芸施設の構造、材質、所在地、経過年数及び被覆期間、附帯施設の種類及び経過年数並びに施設内農作物の種類、栽培面積及び栽培期間とする。

した場合には、その変更の結果通常生ずべき損失の額については、当該組合員等に対して共済金の支払の義務を有しない。

- ④ 組合等は、その組合員等が植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）の規定に違反した場合には、当該違反行為の結果通常生ずべき損失の額については、当該組合員等に対して共済金の支払の義務を有しない。【準用：一三二①】

〔組合等の経理〕

- 第九十九条の二 農業共済組合は、その会計を農林水産省令で定める勘定区分ごとに経理しなければならない。

- ② 共済事業を行う市町村は、当該共済事業の経理については、政令の定めるところにより特別会計を設けてこれを行い、その経費は、当該共済事業による収入をもつて充てなければならない。

- ③ 共済事業を行う市町村は、特別の事由により必要があるときは、予算の定めるところにより、一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入をもつて当該共済事業の経費に充てることができる。

- ④ 前項の規定による繰入金に相当する金額は、翌年度以降において、予算の定めるところにより、当該繰入金を繰り入れた一般会計又は他の特別会計に繰りもどさなければならない。但し、一般会計又は他の特別会計において支出すべきものを当該共済事業の特別会計において支出したことによる繰入金その他特別の事由による繰入金については、議会の議決を経て、当該繰入金を繰り入れた一般会計又は他の特別会計に繰りもどさないことができる。

〔責任準備金の積立て〕

- 第一百条 組合等は、毎事業年度（共済事業を行う市町村にあつては、毎会計年度。次条において同じ。）の終わりに於いて存する共済責任につき、農林水産省令の定めるところにより、責任準備金を積み立てなければならない。

【準用：一三二①】

〔市町村の特別会計における勘定の設置〕

- 第二条の六 法第九十九条の二第二項の特別会計には、次に掲げる勘定を設けなければならない。

- 一 農作物共済に関する勘定
- 二 家畜共済に関する勘定
- 三 果樹共済に関する勘定
- 四 畑作物共済に関する勘定
- 五 園芸施設共済に関する勘定
- 六 業務の執行に要する経費に関する勘定

〔勘定区分〕

- 第十九条の三 法第九十九条の二第二項の農林水産省令で定める勘定区分は、次のとおりとする。

- 一 農作物共済に関する勘定
- 二 家畜共済に関する勘定
- 三 果樹共済に関する勘定
- 四 畑作物共済に関する勘定
- 五 園芸施設共済に関する勘定
- 六 農林水産大臣の指定する任意共済に関する勘定¹³
- 七 前号の任意共済以外の任意共済に関する勘定
- 八 業務の執行に要する経費に関する勘定

〔支払準備金の積立て〕

- 第二十条 組合等は、毎事業年度（共済事業を行う市町村にあつては、毎会計年度。以下同じ。）の終わりに於いて、支払準備金として、次の金額から政府又はその属する農業共済組合連合会から受けるべき保険金及び保険料の返還金に相当する金額を差し引いた残額を積み立てなければならない。【準用：②】

- 一 共済金の支払又は共済掛金の返還をすべき場合において、まだその金額が確定していないものがあるときは、その金額の見込額
 - 二 共済金の支払又は共済掛金の返還に関して訴訟係属中のものがあるときは、その金額
- ② 前項の規定は、農業共済組合連合会にこれを準用する。

〔責任準備金の積立て〕

- 第二十一条 法第一百条の規定により、組合等は、毎事業年度の終わりに於いて、責任期間が翌事業年度又は翌翌事業年度（共済事業を行う市町村にあつては、翌会計年度又は翌翌会計年度）にわたる共済について、それぞれ次の金額を責任準備金として積み立てなければならない。【準用：③】

- 一 農作物共済、果樹共済又は畑作物共済については、当該事業年

【不足金填補準備金の積立て】

第一百一条 組合等は、不足金の補てんに備えるため、農林水産省令の定めるところにより、毎事業年度の剰余金の中から準備金を積み立てなければならない。

【準用…一二二④】

度（共済事業を行う市町村にあつては、当該会計年度。以下同じ。）の共済掛金の合計金額から政府又は農業共済組合連合会への支払保険料の額及び共済金の仮渡額（政府又は農業共済組合連合会から受けた保険金の仮渡額を差し引く。）を差し引いた残額

二 家畜共済、園芸施設共済又は任意共済については、当該事業年度の共済掛金の合計金額から政府又は農業共済組合連合会への支払保険料の額を差し引いた残額中まだ経過しない責任期間に対する金額

② 前項第二号のまだ経過しない責任期間に対する金額は、当該責任期間がその始期の属する月の翌月の初日から始まつたものとみなして月割でこれを計算する。【準用…③】

③ 前二項の規定は、農業共済組合連合会にこれを準用する。この場合において、第一項中「法第百条」とあるのは、「法第百三十二条第一項において準用する法第百条」と読み替えるものとする。

【不足金てん補準備金の積立て】

第二十二條 組合等は、第十九条の三第一号（共済事業を行う市町村にあつては、令第二条の六第一号。以下同じ。）の勘定にあつては、共済目的の種類ごとに、次の各号に掲げる場合に該当するときは、毎事業年度の剰余金中当該各号に掲げる金額以上の金額を当該勘定に係る不足金てん補準備金として積み立てなければならない。【準用…⑥】

一 当該事業年度末における当該共済目的の種類に係る不足金てん補準備金の金額が付録第一の算式（特定組合にあつては、付録第二の算式）により算出される金額（その算出される金額が農林水産大臣の定める金額を超える場合には、その農林水産大臣の定める金額。以下「第一次限度額」という。）未満の金額である場合

当該共済目的の種類に係る農作物剰余金配分額（第十九条の三第一号の勘定に係る当該事業年度の剰余金の金額を、共済目的の種類ごとに、過去の収支の差額を基準として定款又は共済事業の実施に関する条例（以下「定款等」と総称する。）の定めるところにより配分して得た金額をいう。以下同じ。）の三分の二に相当する金額（その金額が第一次限度額から当該不足金てん補準備金の金額を差し引いて得た金額を超える場合には、付録第三の算式により算出される金額と第一次限度額の二倍に相当する金額から当該不足金てん補準備金の金額を差し引いて得た金額とのいずれか少ない金額）¹⁴

二 当該事業年度末における当該共済目的の種類に係る不足金てん

補準備金の金額が第一次限度額以上第一次限度額の二倍に相当する金額未満の金額である場合

当該共済目的の種類に係る農作物剰余金配分額の三分の一に相当する金額と第一次限度額の二倍に相当する金額から当該不足金でん補準備金の金額を差し引いて得た金額とのいずれか少ない金額

② 組合等は、第十九条の三第二号又は第五号の勘定にあつては、当該勘定に係る毎事業年度の剰余金中その金額の二分の一に相当する金額以上の金額を当該勘定に係る不足金でん補準備金として積み立てなければならぬ。【準用…⑥】

③ 組合等は、第十九条の三第三号（共済事業を行う市町村にあつては、令第二条の六第三号。以下同じ。）の勘定にあつては、果樹区分（特定組合にあつては、果樹共済保険区分。以下同じ。）ごとに、毎事業年度の剰余金中当該果樹区分に係る果樹剰余金配分額（当該勘定に係る当該事業年度の剰余金の金額を、果樹区分ごとに、過去の収支の差額を基準として定款等の定めるところにより配分して得た金額をいう。以下同じ。）の二分の一に相当する金額以上の金額を当該勘定に係る不足金でん補準備金として積み立てなければならぬ。【準用…⑥】

④ 組合等は、第十九条の三第四号（共済事業を行う市町村にあつては、令第二条の六第四号。以下同じ。）の勘定にあつては、畑作物区分（特定組合にあつては、畑作物共済保険区分。以下同じ。）ごとに、毎事業年度の剰余金中当該畑作物区分に係る畑作物剰余金配分額（当該勘定に係る当該事業年度の剰余金の金額を、畑作物区分ごとに、過去の収支の差額を基準として共済規程等の定めるところにより配分して得た金額をいう。以下同じ。）の二分の一に相当する金額以上の金額を当該勘定に係る不足金でん補準備金として積み立てなければならぬ。【準用…⑥】

⑤ 農業共済組合は、第十九条の三第六号又は第七号の勘定にあつては、当該勘定に係る毎事業年度の剰余金中その金額の二分の一に相当する金額以上の金額を当該勘定に係る不足金でん補準備金として積み立てなければならぬ。【準用…⑥】

⑥ 前各項の規定は、法第百三十二条第一項において準用する法第百一条の規定により農業共済組合連合会が行う準備金の積立てについて準用する。この場合において、第一項中「付録第一の算式（特定組合にあつては、付録第二の算式）により算出される金額（その算出される金額が農林水産大臣の定める金額を超える場合には、その農林水産大臣の定める金額。以下「第一次限度額」という。）」と

あるのは「付録第四の算式により算出される金額（その算出される金額が農林水産大臣の定める金額を超える場合には、その農林水産大臣の定める金額。以下この項において「連合会第一次限度額」という。）」と、「第一次限度額から」とあるのは「連合会第一次限度額から」と、「付録第三」とあるのは「付録第五」と、「第一次限度額」とあるのは「連合会第一次限度額」と、「第一次限度額以上」とあるのは「連合会第一次限度額以上」と、「第三項中、「果樹区分（特定組合にあつては、果樹共済保険区分。以下同じ。）」「とあるのは、「果樹共済再保険区分」と、「当該果樹区分」とあるのは「当該果樹共済再保険区分」と、第四項中、「烟作物区分（特定組合にあつては、烟作物共済保険区分。以下同じ。）」「とあるのは「烟作物共済再保険区分」と、「当該烟作物区分」とあるのは「当該烟作物共済再保険区分」と読み替えるものとする。

〔特別積立金の積立て〕

第二十三条 組合等は、第十九条の三第一号の勘定について、共済目的の種類ごとに、毎事業年度の剰余金中当該共済目的の種類に係る農作物剰余金配分額から不足金てん補準備金として積み立てる金額を差し引いて得た金額を当該勘定に係る特別積立金として積み立てなければならない。【準用…⑥】

② 組合等は、第十九条の三第二号又は第五号の勘定について、毎事業年度の剰余金から不足金てん補準備金として積み立てる金額を差し引いて得た金額を当該勘定に係る特別積立金として積み立てなければならない。【準用…⑥】

③ 組合等は、第十九条の三第三号の勘定について、果樹区分ごとに、毎事業年度の剰余金中当該果樹区分に係る果樹剰余金配分額から不足金てん補準備金として積み立てる金額を差し引いて得た金額を当該勘定に係る特別積立金として積み立てなければならない。【準用…⑥】

④ 組合等は、第十九条の三第四号の勘定について、烟作物区分ごとに、毎事業年度の剰余金中当該烟作物区分に係る烟作物剰余金配分額から不足金てん補準備金として積み立てる金額を差し引いて得た金額を当該勘定に係る特別積立金として積み立てなければならない。【準用…⑥】

⑤ 農業共済組合は、第十九条の三第六号又は第七号の勘定について、毎事業年度の剰余金から不足金てん補準備金として積み立てる金額を差し引いて得た金額を当該勘定に係る特別積立金として積み立てなければならない。【準用…⑥】

⑥ 前各項の規定は、農業共済組合連合会に準用する。この場合において、第三項中「果樹区分」とあるのは「果樹共済再保険区分」と、「当該果樹区分」とあるのは「当該果樹共済再保険区分」と、第四項中「畑作物区分」とあるのは「畑作物共済再保険区分」と、「当該畑作物区分」とあるのは「当該畑作物共済再保険区分」と読み替えるものとする。

〔特別積立金の取崩し〕

第二十三条の二 次に掲げる場合には、組合等は、定款等の定めるところにより、特別積立金を取り崩すことができる。【準用…⑥】

一 共済目的の種類別の農作物共済、家畜共済、果樹区分別の果樹共済、畑作物区分別の畑作物共済、園芸施設共済、第十九条の三第六号に規定する任意共済及び同条第七号に規定する任意共済の区分（共済事業を行う市町村にあつては、共済目的の種類別の農作物共済、家畜共済、果樹区分別の果樹共済、畑作物区分別の畑作物共済及び園芸施設共済の区分）ごとに共済金の支払に不足を生ずる場合であつて、不足金でん補準備金の金額（農作物共済にあつては当該共済目的の種類に係る不足金でん補準備金の金額、果樹共済にあつては当該果樹区分に係る不足金でん補準備金の金額、畑作物共済にあつては当該畑作物区分に係る不足金でん補準備金の金額）をその支払に充てなう不足を生ずる場合において共済金の支払に充てる場合

二 第十九条の三第一号から第七号まで（共済事業を行う市町村にあつては、令第二条の六第一号から第五号まで）の勘定ごとに、不足金でん補準備金の金額を不足金でん補に充てなう不足金を生ずる場合において当該不足金でん補に充てる場合

三 法第九十五条後段に規定する費用並びに法第九十六条及び法第九十六条の二第一項に規定する施設をするのに必要な費用の支払に充てる場合

四 法第一百二条の規定による払戻金（以下「無事戻金」という。）の支払に充てる場合

五 前各号に掲げる場合のほか、当該組合等の行う共済事業に関し必要なものとして農林水産大臣が定める費用の支払に充てる場合

② 前項第一号に掲げる場合において特別積立金を取り崩すときは、共済目的の種類別の農作物共済、家畜共済、果樹区分別の果樹共済、畑作物区分別の畑作物共済、園芸施設共済、第十九条の三第六号に規定する任意共済及び同条第七号に規定する任意共済の区分（共

- 濟事業を行う市町村にあつては、共済目的の種類別の農作物共済、家畜共済、果樹区分別の果樹共済、畑作物区分別の畑作物共済及び園芸施設共済の区分）ごとにしなければならない。【準用…⑥】
- ③ 第一項第二号に掲げる場合において特別積立金を取り崩すときは、第十九条の三第一号から第七号まで（共済事業を行う市町村にあつては、令第二条の六第一号から第五号まで）の勘定ごとにしなければならない。【準用…⑥】
- ④ 第一項第三号及び第五号に掲げる場合において特別積立金を取り崩すときは、総会の議決（共済事業を行う市町村にあつては、議会の議決。以下同じ。）を経なければならない。【準用…⑥】
- ⑤ 第一項第四号に掲げる場合において特別積立金を取り崩すときは、共済目的の種類別の農作物共済、家畜共済、果樹無事区分（果樹共済の種類及び共済目的の種類による区分をいう。以下同じ。）別の果樹共済、畑作物無事区分（次に掲げる畑作物共済ごとの区分をいう。以下同じ。）別の畑作物共済、園芸施設共済及び任意共済（第十九条の三第六号の農林水産大臣の指定する任意共済を除く。）の区分（共済事業を行う市町村にあつては、共済目的の種類別の農作物共済、家畜共済、果樹無事区分別の果樹共済、畑作物無事区分別の畑作物共済及び園芸施設共済の区分）ごとにしなければならない。【準用…⑥】
- 一 農作物（そば、スイートコーン、たまねぎ及びかぼちやを除く。）に係る畑作物共済
- 二 そばに係る畑作物共済
- 三 スイートコーンに係る畑作物共済
- 四 たまねぎに係る畑作物共済
- 五 かぼちやに係る畑作物共済
- 六 蚕繭に係る畑作物共済
- ⑥ 前各項の規定は、農業共済組合連合会に準用する。この場合において、前各項中「特別積立金」とあるのは「第二十三条第六項において準用する同条第一項から第五項までの特別積立金」と、第一項中「共済目的の種類別の農作物共済、家畜共済、果樹区分別の果樹共済、畑作物区分別の畑作物共済、園芸施設共済、第十九条の三第六号に規定する任意共済」とあるのは「共済目的の種類別の農作物共済、家畜共済、果樹共済再保険区分別の果樹共済、畑作物共済再保険区分別の畑作物共済、園芸施設共済、第十九条の三第六号に規定する任意共済及び同条第七号に規定する任意共済」と、「共済金」とあるのは「保険金」と、「当該果樹区分」とあるのは「当該果樹共済再保険区分」と、「当該

〔共済掛金の一部払戻し〕

第二百二条 組合員等が、自己の責めに帰すべき事由がなく、農林水産省令の定めるところにより、一定年間組合等から共済金の支払を受けないとき、又は支払を受けた共済金が一定の額に満たないときは、当該組合等は、当該組合員等に対して共済掛金の一部に相当する金額を払い戻すことができる。

【準用…一三二①】

〔組合等の無事戻し〕

第二十四条 組合等は、農作物共済、果樹共済、畑作物共済又は園芸施設共済について、当該共済事業の種類（農作物共済にあつては共済目的の種類、果樹共済にあつては果樹無事戻区分、畑作物共済にあつては畑作物無事戻区分。第三項及び第四項並びに次条第一項及び第四項において同じ。）ごとに、毎事業年度、組合員等が自己の責めに帰すべき事由がないのに次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決を経て、当該事業年度の前三事業年度（共済事業を行う市町村にあつては、前三会計年度。以下同じ。）間に共済責任期間が満了した共済目的又は共済関係に係る共済掛金のうちの当該組合員等の負担に係る部分の金額（以下「共済掛金組合員等負担分」という。）の二分の一に相当する金額（当該前三事業年度間に共済金の支払を受け、又は当該事業年度の前二事業年度（共済事業を行う市町村にあつては、前二会計年度。以下同じ。）間に無事戻金の支払を受けたときは、当該二分の一に相当する金額から当該共済金及び当該無事戻金の合計金額を差し引いて得た金額）を限度として、当該組合員等に対して法第二百二条の規定による払戻し（以下「無事戻し」という。）をすることができる。

一 当該事業年度の前三事業年度にわたり共済金の支払を受けないとき。（当該事業年度の前二事業年度間に無事戻金の支払を受けた場合において、当該無事戻金の金額が共済掛金組合員等負担分の二分の一に相当する金額以上の金額であるときを除く。）

二 当該事業年度の前三事業年度間に支払を受けた共済金の金額が

共済掛金組合員等負担分の二分の一に相当する金額（当該事業年度の前二事業年度間に無事戻金の支払を受けたときは、当該二分の一に相当する金額から当該無事戻金の金額を差し引いて得た金額）に満たないとき。

② 組合等は、家畜共済について、毎事業年度、組合員等が自己の責めに帰すべき事由がないのに、共済規程等が定める期間にわたり共済金の支払を受けないか、又は当該共済規程等が定める期間に当該組合員等が支払を受けた共済金の金額が当該期間中の共済掛金のうちの当該組合員等の負担に係る部分の金額の六分の一に相当する金額に満たない場合（共済規程等で定めた場合を除く。）には、総会の議決を経て、当該六分の一に相当する金額（当該期間中に共済金の支払を受けたときは、当該六分の一に相当する金額から当該共済金の金額を差し引いて得た金額）を限度として、当該組合員等に対して無事戻しをすることができる。【準用…⑥】

③ 共済事業を行う市町村は、前二項の規定にかかわらず、共済目的の種類ごとの農作物共済、家畜共済、果樹無事戻区分ごとの果樹共済、畑作物無事戻区分ごとの畑作物共済及び園芸施設共済の区分ごとに、当該市町村との間に共済関係の存する者で次に掲げるものに対して、当該市町村に対し法第八十五条の二第一項の申出をした農業共済組合（以下この項及び第五項において「移譲組合」という。）との間に存した共済関係を当該市町村との間に存したものとして前二項の規定の例により算定した額を限度として、無事戻しをすることができる。

一 共済事業の種類ごとに、移譲組合に係る最後の共済責任期間において当該移譲組合との間に農作物共済、果樹共済又は畑作物共済の共済関係が存し、かつ、当該共済事業を行う市町村に係る最初の共済責任期間において当該市町村との間に農作物共済、果樹共済又は畑作物共済の共済関係が存した者

④ 二 法第八十五条の三第三項又は第五項の公示があつた日の前日に移譲組合との間に家畜共済又は園芸施設共済の共済関係が存し、かつ、その公示があつた日に当該公示に係る共済事業を行う市町村との間に家畜共済又は園芸施設共済の共済関係を成立させた者
事業廃止市町村の事業の行われていた地域において法第八十三条第一項第一号及び第三号から第六号までの共済事業を行う農業共済組合（以下この項及び次項において「事業承継組合」という。）は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、共済目的の種類ごとの農作物共済、家畜共済、果樹無事戻区分ごとの果樹共済、畑作物無事戻区分ごとの畑作物共済及び園芸施設共済の区分ごとに、当該事業

承継組合の組合員で次に掲げるものに対して、当該事業廃止市町村との間に存した共済関係を当該事業承継組合との間に存したものと
して第一項及び第二項の規定の例により算定した額を限度として、
無事戻しをすることができる。

一 共済事業の種類ごとに、事業廃止市町村に係る最後の共済責任
期間において当該事業廃止市町村との間に農作物共済、果樹共済
又は畑作物共済の共済関係が存し、かつ、当該事業承継組合に係
る最初の共済責任期間において当該事業承継組合との間に農作物
共済の共済関係が存した者

二 事業廃止市町村が家畜共済又は園芸施設共済を廃止した日の前
日に事業廃止市町村との間に家畜共済又は園芸施設共済の共済関
係が存し、かつ、その廃止した日に事業承継組合との間に家畜共
済又は園芸施設共済の共済関係を成立させた者

⑤ 組合等が前各項の規定により無事戻しをする金額は、共済目的の
種類ごとの農作物共済、家畜共済、果樹無事戻区分ごとの果樹共済
、畑作物無事戻区分ごとの畑作物共済及び園芸施設共済の区分ごと
に、特定組合以外の組合等にあつては特別積立金の金額（農作物共
済にあつては当該共済目的の種類に係る特別積立金の金額、果樹共
済にあつては当該果樹無事戻区分に属する果樹区分ごとの特別積立
金の金額を当該果樹無事戻区分につき合計して得た金額、畑作物共
済にあつては当該畑作物無事戻区分に属する畑作物区分ごとの特別
積立金の金額を当該畑作物無事戻区分につき合計して得た金額、共
済事業を行う市町村又は事業承継組合が法第八十三条第一項第一号
及び第三号から第六号（法第八十五条の七において準用する場合を
含む。）までの共済事業につき移譲組合又は事業廃止市町村から財
産の譲渡を受けて行う無事戻しにあつては当該共済事業を行う市町
村又は事業承継組合が移譲組合又は事業廃止市町村から譲渡を受け
た財産の額を勘案して農林水産大臣の定める金額。以下この項にお
いて同じ。）に次条第四項の規定により当該区分につき当該組合等
の属する農業共済組合連合会から交付された金額を加えた金額、特
定組合にあつては特別積立金の金額を超えてはならない。¹⁶【準用…

⑥ 第二項及び前項の規定は、農業共済組合が任意共済（第十九条の
三第六号の農林水産大臣が指定する任意共済を除く。）について無
事戻しをする場合について準用する。この場合において、第二項中
「六分の一に相当する金額」とあるのは、「一割に相当する金額」
と読み替えるものとする。

〔共済事業についての保険法の準用〕

第百三条 組合等の共済事業には、保険法（平成二十年法律五十六）
 第十一条、第十七条第一項、第二十五条及び第三十二条（第一号に
 係る部分に限る。）の規定を準用する。

〔連合会特別交付金〕

第二十五条 組合等（特定組合を除く。）は、農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済又は園芸施設共済について、法第九十五条後段に規定する費用を負担し、法第九十六条若しくは法第九十六条の二第一項に規定する施設をし、又は無事戻しをしようとする場合には、当該共済事業の種類ごとに、毎事業年度、その属する農業共済組合連合会に対し、農林水産大臣の定める算式により算出される金額を限度とする金額の交付を請求することができる。¹⁷

② 農業共済組合（特定組合を除く。）は、任意共済（第十九条の三第六号の農林水産大臣の指定する任意共済を除く。）について、法第九十五条後段に規定する費用を負担し、法第九十六条に規定する施設をし、又は無事戻しをしようとする場合には、毎事業年度、その属する農業共済組合連合会に対し、農林水産大臣の定める算式により算出される金額を限度とする金額の交付を請求することができる。¹⁸

③ 前二項の規定による請求は、当該農業共済組合連合会が定款で期限を定めた場合には、その期限までにしなければならない。

④ 農業共済組合連合会は、第一項又は第二項の規定による請求があったときは、当該請求に係る金額（当該共済事業の種類ごとに、当該農業共済組合連合会に属する組合等の当該請求に係る金額の合計金額が第二十三条第六項において準用する同条第一項から第五項までの特別積立金の金額（農作物共済にあつては当該共済目的の種類に係る同条第六項において準用する同条第一項の特別積立金の金額、果樹共済にあつては当該果樹無事戻区分に属する果樹共済再保険区分ごとの同条第六項において準用する同条第三項の特別積立金の金額を当該果樹無事戻区分につき合計して得た金額、畑作物共済にあつては当該畑作物無事戻区分に属する畑作物共済再保険区分ごとの同条第六項において準用する同条第四項の特別積立金の金額を当該畑作物無事戻区分につき合計して得た金額）を超えるときは、その金額を組合等ごとの当該請求に係る金額によりあん分した額）を交付するものとする。

〔余裕金の運用〕

第二十六条 農業共済団体の余裕金の運用は、次の方法によらなければならない。

- 一 金融機関への預貯金
- 二 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託
- 三 国債証券、地方債証券その他農林水産大臣の指定する有価証券

第二節 農作物共済

〔共済関係の当然成立〕

第百四条

農作物共済加入資格者が農業共済組合の組合員となつたときは、その時に、その者と農業共済組合との間に農作物共済の共済関係が成立するものとする。ただし、第十六条第二項ただし書に規定する者については、この限りでない。

② 農業共済組合の組合員で当該農業共済組合との間に農作物共済の共済関係の存しないものが、農作物共済加入資格者となるに至つたときも、また前項と同様とする。

③ 農業共済組合の組合員で当該農業共済組合との間に農作物共済の共済関係の存しない農作物共済加入資格者が、当該農業共済組合が現に行つてゐる農作物共済の共済目的の種類とされている農作物についてその営む当該農作物ごとの耕作の業務の規模のいずれかが第十六条第一項ただし書の規定により都道府県知事が定める基準に達する者となるに至つたときも、また第一項本文と同様とする。

④ 第八十五条第三項に規定する農業共済組合が同項の規定によりその共済目的の種類としていない農作物をその農作物共済においてその共済目的の種類とすることとなつたとき、又は第八十四条第一項第一号の農作物の全部若しくは一部をその共済目的の種類として農作物共済を行うこととなつたときは、当該農業共済組合との間に農作物共済の共済関係の存しない当該農業共済組合の組合員で、当該農作物共済においてその共済目的の種類とされることとなつた同項第一号の農作物につき耕作の業務を営み、その営む当該農作物ごとの当該業務の規模のいずれかが第十六条第一項ただし書の規定により都道府県知事が定める基準に達するものについても、また第一項本文と同様とする。

⑤ 第八十五条の三第三項若しくは第五項（第八十五条の六第四項において準用する場合を含む。）又は第八十五条の六第三項の公示があつたときは、その時に、当該公示に係る共済事業の実施区域内に住所を有する第十五条第一項第一号に掲げる者及びその構成員のすべてがその実施区域内に住所を有する農作物共済資格団体（農林水産省令で定めるところにより共済事業の実施に関する条例で定める者を除く。）で第十六条第一項ただし書に規定する者以外のもの（以下農作物共済資格者という。）と当該公示に係る市町村との間に

の保有¹⁹⁾
四 農林漁業信用基金への金銭の寄託

〔市町村の共済関係当然成立資格者からの除外できる者〕

第二十七条

共済事業を行う市町村が、法第百四条第五項の規定により、当該市町村の共済事業の実施区域内に住所を有する法第十五条第一項第一号に掲げる者及びその構成員のすべてがその実施区域内に住所を有する農作物共済資格団体から除外する者として共済事業の実施に関する条例で定めることができる者は、水稲、陸稲及び麦の耕作面積の合計が十アール（北海道にあつては、三十アール）を下らず令第一条の五第一項の規定により都道府県知事が定める農作物ごとの耕作面積のうち最も小さい面積を超えない範囲内で当該条例で定める面積未満である者とする。

農作物共済の共済関係が成立するものとする。ただし、当該市町村が第八十五条の七において準用する第八十五条第二項前段若しくは第八項、第八十五条の八第二項第二号若しくは第三項において準用する第八十五条第八項又は第八十五条の八第二項第一号の規定によりその農作物共済において第八十四条第一項第一号の農作物の一部をその共済目的の種類としない場合において、その現に行っている農作物共済の共済目的の種類とされている農作物についてその営む当該農作物ごとの耕作の業務の規模がいずれも第十六条第一項ただし書の規定により都道府県知事が定める基準に達しない者及び当該市町村が第八十五条の七において準用する第八十五条第二項後段若しくは第八項、第八十五条の八第二項第二号若しくは第三項において準用する第八十五条第八項又は第八十五条の八第二項第一号の規定により農作物共済を行っていない場合において、その行っていない農作物共済についての農作物共済資格者については、この限りでない。

⑥ 第八十五条の第三項若しくは第五項（第八十五条の六第四項において準用する場合を含む。）又は第八十五条の六第三項の公示があつた後に、当該公示に係る市町村との間に農作物共済の共済関係の存しない者が農作物共済資格者となるに至つたときも、また前項本文と同様とする。ただし、同項ただし書に規定する者となるに至つた者については、この限りでない。

⑦ 第八十五条の第三項若しくは第五項（第八十五条の六第四項において準用する場合を含む。）又は第八十五条の六第三項の公示があつた後に、当該公示に係る市町村との間に農作物共済の共済関係の存しない農作物共済資格者が、当該市町村が現に行っている農作物共済の共済目的の種類とされている農作物についてその営む当該農作物ごとの耕作の業務の規模のいずれかが第十六条第一項ただし書の規定により都道府県知事が定める基準に達する者となるに至つたときも、また第五項本文と同様とする。

⑧ 第八十五条の七において準用する第八十五条第二項前段若しくは第八項、第八十五条の八第二項第二号若しくは第三項において準用する第八十五条第八項若しくは第八十五条の八第二項第一号の規定によりその農作物共済において第八十四条第一項第一号の農作物の一部をその共済目的の種類としない市町村又は第八十五条の七において準用する第八十五条第二項後段若しくは第八項、第八十五条の八第二項第二号若しくは第三項において準用する第八十五条第八項若しくは第八十五条の八第二項第一号の規定により農作物共済を行っていない市町村が第八十五条の七において準用する第八十五条第

三項の規定によりその共済目的の種類としない農作物をその農作物共済においてその共済目的の種類とすることとなつたとき、又は第八十四条第一項第一号の農作物の全部若しくは一部をその共済目的の種類として農作物共済を行うこととなつたときは、当該市町村との間に農作物共済の共済関係の存しない農作物共済資格者で、当該農作物共済においてその共済目的の種類とされることとなつた同項第一号の農作物につき耕作の業務を営み、その営む当該農作物ごとの当該業務の規模のいづれかが第十六条第一項ただし書の規定により都道府県知事が定める基準に達するものについても、また第五項本文と同様とする。

⑨ その構成員のすべてがその実施区域内に住所を有する農作物共済資格団体についてのこの法律の規定の適用については、当該農作物共済資格団体を農作物の耕作の業務を営む者とみなし、当該農作物共済資格団体が行う農作物の耕作を農作物の耕作の業務とみなす。

〔共済関係の任意成立〕

第百四条の二 農業共済組合の組合員で当該農業共済組合との間に農作物共済の共済関係の存しないもの（当該農業共済組合が現に行つてゐる農作物共済においてその共済目的の種類としてゐる第八十四条第一項第一号の農作物につき耕作の業務を営んでゐる者に限る。）は、当該農業共済組合に対し、農作物共済の共済関係の成立の申出をすることができる。

② 共済事業を行う市町村の共済事業の実施区域内に住所を有する第十五条第一項第一号に掲げる者及びその構成員のすべてがその実施区域内に住所を有する農作物共済資格団体（前条第五項の条例で定める者を除く。）で当該市町村との間に農作物共済の共済関係の存しないもの（当該市町村が現に行つてゐる農作物共済においてその共済目的の種類としてゐる第八十四条第一項第一号の農作物につき耕作の業務を営んでゐる者に限る。）は、当該市町村に対し、農作物共済の共済関係の成立の申出をすることができる。

③ 第一項又は前項の申出があつたときは、組合等がその申出を受理した日から起算して二十日を経過した時に、当該組合等と当該申出をした者との間に農作物共済の共済関係が成立するものとする。ただし、組合等が、その申出を受理した日から起算して二十日以内に、正当な理由によりこれを拒んだときは、この限りでない。

〔共済関係が存しない場合〕

第百四条の三 第百四条又は前条第三項の場合において、これらの規

定により組合等との間に農作物共済の共済関係が成立することとなる者の業務とする耕作に係る第八十四条第一項第一号の農作物がその共済関係の成立の際現に第一百十條に掲げる期間の始期を過ぎているものであるときは、その期間に係る当該農作物については、その者と当該組合等との間に農作物共済の共済関係は、存しないものとする。

② 組合等との間に農作物共済の共済関係の存する者の業務とする耕作に係る第八十四条第一項第一号の農作物で特定の年産に係るものにつき、当該共済に付されるとすれば、共済事故の発生することが相当の確実さをもつて見通されることがその他共済事業の本質に照らし著しく衡平を欠くこととなり、共済事業の適正な運営を確保することができなくなるおそれがあるためこれにつき当該共済関係を成立させないことを相当とする農林水産省令で定める事由がある場合において、組合等が当該事由の存する旨の都道府県知事の認定を受けて指定をしたときは、当該指定に係る農作物については、当該共済関係は、存しないものとする。

〔共済関係の消滅〕

第四百四條の四 農業共済組合との間に農作物共済の共済関係の存する者が、組合員たる地位を失わずに第十五条第一項第一号に掲げる者でなくなつたときは、その時に、当該共済関係は、消滅するものとする。

② 共済事業を行う市町村との間に農作物共済の共済関係の存する者が当該市町村の共済事業の実施区域内に住所を有する第十五条第一項第一号に掲げる者又はその構成員のすべてがその実施区域内に住所を有する農作物共済資格団体（第四百四條第五項の条例で定める者を除く。）でなくなつたときは、その時に、当該共済関係は、消滅するものとする。

③ 組合等が第八十五条第二項前段（第八十五条の七において準用する場合を含む。）又は第八項（第八十五条の七及び第八十五条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその農作物共済において第八十四条第一項第一号の農作物の一部をその共済目的の種類としないこととしたときは、その時に、その組合等との間に当該農作物共済の共済関係の存する者でその他の共済目的の種類たる農作物のいずれについても耕作の業務を営んでいないものに係る当該共済関係は、消滅するものとする。

④ 第八十五条第二項前段（第八十五条の七において準用する場合を含む。）若しくは第八項（第八十五条の七並びに第八十五条の八第

〔共済関係が存しないとする理由〕

第二十七條の二 法第四百四條の三第二項の農林水産省令で定める事由は、当該農作物に係る法第九條第一項、第二項若しくは第三項の基準収穫量の適正な決定が困難であること又は当該農作物の耕作が穀実の収穫を目的としないことその他当該農作物につき通常の肥培管理が行われず、若しくは行われないおそれがあることとする。

二項第二号及び第三項において準用する場合を含む。）又は第八十五条の八第二項第一号の規定によりその農作物共済において第八十四条第一項第一号の農作物の一部を共済目的の種類としない組合等との間に農作物共済の共済関係の存する者が、当該農業共済組合の組合員たる第十五条第一項第一号に掲げる者若しくは農作物共済資格団体又は当該市町村の共済事業の実施区域内に住所を有する同項第一号に掲げる者若しくはその構成員のすべてがその実施区域内に住所を有する農作物共済資格団体（第百四条第五項の条例で定める者を除く。）たる地位を失わずに、その他の共済目的の種類たる農作物のいずれについても耕作の業務を営む者でなくなつたときは、その時に、当該共済関係は、消滅するものとする。

⑤ 組合等との間に農作物共済の共済関係の存する者で第十六条第一項ただし書に規定するものは、当該組合等に対し、当該共済関係の消滅の申出をすることができる。第八十五条第二項前段（第八十五条の七において準用する場合を含む。）若しくは第八項（第八十五条の七並びに第八十五条の八第二項第二号及び第三項において準用する場合を含む。）又は第八十五条の八第二項第一号の規定によりその農作物共済において第八十四条第一項第一号の農作物の一部をその共済目的の種類としない組合等との間に農作物共済の共済関係の存する農作物共済加入資格者又は農作物共済資格者で当該組合等が現に行つてゐる農作物共済においてその共済目的の種類とされてゐる農作物についてその営む当該農作物ごとの耕作の業務の規模が、いずれも第十六条第一項ただし書の規定により都道府県知事が定める基準に達しないものについても、また同様とする。

⑥ 前項の申出があつたときは、組合等がその申出を受理した時に、当該申出に係る共済関係は、消滅するものとする。

〔共済関係の停止〕

第百四条の五 組合等との間に農作物共済の共済関係の存する者は、その営む第八十四条第一項第一号の農作物ごとの耕作の業務の規模が第十六条第一項ただし書の規定により都道府県知事が定める基準に達しないときは、その達しない業務に係る農作物について、当該基準に達しない年ごとに、農林水産省令の定めるところにより、当該組合等に対し、農作物共済の共済関係の停止の申出をすることができる。

② 前項の申出があつたときは、当該申出に係る年産の当該農作物については、当該組合等と当該申出をした者との間に農作物共済の共済関係は、存しないものとする。

〔共済関係停止の申出手続〕

第二十七条の三 法第百四条の五第一項の規定による農作物共済の共済関係の停止の申出は、当該農作物の共済責任期間の開始する二週間前までにしなければならない。

〔共済関係の存続〕

第百四条の六 農業共済組合との間に農作物共済の共済関係の存する者が住所を当該農業共済組合の区域外に移転したことにより組合員たる資格を喪失したため当該農業共済組合を脱退した場合又は農業共済組合との間に農作物共済の共済関係の存する農作物共済資格団体がその構成員が住所を当該農業共済組合の区域外に移転したことにより組合員たる資格を喪失したため当該農業共済組合を脱退した場合において、その者又は当該農作物共済資格団体の業務とする耕作に係る第八十四条第一項第一号の農作物がその脱退の際現に第一百十条に掲げる期間の始期を過ぎているものであり、かつ、その者が当該共済関係を存続させることについてその脱退前に当該農業共済組合の承諾を受けていたときは、その期間に係る当該農作物については、当該共済関係は、なお存続するものとする。

② 共済事業を行う市町村との間に農作物共済の共済関係の存する者が住所を当該市町村の共済事業の実施区域外に移転したため又は共済事業を行う市町村との間に農作物共済の共済関係の存する農作物共済資格団体の構成員が住所を当該市町村の共済事業の実施区域外に移転したため第百四条の四第二項の規定により当該共済関係が消滅すべき場合において、その者又は当該農作物共済資格団体の業務とする耕作に係る第八十四条第一項第一号の農作物がその移転の際現に第一百十条に掲げる期間の始期を過ぎているものであり、かつ、その者が当該共済関係を存続させることについてその移転前に当該市町村の承諾を受けていたときは、その期間に係る当該農作物については、当該共済関係は、第百四条の四第二項の規定にかかわらずなお存続するものとする。

③ 前二項の承諾には、第九十三条第三項の規定を準用する。

〔共済細目書の提出及び共済掛金の払込み〕

第百五条 組合員等は、農林水産省令の定めるところにより共済規程等で特別の定めをした場合を除いては、毎年農作物共済に係る共済責任期間の開始する時までに、組合等に、共済目的を明らかにすべき事項を記載した共済細目書を提出し、かつ、共済掛金を払い込まなければならない。

② 前項の共済細目書に記載すべき事項は、農林水産省令の定めるところにより共済規程等でこれを定める。

③ 農業共済組合の組合員は、第一項の共済細目書の提出に代えて、農林水産省令で定めるところにより、当該共済細目書に記載すべき

〔共済掛金の払込期限の延長〕

第二十七条の四 組合等は、共済規程等の定めるところにより、法第百五条第一項に規定する農作物共済の共済掛金の払込みの期限を、同項に規定する期限から二月（当該二月を経過する時までに当該共済掛金の額を確定することが著しく困難である場合には、当該額を確定することができる時期として共済規程等で定める時期までの期間）を超えない範囲内で延長することができる。

〔共済細目書の記載事項〕

第二十七条の五 法第百五条第二項の共済細目書に記載すべき事項と

事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該共済細目書を提出したものとみなす。

④ 前項前段の電磁的方法（第三十六条第三項の農林水産省令で定める方法を除く。）により行われた当該共済細目書に記載すべき事項の提供は、農業共済組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該農業共済組合に到達したものとみなす。

⑤ 第一項の規定により提出した共済細目書に記載した事項に変更を生じたときは、組合員等は、共済規程等の定めるところにより遅滞なくその旨を組合等に通知しなければならない。

〔共済金額〕

第百六条 農作物共済の共済金額は、次の金額であつて農林水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定めるものとする。

一 共済目的の種類（農林水産大臣が特定の共済目的の種類につきその種類たる農作物の品種、栽培方法等に応じて区分を定めたときは、その共済目的の種類については、その定めた区分。以下「農作物共済の共済目的の種類等」という。）ごと及び農作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとに、単位当たり共済金額に、イの数量に口の割合を乗じて得た数量に相当する数を乗じて得た金額²⁰。

イ 当該耕地の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る第百九条第四項の規定により定められる基準収穫量

ロ 一から第百九条第一項の規定により共済規程等で定められる割合を差し引いて得た割合

二 農作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、単位当たり共済金額に、イの数量に口の割合を乗じて得た数量に相当する数を乗じて得た金額

イ 当該組合員等が当該農作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとの当該農作物共済の共済目的の種類等に係る第百九条第四項の規定により定められる基準収穫量の合計

して共済規程等で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 共済目的の種類
- 二 耕地の所在地及びその耕作面積
- 三 その他組合等が必要と認める事項

〔共済細目書の電磁的方法による提出〕

第二十七条の六 農業共済組合の組合員は、法第百五条第三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該農業共済組合に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

② 前項の規定による承諾を得た農業共済組合の組合員は、当該農業共済組合から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該農業共済組合に対し、法第百五条第三項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該農業共済組合が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

〔引受方式等の選択と全相殺方式の選択ができる者〕

第二十七条の七 組合等は、法第百六条第一項の規定により水稻又は麦に係る農作物共済の共済金額を定める場合には、農作物共済の共済目的の種類等ごとに、同項各号に掲げる金額のうちから定めるものとする。この場合において、当該組合等が複数の金額について定めるときは、当該複数の金額のうちからその組合員等（同項第三号に掲げる金額については、その者が耕作する農作物共済の共済目的の種類等に係る農作物に係る収穫物の収穫量が乾燥調製施設における計量結果（麦にあつては、乾燥調製施設における計量結果又は売渡数量）の調査（当該農作物共済の共済目的の種類等に係る農作物に係る収穫物で乾燥調製施設に搬入されないものについては、検見又は実測）により適正に確認できる者に限る。）が申し出た一の金額（当該組合員等が申出をしない場合にあつては、当該複数の金額のうちから当該組合等が定める一の金額）を当該組合員等についての農作物共済の共済金額とする旨を共済規程等で定めるものとする。

② 組合等は、法第百六条第一項の規定により陸稲に係る農作物共済の共済金額を定める場合には、共済目的の種類ごとに、同項第一号に掲げる金額について定めるものとする。

〔農作物共済の単位当たり共済金額の選択〕

ロ 一から第百九条第二項の規定により共済規程等で定められる割合を差し引いて得た割合

三 農作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、単位当たり共済金額に、イの数量にロの割合を乗じて得た数量に相当する数を乗じて得た金額

イ 当該組合員等の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る第百九条第四項の規定により定められる基準収穫量の合計

ロ 一から第百九条第三項の規定により共済規程等で定められる割合を差し引いて得た割合

② 前項各号の単位当たり共済金額は、農作物共済の共済目的の種類等ごとに、当該農作物共済の共済目的の種類等に係る収穫物の単位当たり価格に相当する額を限度として農林水産大臣が定める二以上の金額につき農林水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定める金額とする。

〔農作物共済の共済掛金率〕

第百七条 農作物共済の共済掛金率は、農作物共済の共済目的の種類等ごと、農作物共済の共済事故等による種別（第八十五条第四項（第八十五条の七において準用する場合を含む。）の規定により水稻につき病虫害を共済事故としない農作物共済とその他の農作物共済との別その他危険の程度を区分する要因となる事項により農林水産大臣が定める別をいう。以下同じ。）ごと及び組合等の区域（農業共済組合にあつてはその区域、共済事業を行う市町村にあつてはその共済事業の実施区域をいう。以下同じ。）ごとに農作物基準共済掛金率を下らない範囲内において共済規程等で定める。ただし、農業共済組合の合併、農業共済組合からの第八十五条の二第一項の申出に係る市町村の共済事業の開始（二以上の農業共済組合からの申出による場合又は共済事業を行う市町村が、従前の実施区域のほか、農業共済組合からの申出により新たな実施区域につき共済事業を開始する場合に限る。）又は共済事業を行う二以上の市町村に係る廃置分合（以下、「農業共済組合の合併等」という。）があつた場合については、当該農業共済組合の合併等が行われた後最初に第五項の規定により農作物通常共済掛金標準率及び農作物異常共済掛金標準率が一般に改定されるまでの間は、当該農業共済組合の合併等の前の組合等の区域ごとに、それぞれ当該組合等が共済規程等で定めていた共済掛金率とすることができる。²¹

② 前項の農作物基準共済掛金率は、組合等の区域内における農作物共済の共済目的の種類等ごとの共済金額の合計額の見込額を重みと

第二十七条の八 組合等は、法第百六条第二項の規定により同条第一

項各号の単位当たり共済金額を定める場合には、農作物共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごとに、同条第二項の規定により農林水産大臣が定める金額のうちの一の金額について定めるものとする。

② 組合等が法第百七条第四項の規定により危険段階の別を定めた場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該組合等は、法第百六条第二項の規定により同条第一項各号の単位当たり共済金額を定める場合には、農作物共済の共済事故等による種別ごと及びその危険段階別に、同条第二項の規定により農林水産大臣が定める金額のうちの一の金額について定めるものとする。

③ 組合等は、前二項の規定にかかわらず、共済規程等で、その組合員等の申出により、当該組合員等について、前二項の規定により当該組合等が定めた金額と異なる金額（法第百六条第二項の規定により農林水産大臣が定める金額のうちから組合等が共済規程等で定める金額のうちの一の金額に限る。）を同条第一項各号の単位当たり共済金額とすることができる旨を定めることができる。

するその算術平均が当該組合等の農作物共済掛金標準率に一致するように、農林水産大臣が農作物共済の共済目的の種類等ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごとに定める。

③ 前項の農作物共済掛金標準率は、共済目的の種類ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごとに、次の率を合計したものである。

一 農林水産省令で定める一定年間に於ける各年の被害率（以下本条において単に被害率という。）のうち、農林水産大臣が定める通常標準被害率（以下農作物通常標準被害率という。）を超えないものにあつてはその被害率を、農作物通常標準被害率を超えるものにあつては農作物通常標準被害率を基礎として農林水産大臣が定める率（以下農作物通常共済掛金標準率という。）

二 組合等ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均が農作物異常共済掛金標準率の算定基礎率（共済目的の種類ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと及び都道府県の区域ごとに、農林水産省令で定める一定年間に於ける当該都道府県の区域内にある組合等の区域ごとの各年の被害率のうち農作物通常標準被害率を超えるもののその超える部分の率を当該組合等の区域ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとして算術平均して得た率（以下異常部分被害率という。）を基礎として農林水産大臣が定める率をいう。）に一致し、かつ、その相互の比が各組合等の危険の程度を表示する指数の比に一致するように農林水産大臣が定める率（以下農作物異常共済掛金標準率という。）

④ 組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び農作物共済の共済事故等による種別ごと、に、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。この場合には、その危険段階別の共済掛金率は、当該危険段階の農作物危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内において共済規程等で定めるものとし、その農作物危険段階基準共済掛金率は、組合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済金額の合計額の見込額を重みとする各農作物危険段階基準共済掛金率の算術平均が当該組合等の区域に係る同項の農作物基準共済掛金率に一致するように定めるものとする。

⑤ 農作物通常共済掛金標準率及び農作物異常共済掛金標準率は、三年ごとに一般に改定する。

〔基準共済掛金率等算定の基礎期間〕

第二十八条 法第百七条第三項第一号又は第二号の規定による一定年間は、これを過去二十年間とする。ただし、特別の事由によりこれにより難いときは、この限りでない。

【準用：三三の七、三三の一六、三三の二五、三五の四、四〇の五】

第百八条 削除

〔共済金の支払〕

第百九条 組合等は、次項及び第三項に規定する農作物共済以外の農作物共済については、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び農作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとに、共済事故による共済目的の減収量（その耕地の基準収穫量から第九十八条の二の準則に従い認定されたその年におけるその耕地の収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、次条の本田移植期又は発芽期において共済事故により移植できなかったこと又は発芽しなかったことその他農林水産省令で定める事由のある耕地については、その差し引いて得た数量を、実損害額を勘案して農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。次項において同じ。）がその基準収穫量に百分の三十を下らない範囲内において農林水産大臣が定める二以上の割合のうち農林水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定める割合を乗じて得た数量を超えた場合に、第百六条第一項第一号の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。²²

② 組合等は、第百六条第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする農作物共済については、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、当該組合員等が当該農作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとの共済事故による共済目的の減収量の合計が当該耕地ごとの当該農作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計に百分の二十を下らない範囲内において農林水産大臣が定める二以上の割合のうち農林水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定める割合を乗じて得た数量を超えた場合に、同号の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。²³

③ 組合等は、第百六条第一項第三号に掲げる金額を共済金額とする農作物共済については、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、共済事故による共済目的の減収量（当該組合員等の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計から第九十八条の二の準則に従い認定されたその年における当該組合員等の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る農作物の収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、次条の本田移植期又は発芽期において共済事故により移植できなかったこと又は発芽しなかったこと

〔共済金支払開始損害割合の選択〕

第二十八条の二 組合等は、法第百九条第一項から第三項までの規定により同条第一項から第三項までの割合を定める場合には、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合等の区域ごとに、同条第一項から第三項までの規定により農林水産大臣が定める割合のうちから定めるものとする。この場合において、当該組合等が複数の割合について定めるときは、当該複数の割合のうちからその組合員等が申し出た一の割合（当該組合員等が申出をしない場合にあっては、当該複数の割合のうちから当該組合等が定める一の割合）を当該組合員等についての同条第一項から第三項までの割合とする旨を共済規程等で定めるものとする。

④ 法第百九条第一項及び第三項の農林水産省令で定める事由 未定

その他農林水産省令で定める事由のある耕地については、その差し引いて得た数量を、実損害額を勘案して農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。）が当該組合員等の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計に百分の十を下らない範囲内において農林水産大臣が定める二以上の割合のうち農林水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定める割合を乗じて得た数量を超えた場合に、同号の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。²⁴

④ 前三項の基準収穫量は、農林水産大臣が定める準則に従い組合等が定めるものとする。²⁵

〔共済責任期間〕

第一百十條 農作物共済の共済責任期間は、水稻については本田移植期（直播をする場合にあっては、発芽期）から、麦については発芽期（移植をする場合にあっては、移植期）からそれぞれ収穫するに至るまでの期間とし、その他の農作物については、これらに準ずる期間とする。

〔損害評価会の意見の聴取〕

第一百十條の二 組合等は、その支払うべき農作物共済の共済金に係る損害の額を認定するに当たっては、共済規程等の定めるところにより、あらかじめ当該組合等の損害評価会の意見を聴かなければならない。

【準用：二一〇六一、二一〇六一八、二二二〇一】

第三節 家畜共済

〔家畜共済の共済関係の成立〕

第一百十一條 乳牛の雌等（乳牛の雌及び農林水産省令で定める乳牛の子牛等をいう。以下同じ。）、肉用牛等（乳牛の雌等及び種雄牛以外の牛並びに乳牛以外の牛の胎児をいう。以下同じ。）、種雄馬以外の馬、種豚又は肉豚（以下「包括共済対象家畜」と総称する。）に係る家畜共済の共済関係は、農業共済組合の組合員又は第一百十一條の三第一項の家畜共済資格者が、肉豚以外の包括共済対象家畜に係るものにあつては、包括共済対象家畜の種類ごとに、その者の飼養する包括共済対象家畜で第八十四条第一項第三号に掲げる牛（子牛等を共済目的とする家畜共済にあつては、子牛等を含む。）、同

〔乳牛の子牛の区分〕

第二十九條 法第百十一條第一項の農林水産省令で定める乳牛の子牛等は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 組合等との間に乳牛の雌等に係る包括共済関係であつて子牛等を共済目的とする家畜共済に係るものが存しており、かつ、肉用牛等に係る包括共済関係であつて子牛等を共済目的とする家畜共済に係るものが存しない者 乳牛の雌以外の乳牛の子牛（法第八十四条第一項第三号に掲げる牛以外の牛をいい、第十五條の七に規定する生育の程度に達したものに限る。以下同じ。）であつて

号に掲げる馬又は同号に掲げる種豚であるものを一体として、肉豚に係るものにあつては、その者の飼養する肉豚で同号に掲げるものを一体として、かつ、農林水産省令で定める飼養区分ごとに組合等の家畜共済に付することを申し込み、組合等がこれを承諾することによつて、成立するものとする。

- ② 種雄牛又は種雄馬に係る家畜共済の共済関係は、家畜ごとに、農業共済組合の組合員又は第百十一条の三第一項の家畜共済資格者がその者の飼養する種雄牛又は種雄馬で第八十四条第一項第三号に掲げる牛又は馬であるものを組合等の家畜共済に付することを申し込み、組合等がこれを承諾することによつて、成立するものとする。
- ③ 包括共済対象家畜（子牛等及び肉豚を除く。）であつて、農林水産省令で定める特別の事由があるものについては、第一項の規定にかかわらず、前項の規定の例により家畜共済の共済関係を成立させることができる。

〔家畜共済への義務加入〕

第百十一条の二 組合等との間に農作物共済の共済関係の存する者で、第八十四条第一項第三号に掲げる牛（十二歳を超える種雄牛を除く。）又は同号に掲げる馬（明け十七歳以上の種雄馬を除く。）を

、その者が出生後引き続き飼養しているもの及び乳牛の胎児（同条に規定する生育の程度に達したものに限る。以下この条において同じ。）

- 二 組合等との間に乳牛の雌等に係る包括共済関係であつて子牛等を共済目的とする家畜共済に係るものが存しておらず、かつ、肉用牛等に係る包括共済関係であつて子牛等を共済目的とする家畜共済に係るものが存する者 乳牛の胎児

三 組合等との間に乳牛の雌等及び肉用牛等に係る包括共済関係であつて子牛等を共済目的とする家畜共済に係るものが存する者 乳牛の雌以外の乳牛の子牛であつて、その者が出生後引き続き飼養しているもの（出生後第二月の月の末日（その時に当該組合等の当該肉用牛等に係る包括共済関係に係る共済責任が始まつていないときは、その共済責任の始まつた時）までのものに限る。）及び乳牛の胎児

〔肉豚に係る飼養区分〕

第二十九条の二 法第百十一条第一項の農林水産省令で定める飼養区分は、離乳の日（その日後に当該組合員又は家畜共済資格者が飼養するに至つた肉豚については、その飼養するに至つた日）を同一とする肉豚の群の別とする。

〔個別共済関係の成立の申込ができる包括共済対象家畜の特別の事由〕

第二十九条の二の二 法第百十一条第三項の農林水産省令で定める特別の事由は、左のとおりとする。

- 一 組合等が当該組合員等からの当該包括共済対象家畜についての法第百十一条第一項の規定による申込みにつき、第二十九条の四第一号の理由によりその承諾を拒んだこと（同号の理由がなくなつた場合を除く。）。
- 二 当該包括共済対象家畜と同一の包括共済対象家畜の種類たる家畜につき当該組合員等との間に個別共済関係が存していること（当該包括共済対象家畜につき包括共済関係が存している場合を除く。）。

〔家畜共済加入義務の特例〕

第二十九条の三 法第百十一条の二第一項の農林水産省令で定める場合は、左の各号に掲げる場合とする。

- 一 取引のため一年以内飼養する目的で飼養する場合

飼養するもの（以下本項において義務加入者という。）は、農業共済組合にあつてはその総会において、共済事業を行う市町村にあつてはその議会において、その旨の議決をしたときは、農林水産省令で定める場合を除き、当該家畜を当該組合等の家畜共済に付さなければならぬ。その議決後に当該議決に係る組合等につき義務加入者となるに至つた者についても、また同様とする。

【準用：一〇〇八一、一〇〇一八、一〇〇二五】

【市町村の家畜共済資格者】

第百十一条の三 共済事業を行う市町村との間に家畜共済の共済関係を成立させることができる者は、第十五条第一項第三号に掲げる者で当該市町村の共済事業の実施区域内に住所を有するもの（以下家畜共済資格者という。）とする。

② 共済事業を行う市町村との間に家畜共済の共済関係の存する者が家畜共済資格者でなくなつたときは、その時に、当該共済関係は、消滅するものとする。【準用：二〇〇二一、二〇〇一八、二〇〇二五】

【組合等の申込承諾義務】

第百十一条の四 組合等は、農業共済組合にあつては組合員から、共済事業を行う市町村にあつては家畜共済資格者から第百十一条の規定による申込みを受けたときは、農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除いては、その承諾を拒んではならない。

【準用：一四〇、一〇〇一一、二〇〇一八、二〇〇二五、二〇〇二七、一三二〇二二、一五〇〇五の三②】

【包括共済関係の成立による個別共済関係の消滅】

第百十一条の五 第百十一条第一項の規定により成立する家畜共済の共済関係（以下包括共済関係という。）の成立の際、その成立により家畜共済に付されることとなつた家畜につき既に同条第三項の規定により家畜共済の共済関係が成立していたときは、当該包括共済関係に係る共済責任の始まる時に、その成立していた共済関係は、消滅するものとする。

【包括共済関係に係る共済目的の異動】

第百十一条の六 組合等との間に包括共済関係の存する者が当該包括共済関係の成立の後に当該包括共済関係に係る包括共済対象家畜の

二 組合等が当該家畜についての法第百十一条第一項の規定による申込みにつき、次条第一号の理由によりその承諾を拒んだ場合であつて、当該家畜を法第百十三条第一項の規定により個別共済関係に係る家畜共済に付することができないとき。

三 組合等が当該家畜についての法第百十一条第二項又は第三項の規定による申込みにつき、次条第三号から第五号までの理由によりその承諾を拒んだ場合

【家畜共済の申込承諾義務の特例】

第二十九条の四 法第百十一条の四（法第百十四条第五項後段において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める正当な理由は、家畜共済の共済金額を減額する場合を除き、その申込みが包括共済関係に係る家畜共済の申込みである場合にあつては第一号及び第二号、個別共済関係に係る家畜共済の申込みである場合にあつては第二号から第五号までのいずれかに掲げるものとする。

一 その申込みに係る家畜のうちに第三号から第五号まで又は法第百十三条第一項各号に掲げるものがあるため、その申込みを承諾するとすれば、当該家畜と同一の包括共済対象家畜の種類たる家畜を組合等の包括共済関係に係る家畜共済に付している者との間に著しく衡平を欠くこととなるおそれがあること。

二 牛又は馬についての申込みがあつた場合において、その申込みと同時に、法第百十一条の二第一項の規定により家畜共済に付さなければならぬ家畜でその申込みをした者の飼養するものすべてについて法第百十一条の規定による申込みがないこと。

三 その申込みに係る家畜が発育不全、衰弱、奇形、不具又は悪癖の著しいもの等共済規程等で定めるものであること。

四 その申込みに係る家畜が疾病にかかり、又は傷害を受けている

種類たる牛又は馬若しくは種豚で第八十四条第一項第三号に掲げるものを飼養するに至つたときは、その時（その時に当該組合等の当該包括共済関係に係る共済責任が始まつていないときは、その共済責任の始まつた時）に、当該牛若しくは牛の胎児で同条第二項の農林水産省令で定める生育の程度に達しているもの、馬又は種豚は、当該組合等の当該包括共済関係に係る家畜共済に付されるものとする。その者の飼養している家畜が当該包括共済対象家畜の種類たる牛、馬若しくは種豚で同号に掲げるものとなつたとき又はその者の飼養している牛若しくは牛の胎児が同項の農林水産省令で定める生育の程度に達したときも、また同様とする。

② 第九十三条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により包括共済関係に関し権利義務の承継があつた場合において、当該権利義務を承継した者がその承継前から引き続き当該包括共済関係に係る包括共済対象家畜の種類たる牛又は馬若しくは種豚で第八十四条第一項第三号に掲げるものを飼養していたときは、当該牛若しくは牛の胎児で同条第二項の農林水産省令で定める生育の程度に達しているもの、馬又は種豚についても、また前項前段と同様とする。

③ 組合等との間に包括共済関係の存する者が当該組合等の当該包括共済関係に係る家畜共済に付した家畜を飼養しなくなつたとき（その者が同時に当該包括共済関係に係る包括共済対象家畜の種類につき養畜の業務を営む者でなくなつたときを除く。）は、その時に、当該家畜又は牛の胎児は、当該家畜共済に付した家畜（牛の胎児を含む。以下同じ。）でなくなるものとする。当該家畜が当該包括共済対象家畜の種類たる牛、馬又は豚で第八十四条第一項第三号に掲げるものでなくなつたときも、また同様とする。

〔共済関係の存続〕

第百十一条の七 農業共済組合との間に家畜共済の共済関係の存する者が住所を当該農業共済組合の区域外に移転したことにより組合員たる資格を喪失したため当該農業共済組合を脱退した場合において、その者が当該共済関係を存続させることについてその脱退前に当該農業共済組合の承諾を受けていたときは、当該共済関係は、なお存続するものとする。

② 共済事業を行なう市町村との間に家畜共済の共済関係の存する者が住所を当該市町村の共済事業の実施区域外に移転したため第百十一条の三第二項の規定により当該共済関係が消滅すべき場合において、その者が当該共済関係を存続させることについてその移転前に

ものであること。

五 その申込みに係る家畜が通常の飼養管理又は供用の方法と著しく異なる方法で飼養管理され、若しくは供用され、又はそのおそれがあり、その飼養管理又は供用の方法からみて当該家畜と同種の家畜と比べて共済事故の発生する度合いが著しく大きいと認められるもの等共済規程等で定めるものであること。

当該市町村の承諾を受けていたときは、当該共済関係は、同項の規定にかかわらず、なお存続するものとする。

③ 前二項の承諾には、第九十三条第三項の規定を準用する。

【準用：二〇〇一、二〇〇一、二〇〇一、二〇〇一】

【共済事故の一部除外】

第百十一條の八 組合等との間に包括共済関係の存する者は、その者に係る家畜の飼養頭数その他家畜の飼養に関する条件が政令で定める基準に適合するときは、包括共済対象家畜の種類ごと及び共済掛金期間ごとに、農林水産省令の定めるところにより、当該組合等に対し、死亡若しくは廃用の一部又は疾病若しくは傷害の全部若しくは一部を共済事故としない旨の申出をすることができる。

② 前項の申出があつたときは、当該包括共済関係においては、当該申出に係る共済掛金期間内は、第八十四条第一項の規定にかかわらず、同項第三号の共済事故のうち当該申出に係るものを共済事故としないものとする。

【子牛等の共済目的からの除外】

第百十一條の九 組合等との間に包括共済関係の存する者は、当該組合等が第八十四条第二項の規定により子牛等をその家畜共済においてその共済目的としときは、包括共済対象家畜の種類ごと及び

【家畜共済の共済事故の一部除外者の基準】

第二條の七 法第百十一條の八第一項の政令で定める基準は、乳牛の雌等（法第百十一條第一項の乳牛の雌等をいう。）に係る包括共済関係にあつては第一号及び第二号、肉用牛等（法第百十一條第一項の肉用牛等をいう。）、馬又は種豚に係る包括共済関係にあつては第二号に掲げるとおりとする。

一 乳牛の雌で法第八十四条第一項第三号に掲げる牛であるものの当該共済掛金期間の開始の時における当該組合員等の飼養頭数（以下「期首頭数」という。）が六頭以上であること。

二 当該包括共済関係に係る包括共済対象家畜（法第百十一條第一項の包括共済対象家畜をいう。）の種類たる家畜につき、当該共済掛金期間の開始前五年間にわたり引き続き養畜の業務を営んだ経験を有すること。

【除外できる共済事故の種類及び申出期間】

第二十九條の五 組合等との間に包括共済関係の存する者は、法第百十一條の八第一項の規定により、共済規程等の定めるところにより、当該共済掛金期間の開始する二週間前までに、乳牛の雌等に係る包括共済関係にあつては第一号、第二号又は第五号のいずれか、肉用牛等に係る包括共済関係にあつては第一号から第三号まで又は第五号のいずれか、馬に係る包括共済関係にあつては第一号、第二号又は第五号のいずれか、種豚に係る包括共済関係にあつては第一号、第二号、第四号又は第五号のいずれかに掲げるものを共済事故としない旨の申出をすることができる。

一 火災、伝染性の疾病（家畜伝染病予防法第二条第一項に規定する家畜伝染病及び同法第四条第一項に規定する届出伝染病に限る。以下同じ。）又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用

二 火災、伝染性の疾病又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用並びに疾病及び傷害

三 疾病又は不慮の傷害によつて死にひんした場合、不慮の災厄によつて救ふことのできない状態に陥つた場合及び骨折、は行、両眼失明又は第十六條第一項第三号の農林水産大臣が指定する疾病若しくは不慮の傷害であつて、治癒の見込みのないものによつて使用価値を失つた場合における廃用

四 疾病又は不慮の傷害によつて死にひんした場合、不慮の災厄によつて救ふことのできない状態に陥つた場合及び骨折、は行、両眼失明又は第十六條第一項第三号の農林水産大臣が指定する疾病若しくは不慮の傷害であつて、治癒の見込みのないものによつて使用価値を失つた場合における廃用並びに疾病及び傷害

五 疾病及び傷害

【子牛等を共済目的としない旨の申し出】

第二十九條の五の二 組合等との間に包括共済関係の存する者は、法第百十一條の九第一項の規定により、共済規程等で定めるところにより、当該共済掛金期間の開始する二週間前までに、子牛等を共済

共済掛金期間ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該組合等に対し、子牛等を共済目的としない旨の申出をすることができる。

- ② 前項の申出があつたときは、当該包括共済関係においては、当該申出に係る共済掛金期間内は、第八十四条第二項の規定にかかわらず、当該申出に係る子牛等を共済目的としないものとする。

〔共済責任の開始及び共済掛金期間〕

第一百二十二条 組合等の家畜共済に係る共済責任は、共済規程等に特別の定めがある場合を除いては、組合等が組合員等から共済掛金の支払（第八十六条第一項の共済規程等の定めるところに従い共済掛金の分割支払がされる場合にあつては、その第一回の支払）を受けた日の翌日から始まる。ただし、その日以後第八十一条の六第一項又は第二項の規定により包括共済関係に係る家畜共済に付された家畜については、その家畜共済に付された時から始まる。

- ② 家畜共済に係る共済掛金期間は、一年（肉豚に係るものにあつては、第八十四条第一項第三号に規定する肉豚に係る期間に相当する期間）とする。ただし、特別の事由があるときは、共済規程等で別段の定めをすることができる。

- ③ 家畜共済に係る最初の共済掛金期間（肉豚に係る家畜共済にあつては、当該家畜共済に係る共済掛金期間。第八十四条第一項において同じ。）は、第一項本文の規定により家畜共済に係る共済責任の始まる時に開始する。

〔個別共済関係に係る家畜共済に付する家畜の年齢制限〕

第一百十三条 左の各号の一に該当する家畜は、農林水産省令で定める場合を除き、あらたに第八十一条第二項又は第三項の規定により成立する家畜共済の共済関係（以下個別共済関係という。）に係る家畜共済にこれを付することができない。

- 一 十二歳を超える牛及び明け十七歳以上の馬
二 六歳を超える種豚

- ② 家畜が前項各号に該当するに至る前二年以内にあらたに開始した個別共済関係は、農林水産省令で定める場合を除き、その該当するに至つた時の属する共済掛金期間満了の時に消滅する。

目的としない旨の申出をすることができる。

〔個別共済関係に係る家畜共済に付する家畜の年齢制限の特例〕

第二十九条の六 法第八十五条第一項の農林水産省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 市町村が法第八十五条の二第二項の規定による農業共済組合の申出に基づき法第八十五条の三第一項の規定により当該農業共済組合の区域に相当する区域において共済事業を行う場合において、法第八十五条第一項各号のいずれかに該当することとなつた日から起算して二年以上前から法第八十五条の四第二項の規定により家畜共済の共済関係が消滅するまで引き続き当該農業共済組合の個別共済関係に係る家畜共済に付されていた家畜を、法第八十五条の三第三項又は第五項の公示があつた日から二週間以内に当該市町村の個別共済関係に係る家畜共済に付するとき。

- 二 法第八十五条第一項 各号のいずれかに該当することとなつた日から起算して二年以上前から法第八十五条の九第四項において

〔包括共済関係に係る共済目的の異動の通知義務〕

第百十三条の二 組合等との間に包括共済関係の存する者は、当該包括共済関係に係る共済目的に農林水産省令で定める異動（死亡及び廃用を除く。）を生じたときは、共済規程等の定めるところにより

て準用する法第四十七条第一項の規定により家畜共済の共済関係が終了するまで引き続き事業廃止市町村の個別共済関係に係る家畜共済に付されていた家畜を、当該家畜共済の共済関係が終了した日から二週間以内に当該事業廃止市町村の共済事業の行われていた地域において家畜共済事業を行う農業共済組合の個別共済関係に係る家畜共済に付する場合

〔個別共済関係の消滅時期の特例〕

第二十九条の七 法第百十三条第二項の農林水産省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 次の要件のすべてに適合する場合

イ 当該個別共済関係が共済事業を行う市町村の家畜共済に係る個別共済関係であつて、当該市町村につき法第八十五条の第三項又は第五項の公示のあつた日から二週間以内に新たに開始したものであること。

ロ 当該個別共済関係に係る家畜が、法第百十三条第一項各号のいずれかに該当することとなつた日から起算して二年以上前から法第八十五条の四第二項の規定により家畜共済の共済関係が消滅するまで引き続きイの市町村に対し法第八十五条の第二項の規定による申出をした農業共済組合の個別共済関係に係る家畜共済に付されていた家畜であること。

二 次の要件のすべてに適合する場合

イ 当該個別共済関係が事業廃止市町村の共済事業の行われていた地域において家畜共済事業を行う農業共済組合の家畜共済に係る個別共済関係であつて、当該事業廃止市町村が法第八十五条の九第一項の規定により共済事業の全部を廃止した日から二週間以内に新たに開始したものであること。

ロ 当該個別共済関係に係る家畜が、法第百十三条第一項各号のいずれかに該当することとなつた日から起算して二年以上前から法第八十五条の九第四項において準用する法第四十七条第一項の規定により家畜共済の共済関係が終了するまで引き続きイの事業廃止市町村の個別共済関係に係る家畜共済に付されていた家畜であること。

〔包括共済関係に係る共済目的の異動〕

第二十九条の八 法第百十三条の二の農林水産省令で定める異動は、法第百十一条の六第一項の規定による異動（牛又は牛の胎児が第十五条の七に規定する生育の程度に達したことによる異動を除く。）

遅滞なくその旨を組合等に通知しなければならない。

〔共済金額〕

第百十四条

家畜共済の共済金額は、肉豚以外の包括共済対象家畜に係る包括共済関係に係るものにあつては包括共済対象家畜の種類ごとに、肉豚に係る包括共済関係に係るものにあつては第百十一条第一項の農林水産省令で定める飼養区分ごとに、個別共済関係に係るものにあつては家畜ごとに、当該家畜共済に係る最初の共済掛金期間開始の時ににおける共済価額に共済規程等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず、その時における共済価額の百分の八十を超えない範囲内において、共済規程等の定めるところにより、農業共済組合の組合員又は家畜共済資格者が申し出た金額とする。

② 前項の最低割合の基準は、農林水産大臣が定める。【準用…一五〇の五の八③】²⁶

③ 包括共済関係に係る家畜共済（肉豚に係るものを除く。）の共済金額は、死亡又は廃用により共済金が支払われたときは、当該死亡又は廃用の時に、その支払われた共済金に相当する金額だけ減額するものとする。

④ 包括共済関係に係る家畜共済の共済価額が第百十一条の六第一項又は第二項の規定による共済目的の異動により増加したときは、組合員等は、共済掛金期間の中途においても、農林水産省令の定めるところにより、組合等に対しその増加の割合の範囲内で家畜共済の共済金額の増額を請求することができる。この場合には、当該組合員等は、農林水産省令の定めるところにより、当該共済掛金期間のうちまだ経過していない期間に対する共済掛金を支払わなければならないものとし、当該共済金額の増額は、組合等が当該組合員等から当該共済掛金の支払（第八十六条第一項の共済規程等の定めるところに従い共済掛金の分割支払がされる場合にあつては、その第一回の支払）を受けた日の翌日からその効力を生ずるものとする。

⑤ 前項の規定及び第百二十条において準用する保険法第十条の規定による場合のほか、組合員等は、新たな共済掛金期間開始の時ににおいて、組合等の承諾を受けて、家畜共済の共済金額を変更することができる。この場合には、第百十一条の四の規定を準用する。

⑥ 前二項の規定又は第百二十条において準用する保険法第十条の規定による変更後の家畜共済の共済金額は、第一項の規定にかかわらず、その変更の時ににおける共済価額に同項の最低割合を乗じて得た金額を下らず、その時における共済価額の百分の八十を超えない範

若しくは法第百十一条の六第三項の規定による異動又は子牛等を共済目的とする家畜共済における牛の出生とする。

〔包括共済関係に係る共済金額増額の請求期限〕

第二十九条の九

法第百十四条第四項前段の規定による共済金額の増額の請求は、当該共済目的の異動があつた日から二週間以内にしなければならない。

② 法第百十四条第四項後段の規定による共済掛金の支払は、前項の請求をした日から二週間以内にしなければならない。

囲内において定めなければならない。

〔共済価額〕

第百十四条の二 家畜共済の共済価額は、次の金額とする。

- 一 乳牛の雌及び肉用牛等に係る包括共済関係であつて子牛等を共済目的としない家畜共済に係るもの並びに種雄馬以外の馬及び種豚に係る包括共済関係にあつては、包括共済対象家畜の種類ごと及び組合員等ごとに、当該組合員等が現に飼養している当該包括共済関係に係る家畜の価額を合計した金額
- 二 乳牛の雌及び肉用牛等に係る包括共済関係であつて子牛等を共済目的とする家畜共済に係るものにあつては、包括共済対象家畜の種類ごと及び組合員等ごとに次の価額を合計した金額
- イ 当該組合員等が現に飼養している当該包括共済関係に係る牛の価額

ロ イの牛の胎児が、その共済掛金期間中に、第八十四条第二項の農林水産省令で定める生育の程度に達する可能性のある場合における当該牛の胎児の価額

三 肉豚に係る包括共済関係にあつては、組合員等ごと及び第百十一条第一項の農林水産省令で定める飼養区分ごとに、当該組合員等が当該包括共済関係に係る共済掛金期間開始の時に飼養している当該飼養区分に係る肉豚の価額を合計した金額

四 個別共済関係にあつては、当該個別共済関係に係る家畜の価額

② 前項第一号若しくは第四号の家畜又は同項第二号イの牛（次項に掲げるものを除く。）の価額は、最初の共済掛金期間開始の時（その共済掛金期間開始の後第百十一条の六第一項又は第二項の規定により包括共済関係に係る家畜共済に付された家畜にあつては、その家畜共済に付された時）における家畜の価額とする。ただし、組合等と組合員等との協議により新たな共済掛金期間開始の時における家畜の価額に改定すべき旨を決定したときは、その家畜の価額とする。

【準用…一一五⑫、一一六④】

③ 第一項第二号のイの牛（その共済掛金期間中に、同号に規定する包括共済関係に係る牛の胎児であつたことのあるものに限る。）、同号ロの牛の胎児及び同項第三号の肉豚の価額は、農林水産省令で定めるところにより、組合等が定める金額とする。【準用…一一五⑫、

一一六④、一五〇の五の六②、一五〇の五の一〇③】

〔共済掛金率〕

第百十五条 家畜共済の共済掛金率は、共済目的の種類（第八十四条

〔牛の胎児及び肉豚の価額〕

第二十九条の九の二 法第百十四条の二第三項の規定により組合等が定める金額のうち、同条第一項第二号イの牛（その共済掛金期間中に、同号に規定する包括共済関係に係る牛の胎児であつたことのあるものに限る。）に係るものは、当該牛の胎児の価額と同額とする。

② 法第百十四条の二第三項の規定により組合等が定める金額のうち、同条第一項第二号ロの牛の胎児に係るものは、一定期間における牛の価額を基礎として農林水産大臣が定める方法によつて算定される牛の出生の日における価額に相当する金額とする。²⁷【準用…三〇の四②、三四の二②、三十五の三②、三十五の三の二②】

③ 法第百十四条の二第三項の規定により組合等が定める金額のうち、同条第一項第三号の肉豚に係るものは、一定期間における肉豚の価額を基礎として農林水産大臣が定める方法によつて算定される法第八十四条第一項第三号に掲げる肉豚となるに至つた日における価額に相当する金額とする。²⁸【準用…四七の二〇、四七の二三】

〔共済金の支払対象とならない費用〕

第二十九条の九の三 法第百十五条第一項第一号及び第三号の農林水

第一項第三号及び同条第二項に掲げる共済目的につき、共済事故の発生態様の類似性を勘案して農林水産大臣が定める種類をいう。以下この条において同じ。）ごとに、次の各号の率を合計した率とする。²⁹

一 死亡及び廃用（これらのうち第三号の家畜異常事故に該当するものを除く。）による損害並びに疾病（第三号の家畜異常事故に該当するものを除く。以下この号及び次号において同じ。）及び傷害による損害（疾病及び傷害の診療に要する費用の一部で適正な診療の確保に資するため共済金の支払の対象としないことを相当とするものとして農林水産省令で定めるものを除く。次号において同じ。）のうち次号の診療技術料等以外のものに対応する共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する共済掛金割引標準率甲を差し引いて得た率。第十項において同じ。）を下らない範囲内において共済規程等で定める率

二 疾病及び傷害による損害のうち診療に要する費用で農林水産省令で定めるもの（以下「診療技術料等」という。）に対応する共済掛金標準率乙（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する共済掛金割引標準率乙を差し引いて得た率。第十項において同じ。）を下らず、農林水産大臣の定める率を超えない範囲内において共済規程等で定める率

三 伝染性の疾病又は気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡及び廃用並びに伝染性の疾病のうち農林水産省令で定めるもの（以下「家畜異常事故」という。）による損害（家畜異常事故に該当する疾病の診療に要する費用の一部で適正な診療の確保に資するため共済金の支払の対象としないことを相当とするものとして農林水産省令で定めるものを除く。）に対応する共済掛金標準率丙（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する共済掛金割引標準率丙を差し引いて得た率。第十項及び第十一項において同じ。）を下らない範囲内において共済規程等で定める率

② 前項第一号の共済掛金標準率甲及び共済掛金割引標準率甲、同項第二号の共済掛金標準率乙及び共済掛金割引標準率乙並びに同項第三号の共済掛金標準率丙及び共済掛金割引標準率丙は、共済目的の

産省令で定める費用は、初診料とする。

〔診療技術料等〕

第二十九条の十 法第百十五条第一項第二号に規定する診療技術料等は、診療に要する費用（初診料を除く。）から次の費用を差し引いたものとする。

- 一 医薬品費
- 二 医療用消耗品費
- 三 医療用器具及び機械の償却費
- 四 往診用車両の修理費及び償却費
- 五 往診用車両の燃料費又は往診時の車馬賃

〔異常事故〕

第二十九条の十一 法第百十五条第一項第三号の農林水産省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 家畜伝染病予防法第三十二条の規定により、牛肺疫のまん延を防止するため、農林水産大臣又は都道府県知事が家畜、その死体又は牛肺疫の病原体をひろげるおそれがある物品の一定区域内での移動又は一定の区域外への移出を禁止し、又は制限した場合における当該区域内における牛肺疫による死亡及び廃用

二 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十年法律第百三十六号。以下「天災融資法」という。）第二条第一項の規定による天災が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項の激甚災害として指定された場合における同法第八条第一項の政令で定める都道府県の区域内の天災融資法第二条第五項第一号に掲げる区域内における当該天災による家畜の死亡及び廃用

〔共済掛金標準率甲等算定の基礎期間〕

第三十条 法第百十五条第二項の農林水産省令で定める一定年間は、同条第一項第一号の共済掛金標準率甲及び共済掛金割引標準率甲（第二十九条の五第一号に掲げる共済事故による損害並びに同項第二号に掲げる共済事故のうち死亡及び廃用による損害に対応するものを除く。）並びに同項第二号の共済掛金標準率乙及び共済掛金割引標準率乙については過去三年間、第二十九条の五第一号に掲げる共済事故による損害並びに同項第二号に掲げる共済事故のうち死亡及び廃用による損害に対応する法第百十五条第一項第一号の共済掛金

種類ごとに、農林水産省令で定める一定年間に於ける地域別の被害率を基礎として、農林水産大臣が当該地域別に定める。

③ 組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、共済目的の種類ごと及び前項の規定により農林水産大臣が定める地域ごとに、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。この場合には、その危険段階別の共済掛金率は、次の各号の率及び第一項第三号の率を合計した率とする。【準用…⑨】

一 当該危険段階の危険段階共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する第一項第一号の共済掛金割引標準率甲を基礎として農林水産省令の定めるところにより算定される率を差し引いて得た率。第十一項において同じ。）を下らない範囲内において共済規程等で定める率

二 当該危険段階の危険段階共済掛金標準率乙（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する第一項第二号の共済掛金割引標準率乙を基礎として農林水産省令の定めるところにより算定される率を差し引いて得た率。第十一項において同じ。）を下らない範囲内において共済規程等で定める率

④ 前項第一号の危険段階共済掛金標準率甲及び同項第二号の危険段階共済掛金標準率乙は、組合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済目的の種類ごとの共済金額（第六項に規定する多種包括共済にあつては、その共済目的の種類ごとの共済金額に相当するものとして農林水産省令の定めるところにより算定される金額。次項において同じ。）の合計額の見込額を重みとして、各危険段階共済掛金標準率甲を算術平均した率が第一項第一号の共済掛金標準率甲に、各危険段階共済掛金標準率乙を算術平均した率が同項第二号の共済掛金標準率乙にそれぞれ一致するように定めるものとする。【準用…⑨】

⑤ 第三項第二号の率は、同号の危険段階別の共済目的の種類ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均が、第一項第二号の農林水産大臣の定める率を超えない範囲内において定めるものとする。【準用…⑨】

⑥ 包括共済関係に係る家畜共済でその共済目的が二以上の共済目的の種類にわたるもの（以下「多種包括共済」という。）の共済掛金

割引標準率甲並びに同項第三号の共済掛金標準率丙及び共済掛金割引標準率丙については過去二十年間とする。ただし、特別の事由によりこれにより難いときは、この限りでない。

〔損害に対応する率の算出〕

第三十条の二 法第百十五条第三項第一号の規定により当該申出に係る共済事故による損害に対応する同条第一項第一号の共済掛金割引標準率甲を基礎として算定される率の算出は、当該共済掛金割引標準率甲に当該危険段階の同条第三項第一号の危険段階共済掛金標準率甲の同条第一項第一号の共済掛金標準率甲に対する割合を乗じてするものとする。

〔危険段階共済掛金割引標準率乙を基礎として算出する率〕

第三十条の三 法第百十五条第三項第二号の規定により当該申出に係る共済事故による損害に対応する同条第一項第二号の共済掛金割引標準率乙を基礎として算定される率の算出は、当該共済掛金割引標準率乙に当該危険段階の同条第三項第二号の危険段階共済掛金標準率乙の同条第一項第二号の共済掛金標準率乙に対する割合を乗じてするものとする。

〔共済金額に相当するものとして算定される金額の算出〕

第三十条の四 法第百十五条第四項の規定により共済目的の種類ごとの共済金額に相当するものとして算定される金額の算出は、当該多種包括共済の共済金額に、当該多種包括共済の共済関係に係る家畜（牛の胎児を含む。以下同じ。）で組合員等が当該共済掛金期間開始の時（その共済掛金期間開始の後法第百十四条第四項の規定による共済金額の増額が行われた場合にあつては、その増額が効力を生じた時）において現に飼養しているものの価額（法第百十四条の二第一項第二号ロの価額を含む。以下この条、第三十四条の二、第三十四条の二の二、第三十五条の三及び第三十五条の三の二において同じ。）の合計額に対する当該家畜の価額の当該共済目的の種類ごとの合計額の割合を乗じてするものとする。

② 前項の価額には、法第百十四条の二第二項及び第三項並びに第二十九条の九の二第二項の規定を準用する。

〔家畜飼養に関する条件の基準〕

第三十条の五 法第百十五条第七項の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

率は、第一項及び第三項の規定にかかわらず、当該包括共済関係に係る家畜で当該組合員等が当該共済掛金期間開始の時（その共済掛金期間開始の後百十四条第四項の規定による共済金額の増額が行われた場合にあっては、その増額が効力を生じた時）において現に飼養しているものの価額（前条第一項第二号ロの価額を含む。第十二項において同じ。）の当該共済目的の種類ごとの合計額を重みとして当該共済目的の種類ごとの第一項各号の率の合計率（当該共済目的の種類につき組合員等が第三項の規定により危険段階別の共済掛金率を定めている場合にあっては、当該組合員等に係る危険段階の同項各号の率及び第一項第三号の率の合計率）を算術平均した率とする。

⑦ 組合等は、多種包括共済に係る包括共済対象家畜の種類ごとに、過去一定年間において当該組合等の大部分の組合員等につき当該組合員等ごとの当該種類の家畜の飼養頭数の共済目的の種類別の比率がおおむね等しいと認められる等当該組合等の区域における当該種類の家畜の飼養に関する条件が農林水産省令で定める基準に適合する場合には、前項の規定による共済掛金率に代えて、農林水産省令の定めるところにより、次の各号の率を合計した率を第十三項の規定による改定までの期間につき適用すべき当該包括共済対象家畜の種類に係る多種包括共済の共済掛金率とすることができる。

一 当該組合等の当該多種包括共済に付される包括共済対象家畜の価額の当該共済目的の種類ごとの合計額の見込額を重みとして当該共済目的の種類ごとの第一項第一号の共済掛金標準率甲を算術平均して得た多種包括共済掛金標準率甲（百一十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する第一項第一号の共済掛金割引標準率甲を基礎として農林水産省令の定めるところにより算定される率を差し引いて得た率。第十項において同じ。）を下らない範囲内において共済規程等で定める率

二 前号の見込額を重みとして当該共済目的の種類ごとの第一項第二号の共済掛金標準率乙を算術平均して得た多種包括共済掛金標準率乙（百一十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する第一項第二号の共済掛金割引標準率乙を基礎として農林水産省令の定めるところにより算定される率を差し引いて得た率。第十項において同じ。）を下らず、前号の見込額を重みとして当該共済目的の種類ごとの第

一 過去三年間において当該組合等の大部分の組合員等についての当該組合員等ごとの当該種類の家畜の飼養頭数の共済目的の種類別の比率がおおむね等しいと認められ、かつ、法第十五条第三項の規定による改定までの期間につき当該比率に著しい変化を生じさせる事実の発生が予想されないこと。

二 過去三年間において当該組合等の区域における当該種類の家畜の飼養頭数の共済目的の種類別の比率がおおむね一定であり、かつ、法第十五条第三項の規定による改定までの期間につき当該比率に著しい変化を生じさせる事実の発生が予想されないこと。

三 過去三年間において当該種類の家畜の飼養頭数の共済目的の種類別の比率が当該組合等の大部分の組合員等に係る当該比率と著しく異なる者がほとんどないこと。

② 法第十五条第七項第一号の見込額は、当該組合等の当該多種包括共済に付された包括共済対象家畜の過去三年間における共済目的の種類ごとの頭数及び平均価額を基礎として算定しなければならない。

〔損害に対応する率の算出〕

第三十条の六 法第十五条第七項第一号の規定により当該申出に係る共済事故による損害に対応する同条第一項第一号の共済掛金割引標準率甲を基礎として算定される率の算出は、同条第七項第一号の見込額を重みとして当該共済目的の種類ごとの当該共済掛金割引標準率甲を算術平均してするものとする。

第三十条の七 法第十五条第七項第二号の規定により当該申出に係る共済事故による損害に対応する同条第一項第二号の共済掛金割引標準率乙を基礎として算定される率の算出は、同条第七項第一号の見込額を重みとして当該共済目的の種類ごとの当該共済掛金割引標準率乙を算術平均してするものとする。

第三十条の八 法第十五条第七項第三号の規定により当該申出に係る共済事故による損害に対応する同条第一項第三号の共済掛金割引標準率丙を基礎として算定される率の算出は、同条第七項第一号の見込額を重みとして当該共済目的の種類ごとの当該共済掛金割引標準率丙を算術平均してするものとする。

第三十条の九 法第十五条第九項において準用する同条第三項第一

一項第二号の農林水産大臣の定める率を算術平均して得た多種包括共済掛金率乙限度率を超えない範囲内において共済規程等で定める率

三 第一号の見込額を重みとして当該共済目的の種類ごとの第一項第三号の共済掛金標準率丙を算術平均して得た多種包括共済掛金標準率丙（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済事故による損害に対応する第一項第三号の共済掛金割引標準率丙を基礎として農林水産省令の定めるところにより算定される率を差し引いて得た率。第十項及び第十一項において同じ。）を下らない範囲内において共済規程等で定める率

⑧ 組合等は、前項の場合には、同項の規定による共済掛金率に代えて、多種包括共済に係る包括共済対象家畜の種類ごと及び第二項の規定により農林水産大臣が定める地域ごとに、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。

⑨ 前項の危険段階別の共済掛金率については、第三項後段、第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、第三項中「第一項第三号」とあるのは「第七項第三号」と、同項第一号中「危険段階共済掛金標準率甲」とあるのは「多種包括危険段階共済掛金標準率甲」と、同項第二号中「危険段階共済掛金標準率乙」とあるのは「多種包括危険段階共済掛金標準率乙」と、第四項中「前項第一号の危険段階共済掛金標準率甲及び同項第二号の危険段階共済掛金標準率乙」とあるのは「第九項において準用する前項第一号の多種包括危険段階共済掛金標準率甲及び同項第二号の多種包括危険段階共済掛金標準率乙」と、「共済目的の種類ごとの共済金額（第六項に規定する多種包括共済にあつては、その共済目的の種類ごとの共済金額に相当するものとして農林水産省令の定めるところにより算定される金額。次項において同じ。）」とあるのは「共済金額」と、「各危険段階共済掛金標準率甲」とあるのは「各多種包括危険段階共済掛金標準率甲」と、「第一項第一号の共済掛金標準率甲」とあるのは「第七項第一号の多種包括共済掛金標準率甲」と、「各危険段階共済掛金標準率乙」とあるのは「各多種包括危険段階共済掛金標準率乙」と、「同項第二号の共済掛金標準率乙」とあるのは「同項第二号の多種包括共済掛金標準率乙」と、第五項中「第三項第二号」とあるのは「第九項において準用する第三項第二号」と、「共済目的の種類ごとの共済金額」とあるのは「共済金額」と、「第一項第二号の農林水産大臣の定める率」とあるのは「多種包括共済掛金率乙限度率」と読み替えるものとする。

号の規定により当該申出に係る共済事故による損害に対応する同条第一項第一号の共済掛金割引標準率甲を基礎として算定される率の算出は、同条第七項第一号の見込額を重みとして共済目的の種類ごとの当該共済掛金割引標準率甲を算術平均して得た率に当該危険段階の同条第九項において準用する同条第三項第一号の多種包括危険段階共済掛金標準率甲の同条第七項第一号の多種包括共済掛金標準率甲に対する割合を乗じてするものとする。

第三十条の十 法第百十五条第九項において準用する同条第三項第二号の規定により当該申出に係る共済事故による損害に対応する同条第一項第二号の共済掛金割引標準率乙を基礎として算定される率の算出は、同条第七項第一号の見込額を重みとして共済目的の種類ごとの当該共済掛金割引標準率乙を算術平均して得た率に当該危険段階の同条第九項において準用する同条第三項第二号の多種包括危険段階共済掛金標準率乙の同条第七項第二号の多種包括共済掛金標準率乙に対する割合を乗じてするものとする。

【家畜共済に係る共済掛金率】

第三十一条 法第百十五条第十項の規定により同条第一項第一号の率、同項第二号の率若しくは同項第三号の率又は同条第七項第一号の率、同項第二号の率若しくは同項第三号の率として定めることができる率は、次の表に掲げる算式により算出するものとする。

区分	家畜共済の共済金額が農林水産大臣の定める金額を超える場合	
	合	を有する場合
法第百十五条第一項第一号の率として定めることができる率	$P1+Q1 \times (A/B)$	$P1+Q1 \times (1/U)$
法第百十五条第二項第二号の率として定めることができる率	$R1 \times (A/B)$	$R1 \times (1/U)$
法第百十五条第三項第三号の率として定めることができる率	$S1+T1 \times (A/B)$	$S1+T1 \times (1/U)$
法第百十五条第七項第一号の率として定める	$P2+Q2 \times (A/B)$	$P2+Q2 \times (1/U)$

- ⑩ 組合等は、家畜共済の共済金額が農林水産大臣の定める金額を超える場合又は当該組合等との間に家畜共済の共済関係の存する者が農林水産大臣の定める区域内に住所を有する場合には、当該家畜共済に係る共済掛金率については、農林水産省令の定めるところにより、第一項第一号の共済掛金標準率甲、同項第二号の共済掛金標準率乙若しくは同項第三号の共済掛金標準率丙又は第七項第一号の多種包括共済掛金標準率甲、同項第二号の多種包括共済掛金標準率乙若しくは同項第三号の多種包括共済掛金標準率丙を下る率を、それぞれ第一項第一号の率、同項第二号の率若しくは同項第三号の率又は第七項第一号の率、同項第二号の率若しくは同項第三号の率として定めることができる。³⁰
- ⑪ 前項の場合には、農林水産省令の定めるところにより、当該組合員等に係る危険段階の第三項第一号の危険段階共済掛金標準率甲、同項第二号の危険段階共済掛金標準率乙若しくは第一項第三号の共済掛金標準率丙又は第九項で準用する第三項第一号の多種包括危険段階共済掛金標準率甲、第九項で準用する第三項第二号の多種包括危険段階共済掛金標準率乙若しくは第七項第三号の多種包括共済掛金標準率丙を下る率を、それぞれ第三項第一号の率、同項第二号の率若しくは第一項第三号の率又は第九項で準用する第三項第一号の率、第九項で準用する第三項第二号の率若しくは第七項第三号の率として定めることができる。
- ⑫ 第六項の価額及び第七項第一号の価額には、前条第二項及び第三項の規定を準用する。
- ⑬ 第一項第一号の共済掛金標準率甲及び共済掛金割引標準率甲、同項第二号の共済掛金標準率乙及び共済掛金割引標準率乙並びに同項第三号の共済掛金標準率丙及び共済掛金割引標準率丙は、三年ごとに一般に改定する。

めることができる率		
法第百十五条第七項第二号の率として定めることができる率	$R2 \times (A/B)$	$R2 \times (1/U)$
法第百十五条第七項第三号の率として定めることができる率	$S2 + T2 \times (A/B)$	$S2 + T2 \times (1/U)$

⑭は、法第百十五条第一項第一号に規定する率のうち死亡及び廃用による損害に対応する部分

⑮は、法第百十五条第一項第一号に規定する率から $P1$ を差し引いたもの

Aは、法第百十五条第十項の農林水産大臣の定める金額

Bは、当該家畜共済の共済金額

Uは、当該区域内に住所を有する組合員等の診療施設の利用度を考慮して農林水産大臣が定める率

R2は、法第百十五条第二号に規定する率

S2は、法第百十五条第三号に規定する率のうち死亡及び廃用による損害に対応する部分

T2は、法第百十五条第三号に規定する率から $S1$ を差し引いたもの

P2は、法第百十五条第七項第一号に規定する率のうち死亡及び廃用による損害に対応する部分

Q2は、法第百十五条第七項第一号に規定する率から $P2$ を差し引いたもの

R2は、法第百十五条第七項第二号に規定する率

S2は、法第百十五条第七項第三号に規定する率のうち死亡及び廃用による損害に対応する部分

T2は、法第百十五条第七項第三号に規定する率から $S2$ を差し引いたもの

【準用：三十一】

〔準用規定〕

第三十一条の二 前条の規定は、法第百十五条第十一項の規定により同条第三項第一号の率、同項第二号の率若しくは同条第一項第三号の率又は同条第九項で準用する同条第三項第一号の率、同条第九項で準用する同条第三項第二号の率若しくは同条第七項第三号の率として定めることができる率について準用する。この場合において、前条中「法第百十五条第一項第一号」とあるのは「法第百十五条第

〔共済金の支払〕

第百十六條

家畜共済に係る共済金は、次の金額とする。ただし、包括共済関係に係るものにあつては包括共済対象家畜の種類ごと、組合員等ごと及び共済掛金期間ごとに、個別共済関係に係るものにあつては家畜ごと及び共済掛金期間ごとに、共済金額に応じ及び前条第二項の地域別その他農林水産省令で定める区分により農林水産大臣が定める金額を限度とする。【準用…一二五③、一四一の七（但書）】

一 死亡又は廃用により支払うものにあつては、当該共済事故に係る家畜の価額により、農林水産省令の定めるところにより、共済規程等で定める方法によつて算定された損害の額に共済金額の共済価額に対する割合（その割合が百分の八十を超えるときは、百分の八十）を乗じて得た額

二 疾病又は傷害により支払うものにあつては、当該共済事故によつて組合員等が被る損害（当該共済事故に係る診療に要する費用のうち、前条第一項第一号又は第三号の農林水産省令で定めるものに該当するものを除く。）の額に相当する金額

② 前項第二号の損害の額は、農林水産省令の定めるところにより、共済規程等で定める方法によつてこれを算定する。

③ 第九十三條第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権利義務の承継により同一の包括共済対象家畜につき二個以上の家畜共済の共済関係が存することとなつた場合において、他の共済関係が存しないものとして各共済関係につき第一項の規定により算定された共済金（以下本項において独立責任額という。）の合計額が左の金額をこえるときは、各共済関係につき支払うべき共済金は、同項の規定にかかわらず、左の金額に、当該各共済関係に係る独立責任額のその合計額に対する割合を乗じて得た金額とする。【準用…一五〇の五の一〇②】

一 死亡又は廃用により支払うものにあつては、第一項第一号の損害の額の百分の八十に相当する金額

二 疾病又は傷害により支払うものにあつては、第一項第二号の金額

④ 第一項第一号の家畜の価額には、第百十四條の二第二項及び第三

三項第一号」と、「法第百十五條第一項第二号」とあるのは「法第百十五條第三項第二号」と、「法第百十五條第七項第一号」とあるのは「法第百十五條第九項で準用する同条第三項第一号」と、「法第百十五條第七項第二号」とあるのは「法第百十五條第九項で準用する同条第三項第二号」と読み替えるものとする。

〔共済金支払限度額の設定区分〕

第三十一條の三

法第百十六條第一項（法第百二十五條第三項及び法第百四十一條の七第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める区分は、次のとおりとする。

一 包括共済対象家畜についてはその種類別、種雄牛及び種雄馬については共済目的の種類別

二 共済掛金期間の月数別

三 死亡又は廃用により支払うものについては、火災、伝染性の疾病又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）によるものとその他のものとの別

〔死廃事故の損害額の算定方法〕

第三十二條

法第百十六條第一項第一号の損害の額は、共済事故に係る家畜の価額から、共済規程等の定めるところにより、共済事故が発生したときに現に当該家畜につき存する利益及び共済事故の発生に因つて生じた利益の全部又は一部を差し引いた金額による。【準用…四七の二】

〔病傷事故の損害額の算定方法〕

第三十三條

法第百十六條第二項の損害の額は、診療その他の行為によつて組合員等が負担すべき費用（初診料を除く。）の内容に応じ、農林水産大臣の定める点数によつて共済事故ごとに計算される総点数を農林水産大臣が定める一点の価額に乘じて得られる金額による。³¹

② 前項の損害の額は、当該診療その他の行為によつて組合員等が負担した費用（初診料を除く。）を限度とする。

項の規定を準用する。

〔共済金の支払と見なされる場合〕

第百十七條 家畜共済に付した家畜につき疾病又は傷害の共済事故が発生した場合において、組合等が診療その他の行為をし、又はその費用を負担したときは、当該組合等は、当該診療その他の行為に要した費用の額の限度において共済金を支払つたものとみなす

〔共済金の支払いを請求できない場合〕

第百十八條 家畜共済に係る共済責任の始まつた日から二週間（農林水産省令で特定の疾病につき二週間をこえる期間を定めたときは、その疾病又はこれによつて生じた共済事故については、その農林水産省令で定めた期間。以下本条において同じ。）以内に共済事故が生じたときは、組合員等は、共済金の支払を請求することができない。但し、その共済事故の原因が共済責任の始つた後に生じた場合その他農林水産省令で定める場合は、この限りでない。【準用…④】

② 第百十一條の八第一項の申出に係る包括共済関係につき共済事故についての変更があつた場合において、その変更により新たに当該包括共済関係に係る共済事故となつたものがその変更の日から二週間以内に生じたときは、組合員等は、共済金の支払を請求することができない。

③ 第百十四條第五項の規定により家畜共済の共済金額が増額された場合において、その増額された日から二週間以内に共済事故が生じたときは、その共済事故により支払うべき共済金は、その増額が行なわれなかつたものとして算定する。

④ 前二項の場合には、第一項但書の規定を準用する。

【準用…一五〇の五の二（②～④）】

〔廃用家畜のとさつの特例〕

第百十九條 組合員等は、廃用に係る家畜をとさつしたときは、予め組合等の承諾を得た場合を除いては、廃用に係る共済金の支払を請求することができない。但し、やむを得ない事由のある場合においてとさつしたときは、この限りでない。

〔家畜共済についての保険法の準用〕

第百二十條 家畜共済には、保険法第四条、第六条、第十条、第十七条第二項、第二十二條、第二十八條、第三十條並びに第三十一條第一項及び第二項（第二号を除く。）の規定を準用する。

④ 法第百十八條第一項括弧書きの農林水産省令で定める期間 未定

〔家畜共済の共済金支払を請求できない場合の特例〕

第三十三條の二 法第百十八條第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 次の要件のすべてに適合する場合

イ 当該共済事故が共済事業を行う市町村の家畜共済に係るものであること。

ロ 当該共済事故に係る家畜がイの市町村につき法第八十五條の第三項又は第五項の公示のあつた日から二週間以内に当該市町村の家畜共済に付されたものであること。

ハ 当該共済事故に係る家畜が、ロの公示の際に、イの市町村に対し法第八十五條の二第一項の規定による申出をした農業共済組合の家畜共済に付されていたものであること。

ニ 当該共済事故が、ハの農業共済組合との間に存した共済関係において、法第百十一條の八第二項の規定により共済事故とならないものとされた事故でないこと。

ホ イの市町村との家畜共済に係る最初の共済掛金期間の開始の時において、当該開始の時における共済価額がハの農業共済組合との間に存した家畜共済の共済関係の消滅の時における共済価額から増加する割合を超えて共済金額が増額されていないこと又は当該市町村における法第百十四條第一項の共済規程等で定める最低割合（以下単に「最低割合」という。）が当該農業共済組合における最低割合を超える場合において、当該開始の時における共済価額に当該市町村における最低割合を乗じて得た金額を超えて共済金額が増額されていないこと。

二 次の要件のすべてに適合する場合

イ 当該共済事故が事業廃止市町村の共済事業の行われていた地域において家畜共済事業を行う農業共済組合の家畜共済に係るものであること。

- ロ 当該共済事故に係る家畜がイの事業廃止市町村が法第八十五条の九第一項の規定により共済事業の全部を廃止した日から二週間以内にイの農業共済組合の家畜共済に付されたものであること。
- ハ 当該共済事故に係る家畜が、ロの共済事業の全部の廃止の際に、イの事業廃止市町村の家畜共済に付されていたものであること。
- ニ 当該共済事故が、イの事業廃止市町村との間に存した共済関係において、法第八十一条の八第二項の規定により共済事故としないものとされた事故でないこと。
- ホ イの農業共済組合との家畜共済に係る最初の共済掛金期間の開始の時にあって、当該開始の時間における共済価額がイの事業廃止市町村との間に存した家畜共済の共済関係の終了の時間における共済価額から増加する割合を超えて共済金額が増額されていないこと又は当該農業共済組合における最低割合が当該事業廃止市町村における最低割合を超える場合において、当該開始の時間における共済価額に当該農業共済組合における最低割合を乗じて得た金額を超えて共済金額が増額されていないこと。
- 三 次の要件のすべてに適合する場合
- イ 当該共済事故が包括共済関係に係る家畜共済に係るものであること。
- ロ 当該共済事故に係る家畜が、イの包括共済関係の成立により法第八十一条の五の規定により消滅した個別共済関係に係る家畜共済に当該共済事故が生じた日の前日から起算して二週間以上前から付されていたものであること。
- 四 次の要件のすべてに適合する場合
- イ 当該共済事故が個別共済関係に係る家畜共済に係るものであること。
- ロ 当該共済事故に係る家畜が当該共済事故が生じた日の前日から起算して二週間以上前から包括共済関係に係る家畜共済に付されており、かつ、種雄牛又は種雄馬となつたため法第八十一条の六第三項後段の規定により当該包括共済関係に係る家畜共済に付した家畜でなくなつた後二週間以内にイの家畜共済に付されたものであること。
- 五 次の要件のすべてに適合する場合
- イ 当該共済事故が子牛等を共済目的とする家畜共済に係るものであること。
- ロ 当該共済事故に係る家畜が子牛等（子牛にあつては、組合等

第四節 果樹共済

との間に当該家畜共済の共済関係の存する者が出生後引き続き飼養しているものに限る。）であり、かつ、その母牛が当該共済事故が生じた日の前日から起算して二週間以上前からイの家畜共済に付されていたものであること。

六 次の要件のすべてに適合する場合

イ 当該共済事故が肉用牛等に係る包括共済関係に係る家畜共済であつて子牛等を共済目的とするものに係るものであること。

ロ 当該共済事故に係る家畜が子牛（組合等との間にイの家畜共済の共済関係が存する者が出生後引き続き飼養しているものに限る。）であること。

ハ 当該子牛が当該共済事故が生じた日の前日から起算して二週間以上前から当該組合等と当該者との間に存する乳牛の雌等に係る包括共済関係に係る家畜共済であつて子牛等を共済目的とするものに付されていたものであり、かつ、当該子牛が当該家畜共済に付された後法第一百一十一条の六第一項の規定によりイの家畜共済に付されたものであること。

七 次の要件のすべてに適合する場合

イ 当該共済事故に係る家畜が法第九十三条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権利義務の承継により同一の組合等の他の包括共済に新たに付されたものであること。

ロ 当該共済事故に係る家畜が当該共済事故が生じた日の前日から起算して二週間以上前からイの権利義務の承継に係る譲渡人又は譲受人によりイの組合等の包括共済に付されていたものであること。

第三十三条の二の二 法第一百八条第三項の場合に係る同条第四項に

おいて準用する同条第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次の各号のいずれかに掲げる場合とする。

一 新たな共済掛金期間の開始の時ににおける共済価額がその直前の共済掛金期間の終了の時ににおける共済価額から増加する割合の範囲内で共済金額を増額する場合

二 その直前の共済掛金期間中に最低割合が引き上げられた場合において、新たな共済掛金期間の開始の時ににおける共済価額に最低割合を乗じて得た金額まで共済金額を増額する場合

【準用…四七の二四②】

〔共済関係の成立〕

第二百二十条の二 果樹共済の共済関係は、収穫共済にあつてはその共済目的の種類ごと及び果実の年産ごと、樹体共済にあつてはその共済目的の種類ごと及び第二百二十条の九第二号に掲げる期間ごとに、農業共済組合の組合員又は次条の果樹共済資格者が、共済規程等で定める申込期間内に、その者が現に栽培している第八十四条第一項第四号又は第五号の果樹で、組合等が現に行つている収穫共済又は樹体共済においてその共済目的の種類としてゐるもの（収穫共済にあつては第二百二十条の六第一項第一号の収穫共済の共済目的の種類等ごと、樹体共済にあつては同条第六項の樹体共済の共済目的の種類等ごと）に、その栽培の業務の規模が、農林水産省令で定めるところにより共済規程等で定める基準に達しないものを除く。）のすべて（当該果樹のうちにこれが収穫共済又は樹体共済に付されるとすれば共済事故の発生することが相当の確実さをもつて見通される等果樹共済事業の適正円滑な運営を確保することができなくなるおそれがあるためこれにつき収穫共済又は樹体共済の共済関係を成立させないことを相当とする農林水産省令で定める事由に該当する果樹があるときは、その農林水産省令で定める事由に該当する果樹以外の当該果樹のすべて）を組合等の収穫共済又は樹体共済に付することを申し込み、組合等がこれを承諾することによつて、成立するものとする。

② 前項の規定による承諾は、当該収穫共済又は樹体共済に係る第二百二十条の九第一号又は第二号に掲げる期間の開始前でなければ、することができない。

〔市町村の果樹共済資格者〕

第二百二十条の三 共済事業を行う市町村で果樹共済を行うものとの間に収穫共済又は樹体共済の共済関係を成立させることができる者は、当該市町村が現に行つてゐる収穫共済又は樹体共済においてその共済目的の種類としてゐる果樹につき栽培の業務を営む者で当該市町村の共済事業の実施区域内に住所を有するもの並びにその者のみが構成員となつてゐる団体（法人を除く。）で共済掛金の分担及び共済金の配分の方法、代表者その他の農林水産省令で定める事項について農林水産省令で定める基準に従つた規約を定め、かつ、農林水産省令で定めるところにより当該果樹につき栽培を行うことを目的とするもの（農林水産省令で定めるところにより共済事業の実施に関する条例で定める者を除く。以下果樹共済資格者という。）と

〔引受対象とならない果樹の栽培の業務の規模の基準〕

第三十三条の三 法第二百二十条の二第一項の規定により共済規程等で定める栽培の業務の規模の基準は、当該組合等の行う収穫共済又は樹体共済においてその共済目的の種類とされている果樹の収穫共済の共済目的の種類等ごと又は樹体共済の共済目的の種類等ごとの栽培面積についての基準とし、当該栽培面積につき、五アールを下らず三十アールを超えない面積の範囲内で定めるものとする。

〔引受不適格果樹〕

第三十三条の四 法第二百二十条の二第一項の農林水産省令で定める事由は、収穫共済若しくは樹体共済に付されるとすれば共済事故の発生することが相当の確実さをもつて見通されること、法第二百二十条の六第一項第一号若しくは第二号の標準収穫量（特定収穫共済にあつては、同項第三号の基準生産金額）若しくは同条第六項の共済価額の算定の基礎となる当該果樹に係る果実の収穫量（特定収穫共済にあつては、その収穫共済の共済目的の種類等たる果樹に係る果実の生産金額）若しくは当該果樹の価額の適正な決定が困難であること、当該果樹に係る損害の額の適正円滑な認定が困難であること又は当該果樹の栽培が果実の収穫を目的としないことその他当該果樹につき通常の肥培管理が行われず、若しくは行われないおそれがあることとする。

〔果樹共済資格者の要件等〕

第三十三条の四の二 法第二百二十条の三第一項の農林水産省令で定める事項には第一条の三第一項の規定を、法第二百二十条の三第一項の農林水産省令で定める基準には第一条の三第二項の規定を、法第二百二十条の三第一項の農林水産省令で定める要件には第一条の三第三項の規定を適用する。この場合において、同項各号中「同項第一号に規定する耕作、同項第四号に規定する栽培又は同項第五号に規定する栽培若しくは養蚕」とあるのは、「共済事業を行う市町村が現に行つてゐる収穫共済又は樹体共済においてその共済目的の種類としてゐる果樹の栽培」とする。

〔果樹共済資格者から除外できる者〕

② 前項に規定する団体についてのこの法律の規定の適用については、当該団体を果樹の栽培の業務を営む者と、当該団体が行う果樹の栽培を果樹の栽培の業務とみなす

〔共済事故の一部除外〕

第二百二十条の三の二 農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者は、その者に係る果樹の栽培の業務の規模その他果樹の栽培に関する条件が政令で定める基準に適合するときは、収穫共済について、共済目的の種類ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該組合等に対し、第八十四条第一項第四号の共済事故のうち病虫害による果実の減収その他の農林水産省令で定めるものを共済事故としない旨の申出をすることができる。ただし、組合等に第二百二十条の八第二項に規定する収穫共済又は特定収穫共済に付することを申し込む場合におけるこれらの収穫共済に係る共済目的の種類について、の収穫共済については、この限りでない。

② 農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者は、第二百二十条の八第二項に規定する収穫共済について、第二百二十条の六第一項第一号の収穫共済の共済目的の種類等ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該組合等に対し、第八十四条第一項第四号の共済事故のうち品質の低下を共済事故としない旨の申出をすることができる。

③ 第一項本文又は前項の申出があつたときは、当該申出に係る収穫共済の共済関係においては、第八十四条第一項の規定にかかわらず、同項第四号の共済事故のうち当該申出に係るものを共済事故としないものとする。

〔共済掛金の支払〕

第二百二十条の四 第二百二十条の二第一項の規定により組合等との間に収穫共済又は樹体共済の共済関係が成立した者は、農林水産省令の定めるところにより共済規程等で特別の定めをした場合を除いては、当該収穫共済又は樹体共済に係る共済責任期間の開始する時までに、当該組合等に、共済掛金（共済規程等の定めるところに従い共済掛金の分割支払がされる場合にあつては、その第一回の支払に係

〔収穫共済の共済事故の一部除外者の基準〕

第二条の八 法第二百二十条の三の二第一項の政令で定める基準は、次のいずれかに掲げるとおりとする。

- 一 当該収穫共済の共済関係に係る共済目的の種類たる果樹の栽培面積が共済目的の種類ごとに農林水産大臣が定める面積を下らない範囲内において共済規程等で定める面積以上であり、かつ、当該果樹につき当該申出に係る共済責任期間の開始前五年間にわたり引き続き栽培の業務を営んだ経験を有すること。³²
- 二 当該申出に係る共済事故による損害の防止を行うため必要な施設が整備され、かつ、その防止を果樹の栽培の業務を営む者と共同して適正に行う見込みがあること。

第三十三条の五

共済事業を行う市町村が、法第二百二十条の三第一項の規定により、当該市町村が現に行っている収穫共済又は樹体共済においてその共済目的の種類としている果樹につき栽培の業務を営む者から除外する者として共済事業の実施に関する条例で定めることができる者は、当該果樹の収穫共済の共済目的の種類等ごと又は樹体共済の共済目的の種類等ごとの栽培面積のいずれもその収穫共済の共済目的の種類等ごと又は樹体共済の共済目的の種類等ごとに五アールを下らず三十アールを超えない範囲内で当該条例で定める面積未満である者とする。

〔果樹共済の共済事故除外の申出〕

第三十三条の五の二 法第二百二十条の三の二第一項本文又は第二項の規定による申出は、法第二百二十条の二第一項の規定による申込みと同時にしなければならない。

〔除外できる共済事故の種類〕

- 第三十三条の五の三 法第二百二十条の三の二第一項の農林水産省令で定める共済事故は、法第八十四条第一項第四号の共済事故のうち次の各号の一に掲げるものとする。
- 一 暴風雨（農林水産大臣の定めるものに限る。以下同じ。）による果実の減収以外の共済事故
 - 二 降ひようによる果実の減収以外の共済事故
 - 三 凍傷又は降霜による果実の減収以外の共済事故
 - 四 暴風雨又は降ひようによる果実の減収以外の共済事故
 - 五 暴風雨、降ひよう又は凍傷若しくは降霜による果実の減収以外の共済事故

〔共済掛金の延納〕

第三十三条の五の四 組合等は、組合員等からその共済関係に係る共済掛金の支払につき確実な担保又は保証を徴している場合に限り、共済規程等の定めるところにより、法第二百二十条の四に規定する収穫共済の共済掛金の支払の期限を、当該共済関係に係る年産の果実の前年産のものの収穫時期の終了する時まで延長することができる。

る共済掛金）を支払わなければならない。

【準用：二二〇の二八】³³

〔共済目的の異動の通知〕

第二百二十条の五 組合等との間に収穫共済又は樹体共済の共済関係の存する者は、当該共済関係に係る共済目的に農林水産省令で定める異動を生じたときは、共済規程等の定めるところにより遅滞なくその旨を組合等に通知しなければならない。

【準用：二二〇の二八、二二〇の二五】

〔共済金額〕

第二百二十条の六 収穫共済の共済金額は、次の金額であつて農林水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定めるものとする。

- 一 収穫共済の共済目的の種類（農林水産大臣が特定の共済目的の種類につきその種類たる果樹の品種、栽培方法等に応じて区分を定めたときは、その共済目的の種類については、その定めた区分。以下、「収穫共済の共済目的の種類等」という。）ごと及び農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者ごとに、その者が、共済規程等で定めるところにより、標準収穫金額（果実の単位当たり価格に、その者が当該収穫共済の共済目的の種類等たる果樹の栽培を行う樹園地ごとの当該収穫共済の共済目的の種類等に係る標準収穫量の合計に相当する数を乗じて得た金額をいう。以下この号において同じ。）に共済規程等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず、標準収穫金額の百分の七十（第二百二十条の三の二第三項の規定の適用を受ける共済関係に係る収穫共済のうち農林水産省令で定めるものにあつては、百分の七十を下らず百分の八十を超えない範囲内において農林水産省令で定める割合）を超えない範囲内において、申し出た金額³⁴
- 二 収穫共済の共済目的の種類等ごと及び農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者ごとに、その者が、共済規程等で定めるところにより、標準収穫金額（果実の単位当たり価格に、その者の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る標準収穫量に相当する数を乗じて得た金額をいう。以下この号において同じ。）に共済規程等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず、標準収穫金額の百

〔果樹共済に係る共済目的の異動〕

第三十三条の六 法第二百二十条の五の農林水産省令で定める異動は、共済目的の譲渡、伐倒若しくは高接ぎ、パインアップルの開花促進処理に関する計画の変更（その変更により果実の年産の変更に生ずるものに限る。）³⁵、法第二百二十条第六第一項第一号の規定により栽培方法に應ずる区分が定められた共済目的の種類に係る共済目的についての栽培方法の同項の規定により定められた区分で当該共済目的に適用されるものに係る栽培方法以外のものへの変更又は第十九条の二第一項第四号の計画の変更とする。

〔収穫共済の共済金額〕

第三十三条の六の二 組合等は、法第二百二十条の六第一項の規定により収穫共済の共済金額を定める場合には、収穫共済の共済目的の種類等ごとに、同項各号に掲げる金額のうちから定めるものとする。この場合において、当該組合等が複数の金額について定めるときは、当該複数の金額のうちからその農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者（同項第二号に掲げる金額については、その者が栽培する収穫共済の共済目的の種類等に係る果実の生産量のおおむね全量を過去五年間において法第二百二十条の十に規定する果実の数量及び品質（法第二百二十条の三の二第二項の申出をした者にあつては、果実の数量）に関する資料の提供につき協力が得られる農業協同組合等に出荷しており、かつ、今後も当該果実の生産量のおおむね全量を当該農業協同組合等に出荷することが確実にであると見込まれる者に限り、法第二百二十条の六第一項第三号に掲げる金額については、その者が栽培する収穫共済の共済目的の種類等に係る果実の生産量のおおむね全量を過去五年間において法第二百二十条の十に規定する果実の数量及び価格に関する資料の提供につき協力が得られる農業協同組合等に出荷しており、かつ、今後も当該果実の生産量のおおむね全量を当該農業協同組合等に出荷することが確実にであると見込まれる者に限る。）³⁶が申し出た一の金額を当該農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者についての収穫共済の共済金額とする旨を共済規程等で定めるものとする。

〔共済事故としない収穫共済〕

第三十三条の六の三 法第二百二十条の六第一項第一号の農林水産省令

分の七十を超えない範囲内において、申し出た金額

三 収穫共済の共済目的の種類等ごと及び農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者ごとに、その者が、共済規程等で定めるところにより、基準生産金額に共済規程等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず、特定収穫共済限度額（基準生産金額の百分の八十に相当する金額をいう。以下同じ。）を超えない範囲内において、申し出た金額

② 第一項第一号及び第二号の果実の単位当たり価額は、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び農林水産大臣の定める地域ごとに、過去一定年間における果実の平均価格を基礎として、農林水産大臣が定める金額とする。

③ 第一項第一号及び第二号の標準収穫量は、農林水産大臣の定める準則に従い組合等が定めるものとする。この場合において、果実の減収及び品質の低下を共済事故とする収穫共済に係る同項の標準収穫量については、当該収穫共済の共済関係が組合等との間に成立する農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者が過去一定年間において収穫した収穫共済の共済目的の種類等に係る果実の品質の程度に応じ農林水産大臣の定める方法により一定の調整を加えて定めるものとする。³⁵

④ 第一項第三号の基準生産金額は、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者ごとに、農林水産大臣が定める準則に従い、その者が過去一定年間において収穫した当該収穫共済の共済目的の種類等に係る果実の生産金額（当該果実に係る収入金額で農林水産省令で定めるものを含む。第二百二十条の八第三項において同じ。）を基礎として、組合等が定める金額とする。³⁶

⑤ 農林水産大臣が特定の収穫共済の共済目的の種類等につきその細区分を定めたときは、当該収穫共済の共済目的の種類等についての第一項第一号及び第二号、第二項並びに第三項の規定の適用については、第一項第一号及び第二号中「標準収穫金額（）」とあるのは、「標準収穫金額（当該収穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとに、「と、「当該収穫共済の共済目的の種類等」とあるのは「当該細区分」と、「数を乗じて得た金額」とあるのは「数を乗じて得た金額の合計額」と、第二項及び第三項中「収穫共済の共済目的の種類等」とあるのは「収穫共済の共済目的の種類等の細区分」とする。

⑥ 樹体共済の共済金額は、共済目的の種類（農林水産大臣が特定の共済目的の種類につきその種類たる果樹の生育の程度に応じて区分を定めたときは、その共済目的の種類については、その定めた区分

で定める収穫共済は、法第二百二十条の三の二第三項の規定の適用を受ける共済関係に係る収穫共済のうち同条第一項本文の申出に係るもののすべてとする

〔共済事故としない収穫共済の共済金額の範囲〕
第三十三条の六の四 法第二百二十条の六第一項第一号の農林水産省令で定める割合は、百分の八十とする。

② 法第二百二十条の六第四項の農林水産省令で定める収入金額 未定

③ 法第二百二十条の六第六項の農林水産大臣が定める区分 未定

。以下「樹体共済の共済目的の種類等」という。）ごと及び農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者ごとに、農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者が、共済規程等の定めるところにより、共済価額に共済規程等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず、共済価額の百分の八十を超えない範囲内において、申し出た金額とする。

⑦ 前項の共済価額は、樹体共済の共済目的の種類等ごと及び農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者ごとに、農林水産大臣が定める準則に従い、当該農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者が栽培する果樹（第八十四条第一項第五号の農林水産省令で定めるその支持物を含む。）で当該樹体共済に付されるものの当該樹体共済に係る共済責任期間の開始する時における価額として組合等が定めるものを合計した金額とする。

⑧ 第一項各号及び第六項の最低割合の基準は、農林水産大臣が定める。³⁷

〔共済掛金率〕

第二百二十条の七 収穫共済の共済掛金率は、収穫共済の共済目的の種類等ごと、収穫共済の共済事故等による種別（第二百二十条の三の第二項の規定により果実の品質の低下を共済事故としない収穫共済とその他の収穫共済との別その他危険の程度を区分する要因となる事項により農林水産大臣が定める別をいう。以下同じ。）ごと及び組合等の区域ごとに、収穫基準共済掛金率を下らない範囲内において共済規程等で定める。ただし、農業共済組合の合併等があつた場合については、当該農業共済組合の合併等が行われた後最初に第十項の規定により収穫通常共済掛金標準率及び収穫異常共済掛金標準率が一般に改定されるまでの間は、当該農業共済組合の合併等の前の組合等の区域ごとに、それぞれ当該組合等が共済規程等で定めていた共済掛金率とすることができる。³⁸

② 組合等は、農林水産大臣の定める共済目的の種類につき農林水産大臣の定める防災施設を用いて当該共済目的の種類に属する収穫共済の共済目的の種類等に係る果樹を栽培する組合員等については、農林水産省令で定めるところにより、当該収穫共済の共済目的の種類等に係る前項又は第五項の共済掛金率を割り引くものとする。³⁹

③ 第一項の収穫基準共済掛金率は、組合等の区域内における収穫共済の共済目的の種類等ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均が当該組合等の収穫共済掛金標準率に一致するように、農林水産大臣が収穫共済の共済目的の種類等ごと、収穫共済の

〔防災施設割引に係る共済掛金率の算定方法〕

第三十三条の六の五 法第二百二十条の七第二項の規定により共済掛金率を割り引く場合における割引後の共済掛金率は、同項に規定する組合員等に係る同条第一項又は第五項の共済掛金率から、その率に当該組合員等に係る防災施設割引率を乗じて得た率を差し引いて得た率とする。

② 前項の防災施設割引率は、共済目的の種類ごと及び防災施設の種類のごとに農林水産大臣が地域別に定める割引率により、組合等が農林水産大臣の定めるところにより収穫共済の共済目的の種類等ごと

- 共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごとに定める。
- ④ 前項の収獲共済掛金標準率は、共済目的の種類ごと、収獲共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごとに、次の率を合計したものとする。
- 一 農林水産省令で定める一定年間における各年の被害率（以下この項において「被害率」という。）のうち、農林水産大臣が定める通常標準被害率（以下「収獲通常標準被害率」という。）を超えないものにあつてはその被害率を、収獲通常標準被害率を超えるものにあつては収獲通常標準被害率を基礎として農林水産大臣が定める率（以下「収獲通常共済掛金標準率」という。）
- 二 被害率のうち、収獲通常標準被害率を超えるもののその超える部分の率を基礎として農林水産大臣が定める率（以下「収獲異常共済掛金標準率」という。）
- ⑤ 組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、収獲共済の共済目的の種類等ごと、収獲共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごとに、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。この場合には、その危険段階別の共済掛金率は、当該危険段階の収獲危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内において共済規程等で定めるものとし、その収獲危険段階基準共済掛金率は、組合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済金額の合計額の見込額を重みとする各収獲危険段階基準共済掛金率の算術平均が当該組合等の区域に係る同項の収獲基準共済掛金率に一致するように定めるものとする。
- ⑥ 樹体共済の共済掛金率は、樹体共済の共済目的の種類等ごと及び組合等の区域ごとに、樹体基準共済掛金率を下らない範囲内において共済規程等で定める。ただし、農業共済組合の合併等があつた場合については、当該農業共済組合の合併等が行われた後最初に第十項の規定により樹体通常共済掛金標準率及び樹体異常共済掛金標準率が一般に改定されるまでの間は、当該農業共済組合の合併等の前の組合等の区域ごとに、それぞれ当該組合等が共済規程等で定めていた共済掛金率とすることができる。
- ⑦ 前項の樹体基準共済掛金率は、組合等の区域内における樹体共済の共済目的の種類等ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均が当該組合等の樹体共済掛金標準率に一致するように、農林水産大臣が樹体共済の共済目的の種類等ごと及び組合等の区域ごとに定める。
- ⑧ 前項の樹体共済掛金標準率は、共済目的の種類ごと及び組合等の

及び組合員等ごとに定める。⁴⁰₄₁

〔果樹基準共済掛金率算定の基礎期間〕

第三十三条の七 第二十八条の規定は、法第二百十条の七第四項第一号及び第八項第一号の農林水産省令で定める一定年間について準用する。

区域ごとに、次の率を合計したものとする。

一 農林水産省令で定める一定年間における各年の被害率（以下この項において被害率という。）のうち、農林水産大臣が定める通常標準被害率（以下樹体通常標準被害率という。）を超えないものにあつてはその被害率を、樹体通常標準被害率を超えるものにあつては樹体通常標準被害率を基礎として農林水産大臣が定める率（以下樹体通常共済掛金標準率という。）

二 被害率のうち、樹体通常標準被害率を超えるもののその超える部分の率を基礎として農林水産大臣が定める率（以下樹体異常共済掛金標準率という。）

⑨ 組合等は、第六項の規定による共済掛金率に代えて、樹体共済の共済目的の種類等ごと及び組合等の区域ごとに、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。この場合には、その危険段階別の共済掛金率は、当該危険段階の樹体危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内において共済規程等で定めるものとし、その樹体危険段階基準共済掛金率は、組合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済金額の合計額の見込額を重みとする各樹体危険段階基準共済掛金率の算術平均が当該組合等の区域に係る同項の樹体基準共済掛金率に一致するように定めるものとする。

⑩ 収獲通常共済掛金標準率、収獲異常共済掛金標準率、樹体通常共済掛金標準率及び樹体異常共済掛金標準率は、三年ごとに一般に改定する。

〔共済金の支払〕

第二百二十条の八 組合等は、次項及び第三項に規定する収獲共済以外の収獲共済については、収獲共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、当該組合員等が当該収獲共済の共済目的の種類等たる果樹の栽培を行う樹園地ごとの共済事故による共済目的の減収量（その樹園地の基準収獲量から第九十八条の二の準則に従い認定されたその年におけるその樹園地の収獲量を差し引いて得た数量をいう。以下この項において同じ。）の合計が当該樹園地ごとの当該収獲共済の共済目的の種類等に係る基準収獲量の合計の百分の三十（第二百二十条の三の第二第三項の規定の適用を受ける共済関係に係る収獲共済のうち農林水産省令で定めるものにあつては、百分の二十を下らず百分の三十を超えない範囲内において農林水産省令で定める割合）を超えた場合に、共済金額に、その減収量の合計のその基準収

〔共済事故としない収獲共済〕

第三十三条の七の二 法第二百二十条の八第一項の農林水産省令で定める収獲共済は、法第二百二十条の三の第二第三項の規定の適用を受ける共済関係に係る収獲共済のうち同条第一項本文の申出に係るものすべてとする。

〔事故除外方式の共済金支払開始損害割合〕

第三十三条の七の三 法第二百二十条の八第一項の農林水産省令で定める割合は、百分の二十とする。

〔半相殺方式の共済金の支払割合〕

第三十三条の七の四 法第二百二十条の八第一項の農林水産省令で定める率は、同項の減収量の合計の同項の基準収獲量の合計に対する割

穫量の合計に対する割合に応じて農林水産省令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

② 組合等は、第二百二十条の六第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済については、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、共済事故による共済目的の減収量（第一号に掲げる数量から第二号に掲げる数量を差し引いて得た数量をいう。以下この項において同じ。）が第一号に掲げる数量の百分の二十を超えた場合に、共済金額に、その減収量の同号に掲げる数量に対する割合に応じて農林水産省令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

一 当該組合員等の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量

二 第九十八条の二の準則に従い認定されたその年における当該組合員等の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る果実の収穫量（果実の減収及び品質の低下を共済事故とする収穫共済にあつては、その年における当該組合員等の収穫に係る当該果実の品質の程度に応じ当該収穫量に農林水産大臣の定める方法により一定の調整を加えて得た数量）⁴³

③ 組合等は、特定収穫共済については、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、第八十四条第一項第四号に規定する果実の減収又は品質の低下（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合において、第九十八条の二の準則に従い認定された当該組合員等の当該収穫共済の共済目的の種類等に係るその年産の果実の生産金額がその特定収穫共済限度額に達しないときに、その収穫共済限度額から当該生産金額を差し引いて得た金額に、共済金額の特定収穫共済限度額に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

④ 第一項及び第二項の基準収穫量は、組合等が第二百二十条の六第三項の規定により定められた標準収穫量に農林水産大臣の定める方法により一定の調整を加えて得た数量とする。⁴⁴

⑤ 第二百二十条の六第五項の規定により細区分が定められた収穫共済の共済目的の種類等についての第一項及び第二項の規定の適用については、第一項中「共済目的の減収量」とあるのは「共済目的の減収金額」と、「基準収穫量から」とあるのは「当該収穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとの基準収穫金額（当該細区分に係る果実の単位当たり価額に、当該樹園地の当該細区分に係る基準収穫量に相当する数を乗じて得た金額をいう。以下この項において同じ。）

合に七分の十（第三十三条の七の二に規定する収穫共済にあつては、四分の五）を乗じて得た率から七分の三（第三十三条の七の二に規定する収穫共済にあつては、四分の一）を差し引いて得た率とする。

〔全相殺方式の共済金の支払割合〕

第三十三条の八 法第二百二十条の八第二項の農林水産省令で定める率は、同項の減収量の同項の基準収穫量に対する割合に四分の五を乗じて得た率から四分の一を差し引いて得た率とする。

〔特定収穫共済における果実の減収又は品質の低下〕

第三十三条の八の二 法第二百二十条の八第三項の農林水産省令で定める果実の減収又は品質の低下は、農林水産大臣の定める準則に従い認定されたその年における当該組合員等の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る果実の収穫量にその年における当該組合員等の収穫に係る当該果実の品質の程度に応じ農林水産大臣の定める方法により一定の調整を加えて得た数量が、当該組合員等の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量に達しないこととする。⁴²

② 前項の基準収穫量は、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに農林水産大臣の定める準則に従い、過去一定年間ににおけるその者の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る果実の収穫量に、当該一定年間ににおけるその者の収穫に係る当該果実の品質の程度に応じ、一定の調整を加えて得た数量等を基礎として、組合等が定める数量とする。

の合計額からその樹園地の当該収穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとの収穫金額（当該細区分に係る果実の単位当たり価額に、「と」、「その樹園地の収穫量」とあるのは「当該樹園地の当該細区分に係る果実の収穫量に相当する数を乗じて得た金額をいう。」の合計額」と、「数量」とあるのは「金額」と、「合計」とあるのは「合計額」と、「基準収穫量の合計」とあるのは「基準収穫金額の合計額」と、「減収量の合計」とあるのは「減収金額の合計額」と、第二項中「減収量」とあるのは「減収金額」と、「掲げる数量」とあるのは「掲げる金額」と、「差し引いて得た数量」とあるのは「差し引いて得た金額」と、同項第一号中「当該組合員等の当該収穫共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量」とあるのは「当該収穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとに、当該細区分に係る果実の単位当たり価額に、当該組合員等の当該細区分に係る基準収穫量に相当する数を乗じて得た金額の合計額」と、同項第二号中「第九十八条の二」とあるのは「当該収穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとに、当該細区分に係る果実の単位当たり価額に、第九十八条の二」と、「当該収穫共済の共済目的の種類等」とあるのは「当該細区分」と、「数量」とあるのは「数量」に相当する数を乗じて得た金額の合計額」とする。

⑥ 組合等は、樹体共済については、樹体共済の共済目的の種類等と及び組合員等ごとに、共済事故によつて組合員等が被る損害の額が農林水産省令で定める金額を超えた場合に、その損害の額に、共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

⑦ 前項の損害の額は、共済事故に係る果樹又は支持物の価額で樹体共済の共済価額の算定の基礎となつたものにより、農林水産省令の定めるところにより、共済規程等で定める方法によつて算定するものとする。

〔共済責任期間〕

第二百二十条の九 果樹共済の共済責任期間は、収穫共済にあつては第一号に掲げる期間、樹体共済にあつては第二号に掲げる期間とする。

一 花芽の形成期から当該花芽に係る果実の収穫をするに至るまでの期間（農林水産大臣が特定の収穫共済の共済目的の種類等に係る果樹又は特定の収穫共済の共済関係に係る果樹につきこれと異なる期間を定めたときは、その果樹については、その農林水産大臣の定めた期間）⁴⁵

〔樹体共済の少額不填補〕

第三十三条の八の三 法第二百二十条の八第六項の農林水産省令で定める金額は、十万円（共済価額の十分の一に相当する金額が十万円に満たないときは、当該相当する金額）とする。

〔樹体共済の損害の額の算定方法〕

第三十三条の九 法第二百二十条の八第六項の損害の額は、法第二百二十条の六第七項の規定により当該樹体共済に係る共済責任期間の開始する時における当該共済事故に係る果樹の価額として組合等が定める金額（当該共済事故が第十六条第六項に規定する損傷である場合には、この金額に、当該果樹の当該損傷を受ける直前における樹冠容積のうち当該損傷に係る部分に相当する部分の当該樹冠容積に対する割合を乗じて得た金額）により、算定するものとする。

二 共済目的の種類ごとに共済規程等で定める日から一年間

〔資料の提供についての協力要請〕

第二百二十条の十 組合等は、果樹共済の共済金額の決定又は支払うべき果樹共済の共済金に係る損害の額の認定に関し必要があるときは、当該組合等に第二百二十条の二第二項の規定による申込みをした者又は当該組合等との間に果樹共済の共済関係の存する者が直接又は間接の構成員となつている農業協同組合その他の団体でこれらの者からその生産した果実の加工若しくは販売の委託を受け又は当該果実の売渡しを受けたものに対し、当該委託又は売渡しに係る果実の数量又は品質（特定収穫共済にあつては、果実の数量、品質又は価格）に関する資料の提供につき、その協力を求めることができる。

【準用：二〇の二八、二〇の二五、一五〇の三の五②】

〔果樹共済についての準用〕

第二百二十条の十一 果樹共済には、第一百十條の二、第一百一十條の二、第一百一十條の三第二項、第一百一十條の四及び第一百一十條の七並びに保険法第四條、第六條、第二十八條、第三十條並びに第三十一條第一項及び第二項（第二号を除く。）の規定を準用する。この場合において、第一百一十條の二第一項中「第八十四條第一項第三号に掲げる牛（十二歳を超える種雄牛を除く。）又は同号に掲げる馬（明け十七歳以上の種雄馬を除く。）を飼養するもの」とあるのは「当該組合等が現に行つて果樹共済においてその共済目的の種類として第八十四條第一項第四号又は第五号の果樹につき栽培の業務を営むもの」と、「当該家畜」とあるのは「当該果樹」と、「家畜共済」とあるのは「収穫共済又は樹体共済」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第二百二十條の十一において準用する前項」と、第一百一十條の三第二項中「家畜共済の」とあるのは「果樹共済の」と、「家畜共済資格者」とあるのは「果樹共済資格者」と、第一百一十條の四「家畜共済資格者から第一百一十條」とあるのは「果樹共済資格者から第二百二十條の二第一項」と、第一百一十條の七第一項及び第二項中「家畜共済」とあるのは「果樹共済」と、同条第二項中「第一百一十條の三第二項」とあるのは「第二百二十條の十一において準用する第一百一十條の三第二項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第二百二十條の十一において準用する前二項」と読み替へるものとする。

第五節 畑作物共済

〔果樹共済の加入義務の特例〕

第三十三條の十 法第二百二十條の十一において準用する法第一百一十條の二第一項の農林水産省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 組合等が当該果樹についての法第二百二十條の二第一項の規定による申込みにつき、次条の理由によりその承諾を拒んだ場合（同条の理由がなくなつた場合を除く。）
- 二 当該果樹が、その者が栽培する果樹でその栽培の業務の規模が法第二百二十條の二第一項の規定により共済規程等で定める基準に達しないものである場合
- 三 当該果樹が第三十三條の四に掲げる事由に該当する果樹である場合

〔果樹共済の申込承諾義務の特例〕

第三十三條の十一 法第二百二十條の十一において準用する法第一百一十條の四の農林水産省令で定める正当な理由は、共済目的の種類ごとに、その者の法第二百二十條の二第一項の規定による申込みに係る果樹が、その者が当該申込みの際現に栽培している法第八十四條第一項第四号又は第五号の果樹で法第二百二十條の二第一項の規定による申込みができるもののすべてでないこととする。

〔畑作物共済の共済関係の成立〕

第二百二十条の十二 畑作物共済の共済関係は、共済目的の種類ごと及び農作物又は蚕繭の年産ごとに、農業共済組合の組合員又は次条の畑作物共済資格者が、その者が栽培又は養蚕を行う第八十四条第一項第六号の農作物又は蚕繭で、組合等が現に行っている畑作物共済においてその共済目的の種類としているもの（次に掲げる農作物又は蚕繭を除く。以下この条において「対象農作物等」という。）のすべてを組合等の畑作物共済に付することを申し込み、組合等がこれを承諾することによつて、成立するものとする。

一 共済目的の種類（農林水産大臣が特定の共済目的の種類（農作物に限る。）につき品種、栽培方法等に応じて区分を定めたとき又は蚕繭につき春蚕繭、初秋蚕繭及び晩秋蚕繭の区分を定めたときは、これらの共済目的の種類については、その定めた区分。以下「畑作物共済の共済目的の種類等」という。）ごとに、その栽培又は養蚕の業務の規模が、農林水産省令の定めるところにより共済規程等で定める基準に達しない農作物又は蚕繭⁴⁶

二 畑作物共済に付されるとすれば共済事故の発生することが相当の確実さをもつて見通される等畑作物共済事業の適正円滑な運営を確保することができなくなるおそれがあるため畑作物共済の共済関係を成立させないことを相当とする農林水産省令で定める事由に該当する農作物又は蚕繭

② 前項の規定による承諾は、農業共済組合の組合員又は次条の畑作物共済資格者が、共済規程等で定める申込期間内に、すべての種類の対象農作物等について同項の規定による申込みをしている場合で、かつ、当該畑作物共済に係る第二百二十条の十七第一号又は第二号に規定する期間の開始前でなければ、することができない。

③ 組合等が農林水産省令で定めるところにより共済規程等で対象農作物等につき共済目的の種類等に応じて区分を定めたときは、当該対象農作物等についての前項の規定の適用については、同項中「すべての種類の対象農作物等について同項」とあるのは、「次項の規定により定められた区分ごとに、当該区分に係る対象農作物等のすべてについて前項」とする。

〔市町村の畑作物共済資格者〕

第二百二十条の十三 共済事業を行う市町村で畑作物共済を行うものとの間に畑作物共済の共済関係を成立させることができる者は、当該

〔引受対象とならない農作物の栽培の業務の規模の基準〕

第三十三条の十二 法第二百二十条の十二第一項第一号の規定により共済規程等で定める栽培又は養蚕の業務の規模の基準は、当該組合等の行う畑作物共済においてその共済目的の種類とされている農作物又は蚕繭の畑作物共済の共済目的の種類等ごとの栽培面積又は蚕種の掃立量についての基準とし、当該農作物にあつては当該栽培面積につき五アールを下らず三十アールを超えない面積（北海道にあつては、三十アールを下らず一ヘクタールを超えない面積）の範囲内で、蚕繭にあつては当該蚕種の掃立量につき〇・二五箱を下らず二箱を超えない箱数の範囲内で定めるものとする。

② 前項の蚕種の掃立量については、第一条の二の二第二項の規定を準用する。

〔引受不適格農作物〕

第三十三条の十三 法第二百二十条の十二第一項第二号の農林水産省令で定める事由は、畑作物共済に付されるとすれば共済事故の発生することが相当の確実さをもつて見通されること、当該農作物に係る法第二百二十条の十四第一項第一号若しくは第二号の基準収穫量若しくは当該蚕繭に係る同項第三号の基準収穫量の適正な決定が困難であること、当該農作物若しくは蚕繭に係る損害の額の適正円滑な認定が困難であること又は当該農作物（大豆を除く。）に係る収穫物が未成熟のまま収穫されることその他当該農作物につき通常の肥培管理が行われず、若しくは行われないおそれがあること又は当該蚕繭につき通常の桑葉の肥培管理若しくは蚕児の飼育管理が行われず、若しくは行われないおそれがあることとする。

〔作付基準による一括加入制〕

第三十三条の十三の二 組合等は、次に掲げるところにより、法第二百二十条の十二第三項の区分を共済規程等で定めるものとする。

一 連続して作付けすることによりその生育に重大な支障を及ぼすおそれがある農作物については、一の区分とすること。

二 前号に規定する農作物以外の農作物及び蚕繭については、共済目的の種類ごとに一の区分とすること。

〔畑作物共済加入資格者の要件〕

第三十三条の十三の三 法第二百二十条の十三第一項の農林水産省令で定める事項には第一条の三第一項の規定を、法第二百二十条の十三第

市町村が現に行っている畑作物共済においてその共済目的の種類として農作物又は蚕繭につき栽培又は養蚕の業務を営む者で当該市町村の共済事業の実施区域内に住所を有するもの並びにその者のみが構成員となつてゐる団体（法人を除く。）で共済掛金の分担及び共済金の配分の方法、代表者その他の農林水産省令で定める事項について農林水産省令で定める基準に従つた規約を定め、かつ、農林水産省令で定めるところにより当該農作物又は蚕繭につき栽培又は養蚕を行うことを目的とするもの（農林水産省令で定めるところにより共済事業の実施に関する条例で定める者を除く。以下畑作物共済資格者という。）とする。

② 前項に規定する団体についてのこの法律の規定の適用については、当該団体を農作物の栽培又は養蚕の業務を営む者と、当該団体が行う農作物の栽培又は養蚕を農作物の栽培の業務とみなす。

〔共済金額〕

第二百二十条の十四 畑作物共済の共済金額は、農作物に係るものにあつては第一号及び第二号に掲げる金額であつて農林水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定めるものとし、蚕繭共済に係るものにあつては第三号に掲げる金額とする。

一 畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び農業共済組合の組合員又は畑作物共済資格者ごとに、単位当たり共済金額に、その者が当該畑作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとの当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計の百分の七十（大豆その他政令で定める農作物にあつては百分の八十）に相当する数を乗じて得た金額

二 畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び農業共済組合の組合員又は畑作物共済資格者ごとに、単位当たり共済金額に、その者の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計の百分の八十（てん菜その他政令で定める農作物にあつては百分の九十）に相当する数を乗じて得た金額

一項の農林水産省令で定める基準には第一条の第三第二項の規定を、法第二百二十条の十三第一項の農林水産省令で定める要件には第一条の第三第三項の規定を適用する。この場合において、同項各号中「同項第一号に規定する耕作、同項第四号に規定する栽培又は同項第五号に規定する栽培若しくは養蚕」とあるのは、「共済事業を行う市町村が現に行っている畑作物共済においてその共済目的の種類として農作物又は蚕繭に係る栽培又は養蚕」とする。

〔畑作物共済資格者から除外できる者〕

第三十三条の十四 共済事業を行う市町村が、法第二百二十条の十三の規定により、当該市町村が現に行っている畑作物共済においてその共済目的の種類として農作物又は蚕繭につき栽培又は養蚕の業務を営む者から除外する者として共済事業の実施に関する条例で定めることができる者は、当該農作物の畑作物共済の共済目的の種類等ごとの栽培面積のいずれもその畑作物共済の共済目的の種類等ごとに五アールを下らず三十アールを超えない範囲内（北海道にあつては、三十アールを下らず一ヘクタールを超えない範囲内）で当該条例で定める面積未満である者又は当該蚕繭の畑作物共済の共済目的の種類等ごとの蚕種の掃立量のいずれもその畑作物共済の共済目的の種類等ごとに〇・二五箱を下らず二箱を超えない範囲内で当該条例で定める箱数未満である者とする。

〔畑作物共済の共済金額〕

第三十三条の十四の二 組合等は、法第二百二十条の十四第一項の規定によりばれいしよ、てん菜、さとうきび、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちや及びホップに係る畑作物共済の共済金額を定める場合には、畑作物共済の共済目的の種類等ごとに、同項第二号に掲げる金額のうちから定めるものとする。この場合において、当該組合等が複数の金額について定めるときは、当該複数の金額のうちからその農業共済組合の組合員又は畑作物共済資格者（同項第二号に掲げる金額については、その者が耕作する畑作物共済の共済目的の種類等に係る農作物に係る収穫物の生産量のおおむね全量を過去五年間において法第二百二十条の十八において準用する法第二百二十条の十に規定する収穫物の数量に関する資料の提供につき協力が得られる農業協同組合等）に出荷し

法第二百二十条の十四第一項第一号の政令で定める農作物 未定

〔政令で定める農作物〕

第二条の九 法第二百二十条の十四第一項第二号の政令で定める農作物は、ばれいしよ及び大豆とする。

三 畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び農業共済組合の組合員又は畑作物共済資格者ごとに、単位当たり共済金額に、その者の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収繭量の百分の八十に相当する数を乗じて得た金額

② 前項各号の単位当たり共済金額は、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び農林水産大臣が定める地域ごとに、当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る収穫物又は繭の単位当たり価格に相当する額を限度として農林水産大臣が定める二以上の金額につき、農林水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定める金額とする。

③ 第一項第一号及び第二号の基準収繭量並びに同項第三号の基準収繭量は、農林水産大臣が定める準則に従い組合等が定めるものとする。⁴⁷

④ 農林水産大臣が特定の地域における蚕繭を共済目的とする畑作物共済に係る特定の畑作物共済の共済目的の種類等につき蚕期に応じて区分を定めたときは、その地域及び畑作物共済の共済目的の種類等についての第一項第三号及び第二項の規定の適用については、同号中「畑作物共済の共済目的の種類等ごと」とあるのは「畑作物共済の共済目的の種類等（農林水産大臣が蚕繭につき春蚕繭、初秋蚕繭及び晩秋蚕繭の区分を定めた場合であつて、当該区分のいずれかにつき蚕期に応じて区分を定めたときは、その蚕期に応じた区分。以下「蚕繭に係る畑作物共済の共済目的の蚕期に応じた区分」という。）ごと」と「当該畑作物共済の共済目的の種類等」とあるのは「当該蚕繭に係る畑作物共済の共済目的の蚕期に応じた区分」と、同項中「畑作物共済の共済目的の種類等」とあるのは「蚕繭に係る畑作物共済の共済目的の蚕期に応じた区分」とする。⁴⁸

〔共済掛金率〕

第二百二十条の十五 畑作物共済の共済掛金率は、畑作物共済の共済目的の種類等ごと（蚕繭に係るものにあつては、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び畑作物共済の共済責任期間による種別（第二百二十条の十七第二号の規定により桑の発芽期前の日から共済責任期間が開始する蚕繭に係る畑作物共済とその他の蚕繭に係る畑作物共済との別をいう。）ごと。以下この条において同じ。）及び組合等の区域又はその区域を分けて都道府県知事が定める地域ごとに、その区域又は地域の属する危険階級の畑作物基準共済掛金率を下らない範囲内において共済規程等で定める。

② 前項の畑作物基準共済掛金率は、都道府県の区域内における危険

ており、かつ、今後も当該収穫物の生産量のおおむね全量を当該農業協同組合等に出荷することが確実であると見込まれる者に限る。
（が申し出た一の金額を当該農業共済組合の組合員又は畑作物共済資格者についての畑作物共済の共済金額とする旨を共済規程等で定めるものとする。）

③ 組合等は、法第二百二十条の十四第一項の規定により小豆、いんげん及び茶に係る畑作物共済の共済金額を定める場合には、畑作物共済の共済目的の種類等ごとに、同項第一号に掲げる金額について定めるものとする。

〔畑作物共済の単位当たり共済金額の選択〕

第三十三条の十五 組合等は、法第二百二十条の十四第二項の規定により同条第一項各号の単位当たり共済金額を定める場合には、農作物にあつては組合等の区域（都道府県知事が法第二百二十条の十五第一項の規定により地域を定めた場合にあつては、その地域。以下この項及び次項並びに第四十七条の三十三第一項及び第二項において同じ。）ごとに、蚕繭にあつては組合等の区域ごと及び畑作物共済の共済責任期間による種別ごとに、法第二百二十条の十四第二項の規定により農林水産大臣が定める金額のうちの一の金額について定めるものとする。

② 組合等が法第二百二十条の十五第六項の規定により危険段階の別を定めた場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該組合等は、法第二百二十条の十四第二項の規定により同条第一項各号の単位当たり共済金額を定める場合には、農作物にあつては組合等の区域ごと及びその危険段階別に、蚕繭にあつては組合等の区域ごと、共済責任期間による種別ごと及びその危険段階別に、同条第二項の規定により農林水産大臣が定める金額のうちの一の金額について定めるものとする。

③ 組合等は、前二項の規定にかかわらず、共済規程等で、その農業共済組合の組合員又は畑作物共済資格者の申出により、当該農業共済組合の組合員又は畑作物共済資格者について、前二項の規定により当該組合等が定めた金額と異なる金額（法第二百二十条の十四第二項の規定により農林水産大臣が定める金額のうちから組合等が共済規程等で定める金額のうちのいずれかの金額に限る。）を同条第一項各号の単位当たり共済金額とすることができる旨を定めることができる。

- 階級別の共済金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均が当該都道府県の畑作物一次共済掛金標準率（第二百二十条の十二第一項第一号の区分が定められた共済目的の種類に係るものについては、当該都道府県の畑作物二次共済掛金標準率）に一致し、かつ、その相互の比が各危険階級の危険程度を表示する指数の比に一致するように、農林水産大臣が畑作物共済の共済目的の種類等ごとに危険階級別に定める。
- ③ 前項の危険階級の別、各危険階級に属する第一項の区域又は地域及び各危険階級の危険程度を表示する指数は、都道府県知事が畑作物共済の共済目的の種類等ごとに定める。
- ④ 第二項の畑作物一次共済掛金標準率は、共済目的の種類ごと及び都道府県の区域ごとに、農林水産省令で定める一定年間における各年の被害率を基礎として農林水産大臣が定める。
- ⑤ 第二項の畑作物二次共済掛金標準率は、都道府県の区域内における畑作物共済の共済目的の種類等ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均が当該都道府県の同項の畑作物一次共済掛金標準率に一致するように、農林水産大臣が畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び都道府県の区域ごとに定める。
- ⑥ 組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合等の区域又は同項の規定により都道府県知事が定める地域ごとに、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。この場合には、その危険段階別の共済掛金率は、当該危険段階の畑作物危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内において共済規程等で定めるものとし、その畑作物危険段階基準共済掛金率は、組合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済金額の合計額の見込額を重みとする各畑作物危険段階基準共済掛金率の算術平均が当該組合等の区域又は同項の規定により都道府県知事が定める地域に係る同項の畑作物基準共済掛金率に一致するように定めるものとする。
- ⑦ 第二項の畑作物一次共済掛金標準率は、三年ごとに一般に改定する。

〔共済金の支払〕

第二百二十条の十六

組合等は、次項及び第三項に規定する畑作物共済以外の畑作物共済については、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、当該組合員等が当該畑作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとの共済事故による共済目的

⑧ 法第二百二十条の十六第一項の政令で定める農作物 未定

⑨

法第二百二十条の十六第一項の農林水産省令で定める事由 未定

〔畑作物基準共済掛金率算定の算定期間〕
第三十三条の十六 第二十八条の規定は、法第二百二十条の十五第四項の農林水産省令で定める一定年間について準用する。

の減収量（その耕地の第二百二十条の十四第三項の規定により定められる基準収穫量から第九十八条の二の準則に従い認定されたその年におけるその耕地の収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、次条第一号の発芽期又は移植期において共済事故により発芽しなかったこと又は移植できなかったことその他農林水産省令で定める事由のある耕地については、その差し引いて得た数量を、実損害額を勘案して農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。）の合計が当該耕地ごとの当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る当該基準収穫量の合計の百分の三十（大豆その他政令で定める農作物にあつては、百分の二十）を超えた場合に、第二百二十条の十四第一項第一号の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

② 組合等は、第二百二十条の十四第二号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済については、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、共済事故による共済目的の減収量（当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係ると同条第三項の規定により定められる基準収穫量の合計から第九十八条の二の準則に従い認定されたその年における当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る農作物の収穫量（てん菜その他政令で定める農作物に係る畑作物共済にあつては、その年における当該組合員等の収穫に係る当該農作物の糖度に応じ当該収穫量に農林水産大臣が定める方法により一定の調整を加えて得た数量）を差し引いて得た数量をいうものとし、次条第一号の発芽期又は移植期において共済事故により発芽しなかったこと又は移植できなかったことその他農林水産省令で定める事由のある耕地については、その差し引いて得た数量を、実損害額を勘案して農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。）が当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る当該基準収穫量の合計の百分の二十（てん菜その他政令で定める農作物にあつては、百分の十）を超えた場合に、第二百二十条の十四第一項第二号の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

③ 組合等は、蚕繭に係る畑作物共済については、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、共済事故による共済目的の減収量（当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係ると同条第三項の規定により定められる当該基準収穫量から第九十八条の二の準則に従い認定されたその年における当該組合

〔政令で定める農作物〕

第二条の十 法第二百二十条の十六第二項に規定する糖度に応じ収穫量に一定の調整を加える畑作物共済に係る政令で定める農作物は、さとうきびとする。

② 法第二百二十条の十六第二項に規定する共済事故による共済目的の減収量が基準収穫量の合計の百分の十を超えた場合に共済金を支払う政令で定める農作物は、ばれいしよ及び大豆とする

〔減収量を調整する事由〕

第三十三条の十七 法第二百二十条の十六第二項の農林水産省令で定める事由は、次の各号に掲げる事由とする。

一 は種又は移植したてん菜が風害、凍霜害及び獣害により発芽若しくは活着しなかつた場合又は発芽若しくは活着後に風害、凍霜害及び獣害により滅失した場合において再びは種又は移植したと。

二 植え付けた夏植えのさとうきび又は株出しのさとうきびが共済事故により発芽しなかつた場合その他共済事故により収穫の見込みがない場合において当該夏植えのさとうきび又は株出しのさとうきびと同じ年産の春植えのさとうきびを植え付けたこと。

④ 法第二百二十条の十六第三項の農林水産省令で定める事由 未定

員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、共済事故による蚕種の掃立て不能その他農林水産省令で定める事由がある場合には、その差し引いて得た数量を、実損害額を勘案して農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。）が当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る当該基準収穫量の百分の二十を超えた場合に、百二十条の十四第一項第三号の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

④ 百二十条の十四第四項の規定により蚕期に応じた区分が定められた地域及び畑作物共済の共済目的の種類等についての前項の規定の適用については、同項中「畑作物共済の共済目的の種類等」とあるのは、「蚕繭に係る畑作物共済の共済目的の蚕期に応じた区分」とする。

〔共済責任期間〕

第百二十条の十七 畑作物共済の共済責任期間は、農作物に係る畑作物共済にあつては第一号に掲げる期間、蚕繭に係る畑作物共済にあつては第二号に掲げる期間とする。

- 一 発芽期（移植をする場合にあつては、移植期）から収穫をするに至るまでの期間（農林水産大臣が特定の畑作物共済の共済目的の種類等に係る農作物につきこれと異なる期間を定めたときは、その農作物については、その農林水産大臣の定めた期間）⁴⁹
- 二 桑の発芽期（農林水産大臣が特定の地域における特定の畑作物共済の共済目的の種類等につき桑の発芽期前の日を定めたときは、その地域及び畑作物共済の共済目的の種類等については、その農林水産大臣の定めた日）から収穫をするに至るまでの期間⁵⁰

〔畑作物共済の準用規定〕

第百二十条の十八 畑作物共済には、第百十条の二、第百十一条の二、第百十一条の三第二項、第百十一条の四、第百十一条の七、第百二十条の四、第百二十条の五及び第百二十条の十並びに保険法第四條、第六條、第二十八、第三十條並びに第三十一條第一項及び第二項（第二号を除く。）の規定を準用する。この場合において、第百十一条の二第二項中「第八十四條第一項第三号に掲げる牛（十二歳を超える種雄牛を除く。）又は同号に掲げる馬（明け十七歳以上の種雄馬を除く。）を飼養するもの」とあるのは「当該組合等が現に行つてゐる畑作物共済においてその共済目的の種類としてゐる第八

〔畑作物共済への義務加入の例外〕

第三十三條の十八 法第百二十条の十八において準用する法第百十一条の二第一項の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 組合等が当該農作物又は蚕繭についての法第百二十条の十二第一項の規定による申込みにつき、次条の理由によりその承諾を拒んだ場合（同条の理由がなくなつた場合を除く。）
- 二 当該農作物又は蚕繭が、その者が栽培又は養蚕を行う農作物又は蚕繭でその栽培又は養蚕の業務の規模が法第百二十条の十二第一項第一号の規定により共済規程等で定める基準に達しないもの

十四条第一項第六号の農作物又は蚕繭につき栽培又は養蚕の業務を営むもの」と、「当該家畜」とあるのは「当該農作物又は蚕繭」と、「家畜共済」とあるのは「畑作物共済」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第二百二十条の十八において準用する前項」と、第二百二十条の第三第二項中「家畜共済の」とあるのは「畑作物共済の」と、「家畜共済資格者」とあるのは「畑作物共済資格者」と、第二百二十条の四「家畜共済資格者から第二百二十条」とあるのは「畑作物共済資格者から第二百二十条の十二第一項」と、第二百二十条の七第一項及び第二項中「家畜共済」とあるのは「畑作物共済」と、同条第二項中「第二百二十条の第三第二項」とあるのは「第二百二十条の十八において準用する第二百二十条の第三第二項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第二百二十条の十八において準用する前二項」と、第二百二十条の四「第二百二十条の十二第一項」とあるのは「第二百二十条の十二第一項」と、「収穫共済又は樹体共済の」とあるのは「畑作物共済の」と、「当該収穫共済又は樹体共済」とあるのは「当該畑作物共済」と、「開始する時」とあるのは「開始する時（さとうきびを共済目的とする場合にあつては、農林水産大臣の定める日）」と、第二百二十条の十「果樹共済」とあるのは「畑作物共済」と、「第二百二十条の第二第一項」とあるのは「第二百二十条の十二第一項」と、「果実の加工」とあるのは「農作物に係る収穫物若しくは蚕繭の加工」と、「当該果実」とあるのは「当該収穫物若しくは蚕繭」と、「果実の数量又は品質（特定収穫共済にあつては、果実の数量、品質又は価格）」とあるのは「収穫物又は蚕繭の数量」と読み替えるものとする。

第六節 園芸施設共済

〔園芸施設共済の共済関係の成立〕

である場合

三 当該農作物又は蚕繭が第三十三条の十三に掲げる事由に該当する農作物である場合

〔畑作物共済の申込承諾義務の特例〕

第三十三条の十九 法第二百二十条の十八において準用する法第二百二十条の四の農林水産省令で定める正当な理由は、次に掲げる理由とする。

- 一 その者の法第二百二十条の十二第一項の規定による申込みに係る農作物又は蚕繭が、その者が栽培又は養蚕を行う法第八十四条第一項第六号の農作物又は蚕繭で法第二百二十条の十二第一項の規定による申込みができるもののすべてでないこと。
- 二 その者の法第二百二十条の十二第一項の規定による申込みに係る農作物の作付けが共済規程等で定める作付基準に適合しないこと。

〔共済掛金の払込期限の延長〕

第三十三条の十九の二 組合等は、法第二百二十条の十八において準用する法第二百二十条の四に規定する畑作物共済の共済掛金（茶及びさとうきびに係るものを除く。）の払込みの期限までに当該共済掛金の額を確定することが著しく困難である場合には、共済規程等の定めるところにより、当該額を確定することができる時期として共済規程等で定める時期までの期間を超えない範囲内で、当該期限を延長することができる。

〔畑作物共済の共済目的の異動〕

第三十三条の二十 法第二百二十条の十八において準用する法第二百二十条の五の農林水産省令で定める異動は、農作物にあつては共済目的の譲渡、収穫適期前の掘取り、刈取り、抜き取り若しくはすき込み又は法第二百二十条の十二第一項第一号の規定により栽培方法等に応ずる区分が定められた共済目的の種類に係る共済目的についての栽培方法等の同項の規定により定められた区分で当該共済目的に適用されるものに係る栽培方法等以外のものへの変更とし、蚕繭にあつては共済目的の譲渡及び収穫期前の棄蚕とする。

第二百二十条の十九 園芸施設共済の共済関係は、特定園芸施設ごとに

、農業共済組合の組合員又は次条の園芸施設共済資格者が、その者が所有し又は管理する特定園芸施設を組合等の園芸施設共済に付することを申し込み、組合等がこれを承諾することによつて、成立するものとする。

② 前項の規定による承諾は、農業共済組合の組合員又は次条の園芸施設共済資格者が特定園芸施設の所有者であるときは、その者が所有する特定園芸施設（当該特定園芸施設のうち、これが園芸施設共済に付されるとすれば共済事故の発生することが相当の確実さをもつて見通される等園芸施設共済事業の適正円滑な運営を確保することができなくなるおそれがあるためこれにつき園芸施設共済の共済関係を成立させないことを相当とする農林水産省令で定める事由に該当する特定園芸施設又は園芸施設共済に付した特定園芸施設があるときは、これらの特定園芸施設以外の特定園芸施設）のすべてについて同項の規定による申込みをしている場合でなければ、することができない。

〔市町村の園芸施設共済資格者〕

第二百二十条の二十 共済事業を行う市町村で園芸施設共済を行うものとの間に園芸施設共済の共済関係を成立させることができる者は、次に掲げる要件のすべてを備えている者（農林水産省令の定めるところにより共済事業の実施に関する条例で定める者を除く。以下園芸施設共済資格者という。）とする。

一 特定園芸施設を所有し又は管理する者で農業を営むものであること。

二 当該市町村の共済事業の実施区域内に住所を有すること。

〔共済事故としない旨の申し出〕

第二百二十条の二十の二 農業共済組合の組合員又は園芸施設共済資格者は、その者に係る施設園芸の業務の規模その他施設園芸に関する条件が政令で定める基準に適合するときは、施設内農作物を共済目的とする園芸施設共済について、農林水産省令の定めるところにより、当該組合等に対し、第八十四条第一項第七号の共済事故のうち病虫害を共済事故としない旨の申出をすることができる。

② 前項の申出があつたときは、当該申出に係る園芸施設共済の共済関係においては、第八十四条第一項の規定にかかわらず、同項第七号の共済事故のうち病虫害を共済事故としないものとする。

〔園芸施設共済の共済事故の一部除外者の申し出の基準〕

第二条の十一 法第二百二十条の二十の二第二項の政令で定める基準は、次のいずれかに掲げるとおりとする。

一 法第二百二十条の二十の二第二項の申出をした者が所有し又は管理する特定園芸施設（法第八十四条第一項第七号の特定園芸施設をいう。以下同じ。）の設置面積（屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られている特定園芸施設にあつて

〔引受不適格特定園芸施設〕

第三十三条の二十一 法第二百二十条の十九第二項の農林水産省令で定める事由は、園芸施設共済に付されるとすれば共済事故の発生することが相当の確実さをもつて見通されること又は当該特定園芸施設に係る損害の額の適正円滑な認定が困難であることその他当該特定園芸施設につき通常の管理が行われず若しくは行われないおそれがあることとする。

〔園芸施設共済資格者から除外できる者〕

第三十三条の二十二 共済事業を行う市町村が、法第二百二十条の二十の規定により、同条各号に掲げる要件のすべてを備えている者から除外する者として共済事業の実施に関する条例で定めることができる者は、その者が所有し又は管理する特定園芸施設の設置面積の合計が二アールを下らず五アールを超えない範囲内で当該条例で定める面積未満である者とする。

〔共済事故としない旨の申出〕

第三十三条の二十三 法第二百二十条の二十の二第一項の規定による申出は、法第二百二十条の十九第一項の規定による申込みと同時にしなければならない。

〔共済責任期間〕

第二百二十条の二十一 園芸施設共済の共済責任期間は、組合等が組合員等から共済掛金の支払（共済規程等の定めるところに従い共済掛金の分割支払がされる場合にあつては、その第一回の支払）を受けた日の翌日から一年間とする。ただし、特別の事由があるときは、共済規程等で別段の定めをすることができる。

〔共済金額〕

第二百二十条の二十二 園芸施設共済の共済金額は、特定園芸施設等ごとに、共済価額に共済規程等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず、共済価額の百分の八十を超えない範囲内において、共済規程等の定めるところにより、農業共済組合の組合員又は園芸施設共済資格者が申し出た金額とする。

② 前項の最低割合の基準は、農林水産大臣が定める。⁵¹
 ③ 第一項の共済価額は、農林水産大臣が定める準則に従い、当該園芸施設共済の共済関係に係る特定園芸施設及び附帯施設の共済責任期間開始の時における価額を基礎とし、当該園芸施設共済の共済関係に係る施設内農作物の生産費を勘案して、組合等が定める金額とする。⁵²

〔共済掛金率〕

第二百二十条の二十三 園芸施設共済の共済掛金率は、農林水産省令で定める特定園芸施設の区分（以下「施設区分」という。）ごと及び園芸施設共済の共済目的等による種別（施設内農作物を共済目的とする園芸施設共済とその他の園芸施設共済との別その他危険の程度を区分する要因となる事項により農林水産大臣が定める別をいう。以下同じ。）ごとに、園芸施設基準共済掛金率を下らない範囲内において共済規程等で定める。⁵³

② 前項の園芸施設基準共済掛金率は、施設区分ごと及び園芸施設共済の共済目的等による種別ごとに、農林水産省令で定める一定年間における地域別の被害率を基礎として、農林水産大臣が当該地域別に定める。

③ 組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、施設区分ごと、園芸施設共済の共済目的等による種別ごと及び前項の規定により農林水産大臣が定める地域ごとに、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。この場合には、その危険段階別の共済掛金率は、当該危険段階の園芸施設危険段

は、その設置面積に二を乗じて得た面積（の合計が五アールを下らない範囲内において共済規程等で定める面積以上であり、かつ、当該申出に係る共済責任期間の開始前三年間にわたり引き続き特定園芸施設を用いて施設園芸（同号の施設園芸をいう。）の業務を営んだ経験を有すること。

二 当該申出に係る共済事故による損害の防止を行うため必要な施設が整備され、かつ、その防止を適正に行う見込みがあること。

〔特定園芸施設の区分〕

第三十三条の二十四 法第二百二十条の二十三第一項の農林水産省令で定める特定園芸施設の区分は、別表のとおりとする。

〔共済掛金標準率等算定の基礎期間〕

第三十三条の二十五 第二十八条の規定は、法第二百二十条の二十三第二項の農林水産省令で定める一定年間について準用する。

④ 階基準共済掛金率を下らない範囲内で共済規程等で定めるものとし、その園芸施設危険段階基準共済掛金率は、組合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済金額の合計額の見込額を重みとする各園芸施設危険段階基準共済掛金率の算術平均が第一項の園芸施設基準共済掛金率に一致するように定めるものとする。

④ 第一項の園芸施設基準共済掛金率は、三年ごとに一般に改定する。

〔共済金の支払い〕

第二百二十条の二十四 組合等は、園芸施設共済については、特定園芸施設等ごとに、共済事故によつて組合員等が被る損害の額が農林水産省令で定める金額を超える場合に、その損害の額に、共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

② 前項の損害の額は、農林水産省令の定めるところにより、共済規程等で定める方法によつて算定するものとする。

〔小損害不填補〕

第三十三条の二十六 法第二百二十条の二十四第一項の農林水産省令で定める金額は、三万円（共済価額の十分の一に相当する金額が三万円に満たないときは、当該相当する金額）とする。

〔園芸施設共済の損害額の算定〕

第三十三条の二十七 法第二百二十条の二十四第一項の損害の額は、次の各号に掲げる物について当該各号に掲げる金額に当該各物の共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を合計して得た金額から共済事故が発生したときに現に当該特定園芸施設等のうち損害を生じた部分につき存する利益及び共済事故の発生によつて生じた利益の全部又は一部を差し引いて得た金額により、算定するものとする。

一 特定園芸施設 当該特定園芸施設の価額で当該園芸施設共済の共済価額の算定の基礎となつたもの

二 附帯施設 当該附帯施設の価額で当該園芸施設共済の共済価額の算定の基礎となつたもの

三 施設内農作物 当該施設内農作物の生産費に相当する金額で当該園芸施設共済の共済価額の算定の基礎となつたもの

② 組合等は、前項の規定にかかわらず、共済規程等で定めたときは、その農業共済組合の組合員又は園芸施設共済資格者の申出により、当該農業共済組合の組合員又は園芸施設共済資格者について、次のいずれかの場合には、同項の規定により算定される金額に特定園芸施設撤去費用額（共済事故の発生に伴い特定園芸施設を撤去するのに要する費用であつて、農林水産大臣が定めるものの額（その額が農林水産大臣が定める金額に当該特定園芸施設の共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を超えるときは、その乗じて得た金額）をいう。以下この項において同じ。）を加えて得た金額により、法第二百二十条の二十四第一項の損害の額を算定することができる。

一 特定園芸施設撤去費用額が農林水産大臣が定める金額を超える

〔園芸施設共済の準用規定〕

第二百二十条の二十五 園芸施設共済には、第一百一十一条の二、第一百一十一条の三第二項、第一百一十一条の四、第一百一十一条の七、第二百二十条の五及び第二百二十条の十並びに保険法第四条、第六条、第十七条第二項、第十八条第二項、第二十二條、第二十八條、第三十條並びに第三十一條第一項及び第二項（第二号を除く。）の規定を準用する。この場合において、第一百一十一条の二第一項中「第八十四條第一項第三号に掲げる牛（十二歳を超える種雄牛を除く。）又は同号に掲げる馬（明け十七歳以上の種雄馬を除く。）を飼養するもの」とあるのは「特定園芸施設を所有するもの」と、「当該家畜」とあるのは「その者が所有する特定園芸施設」と、「家畜共済」とあるのは「園芸施設共済」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第二百二十条の二十五において準用する前項」と、第一百一十一条の三第二項中「家畜共済の」とあるのは「園芸施設共済の」と、「家畜共済資格者」とあるのは「園芸施設共済資格者」と、第一百一十一条の四中「家畜共済資格者から第一百一十一条」とあるのは「園芸施設共済資格者から第二百二十条の十九第一項」と、第一百一十一条の七第一項及び第二項中「家畜共済」とあるのは「園芸施設共済」と、同条第二項中「第一百一十一

場合⁵⁵

二 特定園芸施設の共済事故による損害（被覆材の損害を除く。）の割合が農林水産大臣が定める割合を超える場合⁵⁶

③ 組合等は、前二項の規定にかかわらず、共済規程等で定めたときは、その農業共済組合の組合員又は園芸施設共済資格者の申出により、当該農業共済組合の組合員又は園芸施設共済資格者について、前二項の規定により算定される金額に園芸施設復旧費用額（共済事故の発生に伴い特定園芸施設（被覆材を除く。）及び附帯施設（以下この項において「復旧対象施設」という。）を復旧するのに要する費用の額から当該復旧対象施設の共済責任期間開始の時ににおける価額に共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を差し引いて得た金額（その差し引いて得た金額が農林水産大臣が定める金額に当該復旧対象施設の共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を超えるときは、その乗じて得た金額）をいう。）を加えて得た金額により、法第二百二十条の二十四第一項の損害の額を算定することができる。⁵⁷

④ 前二項の規定による申出は、法第二百二十条の十九第一項の規定による申込みと同時にしなければならない。

〔園芸施設共済に付さなくてもよい場合〕

第三十三条の二十八 法第二百二十条の二十五において準用する法第一百一十一条の二第一項の農林水産省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 当該特定園芸施設が第三十三条の二十一に掲げる事由に該当する特定園芸施設である場合

二 当該特定園芸施設が園芸施設共済に付した特定園芸施設である場合

三 当該特定園芸施設が、その所有し又は管理する特定園芸施設の設置面積の合計が二アールを下らず五アールを超えない範囲内で共済規程等で定める面積未満である者が所有する特定園芸施設である場合

〔園芸施設共済の申込承諾の正当な理由〕

第三十三条の二十九 法第二百二十条の二十五において準用する法第一百一十一条の四の農林水産省令で定める正当な理由は、特定園芸施設を管理する者が申込みをした場合において、その者が共済事故による損害について当該特定園芸施設の所有者に対して原状回復義務を負

② 前項の事業には、第百十一条の四並びに保険法第四条、第六条、第九条から第十一条まで、第十七条第一項、第十八条第二項、第二十五条、第二十八条、第三十条、第三十一条第一項及び第二項（第

② 前項の規定は、法第二百二十条の二十八第二項において準用する法第百十一条の四の農林水産省令で定める正当な理由について準用する。

二号を除く。)並びに第三十二条(第一号に係る部分に限る。)の規定を準用する。

第四章 農業共済組合連合会の保険事業

〔連合会の事業〕

第二百二十一条 農業共済組合連合会は、組合員たる組合等が第八十三条第一項第一号及び第三号に掲げる共済事業によつてその組合員等に対して負う共済責任を相互に保険する事業を行う。

② 農業共済組合連合会は、前項に規定する事業のほか、組合員たる組合等が第八十三条第一項第四号から第七号までに掲げる共済事業によつてその組合員等に対して負う共済責任を相互に保険する事業を行うことができる。

〔保険関係〕

第二百二十二条 農業共済組合連合会の組合員たる組合等と、その組合員又はその市町村の共済事業の実施区域内に住所を有する第十五条第一項第一号に掲げる者若しくはその構成員のすべてが当該実施区域内に住所を有する農作物共済資格団体との間に農作物共済の共済関係が存するときは、共済目的の種類ごと及び農作物共済の共済事故等による種別ごとに、当該農業共済組合連合会と当該組合等との間に、当該共済関係に係る共済責任を一体としてこれにつき当該共済事業に係る保険事業の保険関係が存するものとする。

② 農業共済組合連合会の組合員たる組合等と、その組合員又は家畜共済資格者、畑作物共済資格者若しくは園芸施設共済資格者との間に家畜共済、畑作物共済、園芸施設共済又は任意共済の共済関係が存するときは、当該農業共済組合連合会と当該組合等との間に当該共済関係につき当該共済事業に係る保険事業の保険関係が存するものとする。

③ 農業共済組合連合会の組合員たる組合等と、その組合員又は果樹共済資格者との間に果樹共済の共済関係が存するときは、収穫共済にあつてはその共済目的の種類ごと及び農林水産大臣が定める収穫共済の区分(以下収穫共済区分という。)ごと、樹体共済にあつてはその共済目的の種類ごとに、当該農業共済組合連合会と当該組合等との間に、当該共済関係に係る共済責任を一体としてこれにつき当該共済事業に係る保険事業の保険関係が存するものとする。⁵⁹

〔保険金額〕

第二百二十三条

農業共済組合連合会の保険金額は、次の金額とする。

一 農作物共済に係るものにあつては、共済目的の種類ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと及びその組合員たる組合等ごとに、次の金額を合計して得た金額

イ 総共済金額から、総共済金額に農作物通常標準被害率を乗じて得た金額（以下「農作物通常責任共済金額」という。）を差し引いて得た金額（以下「農作物異常責任保険金額」という。）

ロ 農作物通常責任共済金額に政令で定めるところにより農林水産大臣が定める割合（以下「農作物通常責任保険歩合」という。）を乗じて得た金額

二 家畜共済に係るものにあつては、その共済金額の百分の八十に相当する金額

二の二 果樹共済のうち収穫共済に係るものにあつては、共済目的の種類ごと、収穫共済区分ごと及びその組合員たる組合等ごとに、次の金額を合計して得た金額

イ 総共済金額から、総共済金額に収穫通常標準被害率を乗じて得た金額（以下「収穫通常責任共済金額」という。）を差し引いて得た金額（以下「収穫異常責任共済金額」という。）の百分の九十に相当する金額

ロ 収穫異常責任共済金額からイの金額を差し引いて得た金額に政令で定めるところにより農林水産大臣が定める割合（以下「収穫責任保険歩合」という。）を乗じて得た金額

ハ 収穫通常責任共済金額に収穫責任保険歩合を乗じて得た金額二の三 果樹共済のうち樹体共済に係るものにあつては、共済目的の種類ごと及びその組合員たる組合等ごとに、次の金額を合計して得た金額

イ 総共済金額から、総共済金額に樹体通常標準被害率を乗じて得た金額（以下「樹体通常責任共済金額」という。）を差し引いて得た金額（以下「樹体異常責任共済金額」という。）の百分の九十に相当する金額

ロ 樹体異常責任共済金額からイの金額を差し引いて得た金額に政令で定めるところにより農林水産大臣が定める割合（以下「樹体責任保険歩合」という。）を乗じて得た金額

ハ 樹体通常責任共済金額に樹体責任保険歩合を乗じて得た金額三 畑作物共済及び園芸施設共済に係るものにあつては、その共済金額の百分の九十に相当する金額

〔通常責任保険歩合の範囲〕

第二条の十二

法第二百二十三条第一項第一号

ロの農林水産大臣が定める割合は、百分の十を下らず百分の三十を超えない数の範囲内で定めるものとする。

② 法第二百二十三条第一項第二号の二の農林水産大臣が定める割合は、百分の二十を下らず百分の八十を超えない数の範囲内で定めるものとする。

③ 法第二百二十三条第一項第二号の三の農林水産大臣が定める割合は、百分の二十を下らず百分の八十を超えない数の範囲内で定めるものとする。

四 任意共済に係るものにあつては、その共済金額の百分の九十以上で保険規程で定める金額

② 特別の事由があるときは、農業共済組合連合会は、農林水産省令で定めるところにより、保険規程で前項第二号及び第三号の金額に代わるべき金額を定めることができる。【準用…二二五④】

〔保険料及び保険料率〕

第二百二十四条 農業共済組合連合会の農作物共済に係る保険料は、共済目的の種類ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと及び組合員たる組合等ごとに、次の金額を合計したものとす。

一 総共済金額に農作物異常共済掛金標準率（第八十五条第四項（第八十五条の七において準用する場合を含む。）の規定により水稻につき病虫害を共済事故としない農作物共済に係る保険料については、農作物異常共済掛金標準率から、その率に農林水産大臣が定める割合を乗じて得た率を差し引いて得た率）を乗じて得た金額

二 共済掛金（前号に規定する農作物共済に係る保険料については、第八十六条第二項の規定による減額後の共済掛金）の合計金額から前号に掲げる金額を差し引いて得た金額に農作物通常責任保険歩合を乗じて得た金額

② 農業共済組合連合会の畑作物共済及び任意共済に係る保険料率は、共済掛金率と同率とする。

③ 農業共済組合連合会の家畜共済に係る保険料は、次の金額を合計したもの（第八十二条第二項ただし書の規定により共済規程等で別段の定めをした共済掛金期間に係るものにあつては、その合計したもの）に農林水産大臣の定める係数を乗じて得た金額とする。⁶⁰

一 保険金額に、次条第一項第三号イの金額の保険金を支払う保険関係にあつては第八十五条第一項第一号及び第二号の率を合計した率（同条第三項、第六項、第七項又は第八項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る保険関係については、家畜異常事故に該当しない共済事故による損害に該当するものとして農林水産省令の定めるところにより算定される率）を乗じて得た金額

〔家畜共済の保険金額の特例〕

第三十四条 法第二百三十三条第二項の規定により保険規程で定めるところができる保険金額は、同条第一項第二号の金額にあつては同号の共済金額の百分の七十に相当する金額、同項第三号の金額にあつては同号の共済金額の百分の八十に相当する金額とする。

〔損害に対応するものとして算定される共済掛金率等〕

第三十四条の二 法第一百五十三条第三項又は第六項から第八項までの規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る保険関係について、法第二百二十四条第三項第一号の規定により家畜異常事故に該当しない共済事故による損害に対応するものとして算定される率又は同号の規定により家畜異常事故に該当しない共済事故による損害で診療技術料等以外のものに対応するものとして算定される率は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる率又は同表の下欄に掲げる率とする。

区分		法第一百五十三条第三項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る保険関係	法第一百五十三条第三項の規定により共済掛金率を合計した率
係	家畜異常事故に該当しない共済事故による損害に対応するものとして算定される率	同項第一号及び第二号の率を合計した率	同項第一号の率
	家畜異常事故に該当しない共済事故による損害で診療技術料等以外のものに対応するものとして算定される率	同項第一号の率	同項第一号の率

- 二 共済金額に第百十五条第一項第三号の率（同条第六項、第七項又は第八項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る保険関係については、家畜異常事故による損害に対応するものとして農林水産省令の定めるところにより算定される率）を乗じて得た金額
- ④ 農業共済組合連合会の果樹共済に係る保険料は、収穫共済に係るものにあつては第一号、樹体共済に係るものにあつては第二号に掲げる金額とする。
- 一 共済目的の種類ごと、収穫共済区分ごと及び組合員たる組合等ごとに、次の金額を合計して得た金額
- イ 総共済金額に収穫異常共済掛金標準率（その保険関係に係る共済関係に係る共済掛金率について第百二十条の七第二項の規定の適用があるときは、共済掛金率を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される率）を乗じて得た金額（以下「収穫異常共済掛金」という。）の百分の九十に相当する金額
- ロ 収穫異常共済掛金からイの金額を差し引いて得た金額に収穫責任保険歩合を乗じて得た金額
- ハ 共済掛金の合計金額から収穫異常共済掛金を差し引いて得た金額に収穫責任保険歩合を乗じて得た金額
- 二 共済目的の種類ごと及び組合員たる組合等ごとに、次の金額を合計して得た金額
- イ 総共済金額に樹体異常共済掛金標準率を乗じて得た金額（以下「樹体異常共済掛金」という。）の百分の九十に相当する金額
- ロ 樹体異常共済掛金からイの金額を差し引いて得た金額に樹体責任保険歩合を乗じて得た金額
- ハ 共済掛金の合計金額から樹体異常共済掛金を差し引いて得た金額に樹体責任保険歩合を乗じて得た金額
- ⑤ 農業共済組合連合会の園芸施設共済に係る保険料は、保険金額に、第百二十条の二十三第一項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る保険関係にあつては同項の規定により共済規程等で定める共済掛金率に相当する率、同条第三項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る保険関係については同項の規定により共済規程等で定める危険段階別の共済掛金率に相当する率を乗じて得た金額（第百二十条の二十一ただし書の規定により共済規程等で別段の定めをした共済責任期間に係るものにあつては、その金額に農林水産大臣の定める係数を乗じて得た金額）とする。⁶¹

② 前項の価額には、法第百十四条の二第二項及び第三項並びに第二十九条の九の二第二項の規定を準用する。 〔家畜異常事故による損害に対応するものとして算定される率⑨〕	係 法第百十五条第八項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る保険関係	係 法第百十五条第七項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る保険関係	四条第四項の規定による共済金額の増額が行われた場合にあつては、その増額が効力を生じた時）において現に飼養しているものの価額の共済目的の種類ごとの合計額を重みとして、当該共済目的の種類ごとの法第百十五条第一項及び第二号の率を合計した率（当該共済目的の種類につき当該組合等が同条第三項の規定により危険段階別の共済掛金率を定めている場合にあつては、その者に係る危険段階の同項第一号及び第二号の率を合計した率）を算術平均した率 同項第一号及び第二号の率を合計した率 同項第一号の率 同項第一号の率
	同条第九項において準用する同条第三項第一号及び第二号の率を合計した率	同条第九項において準用する同条第三項第一号の率	始の後法第百十四条第四項の規定による共済金額の増額が行われた場合にあつては、その増額が効力を生じた時）において現に飼養しているものの価額の共済目的の種類ごとの合計額を重みとして、当該共済目的の種類ごとの法第百十五条第一項の率（当該共済目的の種類につき当該組合等が同条第三項の規定により危険段階別の共済掛金率を定めている場合にあつては、その者に係る危険段階の同項第一号の率）を算術平均した率

第百二十五条 農業共済組合連合会の支払うべき保険金は、次の金額

第三十四条の二 法第百十五条第六項から第八項までの規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る保険関係について、法第百二十四条第三項第二号の規定により家畜異常事故による損害に対応するものとして算定される率は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率とする。	
区分	家畜異常事故による損害に対応するものとして算定される率
法第百十五条第六項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る保険関係	当該共済関係に係る家畜で当該農業共済組合連合会の組合員たる組合等との間に当該共済関係の存する者が当該共済掛金期間開始の時（その共済掛金期間開始の後法第百十四条第四項の規定による共済金額の増額が行われた場合にあつては、その増額が効力を生じた時）において現に飼養しているものの価額の共済目的の種類ごとの合計額を重みとして、当該共済目的の種類ごとの法第百十五条第一項第三号の率を算術平均した率
法第百十五条第七項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る保険関係	同項第三号の率
法第百十五条第八項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る保険関係	同条第七項第三号の率
② 前項の価額には、法第百十四条の二第二項及び第三項並びに第二十九条の九の二第二項の規定を準用する。	
「防災施設割り引きに係る保険料率」	
第三十四条の三 法第百二十四条第四項第一号イの規定により共済掛金率を基礎として算定される率の算出は、收穫異常共済掛金標準率から、その率に当該共済関係に係る第三十三条の六の五第一項の防災施設割引率を乗じて得た率を差し引いてするものとする。	
「病傷事故に係る保険金支払額の算定方法」	
第三十四条の三 法第百二十五条第一項第三号ロの疾病又は傷害によ	

とする。

一 農作物共済に係るものにあつては、共済目的の種類ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと及び組合員たる組合等ごとに次の金額

イ 組合員たる組合等が支払うべき共済金の総額が農作物通常責任共済金額以下である場合にあつては、組合員たる組合等が支払うべき共済金の総額に農作物通常責任保険歩合を乗じて得た金額

ロ 組合員たる組合等が支払うべき共済金の総額が農作物通常責任共済金額を超える場合にあつては、その超える部分の金額（以下農作物異常部分保険金という。）と農作物通常責任共済金額に農作物通常責任保険歩合を乗じて得た金額とを合計して得た金額

二 削除

三 家畜共済に係るものにあつては、イ又はロの金額

イ 家畜異常事故に該当しない共済事故により支払うものにあつては組合員たる組合等が支払うべき共済金の百分の八十に相当する金額、家畜異常事故により支払うものにあつては組合員たる組合等が支払うべき共済金に相当する金額

ロ 死亡又は廃用（これらのうち家畜異常事故に該当するものを除く。）により支払うものにあつては組合員たる組合等が支払うべき共済金の百分の八十に相当する金額、疾病（家畜異常事故に該当するものを除く。第三項において同じ。）又は傷害により支払うものにあつては組合員たる組合等が支払うべき共済金のうち農林水産省令で定めるところにより当該共済事故による損害で診療技術料等以外のものに就いて算定される金額の百分の八十に相当する金額、家畜異常事故により支払うものにあつては組合員たる組合等が支払うべき共済金に相当する金額

三の二 果樹共済のうち收穫共済に係るものにあつては、共済目的の種類ごと、收穫共済区分ごと及び組合員たる組合等ごとに次の金額

イ 組合員たる組合等が支払うべき共済金の総額が收穫通常責任共済金額以下である場合にあつては、組合員たる組合等が支払うべき共済金の総額に收穫責任保険歩合を乗じて得た金額

ロ 組合員たる組合等が支払うべき共済金の総額が收穫通常責任共済金額を超える場合にあつては、次の金額を合計して得た金額

(1) その超える部分の金額の百分の九十に相当する金額

る損害で診療技術料等以外のものに応じて算定される金額は、診療その他の行為によつて組合員等が負担すべき費用（初診料を除く。）のうち診療技術料等以外のものの内容に応じて農林水産大臣が定める点数によつて共済事故ごとに計算される総点数を農林水産大臣が定める一点の価額に乘じて得られる金額とする。⁶²

② 前項の金額は、組合等が支払うべき共済金の額を限度とする。

【準用…四〇の六】

〔家畜共済の保険金支払額の特例〕

第三十四条の四 法第百二十五条第四項において準用する法第百二十五条第二項の規定により法第百二十五条第一項第三号の金額（家畜異常事故に係るものを除く。）及び同項第四号の金額に代わるべき金額を定めることができるのは、法第百二十三条第二項の規定により農業共済組合連合会が家畜共済につき保険規程で共済金額の百分の八十に相当する金額に代わるべき金額を保険金額として定めた場合又は畑作物共済若しくは園芸施設共済につき保険規程で共済金額の百分の九十に相当する金額に代わるべき金額を保険金額として定めた場合とし、その場合において保険規程で定めることができる保険金の金額は、家畜共済に係るものにあつては法第百二十五条第一項第三号の金額（家畜異常事故に係るものを除く。）の八十分の百に相当する金額に共済金額に相当する金額に対する保険金額の割合を乗じて得られる金額とし、畑作物共済又は園芸施設共済に係るものにあつては同項第四号の共済金の百分の八十に相当する金額とする。

- (2) その超える部分の金額から(1)の金額を差し引いて得た金額に収穫責任保険歩合を乗じて得た金額
- (3) 収穫通常責任共済金額に収穫責任保険歩合を乗じて得た金額の三の三 果樹共済のうち樹体共済に係るものにあつては、共済目的の種類ごと及び組合員たる組合等ごとに次の金額
 - イ 組合員たる組合等が支払うべき共済金の総額が樹体通常責任共済金額以下である場合にあつては、組合員たる組合等が支払うべき共済金の総額に樹体責任保険歩合を乗じて得た金額
 - ロ 組合員たる組合等が支払うべき共済金の総額が樹体通常責任共済金額を超える場合にあつては、次の金額を合計して得た金額
- (1) (2) (1) その超える部分の金額の百分の九十に相当する金額
 - (2) (1) その超える部分の金額から(1)の金額を差し引いて得た金額に樹体責任保険歩合を乗じて得た金額
 - (3) 樹体通常責任共済金額に樹体責任保険歩合を乗じて得た金額
 - 四 畑作物共済及び園芸施設共済に係るものにあつては、組合員たる組合等が支払うべき共済金の百分の九十に相当する金額
 - 五 任意共済に係るものにあつては、組合員たる組合等が支払うべき共済金に、共済金額に対する保険金額の割合を乗じて得た金額
- ② 家畜共済に係る保険関係において、農業共済組合連合会が支払うべき保険金の額を前項第三号イの金額又は同号ロの金額のどちらの額とするかは、当該農業共済組合連合会とその組合員たる当該組合等とが、その保険関係の成立の時までに協議して定めるものとし、その時までにはその協議がととのわないときは、同号ロの金額をもつて当該農業共済組合連合会の支払うべき保険金の額とする。
- ③ 第一項第三号ロの金額の保険金を支払う保険関係において農業共済組合連合会が支払うべき保険金には、第百十六条第一項ただし書の規定を準用する。この場合において、同項ただし書中「組合員等」とあるのは、「組合員たる組合等の組合員等」と読み替えるものとする。
- ④ 第一項第三号の金額（家畜異常事故に係るものを除く。）及び同項第四号の金額には、第百二十三条第二項の規定を準用する。

〔共済金及び保険金の支払いとみなされる場合〕

第百二十六条 家畜共済に付した家畜につき疾病又は傷害の共済事故が発生した場合において、農業共済組合連合会が診療その他の行為をし、又はその費用を負担したときは、当該共済責任を負担する組合等は、当該診療その他の行為に要した費用の額の限度において共

済金を支払ったものとみなす。

- ② 前項の場合には、農業共済組合連合会は、同項の額の限度において保険金を当該組合等に支払ったものとみなす。

〔組合等の通知義務〕

第二百二十七条 農業共済組合連合会の組合員は、農林水産省令の定めるところにより定期に、保険規程の定めるところにより、農業共済組合連合会に対し、当該組合員たる組合等とその組合員等との間に存する共済関係に関し必要な事項を通知しなければならない。

- ② 前項の規定により通知した事項に変更を生じたときは、農業共済組合連合会の組合員は、保険規程の定めるところにより、遅滞なくこれを農業共済組合連合会に通知しなければならない。

〔組合等の管理その他損害防止の指導〕

第二百二十八条 農業共済組合連合会の組合員は、第九十四条第一項の管理その他損害防止について指導しなければならない。

〔保険金支払の免責事由〕

第二百二十九条 次の場合には、農業共済組合連合会は、保険金の全部又は一部につき、その支払の責めを免れることができる。

- 一 組合員が法令又は共済規程等に違反して共済金を支払ったとき。
- 二 組合員が損害額を不当に認定して共済金を支払ったとき。
- 三 組合員が共済規程等に違反して共済関係を成立させ、又は消滅させなかったとき。【準用…一四二】
- 四 組合員が第二百二十七条の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。
- 五 組合員が正当な理由がないのに保険料の払込みを遅滞したとき。
- 六 組合員が前条の規定による指導を怠ったとき。
- 七 組合員が第三百三十二条第一項において準用する第九十五条の規定による指示に従わなかったとき。
- 八 組合員が第三百三十二条第一項において準用する第九十八条の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。

〔連合会の経理〕

第三百三十条 農業共済組合連合会は、その会計を農林水産省令で定め

〔組合等の引受通知の時期〕

第三十四条の五 法第二百二十七条第一項の規定による通知は、農作物共済、果樹共済又は畑作物共済にあつては毎年共済責任期間の開始後遅滞なく、家畜共済、園芸施設共済又は任意共済にあつては毎月するものとする。

〔連合会の勘定区分についての準用規定〕

第三十五条 法第三百三十条の農林水産省令で定める勘定区分は、第十

る勘定区分ごとに経理しなければならない。

〔連合会に対する訴えの提起〕

第百三十一条 農業共済組合連合会の組合員は、保険に関する事項について不服があるときは、都道府県農業共済保険審査会に審査を申し立てることができる。

② 前項の審査の申立ては、時効の中断に関しては、これを裁判上の請求とみなす。

〔準用…一四一②〕

〔保険事業についての準用規定〕

第百三十二条 農業共済組合連合会の保険事業には、第八十七条第一項及び第二項、第八十七条の二第一項、第六項及び第七項、第八十八條から第九十一条まで、第九十五条から第九十八條の二まで、第九十九条第四項、第一百条から第一百二条まで並びに第一百十條の二並びに保険法第六條及び第十一條の規定を準用する。この場合において、第一百十條の二中「当該組合等の損害評価会」とあるのは、「当該農業共済組合連合会の損害評価会」と読み替えるものとする。

② 農業共済組合連合会の果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済に係る保険事業には、第九十二条の規定を準用する。

〔連合会の行う共済事業〕

第百三十二条の二 農業共済組合連合会は、第二百一十一條の規定による保険事業のほか、総会の議決を経て、所属農業共済組合、当該農業共済組合連合会の組合員たる共済事業を行う市町村の共済事業の実施区域内に住所を有する第十五條第一項第一号に掲げる者（第四百四條第五項の条例で定める者を除く。）、その構成員のすべてが当該実施区域内に住所を有する農作物共済資格団体、家畜共済資格者、果樹共済資格者、畑作物共済資格者若しくは園芸施設共済資格者又は当該農業共済組合連合会の区域内に住所を有する農業協同組合若しくは農業協同組合連合会から共済掛金の支払を受け、第八十四条第五項に掲げる損害と同種の損害について、共済金を交付する事業を行うことができる。

② 前項の事業には、第百一十一條の四並びに保険法第四條、第六條、第九條から第十一條まで、第十七條第一項、第十八條第二項、第二十五条、第二十八條、第三十條、第三十一條第一項及び第二項（第二号を除く。）並びに第三十二條（第一号の部分に限る。）の規定を準用する。

九條の三各号に掲げる勘定区分とする。

〔任意共済の申込承諾義務の特例〕

第三十五条の二 第三十三條の三十一第一項の規定は、法第百三十二條の二第二項において準用する法第百一十一條の四の農林水産省令で定める正当な理由について準用する。

第五章 政府の再保険事業及び保険事業

第一節 再保険事業

〔政府の再保険〕

第三百三十三条 政府は、農業共済組合連合会が農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済に係る保険事業によつてその組合員に対して負う保険責任を再保険するものとする。

〔再保険関係〕

第三百三十四条 農業共済組合連合会とその組合員との間に農作物共済に係る保険事業の保険関係が存するときは、共済目的の種類ごと及び農作物共済の共済事故等による種別ごとに、政府と当該農業共済組合連合会との間に、当該保険関係に係る保険責任を一体としてこれにつき当該保険事業に係る再保険事業の再保険関係が存するものとする。

② 農業共済組合連合会とその組合員との間に家畜共済、果樹共済又は園芸施設共済に係る保険事業の保険関係が存するときは、政府と当該農業共済組合連合会との間に当該保険関係につき当該保険事業に係る再保険事業の再保険関係が存するものとする。

③ 農業共済組合連合会とその組合員との間に畑作物共済に係る保険事業の保険関係が存するときは、農林水産大臣が都道府県の区域ごとに定める畑作物共済の共済目的の区分（以下畑作物共済再保険区分という。）ごとに、政府と当該農業共済組合連合会との間に、当該保険関係に係る保険責任を一体としてこれにつき当該保険事業に係る再保険事業の再保険関係が存するものとする。⁶³

④ 農業共済組合連合会とその組合員との間に園芸施設共済に係る保険事業の保険関係が存するときは、第二項に規定するもののほか、当該農業共済組合連合会の事業年度ごとに、政府と当該農業共済組合連合会との間に、当該保険関係に係る保険責任を一体としてこれにつき当該保険事業に係る再保険事業の再保険関係が存するものとする。

〔再保険金額〕

第三百三十五条 政府の再保険金額は、次の金額とする。

一 農作物共済に係るものにあつては、共済目的の種類ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと及び農業共済組合連合会ごと

〔経過した共済責任期間に対する保険金額〕

第三十五条の二 法第百三十五条第六号ロの農林水産省令で定めるところにより算定される金額は、同号イの保険金額に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる率を乗じて算定す

に、当該農業共済組合連合会の組合員たる組合等ごとの農作物異常責任保険金額の合計額（以下連合会異常責任保険金額という。）から、その金額に農林水産大臣が定める異常標準被害率（以下農作物異常標準被害率という。）を乗じて得た金額を差し引いて得た金額	
二 削除	
三 家畜共済に係るものにあつては、その保険金額に百分の九十の範囲内において農林水産大臣の定める割合を乗じて得た金額 ⁶⁴	
四 果樹共済のうち、収穫共済に係るものにあつてはイの金額、樹体共済に係るものにあつてはロの金額	
イ 共済目的の種類ごと、収穫共済区分ごと及び農業共済組合連合会の組合員たる組合等ごとに、収穫異常責任共済金額の百分の九十に相当する金額	
ロ 共済目的の種類ごと及び農業共済組合連合会の組合員たる組合等ごとに、樹体異常責任共済金額の百分の九十に相当する金額	
五 畑作物共済に係るものにあつては、畑作物共済再保険区分ごと及び農業共済組合連合会ごとに、その総保険金額から、総保険金額に農林水産大臣が定める通常標準被害率（以下畑作物通常標準被害率という。）を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の百分の九十五に相当する金額	
六 園芸施設共済に係るもののうち、前条第二項に規定する再保険関係に係るものにあつてはイの金額、同条第四項に規定する再保険関係に係るものにあつてはロの金額	
イ その保険金額から、保険金額に農業共済組合連合会の園芸施設共済に係る保険事業の保険責任に係る危険の態様を勘案して農林水産大臣が定める率を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の百分の九十五に相当する金額 ⁶⁵	
ロ 農業共済組合連合会ごと及びその事業年度ごとに、当該事業年度内に共済責任期間の全部又は一部が含まれる共済関係に係る保険関係に係るイの保険金額にイの農林水産大臣が定める率を乗じて得た金額の合計額から、当該事業年度内に経過した共済責任期間に対する保険金額として農林水産省令で定めるところにより算定される金額の合計額（以下経過総保険金額という。）に農林水産大臣が定める通常標準被害率（以下園芸施設通常標準被害率という。）を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の百分の九十五に相当する金額	

るものとする。	
一 共済責任期間が、当該事業年度の前事業年度に開始し、当該事業年度に満了する場合 次の表の上欄に掲げる共済責任期間の満了の月につき、それぞれ同表の下欄に掲げる率	
共済責任期間の満了の月	率
四月	二十四分の一
五月	二十四分の三
六月	二十四分の五
七月	二十四分の七
八月	二十四分の九
九月	二十四分の十一
十月	二十四分の十三
十一月	二十四分の十五
十二月	二十四分の十七
一月	二十四分の十九
二月	二十四分の二十一
三月	二十四分の二十三
二 共済責任期間が、当該事業年度に開始し、当該事業年度の翌事業年度に満了する場合 次の表の上欄に掲げる共済責任期間の開始の月につき、それぞれ同表の下欄に掲げる率	
共済責任期間の開始の月	率
四月	二十四分の二十三
五月	二十四分の二十一
六月	二十四分の十九
七月	二十四分の十七
八月	二十四分の十五
九月	二十四分の十三
十月	二十四分の十一
十一月	二十四分の九
十二月	二十四分の七
一月	二十四分の五
二月	二十四分の三
三月	二十四分の一
三 共済責任期間が、当該事業年度に開始し、当該事業年度に満了する場合 当該共済責任期間の月数に二を乗じ二十四で除した率前項の規定の適用については、共済責任期間は、その始期の属する月の十六日に開始するものとみなす。	

【準用：四〇の二】

〔再保険料〕

第三百三十六条

政府の農作物共済に係る再保険料は、共済目的の種類ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと及び農業共済組合連合会ごとに、その連合会異常責任保険金額に農作物再保険料率（第八十五条第四項（第八十五条の七において準用する場合を含む。）の規定により水稻につき病虫害を共済事故としない農作物共済に係る再保険料については、農作物再保険料率から、その率に病虫害に対応する部分の割合として農林水産大臣が定める割合を乗じて得た率を差し引いて得た率）を乗じて得た金額に相当する金額とする。

② 前項の農作物再保険料率は、共済目的の種類ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと及び農業共済組合連合会ごとに、異常部分被害率のうち、農作物異常標準被害率を超えるもののその超える部分の率を基礎として、農林水産大臣が定める。

③ 政府の家畜共済に係る再保険料は、次の金額を合計したもの（第一百二十二条第二項ただし書の規定により共済規程等で別段の定めをした共済掛金期間に係るものにあつては、その合計したものに第二百二十四条第三項の農林水産大臣の定める係数を乗じて得た金額）とする。

- 一 再保険金額に、第二百二十五条第一項第三号イの金額の保険金を支払う保険関係に係る再保険関係にあつては、第二百十五条第一項第一号及び第二号の率を合計した率（同条第三項、第六項、第七項又は第八項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る再保険関係については、家畜異常事故に該当しない共済事故による損害に対応するものとして農林水産省令の定めるところにより算定される率）、第二百二十五条第一項第三号ロの金額の保険金を支払う保険関係に係る再保険関係にあつては、第二百十五条第一項第一号の率（同条第三項、第六項、第七項又は第八項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る再保険関係については、家畜異常事故に該当しない共済事故による損害に対応するものとして農林水産省令の定めるところにより算定される率）を乗じて得た金額
- 二 共済金額に、第二百十五条第一項第三号の率（同条第六項、第七項又は第八項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る再保険関係については、家畜異常事故による損害に対応するものとして農林水産省令の定めるところにより算定される率）を乗じて得た金額
- ④ 政府の果樹共済に係る再保険料は、収穫共済に係るものにあつては、第一号、樹体共済に係るものにあつては、第二号に掲げる金額とす

〔損害に対応するものとして算定される率等〕

第三十五条の三

法第百十五條第三項又は第六項から第八項までの規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る再保険関係について、法第百三十六條第三項第一号の規定により家畜異常事故に該当しない共済事故による損害に対応するものとして算定される率又は同号の規定により家畜異常事故に該当しない共済事故による損害で診療技術料等以外のものに対応するものとして算定される率は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる率又は同表の下欄に掲げる率とする。

区分	家畜異常事故に該当しない共済事故による損害で診療技術料等以外のものに対応するものとして算定される率	家畜異常事故に該当しない共済事故による損害で診療技術料等以外のものに対応するものとして算定される率
法第百十五條第三項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る再保険関係	危険段階別の共済目的の種類ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとして、危険段階別の同項第一号及び第二号の率を合計した率を算術平均した率（以下「危険段階共済掛金平均率甲乙」という。）	危険段階別の共済目的の種類ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとして、危険段階別の同項第一号の率を算術平均した率（以下「危険段階共済掛金平均率甲」という。）
法第百十五條第六項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る再保険関係	当該共済関係に係る家畜で当該再保険関係に係る農業共済組合連合会の組合員たる組合等との間に当該共済関係の存する者が当該共済掛金期間開始の時（その共済掛金期間開始の後法第百十四條第四項の規定による共済金額の増額が行われた場合にあつては、その増額が効力を生じた時）に	当該共済関係に係る家畜で当該再保険関係に係る農業共済組合連合会の組合員たる組合等との間に当該共済関係の存する者が当該共済掛金期間開始の時（その共済掛金期間開始の後法第百十四條第四項の規定による共済金額の増額が行われた場合にあつては、その増額が効力を生じた時）に

る。	
一 共済目的の種類ごと、収穫共済区分ごと及び農業共済組合連合会の組合員たる組合等ごとに、収穫異常共済掛金の百分の九十に相当する金額	
二 共済目的の種類ごと及び農業共済組合連合会の組合員たる組合等ごとに、樹体異常共済掛金の百分の九十に相当する金額	
⑤ 政府の畑作物共済に係る再保険料は、畑作物共済再保険区分ごと及び農業共済組合連合会ごとに、その総保険金額に畑作物再保険料基礎率を乗じて得た金額の百分の九十五に相当する金額とする。	
⑥ 前項の畑作物再保険料基礎率は、畑作物共済再保険区分ごと及び農業共済組合連合会ごとに、農林水産省令で定める一定年間に於ける各年の被害率のうち、畑作物通常標準被害率を超えるもののその超える部分の率を基礎として、農林水産大臣が定める。	
⑦ 政府の園芸施設共済に係る再保険料は、第三百三十四条第二項に規定する再保険関係に係るものにあつては第一号の金額、同条第四項に規定する再保険関係に係るものにあつては第二号の金額とする。	
一 保険金額に園芸施設再保険料基礎率甲を乗じて得た金額の百分の九十五に相当する金額（第二百二十条の二十一ただし書の規定により共済規程等で別段の定めをした共済責任期間に係るものにあつては、その金額に第二百二十四条第五項の農林水産大臣の定める係数を乗じて得た金額）	
二 経過総保険金額に園芸施設再保険料基礎率乙を乗じて得た金額の百分の九十五に相当する金額	
⑧ 前項第一号の園芸施設再保険料基礎率甲は、特定園芸施設等の共済事故による損害のうち共済金額に前条第六号イの農林水産大臣が定める率を乗じて得た金額を超えるもののその超える部分に対応するものとして、施設区分ごと及び園芸施設共済の共済目的等による種別ごとに、農林水産省令で定める一定年間に於ける地域別の被害率を基礎として、農林水産大臣が当該地域別に定める。	
⑨ 第七項第二号の園芸施設再保険料基礎率乙は、農業共済組合連合会ごとに、農林水産省令で定める一定年間に於ける各年度の連合会責任被害率（農業共済組合連合会が支払うべき保険金の額（その金額が保険金額に前条第六号イの農林水産大臣が定める率を乗じて得た金額を超える場合に於ては、保険金額に同号イの農林水産大臣が定める率を乗じて得た金額）の合計額を経過総保険金額で除して得た率をいう。）のうち、園芸施設通常標準被害率を超えるもののその超える部分の率を基礎として、農林水産大臣が定める。	

② 前項の価額には、法第十四条の二第二項及び第三項並びに第二十九条の九の二第二項の規定を準用する。 【準用：四〇の三】	法第十五条第七項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る再保険関係	法第十五条第七項の規定により共済掛金率を合計した率	同項第一号及び第二号の率を合計した率	法第十五条第七項の規定により共済掛金率を合計した率	同項第一号の率
	法第十五条第八項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る再保険関係	危険段階別の多種包括共済に係る包括共済対象家畜の種類ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとして、危険段階別の同条第九項において準用する同条第三項第一号及び第二号の率を合計した率を算術平均した率	危険段階別の多種包括共済に係る包括共済対象家畜の種類ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとして、危険段階別の同条第九項において準用する同条第三項第一号の率を算術平均した率	危険段階別の多種包括共済に係る包括共済対象家畜の種類ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとして、危険段階別の同条第九項において準用する同条第三項第一号の率を算術平均した率	危険段階別の多種包括共済に係る包括共済対象家畜の種類ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとして、危険段階別の同条第九項において準用する同条第三項第一号の率を算術平均した率

【異常事故による損害に対応するものとして算定される率】

第三十五条の三の二 法第十五条第六項から第八項までの規定によ

〔再保険金の支払〕

第三百三十七条 政府の支払うべき再保険金は、次の金額とする。

一 農作物共済に係るものにあつては、共済目的の種類ごと農作物共済の共済事故等による種別ごと及び農業共済組合連合会ごとに、当該農業共済組合連合会の組合員たる組合等ごとの農作物異常部分保険金を合計して得た金額から、当該農作物に係る連合会異常責任保険金額に農作物異常標準被害率を乗じて得た金額を差し引いて得た金額

二 削除

三 家畜共済に係るもののうち、家畜異常事故に該当しない共済事故により支払うものにあつては農業共済組合連合会が支払うべき保険金に再保険金額の保険金額に対する割合を乗じて得た金額、家畜異常事故により支払うものにあつては農業共済組合連合会が支払うべき保険金に相当する金額

四 果樹共済のうち、收穫共済に係るものにあつてはイの金額、樹体共済に係るものにあつてはロの金額

イ 共済目的の種類ごと、收穫共済区分ごと及び農業共済組合連合会の組合員たる組合等ごとに、その組合員たる組合等が支払うべき共済金の総額から、当該果樹に係る收穫通常責任共済金額を差し引いて得た金額の百分の九十に相当する金額（特定收穫共済にあつては、その金額が農林水産大臣が定める金額を超えるときは、農林水産大臣が定める金額）[※]

ロ 共済目的の種類ごと及び農業共済組合連合会の組合員たる組合等ごとに、その組合員たる組合等が支払うべき共済金の総額から、当該果樹に係る樹体通常責任共済金額を差し引いて得た金額の百分の九十に相当する金額

五 畑作物共済に係るものにあつては、畑作物共済再保険区分ごと及び農業共済組合連合会ごとに、農業共済組合連合会が支払うべき保険金の総額から、畑作物共済再保険区分に係る総保険金額に畑作物通常標準被害率を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の百分の九十五に相当する金額

六 園芸施設共済に係るもののうち、第三百三十四条第二項に定する再保険関係に係るものにあつてはイの金額、同条第四項に規定する再保険関係に係るものにあつてはロの金額

イ 農業共済組合連合会が支払うべき保険金の額から、保険金額に第三百三十五条第六号イの農林水産大臣が定める率を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の百分の九十五に当する金額

ロ 農業共済組合連合会ごと及びその事業年度ごとに、農業共済

り共済掛金率が定められる共済関係に係る再保険関係について、法第三百三十六条第三項第二号の規定により家畜異常事故による損害に対応するものとして算定される率は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率とする。

区分	
法第百十五条第六項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る再保険関係	家畜異常事故による損害に対応するものとして算定される率
法第百十五条第七項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る再保険関係	当該共済関係に係る家畜で当該再保険関係に係る農業共済組合連合会の組合員たる組合等との間に当該共済関係の存する者が当該共済掛金期間開始の時（その共済掛金期間開始の後法第百十四条第四項の規定による共済金額の増額が行われた場合にあつては、その増額が効力を生じた時）において現に飼養しているものの価額の共済目的の種類ごとの合計額を重みとして、当該共済目的の種類ごとの法第百十五条第一項第三号の率を算術平均した率
法第百十五条第七項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る再保険関係	同項第三号の率
法第百十五条第八項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る再保険関係	同条第七項第三号の率

② 前項の価額には、法第百十四条の二第二項及び第三項並びに第二十九条の九の二第二項の規定を準用する。

【準用…四〇の四】

〔準用規定〕

第三十五条の四 第二十八条の規定は、法第三百三十六条第六項、第八項及び第九項の農林水産省令で定める一定年間にについて準用する。

組合連合会が支払うべき保険金の額（その金額が保険金額に第三百三十五条第六号イの農林水産大臣が定める率を乗じて得た金額を超える場合にあつては、保険金額に同号イの農林水産大臣が定める率を乗じて得た金額）の合計額から、経過総保険金額に園芸施設通常標準被害率を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の百分の九十五に相当する金額

〔再保険料の分割支払い〕

第三百三十七条の二 政府は、農業共済組合連合会が保険規程の定めるところによりその組合員から保険料を分割して徴収するときは、農林水産省令の定めるところにより、当該農業共済組合連合会の支払うべき再保険料を分割して支払わせることができる。

【準用：一四二】

〔連合会の通知義務〕

第三百三十八条 農業共済組合連合会は、農林水産省令の定めるところにより、農林水産大臣に対し、当該農業共済組合連合会とその組合員との間に存する保険関係に関し必要な事項を通知しなければならない。

② 前項の規定により通知した事項に変更を生じたときは、農業共済組合連合会は、農林水産省令の定めるところにより、これを農林水産大臣に通知しなければならない。

〔再保険料の分割支払〕

第三十五条の五 法第三百三十七条の二の規定による再保険料の分割支払は、次の各号に掲げる要件のすべてが備わっている場合に限り、させることができるものとする。

一 当該再保険料が包括共済関係に係るものであること。

二 組合等が当該再保険関係に係る共済関係につき組合員等の支払うべき共済掛金を分割して支払っており、かつ、当該共済掛金の支払につき確実な担保又は保証を徴していること及び当該組合等の共済規程等で、分割した共済掛金の払込みについて、共済掛金の払込みの期限ごとに、共済掛金の額に当該共済掛金期間の開始の日から当該払込みの期限の次の共済掛金の払込みの期限までの期間の共済掛金期間に対する日数の割合を乗じて得た額（共済掛金期間における最後の共済掛金の払込みの期限にあつては、当該共済掛金の額）を払い込んでいなければならないこととなるように定めていることを、当該農業共済組合連合会が確認していること。

② 法第三百三十七条の二の規定により再保険料を分割して支払わせる場合には、当該再保険関係に係る家畜共済に係る共済掛金期間の開始の時から三箇月を経過すること、その経過した期間に対する再保険料が支払われているようにしなければならない。

〔連合会の引受通知〕

第三十六条 法第三百三十八条第一項の規定により通知すべき事項は、次のとおりとする。

一 農業共済組合連合会の組合員の名称又は略称

二 共済目的の種類（農作物共済については農作物区分、果樹共済については果樹区分並びに収穫共済の共済目的の種類等及び樹体共済の共済目的の種類等、畑作物共済については畑作物共済の共済目的の種類等、園芸施設共済については共済目的）

【準用…一四二】

〔支払原因発生のお知らせ〕

第百三十九条 農業共済組合連合会は、保険金の支払をすべき原因が発生したと認めるときは、農林水産省令の定めるところにより、遅滞なくその旨を農林水産大臣に通知しなければならない。

【準用…一四二】

〔連合会の支払原因の通知事項〕

- 三 共済金額及び保険金額
- 四 共済掛金及び保険料の額
- 五 その他共済関係及び保険関係を明らかにすべき事項
- ② 前項各号の事項に変更を生じたときは、遅滞なく、法第百三十八条第二項の規定による通知をしなければならない。
- ③ 農作物共済、果樹共済又は畑作物共済に係る第一項の通知は、毎年同項第三号及び第四号に掲げる事項のすべてが確定した後遅滞なくこれをしなければならない。
- ④ 家畜共済に係る第二回以後の共済掛金期間に対する保険料を受領したときは、農業共済組合連合会は、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に通知しなければならない。

第三十七条

法第百三十九条の規定により通知すべき事項は、農作物共済については、収穫期前には第一号に掲げる事項、収穫期において当該農作物区分ごとの損害が確定するに至ったときには第二号に掲げる事項、家畜共済又は園芸施設共済については、第三号に掲げる事項、果樹共済については、当該果樹共済再保険区分ごとの損害が確定する前には第四号に掲げる事項、当該果樹共済再保険区分ごとの損害が確定するに至ったときには第五号に掲げる事項、畑作物共済については、当該畑作物共済再保険区分ごとの損害が確定する前には第六号に掲げる事項、当該畑作物共済再保険区分ごとの損害が確定するに至ったときには第七号に掲げる事項とする。

- 一 農作物区分、被害地区、災害の種類、保険金の支払見込額、当該保険金の支払見込額に係る減収量及びその減収量に係る被害面積の概数その他災害の状況を明らかにすべき事項
- 二 農作物区分、保険金の支払をすべき組合等の名称又は略称、共済責任期間中に発生した災害の種類、当該保険金に係る減収量及びその減収量に係る被害面積、当該保険金及びその保険金に係る共済金の額その他再保険金の額の決定に必要な事項
- 三 共済関係及び保険関係を明らかにすべき事項、共済事故の種類、原因及び経過、共済金及び保険金その他再保険金の額の決定に必要な事項
- 四 果樹共済再保険区分、収穫共済の共済目的の種類等又は樹体共済の共済目的の種類等、被害地区、災害の種類、保険金の支払見込額、当該保険金の支払見込額に係る減収量若しくは減収金額若しくは果実の品質の低下の程度（特定収穫共済にあつては、果実の品質の低下の程度若しくは生産金額の減少額）又は損害の額及

〔再保険金支払いの免責事由〕

第四百四十条 次に掲げる場合には、政府は、農林水産省令の定めるところにより、再保険金の全部又は一部につき、その支払の責めを免れることができる。

びその減収量若しくは減収金額若しくは果実の品質の低下（特定収獲共済にあつては、果実の品質の低下若しくは生産金額の減少額）又は損害の額に係る被害面積（樹体共済に係るものについては、被害面積及び樹齢別被害本数）の概数その他災害の状況を明らかにすべき事項

五 果樹共済再保険区分、収獲共済の共済目的の種類等又は樹体共済の共済目的の種類等、保険金の支払をすべき組合等の名称又は略称、共済責任期間中に発生した災害の種類、当該保険金に係る減収量若しくは減収金額若しくは果実の品質の低下の程度（特定収獲共済にあつては、果実の品質の低下の程度若しくは生産金額の減少額）又は損害の額及びその減収量若しくは減収金額若しくは果実の品質の低下（特定収獲共済にあつては、果実の品質の低下若しくは生産金額の減少額）又は損害の額に係る被害面積（樹体共済に係るものについては、被害面積及び樹齢別被害本数）、当該保険金及びその保険金に係る共済金の額その他再保険金の額の決定に必要な事項

六 畑作物共済再保険区分、畑作物共済の共済目的の種類等、被害地区、災害の種類、保険金の支払見込額、当該保険金の支払見込額に係る減収量及びその減収量に係る被害面積（蚕繭に係る畑作物共済にあつては、被害箱数。次号において同じ。）の概数その他災害の状況を明らかにすべき事項

七 畑作物共済再保険区分、畑作物共済の共済目的の種類等、保険金の支払をすべき組合等の名称又は略称、共済責任期間中（蚕繭に係る畑作物共済にあつては、当該蚕期中）に発生した災害の種類、当該保険金に係る減収量及びその減収量に係る被害面積、当該保険金及びその保険金に係る共済金の額その他再保険金の額の決定に必要な事項

〔再保険金の請求手続〕

第三十八条 農業共済組合連合会は、政府に対して再保険金の支払を請求する場合には、その請求書に金額の算出の基礎を記載した書面を添附してこれを提出しなければならない。

【準用：四〇六一〇】

〔再保険金支払いの免責の程度〕

第三十九条 法第四百四十条第一号又は第二号の場合には、政府は、農業共済組合連合会に保険金支払の責のない限度に応じて再保険金の支払の責に任じない。

- 一 農業共済組合連合会が法令又は保険規程に違反して保険金を支払ったとき。
- 二 農業共済組合連合会が損害額を不当に認定して保険金を支払ったとき。
- 三 農業共済組合連合会が正当な理由がないのに再保険料の払込みを遅滞したとき。
- 四 農業共済組合連合会が第三百十八条又は前条の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。

【準用…一四二】

〔政府に対する訴えの提起〕

第四百十一条 農業共済組合連合会は、再保険に関する事項について不服があるときは、農漁業保険審査会に審査を申し立てることができる。

② 前項の場合には、第三百十一条第二項の規定を準用する。

【準用…一四二】

〔再保険事業についての準用規定〕

第四百十一条の二 政府の再保険事業には、第八十七条の二第六項及び第八十八条から第九十条まで並びに保険法第十一条の規定を準用

② 法第四百十条第三号の場合には、政府は、農業共済組合連合会が正当な理由がないのにその払込を遅滞している再保険料の額に相当する金額を限度として再保険金の支払の責に任じないことができる。

③ 法第四百十条第四号の場合には、政府は、再保険金の全部の支払の責に任じない。

【準用…四〇の一〇】

〔再保険料の返還請求手続〕

第四十条 農業共済組合連合会は、政府に対して再保険料の返還を請求する場合には、その請求書に請求の理由及び金額の算出の基礎を記載した書面を添附してこれを提出しなければならない。

【準用…四〇の一〇】

第四章 農漁業保険審査会の審査の申立て

〔審査の申立て手続〕

第四十五条の二 法第四百十一条第一項の規定により農漁業保険審査会の審査を受けようとするときは、農業共済組合連合会は、次の事項を記載した審査申立書に証拠書類があるときはこれを添え、農林水産大臣を経て、農漁業保険審査会に提出しなければならない。

- 一 農業共済組合連合会の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 申立ての目的たる再保険の表示
- 三 申立ての趣旨
- 四 申立ての理由
- 五 証拠方法
- 六 申立ての年月日

【準用…四〇六一〇】

〔審査申立ての取下げ手続〕

第四十五条の三 農漁業保険審査会の審査の申立ての取下げをしようとするときは、農業共済組合連合会は、書面で行なければならない。

【準用…四〇六一〇】

する。この場合において、同項中「第一項の規定による督促」とあるのは、「再保険料の納入の督促」と読み替えるものとする。

【準用：一四二】

第二節 保険事業

〔政府の保険〕

第四百十一條之三 政府は、特定組合が第八十三条第一項第一号及び第三号から第六号までに掲げる共済事業によつてその組合員に対して負う共済責任を保険するものとする。

〔保険関係〕

第四百十一條之四 特定組合とその組合員との間に農作物共済の共済関係が存するときは、共済目的の種類ごと及び農作物共済の共済事故等による種別ごとに、政府と当該特定組合との間に、当該共済関係に係る共済責任を一体としてこれにつき当該共済事業に係る保険事業の保険関係が存するものとする。

② 特定組合とその組合員との間に家畜共済又は園芸施設共済の共済関係が存するときは、政府と当該特定組合との間に当該共済関係につき当該共済事業に係る保険事業の保険関係が存するものとする。

③ 特定組合とその組合員との間に果樹共済の共済関係が存するときは、収穫共済にあつてはその共済目的の種類ごと及び収穫共済区分ごと、樹体共済にあつてはその共済目的の種類ごとに、政府と当該特定組合との間に、当該共済関係に係る共済責任を一体としてこれにつき当該共済事業に係る保険事業の保険関係が存するものとする。

④ 特定組合とその組合員との間に畑作物共済の共済関係が存するときは、農林水産大臣が都道府県の区域ごとに定める畑作物共済の共済目的の区分（以下畑作物共済保険区分という。）ごとに、政府と当該特定組合との間に、当該共済関係に係る共済責任を一体としてこれにつき当該共済事業に係る保険事業の保険関係が存するものとする。⁶⁷

⑤ 特定組合とその組合員との間に園芸施設共済の共済関係が存するときは、第二項に規定するもののほか、当該特定組合の事業年度ごとに、政府と当該特定組合との間に、当該共済関係に係る共済責任を一体としてこれにつき当該共済事業に係る保険事業の保険関係が存するものとする。

〔保険金額〕

第四百十一條の五 政府の保険金額は、次の金額とする。

- 一 農作物共済に係るものにあつては、共済目的の種類ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと及び特定組合ごとに、その総共済金額から、総共済金額に農作物通常標準被害率を乗じて得た金額を差し引いて得た金額
- 二 家畜共済に係るものにあつては、その共済金額の百分の五十に相当する金額
- 三 果樹共済のうち、收穫共済に係るものにあつてはイの金額、樹体共済に係るものにあつてはロの金額
- イ 共済目的の種類ごと、收穫共済区分ごと及び特定組合ごとに、收穫異常責任共済金額の百分の九十に相当する金額
- ロ 共済目的の種類ごと及び特定組合ごとに、樹体異常責任共済金額の百分の九十に相当する金額
- 四 畑作物共済に係るものにあつては、畑作物共済保険区分ごと及び特定組合ごとに、その総共済金額から、総共済金額に畑作物通常標準被害率を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の千分の八百五十五に相当する金額
- 五 園芸施設共済に係るもののうち、前条第二項に規定する保険関係に係るものにあつてはイの金額、同条第五項に規定する保険関係に係るものにあつてはロの金額
- イ その共済金額から、共済金額に特定組合の園芸施設共済に係る共済事業の共済責任に係る危険の態様を勘案して農林水産大臣が定める率を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の千分の八百五十五に相当する金額⁶⁸
- ロ 特定組合ごと及びその事業年度ごとに、当該事業年度内に共済責任期間の全部又は一部が含まれる共済関係に係るイの共済金額にイの農林水産大臣が定める率を乗じて得た金額の合計額から、当該事業年度内に経過した共済責任期間に対する共済金額として農林水産省令で定めるところにより算定される金額の合計額（以下経過総共済金額という。）に園芸施設通常標準被害率を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の千分の八百五十五に相当する金額

〔保険料〕

第四百十一條の六

政府の農作物共済に係る保険料は、共済目的の種類ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと及び特定組合ごとに、その総共済金額に農作物異常共済掛金標準率（第八十五条第四

〔経過した共済責任期間に対する共済金額〕

第四十條の二 第三十五条の二の二の規定は、法第四百十一條の五第五号ロの農林水産省令で定めるところにより算定される金額について準用する。この場合において、第三十五条の二の二第二項中「同号イの保険金額」とあるのは、「法第四百十一條の五第五号イの共済金額」と読み替えるものとする。

〔異常事故に該当しない共済事故による損害に対応するものとして算定される率等〕

第四十條の三

第三十五条の三の規定は、法第四百十一條の六第二項第一号の規定により家畜異常事故に該当しない共済事故による損害

項（第八十五条の七において準用する場合を含む。）の規定により水稻につき病虫害を共済事故としない農作物共済に係る保険料については、農作物異常共済掛金標準率から、その率に病虫害に対応する部分の割合として農林水産大臣が定める割合を乗じて得た率を差し引いて得た率）を乗じて得た金額に相当する金額とする。

② 政府の家畜共済に係る保険料は、次の金額を合計したもの（第十二条第二項ただし書の規定により共済規程で別段の定めをした共済掛金期間に係るものにあつては、その合計したものに第二百二十四条第三項の農林水産大臣の定める係数を乗じて得た金額）とする。

一 保険金額に、次条第一項第二号イの金額の保険金を支払う保険関係にあつては第二百十五條第一項第一号及び第二号の率を合計した率（同条第三項、第六項、第七項又は第八項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る保険関係については、家畜異常事故に該当しない共済事故による損害に対応するものとして農林水産省令で定めるところにより算定される率）、次条第一項第二号ロの金額の保険金を支払う保険関係にあつては第二百十五條第一項第一号の率（同条第三項、第六項、第七項又は第八項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る保険関係については、家畜異常事故に該当しない共済事故による損害で診療技術料等以外のものに対応するものとして農林水産省令で定めるところにより算定される率）を乗じて得た金額

二 共済金額に第二百十五條第一項第三号の率（同条第六項、第七項又は第八項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る保険関係については、家畜異常事故による損害に対応するものとして農林水産省令で定めるところにより算定される率）を乗じて得た金額

③ 政府の果樹共済に係る保険料は、收穫共済に係るものにあつては第一号、樹体共済に係るものにあつては第二号に掲げる金額とする。

一 共済目的の種類ごと、收穫共済区分ごと及び特定組合ごとに、收穫異常共済掛金の百分の九十に相当する金額

二 共済目的の種類ごと及び特定組合ごとに、樹体異常共済掛金の百分の九十に相当する金額

④ 政府の畑作物共済に係る保険料は、畑作物共済保険区分ごと及び特定組合ごとに、その総共済金額に畑作物保険料基礎率を乗じて得た金額の千分の八百五十五に相当する金額とする。

⑤ 前項の畑作物保険料基礎率は、畑作物共済保険区分ごと及び特定組合ごとに、農林水産省令で定める一定年間に於ける各年の被害率

に対応するものとして算定される率又は同号の規定により家畜異常事故に該当しない共済事故による損害で診療技術料等以外のものに対応するものとして算定される率について準用する。この場合において、第三十五条の三第一項中「再保険関係」とあるのは「保険関係」と、「当該再保険関係に係る農業共済組合連合会の組合員たる組合等」とあるのは「当該保険関係に係る特定組合」と読み替えるものとする。

〔異常事故による損害に対応するものとして算定される率〕

第四十条の四 第三十五条の三の二の規定は、法第四百四十一条の六第二項第二号の規定により家畜異常事故による損害に対応するものとして算定される率について準用する。この場合において、第三十五条の三の二第一項中「再保険関係」とあるのは「保険関係」と、「当該再保険関係に係る農業共済組合連合会の組合員たる組合等」とあるのは「当該保険関係に係る特定組合」と読み替えるものとする。

〔一定期間についての準用〕

第四十条の五 第二十八条の規定は、法第四百四十一条の六第五項、第七項及び第八項の農林水産省令で定める一定年間に於いて準用する。

のうち、畑作物通常標準被害率を超えるもののその超える部分の率を基礎として、農林水産大臣が定める。

⑥ 政府の園芸施設共済に係る保険料は、第四百四十一条の四第二項に規定する保険関係に係るものにあつては第一号の金額、同条第五項に規定する保険関係に係るものにあつては第二号の金額とする。

一 共済金額に園芸施設保険料基礎率甲を乗じて得た金額の千分の八百五十五に相当する金額（第二百二十条の二十一ただし書の規定により共済規程で別段の定めをした共済責任期間に係るものにあつては、その金額に第二百二十四条第五項の農林水産大臣の定める係数を乗じて得た金額）

二 経過総共済金額に園芸施設保険料基礎率乙を乗じて得た金額の千分の八百五十五に相当する金額

⑦ 前項第一号の園芸施設保険料基礎率甲は、特定園芸施設等の共済事故による損害のうち共済金額に前条第五号イの農林水産大臣が定める率を乗じて得た金額を超えるもののその超える部分に対応するものとして、施設区分ごと及び園芸施設共済の共済目的等による種別ごとに、農林水産省令で定める一定年間における地域別の被害率を基礎として、農林水産大臣が当該地域別に定める。

⑧ 第六項第二号の園芸施設保険料基礎率乙は、特定組合ごとに、農林水産省令で定める一定年間における各年度の特定組合責任被害率（特定組合が支払うべき共済金の額（その金額が共済金額に前条第五号イの農林水産大臣が定める率を乗じて得た金額を超える場合にあつては、共済金額に同号イの農林水産大臣が定める率を乗じて得た金額）の合計額を経過総共済金額で除して得た率をいう。）のうち、園芸施設通常標準被害率を超えるもののその超える部分の率を基礎として、農林水産大臣が定める。

〔保険金の支払金額〕

第四百四十一条の七 政府の支払うべき保険金は、次の金額とする。

一 農作物共済に係るものにあつては、共済目的の種類ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと及び特定組合ごとに、特定組合が支払うべき共済金の総額から、当該農作物に係る総共済金額に農作物通常標準被害率を乗じて得た金額を差し引いて得た金額

二 家畜共済に係るものにあつては、イ又はロの金額

イ 家畜異常事故に該当しない共済事故により支払うものにあつては特定組合が支払うべき共済金の百分の五十に相当する金額、家畜異常事故により支払うものにあつては特定組合が支払うべき共済金に相当する金額

〔疾病又は傷害により支払う保険金額〕

第四十条の六 第三十四条の三の規定は、法第四百四十一条の七第一項第二号ロの疾病又は傷害による損害で診療技術料等以外のものに応じて算定される金額について準用する。

②

ロ 死亡又は廃用（これらのうち家畜異常事故に該当するものを除く。）により支払うものにあつては特定組合が支払うべき共済金の百分の五十に相当する金額、疾病（家畜異常事故に該当するものを除く。第三項において同じ。）又は傷害により支払うものにあつては特定組合が支払うべき共済金のうち農林水産省令で定めるところにより当該共済事故による損害で診療技術料等以外のものに应じて算定される金額の百分の五十に相当する金額、家畜異常事故により支払うものにあつては特定組合が支払うべき共済金に相当する金額

三 果樹共済のうち、収穫共済に係るものにあつてはイの金額、樹体共済に係るものにあつてはロの金額

イ 共済目的の種類ごと、収穫共済区分ごと及び特定組合ごとに、特定組合が支払うべき共済金の総額から、当該果樹に係る収穫通常責任共済金額を差し引いて得た金額の百分の九十に相当する金額（特定収穫共済にあつては、その金額が農林水産大臣が定める金額を超えるときは、農林水産大臣が定める金額）⁹⁹

ロ 共済目的の種類ごと及び特定組合ごとに、特定組合が支払うべき共済金の総額から、当該果樹に係る樹体通常責任共済金額を差し引いて得た金額の百分の九十に相当する金額

四 畑作物共済に係るものにあつては、畑作物共済保険区分ごと及び特定組合ごとに、特定組合が支払うべき共済金の総額から、畑作物共済保険区分に係る総共済金額に畑作物通常標準被害率を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の百分の八百五十五に相当する金額

五 園芸施設共済に係るもののうち、第四百四十一条の四第二項に規定する保険関係に係るものにあつてはイの金額、同条第五項に規定する保険関係に係るものにあつてはロの金額

イ 特定組合が支払うべき共済金の額から、共済金額に第四百四十一条の五第五号イの農林水産大臣が定める率を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の百分の八百五十五に相当する金額

ロ 特定組合ごと及びその事業年度ごとに、特定組合が支払うべき共済金の額（その金額が共済金額に第四百四十一条の五第五号イの農林水産大臣が定める率を乗じて得た金額を超える場合に於ては、共済金額に同号イの農林水産大臣が定める率を乗じて得た金額）の合計額から、経過総共済金額に園芸施設通常標準被害率を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の百分の八百五十五に相当する金額

家畜共済に係る保険関係において、政府が支払うべき保険金の額

を前項第二号イの金額又は同号ロの金額のどちらの額とするかは、特定組合がその保険関係の成立の時までに定めるものとする。

- ③ 第一項第二号ロの金額の保険金を支払う保険関係において政府が支払うべき保険金には、第百十六条第一項ただし書の規定を準用する。

〔保険事業についての準用規定〕

第百四十二条 政府の保険事業には、第百二十九条第三号及び第百三十七条の二から第百四十一条の二までの規定を準用する。この場合において、第百二十九条第三号中「組合員」とあるのは「特定組合」と、「共済規程等」とあるのは「共済規程」と、第百三十七条の二から第百四十一条の二までの規定中「農業共済組合連合会」とあるのは「特定組合」と、「保険規程」とあるのは「共済規程」と、「保険料」とあるのは「共済掛金」と、「再保険料」とあるのは「保険料」と、「保険関係」とあるのは「共済関係」と、「保険金」とあるのは「共済金」と、「再保険金」とあるのは「保険金」と、「再保険に関する事項」とあるのは「保険に関する事項」と、「再保険事業」とあるのは「保険事業」と読み替えるものとする。

〔保険料の分割支払いの要件等〕

第四十条の七 法第百四十二条において準用する法第百三十七条の二の規定による保険料の分割支払は、次の各号に掲げる要件のすべてが備わっている場合限り、させることができるものとする。

- 一 当該保険料が包括共済関係に係るものであること。
 - 二 当該特定組合が当該保険関係に係る共済関係につき組合員の支払うべき共済掛金を分割して支払っており、かつ、当該共済掛金の支払につき確実な担保又は保証を徴していること。
 - 三 当該特定組合の共済規程で、分割した共済掛金の払込みについて、共済掛金の払込みの期限ごとに、共済掛金の額に当該共済掛金期間の開始の日から当該払込みの期限の次の共済掛金の払込みの期限までの期間の共済掛金期間に対する日数の割合を乗じて得た額（共済掛金期間における最後の共済掛金の払込みの期限にあつては、当該共済掛金の額）を払い込んでいなければならないこととなるように定めていること。
- ② 法第百四十二条において準用する法第百三十七条の二の規定により保険料を分割して支払わせる場合には、当該保険関係に係る家畜共済に係る共済掛金期間の開始の時から三月を経過すること、その経過した期間に対する保険料が支払われているようにしなければならない。

〔保険関係の内容の通知〕

第四十条の八 法第百四十二条において準用する法第百三十八条第一項の規定により通知すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 共済目的の種類（農作物共済については農作物区分、果樹共済については果樹区分並びに収穫共済の共済目的の種類等及び樹体共済の共済目的の種類等、畑作物共済については畑作物共済の共済目的の種類等、園芸施設共済については共済目的）
 - 二 共済金額
 - 三 共済掛金の額
 - 四 その他共済関係を明らかにすべき事項
- ② 前項各号の事項に変更が生じたときは、遅滞なく、法第百四十二

条において準用する法第三十八条第二項の規定による通知をしなければならない。

③ 農作物共済、果樹共済又は畑作物共済に係る第一項の通知は、毎年、同項第三号及び第四号に掲げる事項のすべてが確定した後遅滞なく、これをしなければならない。

④ 特定組合は、家畜共済に係る第二回以後の共済掛金期間に対する共済掛金を受領したときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に通知しなければならない。

〔支払い原因発生に係る通知事項〕

第四十条の九 法第四百二十二条において準用する法第三十九条の規定により通知すべき事項は、農作物共済については、収穫期前には第一号に掲げる事項、収穫期において当該農作物区分ごとの損害が確定するに至ったときには第二号に掲げる事項、家畜共済又は園芸施設共済については、第三号に掲げる事項、果樹共済については、当該果樹共済保険区分ごとの損害が確定する前には第四号に掲げる事項、当該果樹共済保険区分ごとの損害が確定するに至ったときには第五号に掲げる事項、畑作物共済については、当該畑作物共済保険区分ごとの損害が確定する前には第六号に掲げる事項、当該畑作物共済保険区分ごとの損害が確定するに至ったときには第七号に掲げる事項とする。

一 農作物区分、被害地区、災害の種類、共済金の支払見込額、当該共済金の支払見込額に係る減収量及びその減収量に係る被害面積の概数その他災害の状況を明らかにすべき事項

二 農作物区分、共済責任期間中に発生した災害の種類、当該共済金に係る減収量及びその減収量に係る被害面積、当該共済金の額その他保険金の額の決定に必要な事項

三 共済関係を明らかにすべき事項、共済事故の種類、原因及び経過、共済金その他保険金の額の決定に必要な事項

四 果樹共済保険区分、収穫共済の共済目的の種類等又は樹体共済の共済目的の種類等、被害地区、災害の種類、共済金の支払見込額、当該共済金の支払見込額に係る減収量若しくは減収金額若しくは果実の品質の低下の程度（特定収穫共済にあつては、果実の品質の低下の程度若しくは生産金額の減少額）又は損害の額及びその減収量若しくは減収金額若しくは果実の品質の低下（特定収穫共済にあつては、果実の品質の低下若しくは生産金額の減少額）又は損害の額に係る被害面積（樹体共済に係るものについては、被害面積及び樹齢別被害本数）の概数その他災害の状況を明らかに

第五章の二 監督

〔報告徴収及び検査〕

第四百二十二条の二 行政庁は、組合等又は農業共済組合連合会が法令

かにすべき事項

五 果樹共済保険区分、収穫共済の共済目的の種類等又は樹体共済の共済目的の種類等、共済責任期間中に発生した災害の種類、当該共済金に係る減収量若しくは減収金額若しくは果実の品質の低下の程度（特定収穫共済にあつては、果実の品質の低下の程度若しくは生産金額の減少額）又は損害の額及びその減収量若しくは減収金額若しくは果実の品質の低下（特定収穫共済にあつては、果実の品質の低下若しくは生産金額の減少額）又は損害の額に係る被害面積（樹体共済に係るものについては、被害面積及び樹齢別被害本数）、当該共済金の額その他保険金の額の決定に必要な事項

六 畑作物共済保険区分、畑作物共済の共済目的の種類等、被害地区、災害の種類、共済金の支払見込額、当該共済金の支払見込額に係る減収量及びその減収量に係る被害面積（蚕繭に係る畑作物共済にあつては、被害箱数。次号において同じ。）の概数その他災害の状況を明らかにすべき事項

七 畑作物共済保険区分、畑作物共済の共済目的の種類等、共済責任期間中（蚕繭に係る畑作物共済にあつては、当該蚕期中）に発生した災害の種類、当該共済金に係る減収量及びその減収量に係る被害面積、当該共済金の額その他保険金の額の決定に必要な事項

〔準用規定〕

第四十条の十 第三十八条から第四十条まで及び第四章の規定は、政府の保険事業について準用する。この場合において、これらの規定中「農業共済組合連合会」とあるのは「特定組合」と、「再保険金」とあるのは「保険金」と、「保険金支払」とあるのは「共済金支払」と、「再保険料」とあるのは「保険料」と読み替えるものとする。

※第三章 交付金（第四十一条、第四十五条）は法第十三条関係

第四章 農漁業保険審査会の審査の申立て（第四十五条の二・第四十五条の三）は法第四百四十一条関係

第五章 雑則

〔検査職員の証票携帯義務〕

第四十六条 行政庁の職員は、法第四百二十二条の二から法第四百二十二

、法令に基づいてする行政庁の処分、定款又は共済規程等若しくは保険規程を守っているかどうかを知るために必要があるときは、組合等若しくは農業共済組合連合会からその業務若しくは会計（共済事業を行う市町村にあつては、当該共済事業に係る業務若しくは会計。以下この条及び次条において同じ。）に関し必要な報告を徴し、又は組合等若しくは農業共済組合連合会の業務若しくは会計の状況を検査することができる。

〔常例検査〕

第四百二十二条の三 行政庁は、組合等又は農業共済組合連合会の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査しなければならない。

〔組合員の請求による検査〕

第四百二十二条の四 組合員が、総組合員の二十分の一以上の同意を得て、行政庁に対し、農業共済団体の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款又は共済規程若しくは保険規程に違反する疑いがあることを理由として当該農業共済団体の検査を行うべき旨を請求したときは、当該行政庁は、当該農業共済団体の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

〔監督上の必要な命令〕

第四百二十二条の五 行政庁は、第四百二十二条の二の規定により報告を徴し、又は前三条の規定により検査を行った場合において、農業共済団体の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款又は共済規程若しくは保険規程に違反すると認めるときは、当該農業共済団体に対し、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

② 行政庁は、前項の規定によるほか、この法律の規定による共済事業又は保険事業を適正かつ効率的に行わせるため特に必要があるときは、農業共済団体に対し、これらの事業につき、業務の執行方法の変更その他監督上必要な命令をすることができる。

〔監督上の必要な指示〕

第四百二十二条の五の二 都道府県知事は、第四百二十二条の二の規定により報告を徴し、又は同条若しくは第四百二十二条の三の規定により検査を行った場合において、共済事業を行う市町村の当該共済事業に係る業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は

条の四までの規定により組合等又は農業共済組合連合会の業務又は会計（共済事業を行う市町村にあつては、当該共済事業に係る業務又は会計）の状況を検査するときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

共済事業の実施に関する条例に違反すると認めるときは、当該市町村に対し、必要な措置を採るべき旨を指示することができる。

- ② 都道府県知事は、前項の規定によるほか、この法律の規定による共済事業を適正かつ効率的に行わせるため特に必要があるときは、共済事業を行う市町村に対し、当該事業につき、業務の執行方法の変更その他監督上必要な指示をすることができる。

〔命令違反に対する措置〕

第四百二十二条の六 農業共済団体が第四百二十二条の五の規定による命令に違反したときは、行政庁は、当該農業共済団体に対し、期間を指定して、その役員の全部又は一部の改選を命ずることができる。

- ② 農業共済団体が前項の規定による命令に違反したときは、行政庁は、当該命令に係る役員を解任することができる。

- ③ 農業共済団体が第四百二十二条の五の規定による命令に違反したときは、行政庁は、当該農業共済団体の解散を命ずることができる。

〔議決、選挙又は当選の取り消し〕

第四百二十二条の七 行政庁は、組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、総会若しくは総代会の招集手続若しくは議決の方法又は役員若しくは総代の選挙が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款に違反することを理由として、その議決又は選挙若しくは当選の決定の日から一箇月以内に当該議決又は選挙若しくは当選の取消を請求した場合において、その違反の事実があると認めるときは、当該議決又は選挙若しくは当選を取り消すことができる。

第五章の三 独立行政法人農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務

〔独立行政法人農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務〕

第四百二十二条の八 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、農業共済組合連合会が行う保険事業及び組合等が行う共済事業の健全な運営に資するため、これらの事業に係る保険金又は共済金の支払に必要な資金の供給を円滑にすることを目的として、次に掲げる業務を行う。

- 一 農業共済組合連合会又は組合等が農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済又は園芸施設共済に係る保険金又は共済金の支払に關して必要とする資金の貸付け
- 二 農業共済組合連合会又は組合等が農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済又は園芸施設共済に係る保険金又は共済金の支

払に關して金融機關に対し負担する債務の保証

三 前二号の業務に附帶する業務

② 信用基金は、前項の規定により行う業務に必要な資金に充てられため、農業共済組合連合会又は組合等から金銭の寄託を引き受けることができる。

〔業務の委託〕

第四百二十二条の九

信用基金は、業務方法書で定めるところにより、前条の規定により行う業務（以下「農業災害補償関係業務」という。）の一部を、農林中央金庫、農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の業務を併せ行う農業協同組合連合会その他農林水産大臣の指定する金融機関に委託することができる。

② 信用基金は、業務方法書で定めるところにより、組合等に係る資金の貸付け又は債務の保証の業務の一部を当該組合等の所属する農業共済組合連合会に委託することができる。

③ 第一項に規定する者は、他の法律の規定にかかわらず、同項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

④ 農業共済組合連合会は、第二百一条の規定による保険事業及び第三百二十二条の二第一項の規定による共済事業のほか、第二項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

〔資金の目的外使用の禁止〕

第四百二十二条の十

農業共済組合連合会又は組合等は、信用基金から貸付けを受けた資金又は信用基金の保証に係る借入金を農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済又は園芸施設共済に係る保険金又は共済金の支払以外の目的に使用してはならない。

② 農業共済組合連合会又は組合等が前項の規定に違反して同項の資金又は借入金を他の目的に使用したときは、信用基金は、業務方法書で定めるところにより、当該農業共済組合連合会又は組合等に対し、貸付金の弁済期前の償還、違約金の納付その他必要な措置を請求することができる。

〔区分経理〕

第四百二十二条の十一

信用基金は、農業災害補償関係業務に係る経理については、農業災害補償関係勘定を設けて、その他の業務に係る経理と区分して整理しなければならない。

〔農業災害補償関係資金〕

第四百二十二条の十二 信用基金は、農業災害補償関係業務に関して、

農業災害補償関係資金を設け、政府、農業共済組合連合会及び特定組合が当該農業災害補償関係資金に充てるべきものとして示して出資した額に相当する額をもつてこれに充てなければならない。

② 農業共済組合連合会及び特定組合は、前項の農業災害補償関係資金に充てるべきものとして示して出資する場合に限り、信用基金に出資することができる。

③ 第一項の農業災害補償関係資金に係る持分については、農業共済組合連合会又は特定組合でなければ、その譲渡しを受けることができない。

〔財務大臣との協議〕

第四百二十二条の十三 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第四百二十二条の九第一項の指定をしようとするとき。

二 農業災害補償関係業務に関して独立行政法人農林漁業信用基金法（平十四年法律第二百二十八号）第十六条第一項の承認をしようとするとき。

〔独立行政法人農林漁業信用基金法の特例〕

第四百二十二条の十四 農業災害補償関係業務については、独立行政法人農林漁業信用基金法第五条第六項、第二十二条第二項及び第二十三条第一項中「第十五条各号に掲げる業務」とあるのは「第十五条各号に掲げる業務及び農業災害補償関係業務」と、同法第十六条第一項中「前条各号に掲げる業務」とあるのは「前条各号に掲げる業務及び農業災害補償関係業務」と、同法第二十条第一項中「又は中小漁業融資保証法」とあるのは「、中小漁業融資保証法又は農業災害補償法」とする。

第六章 補則

〔損害評価会〕

第四百四十三条 組合等及び農業共済組合連合会に、損害評価会を置く。

② 損害評価会は、共済規程等又は保険規程の定めるところにより、共済事故に係る損害の防止及び認定に関する重要事項について調査審議する。

③ 損害評価会は、前項に規定する事項に関し学識経験を有する者の

〔損害評価会の委員の任期〕

第二条の十三 損害評価会の委員の任期は、三年以内において共済規程等で定める。

② 任期満了によつて退任した委員は、後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

④ うちから、共済規程等又は保険規程の定めるところにより当該農業共済団体の理事又は共済事業を行う市町村の長が選任した委員をもつて組織する。

④ 前三項に規定するものの外、損害評価会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

〔損害評価会の会長〕

第二条の十四 損害評価会に会長を置く。

② 会長は、委員のうちから互選する。

③ 会長は、会務を総理する。

④ 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代行する。

〔損害評価会の部会〕

第二条の十五 損害評価会に、共済規程等又は保険規程の定めるところにより、部会を置くことができる。

② 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

③ 部会に部会長を置く。部会長は、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

④ 部会長は、部会の事務を掌理する。

⑤ 損害評価会は、共済規程等又は保険規程

の定めるところにより、部会の決議をもつて損害評価会の決議とすることができる。

⑥ 前条第四項の規定は、部会長について準用する。

〔損害評価会の会議〕

第二条の十六 損害評価会の会議は、会長が招集する。

② 部会の会議は、部会長が招集する。

〔事務の区分〕

第二条の十七 第一条の五第二項並びに第二条の四第一項、第二項及び第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

○ 都道府県農業共済保険審査会規程

（昭和十六年勅令第八百八十九号）

○ 都道府県農業共済保険審査会規程施行規則

（昭和十六年農林省令第八十号）

〔都道府県農業共済保険審査会〕

第四百三十三条の二 都道府県に都道府県農業共済保険審査会を置く。

ただし、当該都道府県の区域をその区域とする農業共済組合連合会がない場合には、当該都道府県に都道府県農業共済保険審査会を置かないことができる。

② 都道府県農業共済保険審査会は、第三百三十一条第一項の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、都道府県知事の諮問に応じて次の事項を調査審議する。

- 一 農業災害の発生、予防及び防止に関する事項
- 二 共済掛金、共済金額、保険料及び保険金額（政府と特定組合との間に存する保険関係に係るものを除く。）の適正化に関する事項

三 その他この法律の運用に関する重要事項

③ 前二項に規定するもののほか、都道府県農業共済保険審査会に關し必要な事項は、政令で定める。

第一条 都道府県農業保険審査会ハ農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号以下「法」と謂フ）第百三十一条第一項及第百四十三条の二第二項ノ規定ニ依リ其ノ権限ニ属セシメタル事項ヲ処理シ又ハ調査審議ス

② 審査会ハ都道府県ノ名ヲ冠ス

③ 審査会ノ管轄区域ハ都道府県ノ区域トス

④ 審査会ハ会長一人及委員九人以内ヲ以テ組織ス

⑤ 法第百四十三条の二第二項ノ規定ニ依リ都道府県知事ノ諮問シタル事項ヲ調査審議セシムルタメ必要アルトキハ審査会ニ臨時委員ヲ置クコトヲ得但シ其ノ数ハ三人以内トス

⑥ 会長ハ都道府県知事ヲ以テ之ニ充ツ

⑦ 委員ハ左ニ掲グル者ヲ以テ之ニ充ツ
一 都道府県知事ノ直近下位ノ内部組織ノ長 三人

二 農業共済組合ノ組合員又ハ法第八十五條の六第一項ノ共済事業ヲ行フ市町村トノ間ニ農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済若クハ園芸施設共済ノ共済関係ノ存スル者 三人

三 学識経験アル者 三人

⑧ 臨時委員ハ学識経験アル者ヲ以テ之ニ充ツ

⑨ 委員及臨時委員ハ都道府県知事之ヲ命ズ

⑩ 前条第二項第二号ノ規定ニ依ル委員ノ任期ハ三年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中解任スルコトヲ妨ゲズ

⑪ 臨時委員ハ当該事項ノ調査審議ノ終了ニヨリ退任ス

⑫ 会長ハ会務ヲ総理ス

⑬ 会長事故アルトキハ都道府県知事ノ指

第一条 組合等（農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第十二条第三項ノ組合等ヲ謂フ以下同ジ）ガ同法第百三十一条第一項ノ規定ニ依リ都道府県農業保険審査会ノ審査ヲ受ケントスルトキハ農業共済組合ニ依リテハ其ノ理事共済事業ヲ行フ市町村（同法第八十五条ノ六第一項ノ共済事業ヲ行フ市町村ヲ謂フ以下同ジ）ニ在リテハ其ノ長ハ左ノ事項ヲ記載シタル審査申立書ニ記名捺印シ証拠書類アルトキハ之ヲ添ヘ組合等ノ区域（農業共済組合ニ在リテハ其ノ区域、共済事業ヲ行フ市町村ニ在リテハ其ノ共済事業ノ実施区域ヲ謂フ）を管轄スル審査会ニ提出スベシ

- 一 組合等ノ名称及住所（共済事業ヲ行フ市町村ニ在リテハ其ノ事務所ノ所在地以下同ジ）
- 二 申立ノ目的タル保険ノ表示
- 三 申立ノ趣旨
- 四 申立ノ理由
- 五 証拠方法
- 六 年月日

第二条乃至第四条 削除

① 審査会ノ裁決ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 組合等ノ名状及住所
- 二 審査ノ目的タル保険ノ表示
- 三 事実及争点ノ要旨
- 四 裁決ノ趣旨
- 五 裁決ノ理由
- 六 年月日

② 審査会ノ裁決ノ原本ハ会長ノ指定シタル委員之ヲ作成シ会長及出席委員之ニ記名捺印スベシ

③ 審査会ノ裁決ノ正本ハ前条ノ裁決ノ原本ニ基キ審査会幹事之ヲ作成シ都道府県農業共済保険審査会ノ印章ヲ押捺スベシ

④ 審査会幹事ハ前項ノ正本ヲ申立者ニ交付スベシ

⑤ 審査ノ申立ガ農業災害補償法ニ依リ之ヲ為スベカラザルベキモノナルトキ又ハ其ノ手続ガ第一条ノ規定ニ違反スルモノナルトキハ裁決ヲ以テ之ヲ却下スベシ但シ手続ノ欠缺ハ之ヲ補正セシムルコトヲ妨ゲズ

⑥ 審査会ノ裁決ヲ經タル事件ニ付テハ審査ノ手続ガ第一条ノ規定ニ違反スルニ因リ却下セラレタル場合ヲ除クの外更ニ審査ヲ申立ツルコトヲ得ズ

⑦ 組合等ガ審査ノ申立ノ取下ヲ為サントスルトキハ書面ヲ以テ之ヲ為スベシ

〔農漁業保険審査会〕

第四百四十四条

農林水産省に農漁業保険審査会を置く。

② 農漁業保険審査会は、第四百四十一条第一項（第四百四十二条において準用する場合を含む。）、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第三百三十八条の二十二第一項及び漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五百十八号）第四百七条の十三第二項の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

③ 前二項に規定するもののほか、農漁業保険審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第七条

審査会ノ会議ハ委員（法第四百十三條の二第二項ノ規定ニ因リ都道府県知事ノ諮問シタル事項ヲ調査審議スル場合ニ於テハ委員及臨時委員）ノ過半数出席スルニ非ザレバ之ヲ開クコトヲ得ズ

② 審査会ノ議決ハ出席セル委員及臨時委員ノ過半数ニ依ル可否同数ニルトキハ会長ノ決スル所ニ依ル

第八条

審査会ノ審査ノ裁決ハ理由ヲ付シタル文書ヲ以テシ之ヲ申立者ニ交付ス

第九条

審査会ニ幹事及書記ヲ置ク
② 幹事及書記ハ都道府県ノ吏員ノ中ヨリ都道府県知事之ヲ命ズ

③ 幹事ハ会長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス
④ 書記ハ会長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第十条

本令ニ規定スルモノノ外審査会ニ関シ必要ナル事項ハ農林水産大臣之ヲ定ム

○ 農漁業保険審査会令

（昭和五十三年政令第百八十七号）

（組織）

第一条

農漁業保険審査会（以下「審査会」という。）は、委員十五人で組織する。

2

委員は、学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

3

委員の任期は、二年とする。ただし、これに欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4

委員は、再任されることができる。

5

農林水産大臣は、委員が次の各号のいずれかに該当する場合には、任期中でも、これを解任することができる。

一 故意に職務を怠つた場合

第十一条

審査ヲ申立テタル農業共済組合ガ合併ニ因リテ解散シタルトキハ合併後存続スル組合又ハ合併ニ因リテ設立シタル組合ニ於テ其ノ審査ノ申立ヲ受継グモノトス

第十二条

本規則ニ規定スルモノノ外審査会ニ関シ必要ナル事項ハ審査会之ヲ定ム

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
三 刑事事件に関し起訴された場合

6 委員は、非常勤とする。

(会長)

第二条 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第三条 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第四条 審査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によつてこれを定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会に準用する。この場合において、同条第二項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第五条 審査会の庶務は、農林水産省経営局保険課において水産庁漁政部漁業保険課の協力を得て処理する。

〔連合会及び特定組合の任意共済に係る責任の付保〕

第四百四十五条 農業共済組合連合会は、第二百二十一条第二項の規定により行う事業（果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済に係る保険事業を除く。）によつてその組合員に対して負う責任及び第三百三十二条の二第一項の規定により行う事業によつて同項に規定する者に対して負う責任を農業協同組合法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会（全国の区域をその地区とするものに限る。）の共済に付することができる。【準用…②】

② 前項の規定は、特定組合が行う第八十三条第一項第七号に掲げる共済事業及び第二百二十条の二十八第一項の規定により特定組合が行う事業について準用する。

〔所管行政庁〕

第四百四十五条の二 第二章及び第五章の二の規定中「行政庁」とあるのは、第五十三条及び第五十三条の二第一項の場合並びに「法令に基づいてする行政庁の処分」とある場合を除いて、組合等については都道府県知事、農業共済組合連合会については農林水産大臣とする。

〔事務の区分〕

第四百四十五条の三 この法律（第八十五条第四項（第八十五条の七において準用する場合を含む。）、第三百三十一条第一項及び第四百四十三条の二第二項を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第七章 罰則

〔罰則〕

第四百四十六条 第四百四十二条の二の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条、第四百四十二条の三若しくは第四百四十二条の四の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを二十万円以下の罰金に処する。

（雑則）

第六条 この政令に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮つて定める。

② 農業共済団体の代表者又は代理人、使用人その他の従業者がその農業共済団体の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その農業共済団体に対しても同項の刑を科する。

第四百七条 次の場合には、農業共済団体の役員又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により行政庁の認可を受けなければならない場合、その認可を受けなかつたとき。
- 二 この法律による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。
- 三 農業共済団体が法律の規定により行うことができる事業以外の事業を行ったとき。
- 四 第三十三条の規定に違反したとき。
- 五 第三十五条第一項、第三十六条第一項又は第三十七条の規定に違反したとき。
- 六 第三十九条第一項若しくは第四十条第一項の規定に違反して書類を備え置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのに第三十九条第二項若しくは第四十条第二項の規定による閲覧を拒んだとき。
- 七 第四十一条第四項（第四十五条第四項において準用する場合を含む。）又は第四十二条の三第四項の規定に違反したとき。
- 七の二 第四十三条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 八 第四十九条又は第五十条第二項の規定に違反して農業共済組合の合併をしたとき。
- 九 第五十五条又は第五十七条に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。
- 十 第五十五条の二第一項の期間内に債権者に弁済したとき。
- 十一 第五十五条の二第一項又は第五十五条の四第一項の規定による公告を怠り、又は不実の公告をしたとき。
- 十二 第五十五条の四第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠ったとき。
- 十三 第五十六条の規定に違反して農業共済団体の財産を分配したとき。
- 十四 第九十一条（第三百三十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
- 十五 第九十九条の二第一項又は第三百三十条の規定に違反したとき。
- 十六 第一百条（第三百三十二条第一項において準用する場合を含む。）

（又は第百一条（第百三十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
 十七 第百四十二条の五の規定による命令に従わなかつたとき。
 十八 法令又は定款に違反して剰余金を処分し、又は共済金額を削減したとき。

第百四十八条 第四条第二項の規定に違反した者は、これを十万円以下の過料に処する。

附 則 (抄)

第百四十九条 この法律は、公布の日から、これを施行する。

〔新規開田地等の引受除外〕

第百五十条の二 次の耕地に該当する耕地（以下新規開田地等という。）において行なう水稻の耕作は、第十五条第一項第一号及び第十六条第一項ただし書の規定の適用については、米穀の需給事情にかんがみ、当分の間、その耕作を行なう者の水稻の耕作の業務に含まれないものとする。ただし、都道府県知事が、その耕地の造成の経緯その他の事情に照らしその者が当該耕地を水稻の耕作の目的に供することにつき農林水産省令で定めるやむをえない事由が存するものと認めて指定した新規開田地等において行なう水稻の耕作については、この限りでない。

一 農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第七十九号）の施行の日以後にその造成が完了した耕地

二 農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律の施行の際現に耕地である土地であつて、その施行の日の前農林水産省令で定める一定年間に於いて水稻の耕作が行なわれたことのないもの

② 第百四条又は第百四条の二第三項の場合において、これらの規定により組合等との間に農作物共済の共済関係が成立することとなる者の業務とする耕作に係る水稻のうちに新規開田地等（前項ただし書の規定により都道府県知事が指定したものを除く。以下この項において同じ。）において耕作されるものがあり、又はその者の業務とする耕作に係る水稻のすべてが新規開田地等において耕作されるものであるときは、当該水稻については、米穀の需給事情にかんがみ、当分の間、その者と当該組合等との間に農作物共済の共済関係

附 則 (抄)

第三条 この政令は、公布の日から、これを施行する。

附 則 (抄)

第四十七条 この省令は、公布の日から、これを施行する。

〔省令で定める事由〕

第四十七条の三 法第百五十条の二第一項ただし書の農林水産省令で定めるやむをえない事由は、次の各号に掲げるものとする。

一 水稻の耕作の目的に供するため国の助成を受けて造成された法第百五十条の二第一項の新規開田地等（以下「新規開田地等」という。）（昭和四十四年三月三十一日以前にその造成が完了したものを除く。）において水稻の耕作を行なうこととなつたこと。

二 米穀の生産の転換又は休止を図るための国の施策が実施されたため水稻の耕作を行なわなかつたことにより法第百五十条の二第一項第二号の耕地に該当することとなつた耕地において水稻の耕作を行なうこととなつたこと。

三 水稻の耕作を行なう耕地（新規開田地等を除く。次号において同じ。）が土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三条に規定する事業の用に供されることとなつた場合において、当該耕地に代えて新規開田地等において水稻の耕作を行なうこととなつたこと。

四 水稻の耕作を行なう耕地が耕土の流出、土砂の流入、埋没等の災害により被害を受けたことその他のやむをえない事由により耕地を水稻の耕作の目的に供さないこととなつた場合において、当該耕地に代えて新規開田地等において水稻の耕作を行なうこととなつたこと。

五 その他前各号に掲げる事由に準ずると認められること。

〔省令で定める期間〕

第四十七条の四 法第百五十条の二第一項第二号の農林水産省令で定

は、存しないものとする。

〔損害防止交付金〕

第百五十条の三 国庫は、当分の間、家畜共済の共済目的たる家畜の共済事故による損害を防止し、この法律の規定による共済事業、保険事業及び再保険事業の収支の安定を図るため、毎会計年度予算の範囲内において、政令の定めるところにより、農林水産大臣の定める特定の疾病による家畜の損害につき第九十五条の規定による指示をした特定組合及び第百三十二条第一項において準用する第九十五条の規定による指示をした農業共済組合連合会に対し、これらの規定により負担する費用の一部に相当する金額の交付金を交付することができる。⁷⁰

② 前項の交付金の交付を受けようとする特定組合及び農業共済組合連合会は、農林水産省令の定めるところにより、当該指示に係る処置の内容及び家畜の頭数に関する計画を定め、これにつき農林水産大臣の承認を得なければならない。

③ 第一項の交付金に相当する金額は、毎会計年度予算で定めるところにより、一般会計から食料安定供給特別会計に繰り入れる。

〔農作物共済の災害収入共済方式および品質方式〕

第百五十条の三の二 農作物共済の共済目的の種類のうち政令で定めるものについては、当分の間、共済規程等で定めるところにより、風水害、干害、冷害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による農作物の減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少を農作物共済の共済事故とすることができる。

〔農作物共済の災害収入共済方式及び品質方式の共済金額〕

第百五十条の三の三 前条に規定する生産金額の減少を共済事故とする農作物共済の共済金額は、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び農業共済組合の組合員又は農作物共済資格者ごとに、その者が、共済規程等で定めるところにより、基準生産金額に共済規程等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず、特定農作物共済限度額（基準生産金額に、百分の九十を超えない範囲内において農林水産大臣が定める二以上の割合のうち農林水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定める割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を超えない範囲内において、申し出た金額とする。⁷¹

② 前項の基準生産金額は、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び

〔交付金の金額〕

第五条 法第百五十条の三第一項の交付金の金額は、同項の特定の疾病による家畜の損害につき法第九十五条の規定による指示をした特定組合及び法第百三十二条第一項において準用する法第九十五条の規定による指示をした農業共済組合連合会が当該指示に係る処置につきこれらの規定により負担する費用の百分の六十に相当する金額とする。

〔政令で指定する共済目的の種類〕

第六条 法第百五十条の三の二の政令で定める共済目的の種類は、水稻及び麦とする。

める一定年間は、三年間とする。

〔省令で定める計画〕

第四十七条の五 法第百五十条の三第二項の計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該指示に係る処置の内容
- 二 当該指示に係る家畜の種類ごとの頭数
- 三 当該指示に係る処置につき負担する費用

〔特定農作物共済の補償割合の選択〕

第四十七条の六 組合等は、法第百五十条の三の三第一項の規定により同項の割合を定める場合には、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合等の区域ごとに、同項の規定により農林水産大臣が定める割合のうちから定めるものとする。この場合において、当該組合等が複数の割合について定めるときは、当該複数の割合のうちからその農業共済組合の組合員又は農作物共済資格者が申し出た一の割合（当該農業共済組合の組合員又は農作物共済資格者が申出をしない場合にあつては、当該複数の割合のうちから当該組合等が定める一の割合）を当該農業共済組合の組合員又は農作物共済資格者についての同項の割合とする旨を共済規程等で定めるものとする。

農業共済組合の組合員又は農作物共済資格者ごとに、農林水産大臣の定める準則に従い、その者が過去一定年間に於いて収穫した当該農作物共済の共済目的の種類等に係る農作物の生産金額（当該農作物に係る収入金額で農林水産省令で定めるものを含む。次条において同じ。）を基礎として、組合等が定める金額とする。⁷²

③ 第一項の最低割合の基準は、農林水産大臣が定める。⁷³

〔農作物共済の災害収入共済方式及び品質方式の共済金の支払い〕 **第百五十条の三の四** 組合等は、前条第一項に規定する農作物共済に

ついては、第百九条第一項の規定にかかわらず、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、第百五十条の三の二に規定する農作物の減収又は品質の低下（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合において、第九十八条の二の準則に従い認定された当該組合員等の当該農作物共済の共済目的の種類等に係るその年産の農作物の生産金額がその特定農作物共済限度額に達しないときに、その特定農作物共済限度額から当該生産金額を差し引いて得た金額に、共済金額の特定農作物共済限度額に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

〔特定農作物共済に係る読替え〕 **第百五十条の三の五** 第百五十条の三の三第一項に規定する農作物共

済についての第八十四条第一項第一号、第八十五条第四項、第百六条第一項、第百三十七条第一号及び第百四十一条の七第一項第一号の規定の適用については、第八十四条第一項第一号中「鳥獣害」とあるのは「鳥獣害による農作物の減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少」と、第八十五条第四項中「成立する」とあるのは「成立する第百五十条の三の三第一項の規定する農作物共済以外の」と、第百六条第一項中「次の金額」とあるのは「次の金額及び第百五十条の三の三第一項に規定する金額」と、第百三十七条第一号及び第百四十一条の七第一項第一号中「差し引いて得た金額」とあるのは「差し引いて得た金額（その金額が農林水産大臣が定める金額を

〔収入金額〕 **第四十七条の七**

法第百五十条の三の三第二項の農林水産省令で定める収入金額は、次に掲げる金額とする。

- 一 農業の担い手に対する経営の安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項第二号の交付金のうち麦に係る金額に相当する金額
- 二 経営所得安定対策交付金のうち当該年度において生産した麦の品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額に相当する金額（前号に掲げるものを除く。）

〔農作物の減収又は品質の低下〕 **第四十七条の八** 法第百五十条の三の四の農林水産省令で定める農作

物の減収又は品質の低下は、農林水産大臣の定める準則に従い認定されたその年における当該組合員等の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る農作物の収穫量にその年における当該組合員等の収穫に係る当該農作物の品質の程度に応じ農林水産大臣の定める方法により一定の調整を加えて得た数量が、当該組合員等の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量に達しないこととする。⁷⁴

② 前項の基準収穫量は、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに農林水産大臣の定める準則に従い、過去一定年間に於けるその者の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る農作物の収穫量に、当該一定年間に於けるその者の収穫に係る当該農作物の品質の程度に応じ、一定の調整を加えて得た数量等を基礎として、組合等が定める数量とする。⁷⁵

〔特定農作物共済の加入資格者〕 **第四十七条の九** 組合等は、法第百五十条の三の五第一項において読

み替えて適用する法第百六条第一項の規定により水稻又は麦に係る農作物共済の共済金額を定める場合には、第二十七条の七第一項の規定にかかわらず、農作物共済の共済目的の種類等ごとに、法第百六条第一項各号に掲げる金額及び法第百五十条の三の三第一項に規定する金額のうちから定めるものとする。この場合において、当該組合等が複数の金額について定めるときは、当該複数の金額のうちからその農業共済組合の組合員又は農作物共済資格者（法第百六条第一項第三号に掲げる金額については、その者が耕作する農作物共済の共済目的の種類等に係る農作物に係る収穫物の収穫量が乾燥調製施設における計量結果（麦にあつては、乾燥調製施設における計

〔基準適合組合等の行う農作物共済の共済金支払いの特例〕

第百五十条の四 農作物共済の共済目的の種類のうち政令で定めるものに係る過去の共済事故の発生状況、当該政令で定める共済目的の種類に係る農作物共済の収支の状況等が農林水産大臣の定める基準に適合する組合等は、当該政令で定める共済目的の種類に係る第百九条第一項又は第二項に規定する農作物共済について、当分の間、同条第一項又は第二項の規定にかかわらず、農林水産省令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる金額を共済金として組合員等に支払うことができる。⁷⁶

一 当該政令で定める共済目的の種類に係る第百九条第一項に規定する農作物共済については、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び当該農作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとに、共済事故による共済目的の減収量（同項に規定する減収量をいう。以下この項において同じ。）がその耕地の基準収獲量の百分の二十を超えた場合 第百六条第一項第一号に掲げる金額に、その減収量のその基準収獲量に対する割合に応じて農林水産省令で定める率を乗じて得た金額

二 当該政令で定める共済目的の種類に係る第百九条第二項に規定する農作物共済については、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、当該組合員等が当該農作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとの共済事故による共済目的の減収量の合計が当該耕地ごとの当該農作物共済の共済目的の種類等に係る基準収獲量の合計の百分の十五を超えた場合 第百六条第一項第二号に掲げる金額に、その減収量の合計のその基準収獲量の合計に対する割合に応じて農林水産省令で定める率を乗じて得た金額

② 前項の規定により同項第一号又は第二号に掲げる金額をその共済金として支払うことを定めた組合等についての第百七条第三項、第百二十三条第一項第一号、第百二十四条第一項第一号、第百三十六條第二項、第百四十一条の五第一号、第百四十一条の六第一項及び第百四十一条の七第一項第一号の規定の適用については、前項の規定の適用がなかったものとみなしてこれらの規定を適用する。

〔農作物收穫皆無耕地に対する給付の特例〕

第百五十条の五 組合等は、第百九条第二項又は第三項に規定する農作物共済については、当分の間、これらの規定にかかわらず、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、当該組合員等が当該農作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地

〔一筆方式及び半相殺方式の足切割合の引き下げができる農作物の種類〕

第七条 法第百五十条の四第一項の政令で定める共済目的の種類は、水稻とする。

〔共済金の支払〕

第四十七条の十一 組合等は、法第百五十条の四第一項に規定する共済金を支払う場合には、あらかじめ、共済規程等にその旨を定めるとともに、その旨を農林水産大臣に届け出なければならぬ。

② 前項の共済金の金額は、農林水産大臣の定める金額を限度とする。⁷⁷

〔省令で定める率〕

第四十七条の十二 法第百五十条の四第一項第一号及び第二号の農林水産省令で定める率は、第二十八条の二の規定により組合等が定めた割合又は組合員等が申し出た割合に応じて農林水産大臣が定める率とする。⁷⁸

〔補償割合別の收穫皆無耕地に対する給付の特例に関する率〕

第四十七条の十三 法第百五十条の五の農林水産省令で定める率は、第二十八条の二の規定により組合等が定めた割合又は組合員等が申し出た割合に応じて農林水産大臣が定める率とする。⁸⁰

で共済事故により収穫のないもの（以下「農作物収穫皆無耕地」という。）がある場合であつて、これらの規定により共済金が支払われないとき又は第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超えるときは、第一号に掲げる金額に同条第二項又は第三項の規定により共済規程等で定められる割合に応じて農林水産省令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

一 第六十六条第一項第二号又は第三号の単位当たり共済金額に、当該農作物収穫皆無耕地ごとの当該農作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計の百分の七十（第六十条の本田移植期又は発芽期において共済事故により移植できなかったこと又は発芽しなかつたことその他農林水産省令で定める事由のある農作物収穫皆無耕地については、実損害額を勘案して農林水産大臣が定める割合）に相当する数を乗じて得た金額⁶¹。

二 第六十九条第二項又は第三項の規定を適用して算定して得た金額

〔家畜共済の共済目的たる肉豚の特例〕

第五十条の五の二 肉豚は、当分の間、出生後第八月の月の末日を経過した後においても、共済規程等で定めるところにより、家畜共済の共済目的とすることができる。

〔特定包括共済関係〕

第五十条の五の三 前条の規定により共済目的とされる肉豚に係る家畜共済の共済関係は、第一百一十一条第一項の規定にかかわらず、農業共済組合の組合員又は家畜共済資格者（肉豚の飼養頭数を適正に確認することができる見込みがあるものとして農林水産省令で定める基準に適合する者に限る。）が、その者の飼養する肉豚で出生後第二十日の日を経過したものを一体として組合等の家畜共済に付することを申し込み、組合等がこれを承諾することによつて、成立するものとする。

② 前項の規定による承諾には、第一百一十一条の四の規定を準用する。この場合において、同条中「第一百一十一条」とあるのは、「第五十条の五の三第一項」と読み替えるものとする。

〔省令で定める基準〕

第四十七条の十四 法第五十条の五の三第一項の農林水産省令で定める基準は、次に掲げる要件のすべてに適合することとする。

一 畜舎への立入調査により、母豚の頭数、畜舎の構造及び敷地面積その他肉豚の飼養頭数の確認のために必要な事項が把握できること。

二 過去三年間において母豚の繁殖成績及び当該母豚から出生した豚の離乳の日に至るまでの死亡率を記録しており、かつ、今後も当該繁殖成績及び死亡率を記録することが確実であると見込まれること。

三 過去三年間においてその者の飼養する母豚から出生した豚がその者の出荷する肉豚（第四十七条の十六に規定する特別の事由により飼養するに至つた肉豚を除く。以下この号において同じ。）のおおむね全頭を占めており、かつ、今後ともその者の飼養する母豚から出生した豚がその者の出荷する肉豚のおおむね全頭を占めることが確実であると見込まれること。

四 肉豚を過去三年間において肉豚の頭数に関する資料の提供につ

〔包括共済関係の消滅〕

第五百十条の五の四 前条第一項の規定により成立する家畜共済の共済関係（以下特定包括共済関係という。）の成立の際、その成立により家畜共済に付されることとなつた肉豚につき既に包括共済関係が成立していたときは、当該特定包括共済関係に係る共済責任の始まる時に、その成立していた包括共済関係は、消滅するものとする。

〔肉豚が特定包括共済関係に付される時点〕

第五百十条の五の五 組合等との間に特定包括共済関係の存する者の飼養している肉豚が出生後第二十日の日を経過したときは、その時（その時に当該組合等の当該特定包括共済関係に係る共済責任が始まつていないときは、その共済責任の始まつた時）に、当該肉豚は、当該組合等の当該特定包括共済関係に係る家畜共済に付されるものとする。その者が当該特定包括共済関係の成立の後に農林水産省令で定める特別の事由により出生後第二十日の日を経過した肉豚を飼養するに至つたときも、また同様とする。

第九十三条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により特定包括共済関係に関し権利義務の承継があつた場合において、当該権利義務を承継した者がその承継前から引き続き出生後第二十日の日を経過した肉豚を飼養していたときは、当該肉豚についても、また前項前段と同様とする。

③ 組合等との間に特定包括共済関係の存する者が当該組合等の当該特定包括共済関係に係る家畜共済に付した肉豚を飼養しなくなつたとき（その者が同時に当該特定包括共済関係に係る肉豚につき養畜

き協力が得られる卸売市場等に出荷しており、かつ、今後とも肉豚を当該卸売市場等に出荷することが確実であると見込まれること。

〔省令で定める正当の理由〕

第四十七条の十五 法第五百十条の五の三第二項において準用する法第百十一条の四の農林水産省令で定める正当な理由は、その申込みに係る肉豚のうちに第二十九条の四第三号から第五号までに掲げる要件に該当するものが含まれているため、その申込みを承諾するとすれば、肉豚を組合等の包括共済関係又は特定包括共済関係に係る家畜共済に付している者との間に著しく衡平を欠くこととなるおそれがあることとする。

〔省令で定める特別の事由〕

第四十七条の十六 法第五百十条の五の五第一項の農林水産省令で定める特別の事由は、畜舎の増築若しくは改修により飼養頭数を増加させる必要が生じたこと又は共済事故の発生による飼養頭数の減少を補う必要が生じたこととする。

の業務を営む者でなくなつたときを除く。）は、その時に、当該肉豚は、当該家畜共済に付した肉豚でなくなるものとする。当該肉豚が種豚となつたときも、また同様とする。

〔準用規定〕

第百五十条の五の六 第百十一条の八の規定は、組合等との間に特定包括共済関係の存する者について準用する。

〔肉豚の異動の通知〕

第百五十条の五の七 組合等との間に特定包括共済関係の存する者は、当該特定包括共済関係に係る肉豚に農林水産省令で定める異動（死亡を除く。）を生じたときは、その時の属する基準期間（農林水産省令で定める基準日の翌日から次の基準日までの期間をいう。以下同じ。）の終了後、遅滞なく、当該基準期間中における当該異動を組合等々に通知しなければならない。

② 組合等との間に特定包括共済関係の存する者は、第百五十条の五の五第一項後段の規定により当該特定包括共済関係に係る家畜共済に付された肉豚があつたときは、遅滞なく、その旨を組合等々に通知しなければならない。

〔特定包括共済関係に係る家畜共済の共済金額〕

第百五十条の五の八 特定包括共済関係に係る家畜共済の共済金額は、共済掛金期間開始の時ににおける共済価額に共済規程等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず、その時ににおける共済価額の百分の八十を超えない範囲内において、共済規程等で定めるところにより、農業共済組合の組合員又は家畜共済資格者が申し出た金額とする。

② 特定包括共済関係に係る家畜共済の共済金額は、共済金が支払わ

〔政令で定める基準〕

第八条 法第百五十条の五の六において準用する法第百十一条の八第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第八十四条第一項第三号及び第百五十条の五の二の規定により共済目的とすることができ肉豚の期首頭数が二百頭以上であること。

二 肉豚につき、法第百五十条の五の六において準用する法第百十一条の八第一項の申出に係る共済掛金期間の開始前五年度にわたり引き続き養畜の業務を営んだ経験を有すること。

〔共済事故としない旨の申出〕

第四十七条の十七 組合等との間に特定包括共済関係の存する者は、法第百五十条の五の六において準用する法第百十一条の八の規定により、共済規程等の定めるところにより、当該共済掛金期間の開始する二週間前までに、火災、伝染性の疾病（家畜伝染病予防法第四条第一項の届出伝染病にあつては、農林水産大臣が指定するものに限る。）又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡以外の死亡を共済事故としない旨の申出をすることができ。^{*82}

〔肉豚の異動等〕

第四十七条の十八 法第百五十条の五の七第一項の農林水産省令で定める異動は、法第百五十条の五の五第一項前段又は第三項に規定する異動とする。

② 法第百五十条の五の七第一項の農林水産省令で定める基準日は、共済掛金期間の開始の日から一箇月を経過するごとの日とする。

〔共済金額の増額の請求等〕

第四十七条の十九 法第百五十条の五の八第三項において準用する法第百十四条第四項前段の規定による共済金額の増額の請求は、当該肉豚の異動があつた日の属する基準期間の次の基準期間の開始の日から二週間以内になければならない。

② 法第百五十条の五の八第三項において準用する法第百十四条第四項後段の規定による共済掛金の支払は、前項の請求をした日から二週間以内にしなければならない。

れたときは、その時の属する基準期間の次の基準期間の開始の時に、その支払われた共済金に相当する金額だけ減額するものとする。

- ③ 特定包括共済関係に係る家畜共済の共済金額には、第百十四条第二項及び第四項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第百五十条の五の八第一項」と、同条第四項中「第百十一条の六第一項又は第二項」とあるのは「第百五十条の五の五第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

- ④ 前項において準用する第百十四条第四項の規定又は第百二十条において準用する保険法第十条の規定による変更後の特定包括共済関係に係る家畜共済の共済金額は、第一項及び第百十四条第六項の規定にかかわらず、共済目的の異動の時の属する基準期間の次の基準期間の開始の時における共済価額に第一項の最低割合を乗じて得た金額を下らず、その時における共済価額の百分の八十を超えない範囲内において定めなければならない。

〔特定包括共済関係に係る家畜共済の共済価額〕

- 第百五十条の五の九 特定包括共済関係に係る家畜共済の共済価額は、組合員等ごとに、当該組合員等が現に飼養している当該特定包括共済関係に係る肉豚の価額を合計した金額とする。

- ② 前項の肉豚の価額には、第百十四条の二第三項の規定を準用する。

〔特定包括共済関係に係る家畜共済の共済金の支払〕

- 第百五十条の五の十 特定包括共済関係に係る家畜共済に係る共済金は、第百十六条第一項の規定にかかわらず、当該共済事故に係る肉豚の価額により、農林水産省令で定めるところにより、共済規程等で定める方法によつて算定された損害の額に共済金額の当該共済事故が発生した時の属する基準期間の開始の時における共済価額に対する割合（その割合が百分の八十を超えないときは、百分の八十）を乗じて得た額（その額が、組合員等ごと及び共済掛金期間ごとに、共済金額に応じ及び第百十五条第二項の地域別その他の農林水産省令で定める区分により農林水産大臣が定める額を超える場合にあつては、その農林水産大臣が定める額）とする。

- ② 第百十六条第三項の規定は、特定包括共済関係に係る家畜共済に係る共済金について準用する。この場合において、同項中「包括共済対象家畜」とあるのは「肉豚」と、「第一項の規定」とあるのは「第一項又は第百五十条の五の十第一項の規定」と、「同項」とあるのは「第一項又は第百五十条の五の十第一項」と、同項第一号中

〔組合等が定める肉豚の価格〕

- 第四十七条の二十 法第百五十条の五の九第二項において準用する法第百十四条の二第三項の規定により組合等が定める金額については、第二十九条の九の二第三項の規定を準用する。

〔損害の額等〕

- 第四十七条の二十一 法第百五十条の五の十第一項の損害の額については、第三十二条の規定を準用する。

〔共済金の支払額の上限を定める区分〕

- 第四十七条の二十二 法第百五十条の五の十第一項の農林水産省令で定める区分は、次のとおりとする。

- 一 共済掛金期間の月数別
- 二 火災、伝染性の疾病又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡により支払うものその他のものとの別

〔肉豚の価額〕

- 第四十七条の二十三 法第百五十条の五の十第三項において準用する法第百十四条の二第三項の規定により組合等が定める金額については、第二十九条の九の二第三項の規定を準用する。

- 「第一項第一号」とあるのは「第一項第一号又は第百五十条の五の十第一項」と読み替えるものとする。
- ③ 第一項の肉豚の価額には、第百十四条の二第三項の規定を準用する。

〔共済金の支払いを請求できない場合についての準用規定〕

第百五十条の五の十一 第百十八条第二項から第四項までの規定は、特定包括共済関係に係る家畜共済の共済金の支払について準用する。この場合において、同条第二項中「第百十一条の八第一項」とあるのは「第百五十条の五の六において準用する第百十一条の八第一項」と、同条第三項中「第百十四条第五項の規定により家畜共済の共済金額が」とあるのは「第百五十条の五の八第一項の規定による特定包括共済関係に係る家畜共済の共済金額がその直前の共済掛金期間の終了の時における共済金額から」と読み替えるものとする。

〔共済目的等に関する規定の適用の特例〕

第百五十条の五の十二 特定包括共済関係に係る家畜共済についての第百八十四条第一項第三号、第九十九条第一項第六号及び第七号、第百十二条並びに第百十五条第一項及び第三項の規定の適用については、第百八十四条第一項第三号中「から出生後第八月の月の末日までの」とあるのは「を経過した」と、第九十九条第一項第六号中「第百五条第五項、第百十三条の二若しくは第百二十条の五（第百二十条の十八及び第百二十条の二十五において準用する場合を含む。）」とあるのは「第百五十条の五の七」と、同項第七号中「第百十一条第一項」とあるのは「第百五十条の五の三第一項」と、第百十二条第一項中「第百十一条の六第一項又は第二項の規定により包括共済関係」とあるのは「第百五十条の五の五第一項又は第二項の規定により特定包括共済関係」と、同条第二項中「一年（肉豚に係るものにあつては、第百八十四条第一項第三号に規定する肉豚に係る期間に相当する期間）」とあるのは「一年」と、同条第三項中「共済掛金期間（肉豚に係る家畜共済にあつては、当該家畜共済に係る共済掛金期間。第百十四条第一項において同じ。）」とあるのは「共済掛金期間」と、第百十五条第一項中「及び同条第二項」とあるのは「、同条第二項及び第百五十条の五の二」と、同項及び同条第三項中「第百十一条の八第一項」とあるのは「第百五十条の五の六において準用する第百十一条の八第一項」とする。

〔特定包括共済関係に係る免責の特例〕

第四十七条の二十四 特定包括共済関係に係る法第百十八条第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 第三十三条の二第一号又は第二号に掲げる要件に適合する場合
 - 二 次の要件のすべてに適合する場合
イ 当該共済事故が特定包括共済関係に係る家畜共済に係るものであること。
ロ 当該共済事故に係る肉豚が、当該特定包括共済関係の存する者が飼養する母豚から出生し、当該特定包括共済関係の成立後に出生後第二十日の日（その日に離乳していないときは、離乳した日）を経過したものであること。
 - 三 次の要件のすべてに適合する場合
イ 当該共済事故が特定包括共済関係に係る家畜共済に係るものであること。
ロ 当該共済事故に係る肉豚が、法第百五十条の五の四の規定によりイの特定包括共済関係に係る共済責任の開始の際に消滅した包括共済関係に、当該共済事故が生じた日の前日から起算して二週間以上前から付されていたものであること。
 - 四 次の要件のすべてに適合する場合
イ 当該共済事故が包括共済関係に係る家畜共済に係るものであること。
ロ 当該共済事故に係る肉豚が、当該共済事故が生じた日の前日から起算して二週間以上前から特定包括共済関係に係る家畜共済に付されており、かつ、当該特定包括共済関係に係る家畜共済に付された肉豚でなくなつた後二週間以内にイの家畜共済に付されたものであること。
 - 五 次の要件のすべてに適合する場合
イ 当該共済事故に係る家畜が法第九十三条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権利義務の承継により同一の組合等の他の特定包括共済に新たに付されたものであること。
ロ 当該共済事故に係る家畜が当該共済事故が生じた日の前日から起算して二週間以上前からイの権利義務の承継に係る譲渡人又は譲受人によりイの組合等の特定包括共済に付されていたものであること。
- ② 法第百五十条の五の十一において準用する法第百十八条第三項の場合に係る法第百五十条の五の十一において準用する法第百十八条

〔申し出に係る樹園地単位引受方式〕

- 第五百十条の五の十三** 収穫共済の共済目的の種類のうち政令で定めるものについては、当分の間、農林水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定めるときは、第二百十条の六第一項各号に掲げる金額のほか、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び収穫共済の共済目的の種類等たる果樹の栽培を行う樹園地ごとに、農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者が、共済規程等で定めるところにより、標準収穫金額（果実の単位当たり価格に、当該樹園地の当該収穫共済共済目的の種類等に係る標準収穫量に相当する数を乗じて得た金額をいう。以下この項において同じ。）に共済規程等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず、標準収穫金額の百分の六十（第二百十条の三の二第三項の適用を受ける共済関係に係る収穫共済のうち農林水産省令で定めるものにあつては、百分の六十を下らず百分の七十を超えない範囲内において農林水産省令で定める割合）を超えない範囲内において、申し出た金額を収穫共済の共済金額とすることができる。
- ② 前項の果実の単位当たり価格は、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び農林水産大臣の定める地域ごとに、過去一定年間における果実の平均価格を基礎として、農林水産大臣が定める金額とする。
- ③ 第一項の標準収穫量は、農林水産大臣の定める準則に従い組合等が定めるものとする。
- ④ 第一項の最低割合の基準は、農林水産大臣が定める。⁸³
- ⑤ 第二百十条の六第五項の規定により細区分が定められた収穫共済の共済目的の種類等についての第一項及び第二項の規定の適用については、第一項中「標準収穫金額」とあるのは「標準収穫金額（当該収穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとに、一と、「当該収穫共済の共済目的の種類等」とあるのは「当該細区分」と、「数を乗じて得た金額」とあるのは「数を乗じて得た金額の合計額」と、第二項中「収穫共済の共済目的の種類等」とあるのは「収穫共済の共済目的の種類等の細区分」とする。

〔収穫共済の樹園地単位方式の対象果樹〕

第九条 法第五百十条の五の十三第一項の政令で指定する共済目的の種類は、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、かき、くり、うめ、すもも及びキウイフルーツとする。

第四項において準用する同条第一項ただし書の農林水産省令で定める場合については、第三十三条の二の二の規定を準用する。

〔特定包括共済関係の特例〕

第四十七条の二十五 特定包括共済関係に係る家畜共済についての第三十五条の五及び第四十条の七の規定の適用については、これらの規定中「包括共済関係」とあるのは、「特定包括共済関係」とする。

第四十七条の二十六 組合等は、法第五百十条の五の十三第一項の規定により収穫共済の共済金額を定める場合には、第三十三条の六の二の規定にかかわらず、収穫共済の共済目的の種類等ごとに、法第二百十条の六第一項各号に掲げる金額及び法第五百十条の五の十三第一項に規定する金額のうちから定めることができる。この場合において、当該組合等が複数の金額について定めるときは、当該複数の金額のうちからその農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者（法第二百十条の六第一項第二号に掲げる金額については、その者が栽培する収穫共済の共済目的の種類等に係る果実の生産量のおおむね全量を過去五年間において法第二百十条の十に規定する果実の数量及び品質（法第二百十条の三の二第二項の申出をした者にあつては、果実の数量）に関する資料の提供につき協力が得られる農業協同組合等に出荷しており、かつ、今後も当該果実の生産量のおおむね全量を当該農業協同組合等に出荷することが確実であると見込まれる者に限り、法第二百十条の六第一項第三号に掲げる金額については、その者が栽培する収穫共済の共済目的の種類等に係る果実の生産量のおおむね全量を過去五年間において法第二百十条の十に規定する果実の数量及び価格に関する資料の提供につき協力が得られる農業協同組合等に出荷しており、かつ、今後も当該果実の生産量のおおむね全量を当該農業協同組合等に出荷することが確実であると見込まれる者に限る。）が申し出た一の金額を当該農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者についての収穫共済の共済金額とする旨を共済規程等で定めるものとする。

〔農林水産省令で定める収穫共済〕

第四十七条の二十七 法第五百十条の五の十三第一項の農林水産省令で定める収穫共済は、法第二百十条の三の二第三項の規定の適用を受ける共済関係に係る収穫共済のうち同条第一項本文の申出に係るもののすべてとする。

〔樹園地単位方式による共済金の支払い〕

第百五十条の五の十四 組合等は、前条第一項の規定による申出に係る金額を共済金額とする収穫共済については、第百二十条の八第一項の規定にかかわらず、収穫共済の共済目的の種類等ごと及び収穫共済の共済目的の種類等たる果樹の栽培を行う耕地ごとに、共済事故による共済目的の減収量（その樹園地の基準収穫量から第九十八条の二の準則に従い認定されたその年におけるその樹園地の収穫量を差し引いて得た数量をいう。以下この項において同じ。）がその基準収穫量の百分の四十（第百二十条の三の二第三項の規定の適用を受ける共済関係に係る収穫共済のうち農林水産省令で定めるものにあつては、百分の三十を下らず百分の四十を超えない範囲内において農林水産省令で定める割合）を超えた場合に、共済金額に、その減収量のその基準収穫量に対する割合に応じて農林水産省令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として支払うものとする。

② 前項の基準収穫量は、組合等が前条第三項の規定により定められた標準収穫量に農林水産大臣が定める方法により一定の調整を加えて得た数量とする。⁸⁴

③ 第百二十条の六第五項の規定により細区分が定められた収穫共済の共済目的の種類等についての第一項の規定の適用については、同項中「共済目的の減収量」とあるのは「共済目的の減収金額」と、「基準収穫量から」とあるのは「当該収穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとの基準収穫金額（当該細区分に係る果実の単位当たり価額に、当該樹園地の当該細区分に係る基準収穫量に相当する数を乗じて得た金額をいう。以下この項において同じ。）の合計額からその樹園地の当該収穫共済の共済目的の種類等の細区分ごとの収穫金額（当該細区分に係る果実の単位当たり価額に、「その樹園地の収穫量」とあるのは「当該樹園地の当該細区分に係る果実の収穫量に相当する数を乗じて得た金額をいう。」の合計額」と、「数量」とあるのは「金額」と、「基準収穫量の」とあるのは「基準収穫金額の合計の」と、「減収量の」とあるのは「減収金額の」と、「基準収穫量に」とあるのは「基準収穫金額の合計額に」とする。

〔農林水産省令で定める割合〕

第四十七条の二十八 法第百五十条の五の十三第一項の農林水産省令で定める割合は、百分の七十とする。

〔農林水産省令で定める収穫共済〕

第四十七条の二十九 法第百五十条の五の十四第一項の農林水産省令で定める収穫共済は、法第百二十条の三の二第三項の規定の適用を受ける共済関係に係る収穫共済のうち同条第一項本文の申出に係るもののすべてとする。

〔農林水産省令で定める割合〕

第四十七条の三十 法第百五十条の五の十四第一項の農林水産省令で定める割合は、百分の三十とする。

〔農林水産省令で定める率〕

第四十七条の三十一 法第百五十条の五の十四第一項の農林水産省令で定める率は、同項の減収量の同項の基準収穫量に対する割合に三分の五（第四十七条の二十九に規定する収穫共済にあつては、七分の十）を乗じて得た率から三分の二（第四十七条の二十九に規定する収穫共済にあつては、七分の三）を差し引いて得た率とする。

〔茶の災害収入共済方式又は大豆の一筆方式の特例に係る共済金額〕

第百五十条の六 畑作物共済の共済目的の種類（農作物に限る。）のうち政令で定めるものについては、当分の間、農林水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定めるときは、第百二十条の十四第一項第一号及び第二号に掲げる金額のほか、次の金額を畑作物共済の共済金額とすることができる。

一 畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び畑作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとに、単位当たり共済金額に、当該耕地の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収獲量の百分の六十（政令で定める農作物にあつては、百分の七十）に相当する数を乗じて得た金額

二 畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び農業共済組合の組合員又は畑作物共済資格者ごとに、その者が、共済規程等で定めるところにより、基準生産金額に共済規程等で定める最低割合を乗じて得た金額を下らず、特定畑作物共済限度額（基準生産金額の百分の八十に相当する金額をいう。以下同じ。）を超えない範囲内において、申し出た金額

② 前項第一号の単位当たり共済金額は、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び農林水産大臣が定める地域ごとに、当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る収獲物の単位当たり価格に相当する額を限度として農林水産大臣が定める二以上の金額につき、農林水産省令で定めるところにより組合等が共済規程等で定める金額とする。

③ 第一項第一号の基準収獲量は、農林水産大臣が定める準則に従い組合等が定めるものとする。

④ 第一項第二号の基準生産金額は、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び農業共済組合の組合員又は畑作物共済資格者ごとに、農林水産大臣の定める準則に従い、その者が過去一定年間に於いて収獲した当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る農作物の生産金額（当該農作物に係る収入金額で農林水産省令で定めるものを含む。次条第二項において同じ。）を基礎として、組合等が定める金額とする。⁸⁵

⑤ 第一項第二号の最低割合の基準は、農林水産大臣が定める。⁸⁶

〔畑作物共済の共済目的の種類〕

第十条 法第百五十条の六第一項の政令で定める共済目的の種類は、大豆及び茶とする。

〔政令で定める農作物〕

第十一条 法第百五十条の六第一項第一号の政令で定める農作物は、大豆とする。

〔畑作物共済の一筆方式又は災害収入共済方式の共済金額等〕

第四十七条の三十二 組合等は、法第百五十条の六第一項の規定により大豆に係る畑作物共済の共済金額を定める場合には、第三十三条の十四の二第二項の規定にかかわらず、畑作物共済の共済目的の種類等ごとに、法第百二十条の十四第一項第一号及び第二号並びに第百五十条の六第一項第一号に掲げる金額のうちから定めることができる。この場合において、当該組合等が複数の金額について定めるときは、当該複数の金額のうちからその農業共済組合の組合員又は畑作物共済資格者（法第百二十条の十四第一項第二号に掲げる金額については、その者が耕作する畑作物共済の共済目的の種類等に係る農作物に係る収獲物の生産量のおおむね全量を過去五年間において法第百二十条の十八において準用する法第百二十条の十に規定する収獲物の数量に関する資料の提供につき協力が得られる農業協同組合等に出荷しており、かつ、今後も当該収獲物の生産量のおおむね全量を当該農業協同組合等に出荷することが確実であると見込まれる者に限る。）が申し出た一の金額を当該農業共済組合の組合員又は畑作物共済資格者についての畑作物共済の共済金額とする旨を共済規程等で定めるものとする。【準用…②】

② 前項の規定は、組合等が法第百五十条の六第一項の規定により茶に係る畑作物共済の共済金額を定める場合について準用する。この場合において、前項中「第三十三条の十四の二第二項」とあるのは「第三十三条の十四の二第三項」と、「及び第二号並びに第百五十条の六第一項第一号」とあるのは「及び第百五十条の六第一項第二号」と、「法第百二十条の十四第一項第二号」とあるのは「同号」と、「数量」とあるのは「数量及び価格」と読み替えるものとする。

〔畑作物共済の災害収入共済の共済金額の選択〕

第四十七条の三十三 組合等は、法第百五十条の六第二項の規定により同条第一項第一号の単位当たり共済金額を定める場合には、組合等の区域ごとに、同条第二項の規定により農林水産大臣が定める金額のうちの一の金額について定めるものとする。

② 組合等が法第百二十条の十五第六項の規定により危険段階の別を定めた場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該組合等は、法第百五十条の六第二項の規定により同条第一項第一号の単位当たり共済金額を定める場合には、組合等の区域ごと及びその危険段階別に、同条第二項の規定により農林水産大臣が定める金額のうちの一の金額について定めるものとする。

〔畑作物共済の特例による共済金の支払い〕

第五百十條の七 組合等は、前条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済については、第二百十條の十六第一項の規定にかかわらず、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び畑作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとに、共済事故による共済目的の減収量（その耕地の前条第三項の規定により定められる基準収穫量から第九十八條の二の準則に従い認定されたその年におけるその耕地の収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、第二百十條の十七第一号の発芽期又は移植期において共済事故により発芽しなかつたこと又は移植できなかつたことその他農林水産省令で定める事由のある耕地については、その差し引いて得た数量を、実損害額を勘定して農林水産大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。）が当該基準収穫量の百分の四十（前条第一項第一号の政令で定める農作物にあつては、百分の三十）を超えた場合に、同号の単位当たり共済金額に、その超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

② 組合等は、前条第一項第二号の規定による申出に係る金額を共済金額とする畑作物共済については、第二百十條の十六第一項の規定にかかわらず、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、第八十四條第一項第六号に規定する農作物の減収（てん菜その他政令で定める農作物にあつては農作物の減収又は糖度の低下とし、農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合において、第九十八條の二の準則に従い認定された当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係るその年産の農作物の生産金額がその特定畑作物共済限度額に達しないときに、その特定畑作物共済限度額から当該生産金額を差し引いて得た金額に、共済金額の特定畑作物共済限度額に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

〔政令で定める農作物〕

第十二條 法第五十條の七第二項の政令で定める農作物は、さとうきびとする。

③ 組合等は、前二項の規定にかかわらず、共済規程等で、その農業共済組合の組合員又は畑作物共済資格者の申出により、当該農業共済組合の組合員又は畑作物共済資格者について、前二項の規定により当該組合等が定めた金額と異なる金額（法第五十條の六第二項の規定により農林水産大臣が定める金額のうちから組合等が共済規程等で定める金額のうちいずれかの金額に限る。）を同条第一項第一号の単位当たり共済金額とすることができる旨を定めることができる。

〔災害収入共済方式において農作物の減収とするもの〕

第四十七條の三十四 法第五十條の七第二項の農林水産省令で定める農作物の減収は、農林水産大臣の定める準則に従い認定されたその年における当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る農作物に係る収穫物の収穫量にその年における当該組合員等の収穫に係る当該収穫物の価格に応じ農林水産大臣の定める方法により一定の調整を加えて得た数量が、当該組合員等の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量に達しないこととする。⁸⁷

② 前項の基準収穫量は、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに農林水産大臣の定める準則に従い、過去一定年間におけるその者の当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る農作物に係る収穫物の収穫量に、当該一定年間におけるその者の収穫に係る当該収穫物の価格に応じ、一定の調整を加えて得た数量等を基礎として、組合等が定める数量とする。⁸⁸

〔畑作物共済の災害収入共済方式への読替え〕

第四十七條の三十五 法第五十條の七第二項に規定する畑作物共済についての第十七條の十三の二、第十九條の二第二項第一号ハ、第三十三條の十三、第三十七條第六号及び第七号並びに第四十條の九第六号及び第七号の規定の適用については、第十七條の十三の二中「品質（特定収穫共済の共済目的たる果樹に係る収穫物にあつては、品質若しくは価格）」とあるのは「価格」と、第十九條の二第二項第一号ハ中「事項」とあるのは「事項及び畑作物共済に付する申込みに係る畑作物共済の共済関係に係る農作物に係る収穫物の出荷計画」と、第三十三條の十三中「法第二百十條の十四第一項第一号若しくは第二号の基準収穫量」とあるのは「法第五十條の六第一項第二号の基準生産金額」と、第三十七條第六号中「減収量及び」とあるのは「減収量及び生産金額の減少額並びに」と、同条第七号中「減収量及びその減収量に係る被害面積、当該保険金」とあるの

〔畑作物共済の特例における読替〕

第百五十条の八 前条第二項に規定する畑作物共済についての第八十四条第一項第六号、第百二十条の十八において読み替えて準用する第百二十条の十、第百三十七条の五号及び第百四十一条の七第一項第四号の規定の適用については、第八十四条第一項第六号中「による農作物の減収」とあるのは「による農作物の減収を伴う生産金額の減少」と、「及び糖度の低下」とあるのは「又は糖度の低下を伴う生産金額の減少」と、第百二十条の十八において読み替えて準用する第百二十条の十中「收穫物若しくは蚕繭」とあるのは「收穫物」と、第百三十七条の五号及び第百四十一条の七第一項第四号中「相当する金額」とあるのは「相当する金額（その金額が農林水産大臣が定める金額を超える場合にあっては、その農林水産大臣が定める金額）」とする。⁸⁹

〔さとうきび收穫皆無耕地に関する共済金支払の特例〕

第百五十条の九 組合等は、さとうきびに係る第百二十条の十六第一項又は第二項に規定する畑作物共済については、当分の間、組合員等ごとに、当該組合員等がさとうきびの栽培を行う耕地で共済事故により收穫のないもの（以下「さとうきび收穫皆無耕地」という。）がある場合であつて、同条第一項若しくは第二項の規定により共済金が支払われないとき又は第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超えるときは、同条第一項又は第二項の規定にかかわらず、第一号に掲げる金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

一 単位当たり共済金額に、当該さとうきび收穫皆無耕地ごとの基準收穫量の合計の百分の七十（第百二十条の十七第一号の発芽期において共済事故により発芽しなかつたことその他農林水産省令で定める事由のあるさとうきび收穫皆無耕地については、実損害額を勘案して農林水産大臣が定める割合）に相当する数を乗じて得た金額

二 第百二十条の十六第一項又は第二項の規定を適用して算定して得た金額

〔畑作物共済の義務加入の特例〕

第百五十条の十 組合等との間に家畜共済 果樹共済又は園芸施設共済の共済関係の存する者（農作物共済の共済関係の存する者を除く。）で、当該組合等が現に行っている畑作物共済においてその共済

は「減収量及び生産金額の減少額並びにその減収量に係る被害面積並びに当該保険金」と、第四十条の九第六号中「減収量及び」であるのは「減収量及び生産金額の減少額並びに」と、同条第七号中「減収量及びその減収量に係る被害面積、当該共済金」とあるのは「減収量及び生産金額の減少額並びにその減収量に係る被害面積並びに当該共済金」とする。

④ 法第百五十条の九第一号の農林水産省令で定める事由 未定

付録〔略〕

別表（第三十三条の二十四関係）

特定園芸施設 設の区分	区分の標準
ガラス室Ⅰ 類（木造）	屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られ、かつ、骨格の主要部分が木により造られている施設
ガラス室Ⅱ 類（鉄骨）	屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られ、かつ、骨格の主要部分が鋼材又はアルミ材により造られている施設
プラスチック	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使

目的の種類としてあるさとうきびにつき栽培の業務を営むものは、
 第二百二十条の十八において準用する第百十一条の二第一項の規定の
 適用については、当分の間、当該組合等との間に農作物共済の共済
 関係の存する者とみなす。

別記様式〔略〕 *90	クハウスⅠ 類（木竹） 用され、かつ、骨格の主要部分が木又は竹により造 られている施設	プラスチック クハウスⅡ 類（パイプ ） 主としてプラスチックフィルムが被覆材として使 用され、かつ、骨格の主要部分がパイプにより造ら れている施設	プラスチック クハウスⅢ 類（鉄骨下 ） 主としてプラスチックフィルムが被覆材として使 用され、かつ、骨格の主要部分が鋼材又は鋼材及び パイプにより造られている施設のうち、プラスチック クハウスⅣ類甲及びプラスチッククハウスⅣ類乙以外 のもの	プラスチック クハウスⅣ 類甲（鉄骨 中・軟） 主としてプラスチックフィルムが被覆材として使 用され、かつ、骨格の主要部分が鋼材又はアルミ材 により造られている施設のうち、農林水産大臣が定 める基準に該当するもので、プラスチッククハウスⅣ 類乙及びプラスチッククハウスⅤ類以外のもの	プラスチック クハウスⅣ 類乙（鉄骨 中・硬） 主としてプラスチックフィルム（農林水産大臣が 定める施設以外の施設にあつては、硬質フィルムに 限る。）が被覆材として使用され、かつ、骨格の主 要部分が鋼材又はアルミ材により造られている施設 のうち、農林水産大臣が定める基準に該当するもの で、プラスチッククハウスⅤ類以外のもの	プラスチック クハウスⅤ 類（鉄骨上 ） 屋根及び外壁の主要部分が合成樹脂板により造ら れている施設並びに屋根及び外壁の主要部分がプラ スチックフィルム（硬質フィルムに限る。）により 造られている施設のうち農林水産大臣が定める基準 に該当するもの	プラスチック クハウスⅥ 類（雨よけ 等） 主として屋根のみがプラスチックフィルムによ り被覆されている施設及びその全体又は主として屋 根のみが通気性を有する被覆材により被覆されて いる施設のうちプラスチッククハウスⅦ類以外のもの	プラスチック クハウスⅦ 類（多目的 ネットハウ ス） その全体が通気性を有する被覆材により被覆され 、かつ、骨格の主要部分が鋼材、アルミ材又はコン クリートにより造られている施設のうち、農林水産 大臣が定める基準に該当するもの
----------------	--	--	---	---	---	---	--	--